

令和7年11月定例会

熊本県議会会議録

令和7年11月28日 開会

令和7年12月19日 閉会

熊本県議会

令和7年11月定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考	
11・28	金	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明		
29	土	休 会	(県の休日)		
30	日				
12・1	月				
2	火	本 会 議	議案調査		
3	水				
4	木				
4	木	本 会 議	一般質問 <small>自民 (松田) 公明 (城下) 立民連 (幸村)</small> <small>参政 (高井) 無所属 (住永) 自民 (城戸)</small>	請願締切 17:00 意見書等締切 17:00	
5	金				
6	土	休 会	(県の休日)		
7	日				
8	月	本 会 議	一般質問 <small>自民 (斎藤) 自民 (西山) 自民 (西村)</small> <small>自民 (岩本) 維新 (星野) 自民 (山口)</small> 議案等に対する質疑 委員会付託		
9	火				
10	水	休 会	議案調査		
11	木			特別委員会	
12	金			常任委員会	総務・厚生・教警
13	土			(県の休日)	
14	日				
15	月				常任委員会
16	火			議事整理	
17	水				
18	木				
19	金	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告		

会期 22日間

目 次

第1号(11月28日)

議事日程 第1号 1

本日の会議に付した事件 1

出席議員氏名 1

欠席議員氏名 2

説明のため出席した者の職氏名 2

事務局職員出席者 2

開会 開議 2

諸般の報告 2

就任挨拶 2

自治功労者に対する表彰状及び記念品の伝達 3

日程第1 会議録署名議員の指名 4

日程第2 会期決定の件 4

日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第48号まで) 5

日程第4 知事の提案理由説明 6

日程第5 休会の件 8

日程通告 散会 8

第2号(12月4日)

議事日程 第2号 9

本日の会議に付した事件 9

出席議員氏名 9

欠席議員氏名 9

説明のため出席した者の職氏名 9

事務局職員出席者 10

開 議 10

日程第1 一般質問 10

松田三郎君質問 10

・令和8年度予算編成に向けた知事の
思いについて

知事木村敬君答弁 11

松田三郎君質問 12

・令和7年8月豪雨への対応について

知事木村敬君答弁 13

松田三郎君質問 14

・令和2年7月豪雨からの球磨・人吉
地域の創造的復興について

知事木村敬君答弁 15

松田三郎君質問 17

・「食のみやこ熊本県」創造推進ビジ
ョンについて

理事間宮将大君答弁 18

松田三郎君質問 19

・森林の適切な保全について

知事木村敬君答弁 20

松田三郎君質問 20

・太陽光発電に関する問題と自然環境
の保全について

知事木村敬君答弁 22

松田三郎君質問——終了 22

休 憩 23

開 議 23

城下広作君質問 23

・新政権への思いについて

知事木村敬君答弁 24

城下広作君質問 25

・県内の情勢について

・TSMC進出が本県にもたらす経
済波及効果

・市町村の副首長への元県職員の就
任の受け止め

知事木村敬君答弁 26

城下広作君質問 27

・セミコンテクノパーク周辺に係る取水と排水について	
・取水施設	
・排水施設	
知事木村敬君答弁	28
城下広作君質問	30
・外国人との共生社会の推進について	
知事木村敬君答弁	31
城下広作君質問	32
・あらゆる災害の防災・減災対策について	
・国・県・市町村間の災害情報の連携	
・災害ボランティアのさらなる確保	
・坪井川水系の新たな遊水地を含む治水対策	
知事公室長深川元樹君答弁	34
健康福祉部長下山薫さん答弁	34
土木部長菰田武志君答弁	35
城下広作君質問	35
・県立高校の在り方検討について	
・定員問題	
・デジタル併願制	
教育長越猪浩樹君答弁	36
城下広作君質問	37
・児童・生徒へのSNS教育について	
教育長越猪浩樹君答弁	37
城下広作君質問——終了	38
休憩	38
開議	38
幸村香代子君質問	38
・知事の「肥後の引き倒し」「土着の宗教」発言と地下水保全策について	
知事木村敬君答弁	39
幸村香代子君質問	40

・長射程ミサイル配備に係る説明会開催と見直しを求める民意について	
知事木村敬君答弁	41
幸村香代子君質問	42
・子どもたちを性被害から守ることについて	
・学校における取組について	
教育長越猪浩樹君答弁	43
幸村香代子君質問	44
・児童養護施設における対応について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	45
幸村香代子君質問	45
・周産期メンタルヘルスについて	
・県立こころの医療センターでの産後うつ外来の現状と課題について	
・県の周産期メンタルヘルスの必要性と今後の方向性について	
病院事業管理者職務代理者楢本亮太君答弁	47
健康福祉部長下山薫さん答弁	47
幸村香代子君質問	48
・定時制・通信制差別を二度と起こさないための取組について	
商工労働部長上田哲也君答弁	48
幸村香代子君質問	49
・国家戦略特区制度「家事サービスに従事する外国人の受入れ」について	
商工労働部長上田哲也君答弁	50
幸村香代子君質問——終了	50
日程通告 散会	51
第3号(12月5日)	
議事日程 第3号	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員氏名	53

欠席議員氏名	53	知事木村敬君答弁	68
説明のため出席した者の職氏名	53	企画振興部長富永隼行君答弁	69
事務局職員出席者	54	住永栄一郎君質問	70
開 議	54	・ 県内児童生徒の低い英語力の状況と 今後の取組について	
日程第1 一般質問	54	教育長越猪浩樹君答弁	72
高井千歳さん質問	54	住永栄一郎君質問	73
・ 外国人との共生を推進するアクション プラン作成における県民の意見反 映について		・ ワーキングケアラー支援について	
知事公室長深川元樹君答弁	57	健康福祉部長下山薫さん答弁	74
高井千歳さん質問	57	住永栄一郎君質問	75
・ 家事支援外国人受入事業の導入の是 非について		・ 子ども食堂、地域食堂の新しい価値 や役割について	
知事木村敬君答弁	59	健康福祉部長下山薫さん答弁	76
高井千歳さん質問	60	住永栄一郎君質問	77
・ 太陽光F I T後におけるパネル放置 ゼロの取組について		・ 国宝通潤橋をはじめとした観光資源 の活用について	
商工労働部長上田哲也君答弁	61	観光文化部長脇俊也君答弁	78
高井千歳さん質問	62	住永栄一郎君質問——終了	79
・ 肥料利用される下水汚泥中のP F O S、P F O Aの測定について		休 憩	79
土木部長菰田武志君答弁	63	開 議	79
高井千歳さん質問	63	城戸淳君質問	79
・ 県内の死亡者数増加の原因について		・ 玉名地域をはじめとする被災地の復 旧支援について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	65	・ 8月豪雨後の境川河川改修の取組 について	
高井千歳さん質問——終了	65	土木部長菰田武志君答弁	80
・ 県環境基本計画における再エネ発電 量の割合の見直しについて(要望)		城戸淳君質問	81
休 憩	67	・ 浸水被害を受けた中小企業者や農 業者への支援について	
開 議	67	商工労働部長上田哲也君答弁	82
住永栄一郎君質問	67	農林水産部長中島豪君答弁	82
・ 熊本地震からの復興について		城戸淳君質問	83
・ 益城町の復興と今後について		・ 食資源を活用した観光振興の推進に ついて	
・ 新大空港構想と益城町のにぎわい づくりについて		観光文化部長脇俊也君答弁	84

城戸淳君質問 …………… 85	企画振興部長富永隼行君答弁 …………… 98
・ 幼保小の接続の重要性について	齋藤陽子さん質問 …………… 99
教育長越猪浩樹君答弁 …………… 86	・ 地域計画を基軸とした持続可能な農業基盤の構築について
城戸淳君質問 …………… 87	農林水産部長中島豪君答弁 …………… 100
・ 半導体産業をはじめとした産業人材の育成について	齋藤陽子さん質問 …………… 101
教育長越猪浩樹君答弁 …………… 88	・ 改正スポーツ基本法を踏まえた熊本のスポーツの在り方について
城戸淳君質問 …………… 89	・ スポーツの価値と振興について
・ 地域公共交通への県の対応について	・ スポーツコンプレックスの推進について
企画振興部長富永隼行君答弁 …………… 90	教育長越猪浩樹君答弁 …………… 102
城戸淳君質問——終了 …………… 91	齋藤陽子さん質問 …………… 102
・ 金栗四三の遺産を生かした玉名地域のスポーツ振興について(要望)	・ 第2期熊本県スポーツツーリズム推進戦略の策定について
・ 県北地域に必要なインフラの整備について(要望)	観光文化部長脇俊也君答弁 …………… 103
日程通告 散会 …………… 92	齋藤陽子さん質問 …………… 104
第4号(12月8日)	・ コミュニティ・スクールの成果と課題について
議事日程 第4号 …………… 93	教育長越猪浩樹君答弁 …………… 106
本日の会議に付した事件 …………… 93	齋藤陽子さん質問——終了 …………… 106
出席議員氏名 …………… 93	休憩 …………… 107
欠席議員氏名 …………… 93	開議 …………… 107
説明のため出席した者の職氏名 …………… 93	西山宗孝君質問 …………… 107
事務局職員出席者 …………… 94	・ 「お出かけ知事室」に対する知事の思いについて
開議 …………… 94	知事木村敬君答弁 …………… 108
日程第1 一般質問 …………… 94	西山宗孝君質問 …………… 109
齋藤陽子さん質問 …………… 94	・ 中山間地域における農業生産基盤の整備推進について
・ 新大空港構想の実現に向けた取組について	農林水産部長中島豪君答弁 …………… 110
・ 新大空港構想の将来展望について	西山宗孝君質問 …………… 110
知事木村敬君答弁 …………… 95	・ 気候変動下における未来の水産業について
齋藤陽子さん質問 …………… 96	農林水産部長中島豪君答弁 …………… 112
・ 「産業集積・産業力強化」及び「快適な生活ができる街づくり」について	
商工労働部長上田哲也君答弁 …………… 98	

西山宗孝君質問	112
・今後の県立高校魅力化の取組について	
教育長越猪浩樹君答弁	114
西山宗孝君質問	114
・熊本県マスタープラン改定に向けた公営住宅の現状と課題について	
土木部長菰田武志君答弁	116
西山宗孝君質問	116
・熊本が誇る「アートポリス」の推進について	
知事木村敬君答弁	118
西山宗孝君質問——終了	119
休憩	120
開議	120
西村尚武君質問	120
・島原・天草・長島架橋構想等について	
知事木村敬君答弁	121
企画振興部長富永隼行君答弁	121
西村尚武君質問	122
・持続可能な地域医療体制の構築について	
・公立病院の経営について	
・新たな看護職員確保対策について	
総務部長千田真寿君答弁	123
健康福祉部長下山薫さん答弁	124
西村尚武君質問	125
・介護現場における生産性の向上について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	126
西村尚武君質問	127
・教員の確保について	
教育長越猪浩樹君答弁	128
西村尚武君質問	128

・地域公共交通の維持について	
企画振興部長富永隼行君答弁	130
西村尚武君質問——終了	130
日程通告 散会	131
第5号(12月9日)	
議事日程 第5号	133
本日の会議に付した事件	133
出席議員氏名	133
欠席議員氏名	134
説明のため出席した者の職氏名	134
事務局職員出席者	134
開議	134
日程第1 一般質問	134
岩本浩治君質問	134
・知事就任後の障害福祉政策について	
知事木村敬君答弁	136
岩本浩治君質問	137
・訪問介護サービスが抱える課題について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	139
岩本浩治君質問	140
・中九州横断道路の有効活用について	
土木部長菰田武志君答弁	141
岩本浩治君質問	141
・阿蘇の地下水保全について	
環境生活部長清田克弘君答弁	143
岩本浩治君質問	144
・高校入試における不登校生徒への対応と入学後の状況について	
教育長越猪浩樹君答弁	145
岩本浩治君質問——終了	146
休憩	146
開議	146
星野愛斗君質問	146
・県財政の現状認識と今後の対応策に	

について	
知事木村敬君答弁	147
星野愛斗君質問	148
・ファシリティマネジメントの取組に について	
総務部長千田真寿君答弁	149
星野愛斗君質問	150
・外国人との共生に向けた医療提供と 国民健康保険制度について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	152
星野愛斗君質問	152
・地域公共交通の維持に向けた県の取 組について	
企画振興部長富永隼行君答弁	155
星野愛斗君質問	156
・中小企業など民間部門の生産性向上 に資するデジタル化の推進について	
理事阪本清貴君答弁	157
星野愛斗君質問——終了	157
・熊本武道館の利便性向上に資する取 組継続について(要望)	
休 憩	159
開 議	159
山口裕君質問	159
・令和7年8月豪雨への対応	
・地域特性を踏まえた浸水対策につ いて	
・被災事業者への支援について	
知事木村敬君答弁	160
山口裕君質問	162
・熊本天草幹線道路について	
・国県道の強靱化について	
副知事亀崎直隆君答弁	163
土木部長菰田武志君答弁	164
山口裕君質問	164
・地域未来創造会議について	
知事木村敬君答弁	165
山口裕君質問	166
・台湾訪問の成果とイノベーション創 発エリアの県の関与について	
知事木村敬君答弁	167
山口裕君質問	168
・海を育む取組について	
知事木村敬君答弁	169
山口裕君質問	169
・上天草高校の魅力化について	
教育長越猪浩樹君答弁	170
山口裕君質問	171
・松枯れへの対策について	
農林水産部長中島豪君答弁	171
山口裕君質問——終了	172
日程第2 議案等に対する質疑(第1号か ら第48号まで)	172
知事提出議案の上程(第49号から第61号ま で)	172
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第 1号から第61号まで)	174
日程第4 請願の委員会付託	174
知事提出議案の上程(第62号から第77号ま で)	174
日程第5 休会の件	175
日程通告 散会	175
第6号(12月19日)	
議事日程 第6号	177
本日の会議に付した事件	177
出席議員氏名	177
欠席議員氏名	178
説明のため出席した者の職氏名	178
事務局職員出席者	178
開 議	178

日程第1 決算特別委員長報告	178
採決	181
知事提出議案の上程(第78号)	182
知事提出議案の委員会付託(第78号)	182
休憩	182
開議	182
日程第2 各常任委員長報告	182
厚生常任委員長報告	182
経済環境常任委員長報告	184
農林水産常任委員長報告	186
建設常任委員長報告	187
教育警察常任委員長報告	188
総務常任委員長報告	188
反対討論(星野愛斗君)	190
反対討論(岩田智子君)	191
反対討論(岩中伸司君)	193
採決	194
日程第3 閉会中の継続審査の件	195
知事提出議案(第62号から第77号まで)	195
採決	195
議員提出議案の上程(第1号)	196
採決	197
委員会提出議案の上程(第1号及び第2号)	197
採決	200
議員派遣の件	200
閉会	201
議長の閉会挨拶	201
付録	
令和7年11月定例会議案議決件名一覧表	付1
議長諸般の報告	付6
議案各委員会別一覧表	付7
請願文書表	付26
委員会審査報告書	付31
閉会中の継続審査申出一覧表	付46

請願委員会審査報告一覧表	閉会中の継続
審査申出一覧表	付47

第 1 号

(11月28日)

令和7年

熊本県議会11月定例会会議録

第1号

令和7年11月28日(金曜日)

議事日程 第1号

令和7年11月28日(金曜日)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 知事提出議案の上程(第1号から第48号まで)
- 第4 知事の提案理由説明
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第48号まで)
- 日程第4 知事の提案理由説明
- 日程第5 休会の件



出席議員氏名(47人)

星野愛斗君
高井千歳さん
住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君
杉蔦ミカさん
立山大二朗君
斎藤陽子さん
本田雄三君
岩田智子君
堤泰之君
南部隼平君

前田敬介君
坂梨剛昭君
荒川知章君
城戸淳君
西村尚武君
池永幸生君
竹崎和虎君
吉田孝平君
中村亮彦君
増永慎一郎君
前田憲秀君
高島和男君
松村秀逸君
岩本浩治君
西山宗孝君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
高木健次君
高野洋介君
内野幸喜君
岩中伸司君
城下広作君
西聖一君
山口裕君
瀨上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君

藤川隆夫君
岩下栄一君
前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君
副知事 竹内信義君
副知事 亀崎直隆君
知事公室長 深川元樹君
総務部長 千田真寿君
企画振興部長 富永隼行君
理事 阪本清貴君
理事 府高 隆君
健康福祉部長 下山 薫さん
環境生活部長 清田克弘君
商工労働部長 上田哲也君
観光文化部長 脇 俊也君
農林水産部長 中島 豪君
理事 間宮将大君
土木部長 菰田武志君
会計管理者 野中真治君
企業局長 久原美樹子さん
病院事業
管理者 鋤本亮太君
職務代理者
教育長 越猪浩樹君
警察本部長 佐藤昭一君
人事委員会
委員長 出田孝一君
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門
事務局次長 鈴 和幸
兼総務課長
議事課長 下崎浩一
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開会 開議

○議長(高野洋介君) ただいまから令和7年11月
熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(高野洋介君) まず、閉会中における諸般
の報告をいたします。

内容については、議席に配付のとおりでありま
す。

〔諸般の報告は付録に掲載〕

就任挨拶

○議長(高野洋介君) 次に、去る9月定例会にお
いて任命同意になりました教育委員会委員、公安
委員会委員及び収用委員会委員から、それぞれ挨
拶の申出があつておりますので、この際、これを
許します。

教育委員会委員渡辺絵美さん。

〔教育委員会委員渡辺絵美さん登壇〕

○教育委員会委員(渡辺絵美さん) おはようござ
います。去る10月、県議会の御同意をいただき、
熊本県教育委員を拝命いたしました渡辺絵美と申
します。熊本の未来を支える子供たちの教育環境
の充実というのは非常に重要なものだと認識して
おります。教育委員として、今後、本県の教育行
政の推進に精いっぱい取り組んでまいり所存でござ
いますので、今後とも御指導御鞭撻のほどよろ
しくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(高野洋介君) 公安委員会委員吉田賢一
君。

〔公安委員会委員吉田賢一君登壇〕

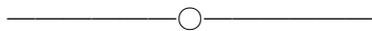
○公安委員会委員(吉田賢一君) おはようござ
います。去る9月の県議会におきまして任命の御同

意をいただき、10月8日付で公安委員を拝命いたしました吉田賢一と申します。公安委員として、2期目にはなりますけれども、これまで同様、与えられた職務を全うすべく、誠心誠意尽くす所存でございます。今後とも、どうぞ御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(高野洋介君) 収用委員会委員伊牟田徹君。

[収用委員会委員伊牟田徹君登壇]

○収用委員会委員(伊牟田徹君) 皆様、おはようございます。去る9月の県議会で御同意をいただき、10月8日付で収用委員に任命された伊牟田徹でございます。任命に際しましては、県議会の御同意をいただき、誠にありがとうございます。収用委員会の使命を自覚し、与えられた職務に誠心誠意努力してまいる所存でございますので、今後とも御指導御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)



自治功労者に対する表彰状及び記念品の伝達

○議長(高野洋介君) 次に、去る10月30日、神奈川県で開催された第182回全国都道府県議会議長会定例総会において、自治功労者として表彰されました議員に対し、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

被表彰者は、

20年以上

坂田孝志君

10年以上

楠本千秋君

河津修司君

西山宗孝君

岩本浩治君

松村秀逸君

岩田智子君

高島和男君
中村亮彦君
吉田孝平君
以上10人であります。

被表彰者の諸君は演壇の前に出ていただきます。

[被表彰者演壇前に出る]

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

坂田孝志殿

あなたは熊本県議会議員として在職20年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します

令和7年10月30日

全国都道府県議会議長会

[表彰状及び記念品伝達]

[拍手]

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

楠本千秋殿

あなたは熊本県議会議員として在職10年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します

令和7年10月30日

全国都道府県議会議長会

[表彰状及び記念品伝達]

[拍手]

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

河津修司殿

以下同文ですので、省略させていただきます。

おめでとうございます。

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

西 山 宗 孝 殿

以下同文ですので、省略させていただきます。

おめでとうございます。

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

岩 本 浩 治 殿

以下同文ですので、省略させていただきます。

おめでとうございます。

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

松 村 秀 逸 殿

以下同文ですので、省略させていただきます。

おめでとうございます。

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

岩 田 智 子 殿

以下同文ですので、省略させていただきます。

おめでとうございます。

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

高 島 和 男 殿

以下同文ですので、省略させていただきます。

おめでとうございます。

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

中 村 亮 彦 殿

以下同文ですので、省略させていただきます。

おめでとうございます。

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

吉 田 孝 平 殿

以下同文ですので、省略させていただきます。

おめでとうございます。

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高野洋介君) 次に、日程に従いまして、
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、
瀧上陽一君、山口裕君、星野愛斗君、以上3人を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの22日間とすることに決定いたしました。

—————○—————

日程第3 知事提出議案の上册(第1号から第48号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、知事提出議案第1号から第48号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

第2号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

第3号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)

第4号 令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

第5号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

第6号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

第7号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)

第8号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第10号 熊本県行政手続における特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第12号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第13号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14号 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例の制定について

第15号 熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

第16号 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第17号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

第18号 熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について

第19号 財産の取得について

第20号 令和7年度災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する町負担金(地方財政法関係)について

第21号 工事請負契約の変更について

第22号 工事請負契約の変更について

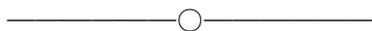
第23号 工事請負契約の変更について

第24号 工事請負契約の締結について

第25号 工事請負契約の締結について

第26号 工事請負契約の締結について

- 第27号 工事請負契約の変更について
- 第28号 工事請負契約の変更について
- 第29号 当せん金付証券の発売について
- 第30号 指定管理者の指定について
- 第31号 指定管理者の指定について
- 第32号 指定管理者の指定について
- 第33号 指定管理者の指定について
- 第34号 指定管理者の指定について
- 第35号 指定管理者の指定について
- 第36号 指定管理者の指定について
- 第37号 指定管理者の指定について
- 第38号 指定管理者の指定について
- 第39号 指定管理者の指定について
- 第40号 専決処分の報告及び承認について
- 第41号 専決処分の報告及び承認について
- 第42号 専決処分の報告及び承認について
- 第43号 専決処分の報告及び承認について
- 第44号 専決処分の報告及び承認について
- 第45号 専決処分の報告及び承認について
- 第46号 専決処分の報告及び承認について
- 第47号 専決処分の報告及び承認について
- 第48号 専決処分の報告及び承認について
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 報告第2号 専決処分の報告について
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 報告第5号 専決処分の報告について
- 報告第6号 専決処分の報告について



日程第4 知事の提案理由説明

○議長(高野洋介君) 次に、日程第4、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 皆さん、おはようございます。

今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、最近の県政の動向について御説明申し上げます。

まず、新政権への期待と国の経済対策への対応についてでございます。

先月21日、臨時国会における内閣総理大臣指名選挙を経て、高市総理大臣の下、新たな政権が発足いたしました。我が国初となる女性の総理の誕生であり、新たな時代の幕開けとして大きな一歩となるものと考えております。

また、新内閣には、本県選出の木原衆議院議員が官房長官として、金子衆議院議員が国土交通大臣として入閣されました。本県にとって大変心強く、大いに御活躍いただきたいと期待するところでございます。

新政権には、我が国が直面する物価高騰や少子高齢化等、山積する課題の解決に向けて全力で取り組んでいただくとともに、本県の喫緊の課題であります令和7年8月豪雨からの復旧、復興、経済安全保障の観点からの半導体関連産業の集積に向けた拠点整備などへの力強い支援を期待しております。

また、今月21日には、生活の安全保障、物価高への対応や危機管理投資、成長投資による強い経済の実現などを柱とした総合経済対策が閣議決定されました。本県としても、県民の皆様の生活をしっかりと支えるとともに、頻発する大規模災害への対応力の強化や交通渋滞の解消などに向けたインフラ整備などに早急に対応できるよう、今般の経済対策を最大限活用してまいりたいと考えております。

なお、県の補正予算については、国の補正予算の審議状況を踏まえ、遅滞なく対応できるよう準

備を急いでおり、今後、県議会への提案なども含め御相談させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

次に、令和7年8月豪雨への対応でございます。

この災害からの復旧、復興に向けた基本方針となる令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについては、被災者の救済・生活支援、産業復興支援、社会・産業インフラの機能回復、防災・減災の取組、この4つの取組、4項目を大きな柱とした素案を作成して、来月中旬に予定しています復旧・復興本部会議においてお示しする予定でございます。

住まいの再建については、11月25日現在で、賃貸型応急住宅に261世帯、601名の方が入居されております。建設型応急住宅については、美里町で7世帯、14名の方が入居されており、また、上天草市では昨日10戸が完成し、本日から入居の手続が開始されております。あわせて、今定例会には、自宅再建に係る利子助成など、恒久的な住まいの再建に係る予算も提案しているところでございます。引き続き、被災市町と連携し、被災された方々の一日も早い住まいの再建に向けて全力で取り組んでまいります。

被害の大きかった浸水被害への対策については、9月4日に、県の関係部局に被災市町も交えた浸水被害に関する対策の検討会を開催し、これまで浸水被害の状況やその要因などについて分析、協議を進めてきたところです。次の出水期を見据え、今年度中にはハード、ソフトの両面から今後の対策を取りまとめるとともに、直ちに実施可能な対策については、時間的緊迫性を持って取り組んでまいります。

中小企業などの事業再開に向けた支援については、被災状況の詳細な調査結果を基に、国に自治

体連携型補助金の補助上限額の引上げを求めている、できる限り早急に支援策をお示ししたいと思っております。

引き続き、被災された方々の一日も早い生活再建、営農や事業の再開、インフラなどの復旧、復興に向けて、県の総力を挙げて取り組んでまいります。

次に、半導体関連産業のさらなる集積についてです。

先月、三菱電機泗水工場においてパワー半導体の新工場棟が、また、東京エレクトロン九州においても新たな開発棟が完成するなど、半導体関連産業の大型投資が相次いでおります。

さらに、先月24日には、私も立ち会う中で、JASMと菊陽町との間で第2工場の立地協定が締結されました。県としても、このような企業の動きを的確に捉え、着実に支援を行うことで、半導体関連産業のさらなる集積に向け取り組んでまいります。

また、中九州横断道路大津熊本道路の大津西一合志間について、来月21日に着工式が開催され、今後工事が本格化することとなります。

引き続き、国や地元市町と連携し、セミコンテクノパーク周辺の渋滞解消、さらには半導体関連産業の進出効果を県内各地に波及させるための道路ネットワークの整備についても着実に進めてまいります。

次に、球磨川流域の創造的復興と緑の流域治水の推進についてでございます。

まず、命と清流をともに守る新たな流水型ダムについて、今月14日、球磨川漁協と九州地方整備局との間で漁業補償契約が締結されました。

令和2年7月豪雨で被災し、国の権限代行で復旧が進められていた人吉市の天狗橋については、今月15日に完成式が行われました。また、球磨村

の松本橋についても、明日完成式が行われる予定でございます。これにより、被災した10橋のうち4橋の復旧が完了したところでございます。

このように、令和2年7月豪雨からの復旧、復興、緑の流域治水の取組は着実に進んでおります。引き続き、住民の皆様方に目に見える形で、球磨川流域の創造的復興と緑の流域治水に取り組むとともに、五木村、相良村の振興に全力で取り組んでまいります。

次に、幹線道路ネットワークの整備についてでございます。

国が進めている南九州西回り自動車道の芦北出水道路において、熊本、鹿児島県の境をまたぐ橋梁の橋桁がつながり、来月7日に連結式が開催されることとなりました。

引き続き、国や地元市町と連携し、全ての道は熊本に通じるとの考えの下、九州の中央に位置する本県の地理的優位性を高め、さらなる発展につなげるため、南九州西回り自動車道をはじめとした幹線道路ネットワークの整備に着実に取り組んでまいります。

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

まず、一般会計補正予算は、令和7年8月豪雨で被災された方々の住まいの再建支援や各種施設の本格復旧に係る事業などを計上させていただいております。

この結果、76億円の増額補正となり、これを現計予算と合算しますと9,253億円となります。

このほか、今定例会には、条例案件、工事関係、専決処分の報告・承認案件なども併せて提案させていただいております。

また、今会期中には、人事案件についても追加提案する予定でございます。

これらの議案につきまして、よろしく御審議く

ださいますようお願い申し上げます。

○
日程第5 休会の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

12月1日から3日までは、議案調査のため、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、12月1日から3日までは休会することに決定いたしました。

なお、明29日及び30日は、県の休日のため、休会であります。

○
○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る12月4日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時21分散会

第 2 号

(12月4日)

令和7年

熊本県議会11月定例会会議録

第2号

令和7年12月4日(木曜日)

議事日程 第2号

令和7年12月4日(木曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉蔦ミカさん
 立山大二朗君
 斎藤陽子さん
 本田雄三君
 岩田智子君
 堤泰之君
 南部隼平君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 西村尚武君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君

中村亮彦君
 増永慎一郎君
 前田憲秀君
 高島和男君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 山口裕君
 渕上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村敬君
 副知事 竹内信義君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 深 川 元 樹 君
総 務 部 長 千 田 真 寿 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 清 田 克 弘 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 脇 俊 也 君
農林水産部長 中 島 豪 君
理 事 間 宮 将 大 君
土 木 部 長 菰 田 武 志 君
会計管理者 野 中 眞 治 君
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん
病 院 事 業
管 理 者 鋏 本 亮 太 君
職 務 代 理 者
教 育 長 越 猪 浩 樹 君
警察本部長 佐 藤 昭 一 君
人事委員会
事 務 局 長 城 内 智 昭 君
監 査 委 員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 鈴 和 幸
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 下 崎 浩 一
議事課長補佐 岡 部 康 夫

○
午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

○
日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

松田三郎君。

〔松田三郎君登壇〕(拍手)

○松田三郎君 皆様、おはようございます。自由民主党・球磨郡区・松田三郎でございます。

11月定例会の一般質問のトップバッターでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

いよいよ今年も12月に入りました。そろそろ皆様も1年を振り返る、そういう時期ではないかと思っております。議員各位におかれましては、この1年いかがだったでしょうか。また、県執行部の皆様も同じ状況かと思ひますが、とりわけ知事におかれましては、今年、メディアの露出度も非常に多くなって、非常に忙しい1年を過ごされたのかなと推察をいたしております。

高市総理は、総裁就任後、あのような発言がありまして、流行語大賞も獲得されたそうでございますが、それはそれとして、どうか知事、休めるときにはしっかり休む、そして健康には今まで以上に留意をされて年末年始をお過ごしいただきたいと思ひますが、後ほど触れますが、なかなかそういう状況でもないのかなと思っております。同情しつつ、休むことも仕事でございますので、冒頭お願ひを申し上げたいと思ひます。

それでは質問に入りたいと思ひますが、まず初めに、令和8年度予算編成に向けた知事の思ひについて質問いたします。

今年6月に県が公表した中期的な財政収支の試算によりますと、8年度からの5年間、毎年度69億円から201億円の財源不足が生じる結果となっております。

これは、昨年12月に策定したくまもと新時代共創基本方針で目指すこどもまんなか熊本の実現や半導体関連産業の集積促進に伴う必要な取組のほか、熊本地震、令和2年7月豪雨、国土強靱化の県債償還の本格化、公共施設等の老朽化対策など、必要不可欠な歳出の増加が背景にあると言えるでしょう。

財源不足を解消し、熊本地震や令和2年7月豪雨などの過去の大災害からの復旧、復興を進めながら、くまもと新時代共創基本方針で目指す県勢発展に向けた必要な取組を推進していくためには、これまで以上に、真に必要な事業への選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドが必要となってくると思われます。

以上を前提にして、1、熊本地震、令和2年7月豪雨からの復旧、復興に加え、令和7年8月豪雨からの復旧、復興を最優先とする、2、くまもと新時代共創基本方針の下実施する取組については、その必要性、緊急性を精査し、真に必要な事業への選択と集中を徹底する、3、令和8年度の大まかな収支見通しや中期試算で明らかとなった8年度以降将来にわたる財源不足の解消に向け、一般行政経費や投資的経費にシーリングを設定の上、歳入歳出の見直しを徹底する、以上が令和8年度予算の編成方針についての基本的な考えであり、木村知事が異例の訓示をなさったそうです。

大まかな収支見通しは、中期的な財政収支の試算で見込んだ8年度の収支見通しを基に、8年度地方財政収支の仮試算を踏まえ、推計したものであります。

それによりますと、歳入8,254億円、歳出8,777億円、523億円のマイナス。これに財源活用可能額404億円を加えても、要調整額はマイナス119億円となります。

仮に50億円程度と想定される財政調整用4基金を全て活用するとしても、なお69億円の財源不足が生じる結果となります。

以上より、予算編成においては、これまで以上に、真に必要な事業への選択と集中を一層徹底するとともに、さらなる歳出抑制や歳入増加策を講じて、あらゆる財源確保に努める必要があるとの県の方針を表明されました。

そこで質問です。

さらなる歳出抑制や歳入増加策を講じて、あらゆる財源確保に努めるために、具体的にどのようなことを検討するのか、お尋ねします。

あわせて、様々な苦労や工夫をしてつくり上げる予算案に、知事のどのような思いを込めるのか。

以上2点につきまして、知事に質問いたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 松田議員から御質問いただきました。また、冒頭、私や職員のねぎらいのお言葉も賜りまして、誠にありがとうございます。健康に留意しながら、職員共々しっかり休暇を取って、職務に精励してまいりたいと思います。

令和8年度当初予算につきましては、令和7年8月豪雨をはじめとする過去の大災害からの復旧、復興を最優先に進めながら、くまもと新時代共創基本方針で示した県勢の発展につながる必要な取組を推進する予算となるよう、編成作業を進めているところでございます。

議員御紹介のとおり、令和8年度のこの予算編成方針の作成に当たりましては、まず大まかな財政収支の見通しを作成いたしました。その結果、119億円の財源不足が生じるという状況でございます。熊本地震、令和2年7月豪雨後に匹敵する、ちょっと厳しい見通しでございます。

そのため、令和8年度の予算編成方針では、熊本地震や令和2年7月豪雨後と同様のシーリング、これを設定しております。一般行政経費、また、単独投資事業では、前年度比で80%以内と、厳しいシーリングを設定させていただいております。

歳入面においては、重点支援地方交付金など、一般の国の経済対策、これをともかく最大限活用して、経済対策に位置づけることのできる取組については、なるべく前倒しして着手することも検討しております。

これによって、国の予算の活用による経済対策効果を早期に発現させることと財源対策、その2つの効果を期待できると考えております。

ただ、国の経済対策は毎年行われるものとは限らないため、安定的な財源確保につながるものもございません。

このような厳しい状況下においても、熊本新時代を築くためのめり張りのある予算編成を目指すため、庁内の予算編成方針説明会に、議員御紹介いただきましたとおり、私自身も出席して、限られた財源と人的資源を県民が真に必要とするものに集中投資したいということを職員に伝えたところでございます。

そして、財源不足の解消に向けて、強い危機感を持って予算編成に挑むこと、また、事業の選択と集中、特に歳出面においては、スクラップ・アンド・ビルドの中のスクラップ、この意識の徹底を指示しましたところでございます。

各課において、どのようなスクラップに取り組んだのかについては、私と両副知事が確認することとして、各課の主体的な事業見直しを促しているところでございます。

本県は、TSMCの進出をきっかけとした半導体関連産業の集積など、他県にはない地方創生の

兆しがあります。千載一遇のチャンスを今迎えております。そのために必要となるインフラ整備に関する投資ですとか、それを支える人材の育成、確保などにはしっかりと取り組んでいく必要があります。

県庁には様々な課題に取り組んでほしいという県民からの高い期待がございます。県民のその切なる願いに対して、私たち県庁は、財政の厳しさを理由に手をこまねくことがあってはなりません。果敢に課題に取り組んでいかなければなりません。

本県のさらなる発展につながる予算を編成し、私が目指します県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本、これに向けて、全庁一丸となって取り組んでまいります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 今現在、この県議会で提案されている県の補正予算があります。そして、今期待すると答弁されました国の経済対策、これは、来週予算委員会でその補正予算が本格的に審議されるそうでございます。それとの見合いではありますが、場合によっては、今会期中に追加する必要も出てくるかもしれませんし、また、それに入れられなかったものについては、年明けに考えなければならぬという可能性もあるわけであります。

それに、県の来年度予算の査定が既に始まっているという状況で、大変、大変忙しくなりそうです。

冒頭、知事には休んでくださいという話をいたしました、どうもそうは言われてられない状況もあるかもしれませんが、最後に答弁なさいました、県民の願いに対して、県庁は、財政の厳しさを理由に手をこまねくことなく、果敢に取り組んでいかなければならないという知事の答弁には、今後も期待してまいりたいと、このように思いま

す。

次に、令和7年8月豪雨への対応について、3点質問いたします。

9月定例会までは、被害の全貌や支援策について、全てが明らかになってはおりませんでした。知事は、議会開会日の議案説明の中で、復旧・復興プランの素案を作成し、来月中旬予定の本部会議で示す予定と発言され、住まいの再建や浸水被害への対策など、一部に触れられました。

そこで、まず、全体的な被害状況についてお尋ねします。

次に、今回の災害は、主に線状降水帯によるもので、一つ一つの被害は甚大でも、エリアとしては局所限定的であったという特殊性から、支援策についての国との協議、調整は、困難な面も多かったと推察いたします。

そのような中、知事をはじめとする県執行部、高野議長をはじめとする我々議会共々に、国に対してスピード感を持ってたびたび要望することによって、うまくいったものも幾つかあるようでございます。

制度の新設、要件の緩和、対象の拡大、補助率のかさ上げなど、多岐にわたる要望ではありますが、県関係の国会議員、県及び県議会の努力により実現した要望についてお尋ねするのが2点目です。

最後に、被災者にとってみれば、まだ被災状況が続いているわけであります。一日も早い生活再建、営農や事業の再開、インフラ等の復旧、復興を願うのは、知事と同じであります。

そこで、今回の災害の復旧、復興に当たって、残された課題への対応を含め、今後の復旧、復興に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の所見をお尋ねします。

以上、3点につき知事に質問いたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 初めに、今回の豪雨災害の被害についてお答え申し上げます。

本県においては、8月10日から11日にかけて、線状降水帯が発生いたしました。最大の1時間の降水量は115.5ミリと、令和2年7月豪雨の98ミリを上回るなど、これまでに経験したことがないような大雨となり、短時間のうちに、局地的かつ同時多発的に、土砂災害や河川の氾濫、内水氾濫などが発生いたしました。

4名の貴い命が失われており、改めて哀悼の誠をささげたいと思います。また、いまだ1名の方が行方不明となっております。

さらに、住家の被害は、令和2年7月豪雨を上回る8,393棟に上っておりまして、猛暑の中、多くの方々が不便な生活を強いられました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

主な分野の被害額は、現時点で、公共土木施設が約666億円、農林畜水産業が約861億円、商工業は、推計でございますが、約283億円に上り、災害救助法が適用された11の市町を中心に、住民生活や社会経済活動に甚大な被害をもたらしました。

次に、国への要望とその成果、そして、今後の復旧、復興に向けた取組の2点について、併せてお答え申し上げます。

まず、8月28日に、当時の石破総理や関係各省庁に対し、線状降水帯による被害特性を踏まえた新たな支援制度の構築のほか、営農の早期再開、商工業の事業継続に向けた支援、公共土木施設等の早期復旧などについて、国の全面的な支援を要請いたしました。

また、高市政権発足直後の11月の第1週には、政務三役などに対して、被害状況を説明し、要望活動を行いました。

いずれの要望活動においても、要望内容の取りまとめに当たり、県選出国會議員や県議会の皆様と協議を行い、要望の実現に向けて、多大なお力添えをいただきました。ありがとうございます。

その結果、9月上旬には、農業分野において、種苗や資材及び農業用機械などへの支援策を早急に国は講じていただきました。さらに、11月28日に閣議決定された今般の国の補正予算案には、被災した中小企業への既存の支援策の拡充をはじめ、私立学校施設の復旧に係る上乘せ補助、そして、社会福祉施設などの災害復旧補助対象経費の拡充などが盛り込まれました。

今回の補正予算などを通じて、本県の要望が着実に実現されていますことに深く感謝しており、早速、先週木曜日に、高市総理にお礼を申し述べさせていただきました。本当に総理がお忙しい中に面会の時間をいただきましたことにも、改めて感謝申し上げたいと思います。

今後も、この国の支援策を活用しながら、今月中旬に素案を示します復旧・復興プランに基づき、被災者の救済、生活支援、産業復興支援、社会・産業インフラの機能回復、これらを迅速に進めていくとともに、同様の災害を繰り返さないように、国土強靱化に向けた中長期の取組についても着実に推進してまいります。

引き続き、国、関係機関と連携し、一日も早い復旧、復興に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 最後まで心配しておりました例の被災した中小企業への既存支援策の拡充、これにつきましても、知事の答弁にありましたように、国の補正予算の中で何とか対応できそうだと聞いて安心をいたしました。

豪雨による災害はもとよりでございますが、先般、阿蘇でまた地震がございましたし、大分あるいはつい最近の函館での火災、まさにその災害の質が変わった、質的に変化をしてくれているというようなことも実感をいたしておりますので、国に対しては、支援の基準要件などをもう少しきめ細やかに、柔軟にしていきたいという思いがございますので、これは、県も我々も引き続き要望していかなければならない、このように思いました。

次に、令和2年7月豪雨からの球磨・人吉地域の創造的復興について、3点質問いたします。

実は、昨年11月の定例会でも質問をいたしました。ただ、そのときの積み残しや要望に回した分につき、球磨、人吉の10人の市町村長と作戦会議を開き、質問を練り直しましたので、改めてお尋ねしたいと思います。

昨年の私の質問に対する答弁において、知事は、「発災から4年5か月が経過した今、球磨・人吉地域は、災害を契機としたさらなる人口減少、産業の衰退の危機に直面しております。」、また、「国道219号やJR肥薩線の復旧を含め、地域の重要な社会インフラが整う間も人口減少が進むことが大変懸念されております。」との現状認識を述べられ、具体例を挙げた後、「球磨・人吉地域の取組が地域再生のモデルとなるように、球磨・人吉地域の皆様とともに、未来に夢のある球磨・人吉地域を、共創の言葉どおり、共につくっていけるよう、県を挙げて全力で取り組んでまいります。」との大変力強い答弁をなさいました。

また、令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プランの2本柱のうちの一つに「若者が“残り・集う”産業・雇用の創出」を掲げておられますが、球磨、人吉の市町村長は、その対策として、新しい学科、コースの設置や中高一貫の導入等に

よる県立高校の魅力化、県立技術短期大学、県立大学のサテライト設置、既存高校の高等専門学校化による進学先の域内確保、新たな企業誘致、地元企業等における雇用拡大、地元企業等の働く環境の充実、改善による魅力ある働く場所の確保などが必要であるとの思いを強くお持ちであります。

そこで質問です。

地元市町村長は、教育や雇用などに対する県の積極的な施策展開に大いに期待しております。その切なる願いに応えるため、知事が考える「若者が“残り・集う”産業・雇用の創出」の実現に向け、具体的にどのようなことに取り組むのか、お尋ねします。

次の質問です。

知事は、選挙のときのマニフェストに、球磨地域振興局の機能を強めると掲げられましたが、地元市町村長は、これにも大きな期待を寄せております。

豪雨災害からの復興には長い年月が必要であります。加えて、球磨、人吉には小規模自治体が多く、県の果たすべき広域連携の役割は、県内のどの地域と比べても、極めて大きいからであります。

縦割りでなく、より現場に近い地域振興局が、市町村や地域活性化に取り組む住民や団体と連携し、地域課題に向き合うことが何より重要であり、そのことが、知事が答弁された球磨・人吉地域の取組が地域のモデルにつながるのではないかと思います。

そこで質問です。

球磨地域振興局の機能を強めるとは、具体的にどのような機能強化を考えておられるのか、お尋ねします。

最後の質問です。

来年には、いよいよ球磨・人吉地域全体の悲願でありますくま川鉄道が全線運行を再開します。地元でも、誘客やにぎわいづくりに向けて、積極的な取組を計画されており、県に対する支援を求める要望書も提出されております。

地元が一丸となって一生懸命頑張るのは大前提であると思いますが、県としてどのような支援を考えておられるのか、お尋ねします。

以上、3点について、知事に質問いたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、球磨・人吉地域での「若者が“残り・集う”産業・雇用の創出」に向けた取組についてお答え申し上げます。

球磨・人吉地域では、令和2年7月豪雨以降、人口減少、産業衰退がさらに進行しております。事業主の高齢化や後継者不足が深刻な状況にあると私も認識しております。また、地元の高校生の9割が卒業後球磨・人吉地域を離れており、進学先の域内確保や魅力ある働く場を求められる各市町村長様の危機感は、私も十分理解しておるところでございます。

そのようなことから、昨年12月に改定した新時代共創復興プランの柱である「若者が“残り・集う”産業・雇用の創出」の取組として、地域の特色を生かした産業活性化と雇用の創出を位置づけているところでございます。

これに基づき、現在、球磨地域振興局や県庁各部局では、事業承継セミナーやマッチング、移住、定住イベントのほか、企業情報や地域の魅力を発信するプラットフォームの構築、また、民間企業と連携した農業未来プロジェクトによる若手農業者支援、そして、県林業大学校県南校の機能拡充の検討など、あらゆる機会、あらゆる手段を活用して、地域の担い手となる人材確保に向けた取組を進めております。

高校生の地元定着に向けては、高校生向けの職場体験やバスツアーによる地元企業とのマッチングなども強化して取り組んでおります。

また、新たな進学先の域内確保は、少子化が急速に進んでいる現在、簡単にはいかない問題ではございますが、県教育委員会では、球磨・人吉地域の県立高校5校の将来像について、地域の方々と協議する場を検討しているところでございます。

地域と高校が一体となって、様々な可能性について検討してほしいと考えております。

観光振興の取組では、先月15日に開催されました人吉市の天狗橋の渡り初めに、アニメ「夏目友人帳」のファンが全国から約600人も集まってくれました。このように、独自の地域資源を活用した取組については、さらに進展する可能性を秘めていることから、引き続き、球磨・人吉地域における観光を軸とした創造的復興に資する取組、これもしっかりと進めてまいりたいと思えます。

さらに、新たに地域経済の好循環を生み出す仕組みの一つとして、令和9年度に本体着工予定の流水型ダム事業を見据えた地域振興策の展開も必要になってくると考えております。

現在、新たな流水型ダム事業については、国において各種手続が進められているところでございますが、本格的にダム建設工事が始まると、多くの企業や関係者がこの地域を訪れ、一定期間滞在することが想定されます。他県の国直轄ダム事業では、ダム建設工事の関連事業者が取り扱う工事用の資材ですとか、日用品や消耗品などの物資の共同受注を目的に、その地域内の中小商工業者の皆さんが協同組合を設立した事例がございます。

球磨・人吉地域においても、新たな流水型ダム事業が地域の経済活性化などにも貢献するよう

に、事業主体の国や市町村長の皆様の御意見を丁寧にお聴きしながら、一緒に検討を進めて、将来にわたり、球磨・人吉地域全体の産業、雇用の創出につながるよう取り組んでまいります。

次に、球磨地域振興局の機能強化についてお答えいたします。

先ほど申し述べました球磨・人吉地域の厳しい状況を目の当たりにし、私は、新たな流水型ダムやJR肥薩線などの将来的なインフラ整備を見据えつつ、観光業をはじめとした産業の持続的な発展に向けた広域的な取組が急務であると感じました。このため、その地域のコーディネーターである球磨地域振興局の役割の強化に向けた思いを表明したところでございます。

その具体的な強化策として、今年度から正職員2人を増員するとともに、地域おこし協力隊4名を新たに県で任用するなど、体制を大幅に強化したところでございます。

現在、球磨地域振興局と市町村、民間事業者、関係団体が密に連携しながら、事業承継や移住、定住の支援を通じた人材確保、球磨・人吉地域をモデルにしたアニメ「夏目友人帳」や相良700年が生んだ日本遺産、球磨焼酎といった、この地域独自のコンテンツを活用したにぎわい創出などに、地域一丸となって取り組んでいるところでございます。

今後も、地元関係団体などと連携を図りながら、令和2年7月豪雨からの創造的復興を推し進めることができるよう、球磨地域振興局におけるコーディネート機能の強化、これをしっかりと検討してまいります。

最後に、くま川鉄道の全線運行再開への県の支援についてお答え申し上げます。

くま川鉄道は、球磨・人吉地域の高校生をはじめとした地域住民にとって欠かすことのできない

重要な公共交通機関でございます。さらには、豊かな自然や歴史を楽しむ観光客を呼び込む貴重な観光資源でもあります。

令和2年7月豪雨後は、全線運休を余儀なくされましたが、令和3年11月の部分運行再開イベントで、鉄道が走る風景が戻ったことに、子供さんたちをはじめ地域の皆様が大いに歓喜された様子を、私も今も鮮明に記憶しております。

その後、全線運行再開に向けた取組は進み、今年10月には、国土交通大臣から鉄道事業再構築実施計画が認定されまして、国からさらなる支援が受けられることにもなりました。

来年度上半期中をめどに、いよいよ全線運行再開が予定されており、創造的復興に向けた大きな節目を迎えます。これに合わせて、全線運行再開を記念する式典やイベントなどの企画、実施を行います実行委員会が年明け早々にも設立されます。

もちろん、県も実行委員会の一員として、地元市町村が取り組むイベントとも連携しながら、効果的な誘客、PRにつながるよう、積極的に参画してまいります。

そして、くま川鉄道がこれからも地域に愛される公共交通機関として走り続けることを願い、くま川鉄道の持続可能な運行を支援するとともに、この実行委員会が企画するイベントなどの成功に向けて、県も全力で支援してまいります。

球磨・人吉地域の豊かな自然と伝統文化に根差したこの地域の誇りを、次の世代とともにしっかりとつくり上げるべく、引き続き市町村と連携しながら進めてまいります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 地域振興局全体の在り方については、今までもそうでございます。これからもいろいろな議論があり、考え方があろうと思う

ております。

ただ、その振興局の管内の自治体の数でありますとか、それぞれの自治体の規模、あるいはその振興局に期待される役割、こういうものを考えるならば、多少めり張りがあるとか、あるいは濃淡があってもしかるべきではないかと思えます。

私は、球磨振興局の地元だから申し上げるといふわけではなくて、もういろいろ検討もされているようでございます。人事課のほうでしょうか、総務部長、ぜひ早急な対応をよろしくお願いしたいと思います。

また、くま川鉄道につきましては、非常に知事も理解が深い答弁で、そういうのを感じました。さきに私が申し上げました高校生の流出にもつながる問題でもございますので、支援は多い分には困りませんので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンについてお尋ねします。

実は、昨年の11月定例会でも、食のみやこ熊本県の創造に向けた今後の展開について質問しております。食のみやこ推進局に対する期待や私の思いなどはそこで述べておりますので、今回は割愛いたします。

食のみやこ推進局は、木村知事の熱い思いを受けて、農林水産部と商工労働部の共管組織として、昨年10月に新設されました。初代局長が辻井さんで、熊本に来てから10キロ太ったと豪語しておりました。そして、2代目が本年7月に就任なさった間宮理事でありまして、5か月ほどがたったわけであります。何キロ太るか期待、失礼、いや、注目したいと、このように思っております。

私の昨年の質問の中で、当時の局長から、食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョンを6月頃までに完成させる旨の答弁がありました。そして、

7月に策定されたのが「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンであります。

内容を見ますと、現状、課題、目指す姿と方針、取組、重点7項目のプロジェクトなどが記載されており、なかなかよくできているなど感じました。一定の成果が出たものもあるかもしれません。まだまだというものもあるでしょう。理事なりのめり張り、優先順位もあるでしょう。間宮理事の思い、ビジョンの進捗について、理事の言葉で分かりやすく答弁してください。自由にアピールしていただいて結構です。

そして、これからの取組に当たっての間宮理事の姿勢なり意気込みについても伺っておかなければなりません。

そこで、もう年末の恒例となりました松田式3択質問でお尋ねしたいと思います。答弁の最後に答えていただいて結構であります。

それではまず、A、知事からブレーキがかかるくらいに行け行けどんどんでやる。B、ミスなく無難にそこそこやる。C、その他。以上、お答えいただきたいと思います。

〔理事間宮将大君登壇〕

○理事(間宮将大君) まず、「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンの進捗についてお答えをいたします。

7月のビジョン策定以降、県では、新たに、食の関係者によるネットワーク交流会の開催、また、食いしん坊大使くまモンが食べたくなる弁当メニューの公募などを実施したほか、県内及び大都市圏での物産フェア、イベントを強化するなど、熊本を食で盛り上げるための機運醸成に取り組んでまいりました。

さらに、料理人を対象とした食のみやこシェフズアカデミーの開催や首都圏からのシェフ誘致など、新規事業も次々に立ち上げ、食のみやこ熊本

県の創造に向けたスタートダッシュを切っております。

また、この間、県内外の企業やホテルとのコラボレーション、カフェなどを運営する大手チェーンによる県内への農業参入など、食のみやこ熊本県の旗印の下、歩調を合わせる心強い動きが生まれつつあります。

今後も、ビジョンに沿って、県産食材を生かした商品開発支援や来年度開催される熊本デステーションキャンペーンなど、あらゆる機会を活用した食のPRなどに積極的に取り組み、県産品の付加価値向上、販路拡大、ひいては、稼げる農林畜水産業の実現、そして、食関連産業の発展につなげてまいります。

次に、私の姿勢についてでございますが、答えは、Cのその他でお願いいたします。4月の熊本着任に際して、知事からは、現場主義を徹底せよという指示をいただきました。この食のみやこ創造という舞台の主役は、生産から流通、加工、販売、そして料理人など食に携わる皆さんであります。

選択肢Aの知事に止められるというような状態、すなわち、県だけが独り行け行けどんどんで前のめりになるのではなく、関係者が一丸となって取り組むことが何よりも重要だというふうと考えております。

また、食のみやこは一日にしてならずであります。選択肢Bの無難にそこそこという気持ちではなく、また、今の勢いを一時的なものとするのではなくて、継続的にチャレンジをしていく必要があるというふうと考えております。

県の取組が食に携わる皆さんの成功を後押しし、食のみやこ熊本県の創造に向けた動きが大きくなうねりとなって広がっていくように、現場の状況に常にアンテナを張り、積極果敢に挑戦を続け

てまいります。

先生方には、体重の増加幅ではなく、こうした取組の進捗や成果に注目いただけるよう、一生懸命頑張ります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 答えはCでしたね。私なりに、この選択肢を工夫して徹夜でAとBを考えました。その答えがC、その他。ただ、中身を聞きますと、ある意味、間宮さんらしいなという、そういう個性も出てたのかなと思っております。

7月に就任した理事、局長は、7月にできたビジョンには直接関わってないだろうと思い、失礼だとは思いましたが、その意気込みというものをあえて質問させていただいた次第でございます。

よく言われることではありますが、熊本県は、農業の産出額は全国で5位、いつも上位にランクされているのに、食のイメージがある都道府県というランキングでは大体25位ぐらいという調査もあります。このランキングを上げて、知事がおっしゃる農林畜水産業の皆さんの所得の向上に結びつく、このようなことを期待しておりますので、財政課長も経験をなさった理事でございます。大いに期待をいたしているところでございます。

次の質問に移ります。

森林の適切な保全について質問をいたします。

私の地元であります球磨地域は、豊かな森林に囲まれ、昔から林業、木材産業が大変盛んな地域であります。

森林は、公益的機能、つまり、水源涵養、土砂災害防止、地球温暖化防止、生物多様性保存などの多面的な機能を有し、県民の安全や快適な生活環境を支える大変重要でありがたい存在であります。

また、森林から供給される木材は、建築材料をはじめとする様々な資材として、私たちの生活を

支えてくれております。

私たちは、先人たちが守り育ててきた豊かな森林資源を上手に活用するとともに、次世代にしっかりと引き継いでいかなければならないと思えます。

このような中、報道によりますと、他県において、太陽光発電施設の整備や建物の建設工事に当たり、森林法に基づく知事の許可を受けずに森林を伐採してしまい、地元とのトラブルが生じたり、行政指導を受けるなどしたりする事例が相次いで発生しているようであります。

これらの事例は、森林の所有者や新たに森林を取得しようとする者が、森林に関する制度や規制などについて十分に理解していないことが主な原因の一つではないかと考えます。

一方で、現在、森林の土地を取得したときは、国土利用計画法及び森林法に基づき届出を義務づける制度があり、熊本県では、その届出件数が近年増加しているとのことであります。

ちなみに、国土利用計画法によりますと、森林のような都市計画区域以外の場合、1ヘクタール以上の土地取引、これは相続以外の場合ですが、契約後2週間以内に市町村を經由して県に届け出なければなりません。

また、森林法では、森林の土地を取得した場合、これは相続も含まれますが、90日以内に市町村長へ届け出なければなりません。

さらに、同法によると、1ヘクタールを超える林地開発を行う場合、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、0.5ヘクタールを超えると、知事の許可が必要となっております。

届出件数の合計も、令和4年度が811件、5年度が949件、6年度が1,139件と増加傾向にあります。このようなことは、県内において森林の土地の取引などが活発になっていることを示している

と考えられます。

このような状況を踏まえると、森林に関する制度や規制を十分に理解していない森林所有者が増え、本県においても、他県で見られるような不適切な森林開発が行われ、ひいては、前述した森林の有する様々な機能に悪影響を与えないか、非常に懸念しております。

そこで質問です。

県民共有の財産でもある本県の豊かな森林を将来にわたって保全していくためにも、森林の土地取引について、不適切な開発を防止する強力な対策が必要と考えますが、知事のお考えを伺います。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 森林の適切な保全について、お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、森林は、木材の生産のみならず、山地災害防止や水源涵養をはじめとする多面的な機能を有しております。

古くから林業が盛んな球磨・人吉地域においては、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けました。その復旧、復興に向けた意見交換の場においては、やはり多くの方々から、森林の多面的な機能を維持することが重要であり、そのためには、森林の整備、保全が必要不可欠であるといった御意見をいただき、改めて森林を大切に思う県民の皆様の強い思いを感じました。

私も、被災地の復旧、復興に向けた緑の流域治水の取組において、森林の持つ山地災害防止機能、洪水緩和機能を高めることの重要性を強く認識しているところでございます。

また、森林は、防災機能にとどまらず、二酸化炭素を吸収することで地球温暖化防止にも貢献するとともに、豊富できれいな水も生み出します。さらには、多様な生物の生息する場所を提供し、

人々の暮らしに密接に結びついた癒やしの場でもございます。

このような多面的な機能を持つ森林は、県民の貴重な財産であり、次世代に引き継ぐ財産として、しっかりと守り育てていかなければならないという思いを強くしているところでございます。

そのような中、現在、森林の土地取得に当たっては、所有者を把握するための森林法及び国土利用計画法で定められている土地取得後の届出を義務づける制度がございます。しかしながら、議員御指摘のように、森林の土地取引は活発化しており、そのような中で、県外においては、不適切な開発により、森林の持つ多面的な機能に悪影響を及ぼす事例も散見されております。

私は、この不適切な森林開発を未然に防止し、熊本の森林を将来にわたって適切に保全することができるのか、県民の貴重な財産を次世代に引き継ぐことができるのか、大変危惧しております。こうした指摘は、これまでも県議会で何度も各議員から御指摘をいただいたところでございます。

県として何ができるか、何をすべきか、熟考を重ねる中で、今般、森林の土地取得前に届出を義務づける新たな制度の創出が必要であるという考えに至りました。

熊本の豊かな森林を守り育て、林業をさらに発展させるとともに、県民の皆様が安全、安心に生活でき、経済的な豊かさと心の豊かさを共にしっかりと実感できる熊本を実現していくために、土地取得前の届出義務化について、条例制定に向けた検討を速やかに行ってまいりたいと思います。

以上です。

[松田三郎君登壇]

○松田三郎君 知事の御答弁にありましたように、土地取得の前と後で届出を義務づけるということになれば、非常にその実効性が期待できるの

ではないかと思えます。

答弁の最後に、条例制定に向けた検討をすることでございます。早ければ来年の2月定例会になるかもしれませんので、我が自民党といたしましても、しっかりその準備をして、勉強を進めてまいりたい、このように思います。

それでは、最後の質問でございます。

太陽光発電に関する問題と自然環境の保全について、2点につき質問をいたします。

まず1点目です。

御存じのように、FIT、固定価格買取制度は、2012年7月に、脱原発を掲げる時の民主党政権の目玉政策としてスタートいたしました。

事業用であれば、固定価格で20年間買い取るというもので、あまり普及していなかった再生可能エネルギーを増加させることができました。

ただ一方で、近年、北海道釧路の事例のように、自然を開発して太陽光を設置することが問題となっており、景勝地などでの開発や斜面など住民が不安に思う場所での開発が進むなど、多くの課題も明らかになっております。

高市総理大臣や石原環境大臣も、問題のある太陽光については対応を検討することを表明されております。

そこで質問です。

県内でも、阿蘇など設置することに疑問が残る太陽光もある中、今後、知事は、どのような姿勢で太陽光発電に取り組まれるのか、お尋ねします。

2点目の質問です。

当初から、これだけ多くの太陽光パネルをどのように撤去するのだろうと、漠然とした不安を感じていた人は、私を含めて多かったのではないかと思います。

当時は、東日本大震災後に伴う原発事故で、再

生可能エネルギーを増やさなければならないという状況であり、また、撤去は20年以上先のことであったため、これは私の推測ではございますが、やや見切り発車的に取組を進めた部分もあったのではないかと考えます。

しかし、制度開始から10年以上が経過し、買取期間の折り返しを過ぎ、正面から対策に向き合わなければならない状況になっております。

買取期間が切れた後は、買取価格の大幅な低下に伴い、急激に太陽光発電が廃止される可能性も十分考えられます。一斉に撤去されたときに、処理施設が対応できるのか、産廃として最終処分場に持ち込まれるとしたら、最終処分場は足りるのか、そして、そのまま放置されることはないのかなどの様々な不安や疑問が生じております。

さらに、今年になって、国は、リサイクルを義務づける法案を見直す方針を示しております。撤去に必要な資金については、太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度というものを2022年7月に開始しております。

これは、国が解体費用等積立基準額を定め、FIT制度の中で積み立てるというものでありますが、制度開始以降の物価や人件費等の高騰などの事情を考えると、この積立金で解体撤去費用、リサイクル費用が賄えるのかという点も甚だ疑問であります。

そこで質問です。

県は、太陽光FIT後パネル等放置ゼロ検討会議を設置し、このように様々な課題がある中、対策を検討していると聞いていますが、このFIT期間が切れた後の太陽光パネル対策について、知事はどのように取り組まれるのか、お尋ねします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) お答えいたします。

私は、地球温暖化に対応するゼロカーボン社会の実現のための再生可能エネルギーの導入も重要ですが、熊本の豊かな自然環境をしっかりと守ることが県としての使命であり、地球環境とともに、地域の自然環境を未来に残していくことが必要であると考えております。

その取組の一つとして、阿蘇地域の自然をメガソーラーの設置から守るため、今年7月に、阿蘇世界文化遺産登録推進協議会において、阿蘇地域太陽光抑制エリア図を公表いたしました。

この図では、メガソーラーを抑制すべきエリアを市町村と連携して明確に示し、阿蘇地域において抑制すべきエリアの全体像が見える化したところでございます。

阿蘇外輪山の内側はもちろん、今後は、阿蘇外輪山の外側も抑制エリアとして、市町村と連携し、メガソーラーの抑制と自然環境の保全に努めてまいります。

そして、この県独自の取組が国の制度にも反映されるよう政府提案なども行っておりまして、今週1日にも経済産業省を訪問して、要請を行ってまいったところでございます。

次に、FIT期間が切れた後の太陽光パネル対策についてでございます。

議員御指摘のとおり、メガソーラーなどの事業用太陽光発電は、2032年以降、買取り価格の大幅な低下による発電廃止に伴い、再生可能エネルギーの大幅な減少やパネル等の廃棄、さらには、パネルが撤去されず放置されることが大変懸念されているところでございます。

そのため、本県では、他県に先駆けて、太陽光FIT後パネル等放置ゼロ対策検討会議を設置いたしまして、残された固定価格買取り期間内で効果的な対策が実施できるよう、検討を開始したと

ころでございます。

この会議では、パネル撤去に必要な人件費や燃料費などが高騰しており、現在の国の廃棄等費用積立制度による積立額では、撤去費用が不足する可能性が高いことが指摘されました。

また、災害リスクや景観上支障のある場所に太陽光パネルは望ましくないこと、高度なリサイクルを義務化しなければ、埋立処分に流れ、処分場の容量を圧迫することなど、専門家の御意見をいただいたところでございます。

今後、この検討会議での意見を踏まえ、発電事業者の状況をしっかりと把握し、必要となる撤去資金の確保を求めるなど、本県において、将来太陽光パネルの放置を起こさないための対応策を取りまとめ、国とも連携して取り組んでまいります。

また、太陽光パネルの放置防止策に加え、災害リスクや景観、自然の観点で問題がある発電施設への対応、そして、リサイクル体制の確保など、太陽光パネルに関する総合的な対策を熊本モデルとして取りまとめ、地球環境だけでなく、本県の豊かな自然環境も未来にしっかりと残すことができるよう取り組んでまいります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 一般的に、営利を追求する企業は、利潤に結びつかない行為には消極的であると、そういう傾向にあるというのは、少なくともちょっと前までは言われておりましたが、近年、環境面にもしっかりと気を配り対応しなければ、とても企業として社会からは評価されない、このように思います。

答弁にもありました、熊本モデルを取りまとめるということでございます。ちょっと過激な言い方でございますが、企業の善意だけに依存するのではなくて、これは全国的な問題も今懸念されて

おりますので、国による、やっぱり一律の、一定の規制というものも必要ではないかと思っておりますので、先駆けて熊本モデルをつくり上げられるのは当然必要ですが、同時に、国に対する要望もし続けなければならない、このように思います。

以上で、私が用意しました質問は終わりました。

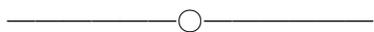
かつて、私、まだ若い頃、11分ぐらい残して質問を終わったときに、ある先輩から、ひどくはありませんが、かなり御指導を受けたという経験もございますので、どうか、同僚議員の皆様はまねしないようにと思いながら、今日は5分ぐらい残っておりますので、これで終わりますが、どうか、議員各位におかれましては、この大事な大事な11月議会を、しっかり働いて働いて働いて、そして、よき新年をお迎えいただければと、このように思います。

以上をもちまして、私の質問を終了させていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩



午前11時7分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

城下広作君。

〔城下広作君登壇〕(拍手)

○城下広作君 皆様、おはようございます。熊本市第一選挙区・公明党の城下広作でございます。今回の質問は、自民党に続き、初めて2番手に質問いたします。各党派、議員の皆様、御理解ありがとうございました。

今回は7項目取り上げました。当然、時間が心

配です。そこで、質問時間を私は各3分、大変短くしました。あわせて、髪の毛も短くしてきました。知事をはじめ答弁予定者の皆様、県民の皆様が分かるような答弁を、簡潔に、簡潔に、簡潔にお願いしたいと思っております。

それでは、最初の質問に入ります。

新政権への思いについて。

今年も、残すところあと一月を切るところまで押し迫ってきました。

令和7年度、本年は、戦後80年、被爆80年の区切りの年でもありました。9月27日に東京で開催された戦場体験放映保存の会も、今回が最終回だったそうです。会場では、86歳から100歳までの14人が登壇して、約1時間半にわたって自らの体験などをリレートーク形式で語り、命ある限り証言を続けたいと訴えられたそうです。

戦争体験者なき時代が近づいています。二度と同じ過ちを起こさないことを願い、監視していかないとしたいと思います。

しかし、今、世界では、この瞬間も殺りくが行われている現実の中、今年には終戦の年に設立された国連も、同じ80年の節目を迎えます。その常任理事国であるロシアが紛争当事国であることは、大変残念であり、失望すら覚えます。

我が国は、戦後80年、先人のこれまでの功績により、今日まで平和の国であり続けています。戦争体験者だけではなく、全ての国民が平和の国であり続けてほしいと願ってやまないと思っております。

また、今年、政治が大きく動いた年でもありました。我が党のことになりますが、結党61年目を迎えた年でしたが、結党当時は野党から出発し、その後自民党との連立を組み、26年の歳月を共に戦わせていただきました。大変学ぶことも多く、そして、与党として多くの国民に寄り添う実績をつくることもできました。改めて、自民党の

皆様には、この場を借りて感謝を申し上げます。

しかしながら、本年10月、それぞれの党の立場の違いから離脱に至ったことは御承知のとおりであります。

今、まさに国会が開催されています。自民党、日本維新の会との連立合意による高市政権が誕生し、働いて、働いて、働いて、あと2つは時間の関係で省略します。矢継ぎ早に政策を打ち出し、それらの中には、歴代の内閣の方針を受け継ぐのもあれば、大転換する政策も目にします。特に、安全保障の分野においては、性急感を覚えます。

また、高市総理は、就任早々華々しく外交デビューされました。これは私の感想ですが、アメリカのトランプ大統領と会うときは、ロックののりのように見えました。中国の習近平氏と会うときは、京劇ののりのように見えました。いずれにしても、大国の首脳との外交はとても重要で、今後もいかなる国の首脳と会談されても、平和外交を基本として、我が国の国益に沿う外交を強く望みたいものです。

そこで、前振りが長くなりましたが、自民党、日本維新の会との連立による高市内閣は、物価高対策、半導体などの成長産業への投資、防衛力強化を3本柱に上げ、積極財政の方針を打ち出していますが、木村知事は新内閣に何を一番期待されているのでしょうか、また、県としてはどのような政策を強く訴えられていくのか、率直な考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 公明党城下議員の御質問にお答えいたします。

まず、高市新政権に対して期待する点についてです。

今回の政権が必要な政策をスピード感を持って実行するには、各政党との合意形成が重要です。

そのため、まずは各政党としっかりと協議しながら、安定した政権運営がなされることを本県としても期待しております。その上で、地方や国民が抱える不満、不安にしっかりと応える政権であってほしいと思います。

その一環として、今般、総合経済対策が閣議決定されましたが、第1の柱である物価高への対応、これについては、物価上昇を上回る賃上げが可能となる環境整備への支援など、効果的な施策を期待します。

第2の柱である強い経済の実現に向けては、半導体関連産業の集積が進むとともに、全国屈指の農業県である本県の取組を後押ししていただく意味でも、経済安全保障の強化、食料安全保障の確立を期待します。

第3の柱である防衛、外交は、国の専管事項でございますが、議員御指摘のとおり、戦後80年の平和と繁栄は、次の世代に対して平和や命の貴さを語り継いでこられた方々の努力のたまものでもあります。昨今の我が国を取り巻く厳しい国際情勢の中で、平和を追求していくためにも、これまでの歴史、経緯を踏まえた外交努力を期待します。

次に、県として高市政権へ強く訴えたい政策についてお答えいたします。

先月27日、高市総理に直接お会いする機会をいただきました。私からは、令和7年8月豪雨に係る国の支援へのお礼とともに、本県の半導体産業振興の取組等を御説明し、飛躍する熊本の姿をしっかりと受け止めていただきました。

今後、高市政権が掲げる危機管理投資により、くまもとサイエンスパークや新生シリコンアイランド九州の実現に向けて、大きな後押しをしていただくことを期待しています。

また、本県には、半導体産業の集積以外にも、農林畜水産業や観光資源など、多様で豊かな強み

があります。これらの特色を生かした地方創生を実現するためには、地域を支える人材が不可欠であります。

国としても、地域の活力向上につなげるため、本県が目指すグローバルな知識やチャレンジ精神を持ち、地域社会に貢献できる人材育成に資する取組を進めていただくことを心から期待しております。

本県としても、総合経済対策の活用をはじめ、国との連携をさらに深めながら、私が目指します県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 私が時間がないと言いましたので、知事も早口でしゃべっていただいてありがとうございます。この調子で7問ずっといきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。

また、しっかり国に対しては知事の行動力でどんどんいろいろな要望をし、熊本県が発展するように頑張っていただきたいというふうに思います。

では、2点目の質問でございます。

県内の情勢についてでございます。

J A S Mの第1工場が量産を開始してからちょうど1年目を迎えます。本格稼働前に工場内の一部を見学させていただきましたが、それ以降、中に入ることはもちろん、周辺に足を運ぶこともほとんどありませんでしたので、生産の勢いや工場内の活気を感じることは、残念ながら私にはありませんでした。恐らく工場内は、私が見たことのない製造機械が立ち並び、半導体の生産がなされるものと想像します。

ただ、私が見聞きした情報によると、稼働率が2割であるとか5割ですとか、景気のよい話がな

かなか伝わってきません。実際はどうなのでしょう、大変気になります。

また、J A S Mの周辺地域である菊陽町や大津町の住宅物件の居住率が思ったより低いと不動産関係者から耳にしました。私のイメージでは、第1工場の建設時は、作業員等の住まいがとにかく足りないと思死に探しているのではないかと考えていましたが、工場の建設が終わると、その後一気に空き家が増えてきたという話でした。

T S M C進出に伴う経済波及効果について、県が2024年に実施した県民アンケートでは、実感している——ややも含めますが、24.5%、また、熊本県商工連合会の調査では、プラス影響は10%にとどまっているという結果を聞いたことがあります。

一方で、私には悪い話ばかり聞こえているわけではありません。サプライチェーンなどを構成する企業やホテル、マンションなどの進出で土地が足りず、とんでもない価格で土地が売られ、所得を得た地権者とか、飲食、宿泊、観光関係者は好調であると聞いています。

いずれにしても、T S M Cの進出は県経済の浮揚に大きく寄与すると、県はもとより、多くの県民が期待していることは間違いないと思います。

ある民間の金融機関の経済効果予測では、10年で11.2兆円の経済効果、2030年までには、県民1人当たり所得が年間38万円向上する可能性もあると分析されています。

そこでお尋ねをします。

このように、T S M Cの進出が本県にもたらす経済波及効果は、どれが真実なのかよく分からない部分があります。県として、経済波及効果の分析について、県民に分かりやすい説明をぜひお示しいただきたいと思います。

次に、全く違う話題になりますが、今現在、県

下の市町村では、元県職員や県からの出向者が副市長、副町長、副村長として活躍されています。ここ10年近くで見てもみますと、過去最高の15名に上っています。県下45市町村から見てもみますと、3分の1に当たる布陣になります。

その就任に当たっては、当然、首長が自身のサポート役として適任であると判断した上で議会に諮り、議会の同意を得て選任されたわけですから、地元の期待も大きいと推察します。

そこで、このような状況に対して、県と市町村の連携を重要とする立場としてどのように受け止めておられるのか、また、期待するところがあればお示しいただきたいと思えます。

以上、木村知事にお尋ねをいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) まず、TSMC進出が本県にもたらす経済波及効果についてお答えいたします。

民間調査会社の予測によりますと、今年度の本県の名目県内総生産額は過去最高の7兆円、成長率は前年度比プラス2.9%で、TSMC進出が表明された令和3年度以降、5年連続でプラス成長を見込むとされています。

また、日銀の短期経済観測調査、いわゆる短観によりますと、TSMC進出決定後、県内企業の経営状況は上昇基調で、過去20年間では最もよい状況にあり、全国平均も上回っています。

特に、半導体分野では、TSMC進出以降、令和7年11月末までの関連企業の立地協定の件数は70件、総投資額3.7兆、総雇用者数6,100人となっております。

さらに、今年度県が実施したアンケート調査において、TSMC進出の波及効果として、ビジネスチャンスが拡大した、旅行者が増加したなどの回答が昨年度から増えているところでございま

す。

実際、阿蘇くまもと空港の国際線は、現在、4路線、週37便運航と、全国の地方空港の中でトップクラスに増加したところでございますし、令和6年度の外国人延べ宿泊者数は、前年比の約1.5倍と過去最多となっております。

このように、本県においては、半導体分野を中心とした製造業や観光産業において、TSMC進出の経済波及効果が現れていると言えます。

一方で、県や県商工会連合会のアンケートにおいて、TSMC進出効果について、特に感じていないなどの回答も多くて、やはり今後さらに県全体へ波及させていくことが重要であると考えております。

半導体産業においては、三菱電機の泗水工場、パワー半導体の新工場棟や東京エレクトロン九州の新たな開発棟、さらにはJASM第2工場の立地協定締結など、大型投資が相次いでおり、今後ともさらなる投資が期待されます。

加えて、本県が目指すくまもとサイエンスパークの実現に向けても、今後事業推進パートナーを選定し、来年度には熊本の将来を見据えた新たな産学官連携拠点の整備に着手する予定としております。

さらに、県内企業の半導体関連産業への参入拡大、これが重要ですので、これに向けて、まずはJASMの1次、2次取引先等との間接的な取引拡大を目指した支援を行ってまいります。

あわせて、半導体関連産業のニーズや要求される高い品質などに県内企業が対応できるよう、技術力の向上等も中長期的な観点でしっかりと支援していきたいと考えております。

このような半導体を作る産業と併せて今後大事になっていくのは、AI、医療、自動運転、農業など、暮らしに身近なところで半導体を使う産業

を、この熊本で集積、発展させていくことです。

そのためにも、くまもとサイエンスパークなどを通じた産学金官の連携で、未来の日本の新産業をこの熊本から創出することで、より豊かで便利な県民生活とお子さんやお孫さんの代にもしっかりと続く熊本県の持続的な発展の実現につなげていきたいと考えております。

今後も、県民お一人お一人にその効果を実感していただけるよう、その進出効果の最大化と県内全域への波及に取り組んでまいります。

次に、副市町村長に元県職員や県からの出向者が増えていることへの受け止めにお答えいたします。

私は、知事就任以来、一貫して県と市町村との連携、これを県政運営の基本に置いております。昨年12月に策定したくまもと新時代共創基本方針においても、45市町村との連携を徹底して進めると明記しております。

このような中、議員御指摘のとおり、元県職員または現職職員を副市町村長とする団体が増えており、現時点で県内の15市町村に元県職員などが選任されております。

近年、市町村が抱える行政課題は、人口減少による担い手不足、地域公共交通の確保、外国人材との共生、デジタル技術の活用など、様々多岐にわたっております。そしてまた、複雑化、広域化しております。

こうした事情もあって、県職員として培った知識や能力を活用したい、県との連携を深めたいと考えられる市町村長が、県職員としての経験のある者を望まれるのではないかと考えております。

なお、議員も御指摘いただきましたように、副市町村長の選任は、各市町村長の専権事項でありまして、御自身の進めたい政策を具体化するために、その補佐役として適任と判断される人材を、

市町村議会の御同意を得て選任するものでございます。決して県のほうから特定の元県職員などの選任を要請することはございません。

市町村長から県に推薦の求めがあった場合には、求める能力、適性なども考慮の上で、また、もちろん本人の同意も得た上で御紹介することはありません。

私は、くまもと新時代を共につくって、個性ある地域振興を推進するためには、県と市町村が日頃から適切な役割分担の下、連携しながら取り組んでいくことが重要であると考えます。

先月19日には、県と県内の副市町村長などによる意見交換会、こういうものを開催しております。私自身もその会に参加しております。来年度の予算編成方針とか、豪雨の復旧、復興の状況、県の施策について情報共有して、それぞれの立場から自由闊達に意見交換をしております。

県職員としての経験があり、県の実情を知る副市町村長がおられることは、県と市町村の連携を深める上で有意義であり、私は大変心強く感じています。

そのような皆さんには、県と市町村との連携のキーパーソンとして、豊富な行政経験を生かしていただき、それぞれの市町村はもちろん、県全体の発展のためにも御活躍いただきたいと思っております。

県として、引き続き県内市町村としっかりと連携して、共に魅力ある地域づくりを進めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 まず、立地協定を結ばれた企業も着実に増えている、設備投資の金額も3.7兆円、雇用は6,000人を超えるという形でございます。宿泊数も、前年に比べて1.5倍ということでございますので、アンケートには出なかったけれど

も、ちゃんと確実な実績は出ているということだと理解をさせていただきました。

やっぱり、第2工場も着工しましたけれども、着実にこの工事が進み、そして知事が要望した第3工場まで熊本でできるような形で、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

それと、副首長の関係でございますけれども、これだけ多くの方が現に各地域におられるということは、いろいろと連携は取りやすいだろうと思いますので、しっかり活用されていかれるといいのではないかなというふうに思います。

次に、3番目でございます。

セミコンテクノパーク周辺に係る取水と排水についてでございます。

本県にTSMCの進出が決定するに当たり、当初から心配された懸案事項に大量の地下水の使用による地下水の減少問題がありました。この問題は、今でも払拭されているわけではありません。

木村知事は、蒲島県政の副知事時代、この問題に対し、県民の理解を得るために奔走された一人だったと理解しています。

そして、その解決策として、地下水の再利用があり、また、竜門ダムからの工業用水の利用があります。

この事業は、多額の予算をかけ浄水施設を設け、完成後はJASMやソニーなどで使用しますが、こうした対策が取られることで、地下水の減少を心配する県民の方々にも、一応の安心と評価をいただけるものと思います。

そこで、今後重要になるのが、JASMやソニーなどが、例えば年間に使用する水量に対して、どれだけ再利用水を使うのか、また、工業用水を使うかという問題です。これによって地下水への依存度が下がり、結果的に地下水の取水量を減らすことにつながります。

そこで、新たなJASMの第2工場もできることから、改めてJASMやソニーが地下水と工業用水の使用量について、県民に分かりやすいように数値をもって示すべきと思います。また、そのことを明確にするために、使用する水の量と使用目的を明記した県と事業者との協定が必要と思いますが、協定についてどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

次に、JASMとソニーが使用した処理水ですが、最終的に不要になった分は、県が今回整備する下水道施設に流します。現在のJASM第1工場で使用された処理水は、法の定めた基準に適合したものだけ熊本北部流域下水道に排出しています。

しかし、今回整備する新たな下水道施設には、JASM第2工場とソニーの処理水だけが排水されます。このJASM第2工場の排水は、第1工場と製品の内容が異なることから、排水の水質も異なるのではないかと、また、TSMCの本社がある台湾では、貴金属について、日本と異なる排水基準が設けられているなど、排水について心配する声があります。

そこで、県としては、あらかじめどのような物質が含まれるのかなどの情報は十分につかんでいるのか、また、新たな下水道施設は、熊本北部流域下水道の処理施設と違い、JASMやソニーの分だけ処理することになるため、高い処理能力が求められると思われませんが、処理に関する課題と対応についての認識を伺います。

以上2点、木村知事にお尋ねをいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) まず、1点目の取水施設についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、半導体工場による地下水の再利用及び工業用水の利用は、地下水保全に資

する効果的な取組です。県においても、地下水保全3原則における地下水取水量の削減及び他の水源利用の促進、そして、その取組を推進しております。

地下水の再利用については、企業側の取組が進められており、先日のJASMの公表によると、1日最大3万トンの水を使用するJASM第1工場において、独自システムの導入などにより、75%の再利用が実現しています。

その上で、県が実施した地下水量のシミュレーションにおいては、半導体工場の集積に伴い、何も対策が行われなければ、セミコンテックパーク周辺における地下水取水量は、令和5年度に比べて年間約1,200万トン増加すると見込んでおります。

そのため、県では、有明工業用水道の未利用水を活用した新たな工業用水道を整備することで、その約3分の1に当たる年間約400万トンの地下水取水量の削減を目指しております。

これまでに企業と工業用水利用に向けた具体的な協議を幾度となく重ねる中で、企業側から一定の理解を得られており、地下水保全のために工業用水の利用に取り組んでいただけるものと認識しております。

また、県と企業の間で使用量や目的について協定を締結することについては、私としても、半導体工場における工業用水利用を通じた地下水保全を推進するために、大変重要であると考えております。

ただし、協定を結ぶに当たっては、工業用水の使用量など、企業側の計画に基づく判断も必要となります。

現段階でこれらの計画が未確定な段階であるため、今後もさらに具体的な協議を深めていくことで、できる限り早期の協定締結につなげたいと考

えております。

次に、2点目の排水施設についてお答え申し上げます。

一般的に、下水道に排水する工場は、下水道法に基づく排除基準を満たすよう、重金属などの有害物質をあらかじめ工場内で処理した上で排出し、下水処理場では、公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法に基づく排水基準まで処理し、放流いたします。

今回整備される新たな処理場は、議員御指摘のとおり、主に半導体の製造で使用された工場排水を受け入れることから、家庭から排出される生活排水と比べて有機物が少ないため、含まれる物質やその濃度といった水質特性に応じた適切な処理をより確実にを行うことが課題と考えております。

そのため、排水に応じた処理方法を検討する上では、議員御指摘のとおり、水質の情報をあらかじめ把握することが重要であり、今後、企業との協議の中で詳細な水質を確認することとしております。

また、現在、従来 of 処理方法に加えて、台湾をはじめ、海外の半導体工場の排水を処理する下水処理場の処理方法について、技術的な観点から詳細に調査を進めております。

今後、協議の中で把握した水質に適した処理技術を導入し、最も効果的な処理を行いたいと考えております。

なお、現在稼働中のJASM第1工場では、環境への影響を可能な限り減らすため、PFASなどの除去に企業側も取り組んでおられます。

今後も、企業の排水対策の動きを踏まえつつ、適切な下水の処理に取り組み、公共用水域の水質保全を行ってまいります。

熊本の豊かな地下水は、私たち県民にとってなくてはならない大切な財産であり、将来にわたっ

て確実に守っていくことが私たちの責務であると
考えております。

県としましては、県民の皆様の不安解消に向け
て、地下水の量と質の保全に引き続きしっかりと
取り組んでまいります。

以上です。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 工業用水の使用については、たく
さん使っていただければ、大変地下水の負担が軽
くなる、しかし、企業側とすれば、工業用水を使
うことによって、いわゆる使用料金が発生する、
だからあまり使いたくないというのもあるでしょ
う。この辺のバランスをしっかりと考えていただ
き、ぜひ、大変重要と知事も言っていたいただき
ましたので、協定に関してはしっかりと結んでいただ
きたいというふうに思います。

また、新たな下水道処理施設、これは最終的に
は白川に今回は流すようになりますけれども、や
はりより大きい河川に流すということで、影響を
心配する方も増えてくると思います。そういう意
味では、しっかりとした処理能力の説明、このこ
とをしっかりと頑張るということも大事ではないか
というふうに思っておりますので、よろしくお願
い申し上げます。

次に、4番目でございます。

外国人との共生社会の推進についてでございま
す。

仕事柄上京することが多い中、都内の至るとこ
ろで外国人労働者を当たり前のように目にしま
す。コンビニや飲食店は以前からで、最近では飲食
店の1店舗ほぼ全員外国人スタッフの店舗も見か
けることが多くなりました。さらに驚いたことは、
空港の保安検査所の職員も、アジア系の方が
多く働いていました。こうした光景は、都市部だ
けかと思えば、今では県内でも当たり前のように

見かけるようになりました。

私の故郷牛深でも、アジア系の若者をよく見か
けることから、その暮らしぶりやどのような職場
に勤めているかを知るため、役所に問合せしたと
ころ、外国人の多い職場として魚の加工業者を紹
介していただき、そして、経営者と外国人労働者
の受入れを始めた経緯や仕事の役割など、様々な
角度から意見交換をさせていただきました。

その話の中で、今から26年前、最初に外国人を
受け入れたときの心境として、仕事は増えてきた
が勤めてくれる人がいない、特に若者がいない、
だからといって外国人を雇うと周りの目が気にな
ったとお話を伺い、大変な苦勞をされたのだな
と痛感いたしました。

それが、今では外国人労働者用の自社アパート
を建て、さきに勤めた者の紹介により母国の後輩
や親族、その子供たちが勤めてくれるようになって
きた、今では家族のようなものだ、外国人労働
者のありがたさをしみじみ語られていました。

また、地元とのトラブルや地域との交流につい
て伺ったところ、26年間地元とのトラブルは記憶
にない、それどころか、地域行事のハイヤ祭りな
ども積極的に参加し、地元を受け入れられてい
ると話をされました。

今、牛深では、このように若者を中心とした外
国人労働者が300人を超える状況にあります。ち
なみに、県警察によれば、牛深を含めた県内にお
ける来日外国人による犯罪検挙人員は、令和2年
以降、年間40人から50人程度で推移しており、急
激に増加している状況にはないと認識している
ということでした。

以前、玉名地域や八代地域のトマト農家の方々
に話を伺った折、外国人労働者がいなくなったら成
り立たないと話を聞いたことがあります。また、
建設の足場業者、鉄筋加工業者を訪問した際

も、日本人の従業員を見ることは少なく、ほとんどがアジア系の若者で、経営者の話では、仕事を覚えるのが日本人の若者より早いと聞いたときは、少しショックを受けた記憶があります。

このように、私が知る限りでは、人口減少等で労働者不足に苦しむ地方では、外国人労働者の依存度は非常に高いと認識せざるを得ません。

ただ、最近では、一部の外国人のよからぬ行動により、外国人に対して厳しい目線が向けられ、それを一部の国民や政治家が、SNSなどを使い排外主義をあおっているようにも見受けられません。大変気になり、心配します。

私は、仮に外国人が問題を起こせば、当然我が国の法に照らして罰すればよく、それは日本人も同様であります。

ちなみに、警察庁による2023年の刑法犯の検挙人員に占める外国人の割合は約5%、2014年から2023年まで年4%から5%で推移し、大きな変化はないと言われています。

知事は、先月の定例記者会見で、本県が指定されている国家戦略特区である産業拠点形成連携“絆”特区において、新たに2つの事業が認定されたと発表されました。具体的に挙げますと、1つ、開業ワンストップセンターの設置、2つ、家事支援外国人受入事業であり、特に家事支援外国人受入事業に対しては、発表直後から厳しい意見が寄せられているようです。

私は、利用者がどれだけいるか予想はつきませんが、制度自体の運用が悪いとは思いません。我が県は、外国の企業であるTSMCを受け入れている県でもあります。その企業の基盤の上で、経済の好循環の恩恵を受けようとしています。ますます外国人との共生社会を目指す意義は非常に大きいと考えます。

ちなみに、全国知事会は、11月26日、事実やデ

ータに基づかない情報による排他主義、排外主義を強く否定するといった文言を盛り込んだ宣言を採択しました。

そこで、木村知事にお尋ねします。

県内における外国人労働者の現状と認識について、また、家事支援外国人受入事業の取組への思いについて、お尋ねをいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) まず、県内における外国人労働者の現状と認識についてお答え申し上げます。

本県における外国人労働者数は、厚生労働省の統計によりますと、令和6年10月末現在で過去最多の2万1,437人となっており、年々増加しております。

外国人材は、人手不足を背景に、製造業や医療、福祉、農業など様々な分野で活躍しているのみならず、TSMCの熊本進出を受け、高度人材としても欠かせない状況であり、本県の活力を維持していく上で重要な存在であると認識しています。

一方で、外国人が増えると犯罪が増えるといった根拠のない情報もSNS等で見受けられ、外国人が増えることに対して漠然とした不安を抱えている県民もおられます。このことに私たちは真摯に向き合わなければならないと考えております。

そのため、県民に対する正確な情報発信に加え、外国人材を労働力としてだけでなく、地域社会の一員として受け入れる多文化共生の取組が不可欠です。

県では、昨年9月に、私をトップとする外国人材との共生推進本部を設置し、多文化共生の推進や外国人材の受入れ環境の整備など、関係部局が連携しながら取組を展開しています。

引き続き、日本人も外国人も安心して暮らせる社会の実現に向け、取り組んでまいります。

次に、家事支援外国人受入事業の取組への思いについてお答え申し上げます。

本事業は、国家戦略特区制度の一つとして国が創設し、他の都府県においても活用されている取組です。

本県においても、家事支援サービスが充実することで子育て世代の仕事と育児の両立につながることを期待し、本年9月に国の認定を受けたところでございます。

本事業では、受入れ人材については、出身国等での研修を修了した上で認定資格を取得し、かつ実務経験を有するなど、厳格な資格要件が課されています。

また、家事支援サービスのこの事業者については、日本国内で3年以上の事業実績や事業を遂行するための経済的基礎を有していることなどが要件となっています。

これらの資格要件は、出入国在留管理局や労働局などの国の機関、そして県で構成する第三者管理協議会、ここにおいて厳格に審査を行います。

さらに、第三者管理協議会では、サービスの提供状況などについて報告を求め、随時監査を行い、問題があれば事業者を指導する権限を有しています。

このように、この制度は、県が全く関与できない一般的な外国人材の受入れに比べて、県もしっかりと一定の権限を持って厳格に管理することができる長所があると考えております。

本事業の実施を発表して以降、移民が増えるのではないかといった漠然とした不安に関する御意見が500件以上寄せられたところです。

本事業は、第三者管理協議会による厳格な管理の下、必要な外国人材を5年を上限に受け入れるものであって、決して移民の受入れを促進するものではありません。

県としては、本事業について不安を感じておられる県民に対して丁寧に説明するとともに、今年度中に設置予定の国、県による第三者管理協議会において、外国人材の入国や就労状況などを厳格に管理、審査しながら、事業に取り組みたいと考えております。

議員から御紹介いただきました天草市牛深での26年前からの外国人材受入れに関するお話は、私も大変胸が熱くなりました。

外国から来た方々が、熊本のルールや文化を学び、安心、安全な環境で働き、熊本を好きになって母国にお帰りいただく、そして、母国に帰られても熊本のファンでいてくださったり、場合によっては熊本とのビジネスをしてくださるような、そのような好循環がもっと生まれる熊本でありたいと思います。

この特区事業に取り組みながら、母国からお預かりした外国人材をしっかり管理、審査して、日本人も外国人も安全、安心、かつ心豊かに暮らせる多文化共生社会を目指して取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 外国人の場合に、ある程度日本の習慣も聞いてこられるんですけども、例えば、どうしても夜遅く集団で集まって外でわいわい騒いで食事するとか、こういうことはちょっと日本ではなじまないよとか、細かいことを注意したり、ごみの出す日も決まっているとか、場所とか、こういうことも話していけば、必ず分かってくると、住民との誤解も減っていくのではないかなど。こういうソフト的なものも、しっかり今後はやることによって地域の方の受け取り方も変わってくるのではないかということで、ぜひその辺も努力をしていただければというふうに思います。

じゃあ、次に、5番目でございます。

あらゆる災害の防災・減災対策についてであります。

災害は、いつ、どこで起こるか分からない、この言葉は、災害が起こるたびに誰もが口にする決まり文句のようなものです。

先月25日、夕方6時頃、あの嫌な音が携帯電話から突然鳴り響きました。阿蘇地域を震源とする震度5強を観測した地震であります。

政府の地震調査研究推進本部は、30年以内に80%程度としてきた南海トラフ巨大地震の発生確率を改め、60から90%以上、20%から50%の2種類に変更しました。これは計算方法の違いから併記されたようですが、誰もが後者であってほしいと願うと思うのですが、地震本部としては、防災対策を進める観点から、高い確率を強調するとしています。そして、疑わしいときは行動せよとも発信されています。

本県でも、近年、熊本地震、九州北部豪雨、令和2年の7月豪雨、そして本年8月の豪雨災害など、その都度甚大な被害を受けてきました。

こうした災害からの被害軽減策としては、やはり早めの避難などが功を奏しますが、特に、地震と異なり、台風や大雨の対策は、その発生後にも準備ができることが多くあります。それに不可欠なのが正確な気象情報であり、行政からの速やかな指示が、時には人命を守り、被害を最小限度に抑える結果をもたらすことは言うまでもありません。

例えば、本年8月の豪雨災害で見えますと、内水氾濫による住宅浸水や海岸部に近い農業地帯では、農業施設や機材が被害を受け、熊本市内のような都市部では、多くの車が道路や駐車場で浸水被害に遭い、県下で2～3万台の車が水没し、廃車に追い込まれました。

その原因の一部では、排水機場の故障や能力不足によるものが多く、この情報が早めに分かっていたら、車の移動の判断も早まり、水没を避けられたかもしれません。

そこで、第1点目にお尋ねしますが、やはり災害発生時において一番重要なことは、住民への正確な情報発信や的確な避難等に関する指示になりますが、この発信は基本的には市町村の役割になります。しかし、国や県が管理する排水機場、道路や河川などの情報収集は、国や県がつかみまします。また、この情報が市町村に速やかに伝わらなければ、避難行動にも影響し、被害の拡大にもつながるおそれがあります。

そこで、国や県、市町村の連携の現状と情報発信の在り方についてお尋ねをします。

第2点目に、やはり大型の災害が起こった場合、その後の災害復旧が大きな仕事となります。道路や河川等は行政の力で復旧が可能となりますが、個人の敷地や家の中の復興はやはり所有者が行うこととなり、そこで大きな役割を果たすのがボランティアの存在だと思います。

今回の豪雨災害でも、ボランティアによる支援を望む自治体が多くありましたが、被害が大きかった自治体では、状況把握に時間を要したため、ボランティアセンターの開設が遅れたところもあったようです。また、被災地が広範囲であったため、ボランティアの不足や地域間の偏りもあり、不満もあったようです。

そこで、災害復旧の際は、ますますボランティアに対する期待が高まるのですが、ボランティアのさらなる確保に向けた県の取組について、県は今後どのようにしていこうと考えておられるのか、お尋ねをします。

第3点目に、熊本市内の内水氾濫を踏まえ、今後の治水対策について提案をさせていただきます。

す。

今回水没した地域は、坪井川と井芹川の流域に集中しています。短時間に大雨が降ったことにより2つの河川は増水し、あと数時間雨が降り続けますと、多くの箇所では堤防を越えたかもしれません。

県内で最大級を誇る坪井川遊水地でも満杯になり、遊水地に流れ込む小水路からの流入ができず、内水氾濫の要因となりました。最近の雨の降り方は、河川の堤防のかさ上げや河川掘削では到底対応できません。

そこで、新たな対策として、双方の河川上流部に遊水地を設ける考えもありますが、県の考えについてお尋ねいたします。

以上、1点目は知事公室長、2点目を健康福祉部長、3点目を土木部長にお尋ねをいたします。

〔知事公室長深川元樹君登壇〕

○知事公室長(深川元樹君) まず、1点目の本県の災害情報の連携に関しお答えします。

現在、本県では、全国に先駆けて国と県の災害情報を共有するSOBO-WEbを構築するとともに、市町村との間では、県内統一の共有システムにより、情報の迅速な集約、共有を行っています。

これらのシステムは、構築して終わりではなく、平時から熟練しておく必要があり、県では、毎年7回に分けて全45市町村と合同での豪雨対応訓練を実施するなど、情報共有体制の強化を図っています。

議員御指摘のとおり、排水機場、道路、河川等を含めた災害情報は、関係機関が連携して迅速に集約、共有されるべきであり、さらに、県や市町村では、その情報を迅速かつ正確に住民に発信していくことが重要です。

今回の豪雨災害における初動対応については、

近日中に検証結果の公表を予定しています。この中で明らかになった情報共有や発信に係る課題等については、来年の出水期までに、県及び各市町村の地域防災計画の改定等により改善を行う予定です。

引き続き、国、県、市町村の情報連携を高め、激甚化、頻発化する災害への備えを強化するとともに、より迅速かつ正確な情報発信に努め、住民の予防的避難を促進してまいります。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 2点目の災害ボランティアについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、災害時にボランティアの果たす役割は極めて重要です。特に、家屋や家財の片づけや搬出などには、多くの方々の力が欠かせません。

今回の豪雨災害でも、10の市町において災害ボランティアセンターが設置され、延べ1万1,000人を超える方々に参加いただきました。

一方、今回の災害対応の経験から、センターの開設やボランティア人材の確保を迅速かつ効率よく進めるためには、平時からの備えが重要であることを再認識いたしました。

そのため、市町村及び社会福祉協議会がセンターの開設候補地をあらかじめ選定することで早期開設を実現するとともに、県としても、ボランティア確保のための事前登録の仕組みづくりを検討し、県民や企業、団体へ広く呼びかけてまいります。さらには、登録ボランティアへの情報提供や研修の実施、被災市町村間の人員調整の仕組みについても、併せて検討してまいります。

加えて、災害時に被災者にとって大きな支えになるのが専門的な知識や経験を持つNPOなどの専門ボランティアであり、こうした団体の活動を調整する災害中間支援組織の役割もまた重要で

す。

本県には、熊本地震を契機に設立されたKVOADという組織があり、全国組織JVOADとともに、本県と連携協定を締結しています。

今回の豪雨災害でも、災害中間支援組織であるKVOADが、ボランティア関係団体が集う火の国会議を連日開催し、行政、社会福祉協議会、KVOADの3者が中心となって活動団体や活動地域の調整を行いました。これは、平時から情報共有を目的とした連携会議や研修、訓練を実施していることによる成果であると認識しています。

今後も、これらの関係団体と連携を図りながら、さらなるボランティアの確保につなげてまいります。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 3点目の坪井川水系の新たな遊水地を含む治水対策についてお答えします。

坪井川水系は、人口、資産が集中する熊本市中心市街地を流下しており、昭和32年や昭和55年などの水害では、激甚災害に指定されるなど、流域全体で甚大な被害が発生しました。

このため、県では、河川改修による河道断面の確保に加え、坪井川遊水地をはじめとする複数の洪水調節施設を組み合わせた対策と熊本市が取り組む雨水処理などの内水対策と連携して、治水安全度の向上に努めてまいりました。

今回の豪雨では、2日間の総降水量が平年8月の約2倍を記録しましたが、坪井川遊水地において洪水を約100万立方メートルためたことにより、その下流で河川水位を約1メートル低減させるなど、熊本市街地の浸水被害を軽減する一定の効果を確認しました。

しかし、一部の堤防からの越水や内水氾濫による浸水被害が発生したことから、さらなる安全、

安心を確保していくことが必要であると考えています。

一般的に、遊水地の整備に当たっては、住宅地などの保全対象地の直上流に設置することが最も効果的ですが、坪井川の場合は、既成市街地が広がっているため、上流支川も合わせて、様々な治水対策を組み合わせた検討を行ってまいります。

このような状況から、まずは、既設遊水地をより効果的に運用するため、近年の激甚化する雨の降り方の特性を踏まえた機能強化に努めるとともに、今回の豪雨で明らかになった既設堤防の弱点部のさらなるかさ上げなどに取り組みます。

また、主に熊本市西部地区を流下する支川の井芹川につきましましては、未改修区間の対策を行うとともに、気候変動を踏まえ、新たな遊水地の可能性も含めて、効果的な対策の検討を進めてまいります。

さらに、水系内の河川監視カメラをこれまでの約2倍に増設し、河川水位計と合わせた情報提供を行うといったソフト対策の充実や、雨水を一時的に地下にためる貯留施設などの内水対策を進める熊本市との連携も強化してまいります。

今後も、坪井川水系の安全、安心の確保に向け、あらゆる関係者と協働し、流域全体の総合力で水害を軽減する流域治水に全力で取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 時間がありませんので、次に行きます。

県立高校の在り方検討についてでございます。

県立高校のあり方検討会は、少子化が進む中、約10年先を見据え、県立高校の学校規模や魅力化について検討するため、2024年7月に設立され、本年9月10日に松下会長から越猪教育長にこれまでの議論をまとめた提言書が渡されました。

その中でも特に注目するのが、人口減少を見据えた学級削減の中で、全校を対象に計画的な学級減を実施することによって、熊本市内の済々黌高校、熊本高校、第二高校、熊本工業高校などの大規模校も今回対象となっています。

私は、以前から、郡部の県立高校が定員割れを起こす原因の一つに、熊本市内の県立高校の大規模定員が関係すると訴えてきました。ただし、定員減を実施するに当たっては、熊本市内の私立高校の定員も視野に入れながら行うべきとも訴えてきました。

今、高校の関係は大きく変わってきました。それは、県立高校の授業料の完全無償化が本年度より始まり、来年度からは私立高校も実質無償化が始まります。これまでは、経済的理由で県立を選ぶ流れが多くありましたが、私立高校の実質無償化となれば、経済的負担も軽減され、施設の充実などから私立に流れるのではとの声が上がっています。

県は、今月2日に、令和9年度に、済々黌高校、第一高校、熊本西高、東稜高校、大津高校の5校で200名、令和10年度に、熊本高校、第二高校、熊本北高、玉名高校、人吉高校の5校で200名と、2年間で県立高校の定員を400人削減することを決めましたが、私立高校との兼ね合いはどうされるのでしょうか。

少子化は公私共通の課題であり、県立高校が令和10年度までに400名減らすとする中、私立高校が減らさないとすると、問題があるのではないのでしょうか。私立高校の定員は経営にも直結することから、慎重な論議が必要と考えますが、これまでの私立高校との協議の状況と今後の方針についてお尋ねします。

次に、郡部の県立高校の定員割れについては、これまでも学校の魅力化や地域との連携を求め

る声がありましたが、そう簡単ではありませんでした。

そうした現状から、さきの石破内閣は、県立高校の現行の受験制度、単願制からデジタル併願制の検討指示を関係省庁に指示されました。

このデジタル併願制は、これまでの県立高校の1つの高校しか受験できない単願制と違い、受験生が順位をつけて複数校を志願し、共通試験などの結果に応じてその中の1校に合格する仕組みを想定する制度です。例えば、第1志望の熊本市内の県立高校が不合格でも、第2志望の地元県立高校の合格も可能になる仕組みとも言えます。このデジタル併願制の導入について、県の考えをお尋ねします。

以上2点、越猪教育長にお考えをお尋ねいたします。

[教育長越猪浩樹君登壇]

○教育長(越猪浩樹君) まず、1点目の定員問題についてお答えします。

県教育委員会では、あり方検討会の提言等を踏まえ、私立高校全21校と個別の意見交換を行いました。

この中では、熊本市内の少子化の現状を踏まえ、県立高校は計画的な学級減に取り組むため、私立も、特に熊本市内の大規模校を中心に募集定員を減らすことも検討いただきたい旨、説明を行ったところです。

多くの私立高校からは、募集定員の削減は経営の根幹に関わる部分であるとの理由で理解を得ることはできませんでしたが、先月開催された第2回公私立高等学校連絡協議会において、私立高校も令和10年度までは定員を増やす計画はないことが確認されました。

そこで、今月2日、県教育委員会において、令和9年度と令和10年度の県立高校における計画的

学級減の対象校を決定し、公表を行ったところで
す。

今後の募集定員の見直しにおいては、中学卒業
予定者数の減少状況や学級減による生徒等への影
響を考慮するとともに、私立高校とは継続的に協
議を行いながら、毎年7月の県教育委員会で3か
年度分の募集定員計画を公表することとしていま
す。

次に、2点目のデジタル併願制については、受
験生が複数の県立高校に出願できるため、進路選
択の幅が広がる可能性もあると考えています。

一方で、熊本市内の県立高校に志願者が集中
し、郡部の定員割れがより一層進むのではない
か、生徒の多様な個性と能力が十分に評価される
のかといった懸念の声もあり、現在、国におい
て、これらの課題を含め、併願制の整理、検討を
行っている状況です。

そのため、県教育委員会では、まずは国の動向
を注視するとともに、他県の事例を参考にしなが
ら、デジタル併願制について研究を進めてまいり
ます。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 7番目の質問でございます。

要約して話をさせていただきたいと思います。

児童生徒へのSNSの教育についてでありま
す。

近年、児童生徒のSNSに係るネット被害が多
発をしています。大変危惧することが多い部分で
ございます。

今は、中学生がオンラインカジノをして賭博を
するという事件もありましたし、トクリュウなど
の事件にも巻き込まれるということもありまし
た。

県は、そういうことを踏まえて、しっかりと、
例えば、児童生徒に対しては、小中学校では、各

教科の授業では、ICTを活用して情報を収集、
整理、発表する等の学習を行っており、また、道
徳での授業でも、しっかりネットを使う際のマナ
ーなども勉強されています。

高等学校においては、必須科目である情報Iの
授業において、SNS利用の注意点や情報技術の
適切な活用、炎上に対する——権利の侵害等のモ
ラルについても？学習をやっておられます。そし
て、保護者に対しても、保護者と連携を取りなが
ら、しっかりとSNSに対する家庭の中での話も
？されています。

しかし、我々大人が教えても、子供たちはさら
に知識があり、まさに釈迦に説法という状況にあ
りますけれども、これを黙って見過ごすわけには
いかないと思います。

今日のSNSに係るトラブルは複雑多様化して
いることから、これまでのSNS教育に関する取
組を検証し、さらに対策に力を注ぐべきと考えま
すが、いかがでしょうか。

また、SNS被害に遭った児童生徒への学校の
対応も気になります。初期対応が遅ければ、深刻
な事態になりかねません。現状と対応について、
越猪教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、SNS教育につい
てお答えします。

県教育委員会では、SNSやICT端末の安全
利用を含む情報モラルの向上を図るため、児童生
徒に対する教育の充実や保護者への啓発、さら
には教員の指導力の向上等に取り組んできたところ
です。

具体的には、保護者や教員から随時意見聴取等
を行いながら、幼稚園、保育所等での親の学び講
座や情報安全利用に関する出前講座、中学校新入
学生説明会での講話など、研修の充実に取り組ん

でいます。

また、来年1月には、全ての県立学校及び市町村立学校を対象に、生成AIの利用など、最近学校現場で課題となっている内容を研修に盛り込むことで、児童生徒への指導助言につなげることであります。

次に、学校の対応についてお答えします。

SNS被害に遭った児童生徒は、心に深い傷を負い、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えることから、スクールカウンセラー等の専門家と迅速に連携して心理的ケアを行うなど、被害に遭った児童生徒の心情に寄り添った支援を行っています。

また、児童生徒や保護者に相談窓口を周知することで、安心して相談できる体制を整えるとともに、犯罪行為として取り扱われるべき重大な事案等の場合は、警察や関係機関等と速やかに連携し、児童生徒の安全確保と被害拡大防止に努めてまいります。

県教育委員会としましては、児童生徒の安全、安心を守るため、今後とも全力で取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 やはり3番目に質問をしていた関係上、2番目にするとちょっと時間の配分を甘く見てしまったという反省をしっかりと踏まえながら、次回のときには、2番になるか3番なるかわかりませんが、しっかりと対応してまいりたいと思います。

長らくの御清聴、ありがとうございました。
(拍手)

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時14分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

幸村香代子君。

〔幸村香代子君登壇〕(拍手)

○幸村香代子君 皆さん、こんにちは。立憲民主連合・八代市・郡選出の幸村香代子でございます。

午後から質問するのは初めてでございます。さっき、城下県議が、2番目にするのは何か時間の配分が間違ったというお話でしたけれども、私も3番目にするのが初めてで、おまけに6項目上げていますので、なかなか時間配分も考えながら質問をしたいというふうに思います。

まずは1項目め、知事の肥後の引き倒し、土着の宗教発言と地下水保全についてお尋ねをいたします。

知事は、10月8日、福岡市での講演において、熊本県民が地下水を守ろうとする思いを、何とも言えない土着の宗教と表現されました。その後、10月10日に、的確ではない表現であったとして撤回をされましたが、この発言は県民に衝撃を与え、深く傷つけるものでありました。私も、第一報を聞いたときに信じられない思いがいたしました。

知事も御存じのとおり、熊本は日本有数の地下水都市であり、飲料水のほぼ全てを地下水に依存しています。そのため、地下水保全は、単なる宗教的信仰ではなく、生活と文化を支える現実的課題です。県民が生きていく上で必要不可欠なものです。その地下水を大量に使用する半導体企業の進出により、地下水が汚染されるのではないかと、量が足りなくなるのではないかと不安を県民が持つことは当然のことです。

知事の土着の宗教という表現は、県民の真剣な

懸念を非合理的なものとして矮小化し、やゆする印象を与えました。さらに、肥後の引き倒しという言葉まで紹介されたことは、県民が新しい産業に不安を抱くことを否定的に捉えたものであると受け止められます。

知事は、県民をやゆする趣旨はなかったと釈明されていますが、発言の影響は大きく、これからさらにサイエンスパーク構想やシリコンアイランド九州構想の中核を担う熊本であれば、県民に対し、懸念の払拭のために、地下水保全と産業振興の両立について、さらに明確な方針と具体的な説明を行う責任があります。

そこで、以下の点について質問をいたします。県民に対して誠実な答弁を求めます。

なぜ地下水への懸念を土着の宗教と表現されたのでしょうか。また、県民の地下水への思いをどのように理解しておられるのでしょうか。さらに、TSMC進出に伴う県民の不安はまだ払拭されていないと認識していることから、TSMC進出に伴う地下水保全策をどのように取り組まれるのか。

以上3点を知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 幸村議員から御質問いただきました。

3点の御質問のうち、まず、福岡市での講演における私の表現の意図と県民の地下水への思いに対する理解の2点について、あわせて、まずお答えいたします。

私の発言の真意は、地下水に対する私たち熊本県民の思いは、心の奥底にある、理屈ではない大事な価値感、また、長い歳月をかけて根づいてきた熊本の人々の魂そのものであるということ了他県の方にお伝えしたかったということに尽きます。

この講演の直前に他県の方々との懇談の場がありまして、その際に、なぜ熊本は地下水にそこまでこだわるのか、潤沢にあるのだから、どんどん使って企業を呼び込めばいいのではないかなどの発言が聞こえてきたこともありまして、私たち熊本県民には、熊本の日々の暮らしの中で育まれた地下水への特別な思いがあることを代弁したい強い気持ちがあふれ出てしまったものでございます。

10月9日の定例記者会見でも申し述べていますとおり、マイナスのイメージを伴う表現をしたつもりは全くございませんでした。県民の皆様をやゆする気持ちも一切ございません。しかしながら、その記者会見を受けた県内での報道を御覧になった県民の方から、私に注意する御意見がございました。そのことから、このことを正確にお伝えするには的確ではない表現であったと考え、直ちに発言を撤回させていただきました。

このたびの私の発言で不快な思いをされた県民の皆様に対して深くおわびを申し上げます。

そこで、地下水保全対策についてお答え申し上げます。

地下水は、県民生活を支える熊本の宝であり、半導体関連企業の集積に伴い、県民の皆様が地下水に関して見えない不安を感じられていることは私も深く理解しております。

そのため、私は、昨年県知事選に立候補する際に掲げたマニフェスト、くまもと新時代、県民への10の約束の一番手の項目「県民の命と暮らしを守る！」の中で、地下水保全を最重要項目として掲げました。

知事就任後直ちに立ち上げた各種本部の中でも、地下水保全推進本部を真っ先に立ち上げ、この地下水保全推進本部を中心に、地下水の量と質の保全に全力で取り組んでいるところでございま

す。

昨年度までの取組に加えて、今年度、水量の保全については、熊本地域における今後の地下水保全に向けた目標や取組などを示します次期熊本地域地下水総合保全管理計画の策定ですとか、新たに設置した九州の水を育む阿蘇の守り手基金の募集などを進めております。

水質の保全につきましては、他県に例を見ない1万種類を超える規制外物質等に関する継続的な環境モニタリングを行うほか、企業への具体的な使用状況等調査も実施いたしました。河川水質の結果については、専門家委員会からも安心できる状況と考えるとの御意見をいただいております。

また、県民の皆様の不安を解消するためには、正しい情報発信が重要であり、地下水のリアルタイム配信や水質検査結果の情報発信強化などを新たに実現いたしました。これからも引き続き積極的に取り組んでまいります。

知事選のマニフェストで掲げたとおり、今後とも、私たち熊本県民の宝である地下水を必ず守り抜くという強い使命感の下、県民、企業の皆様などと力を合わせて、地下水をはじめとする熊本の豊かな自然環境の保全と地域経済の発展の両立に向けた取組を具体的かつ強力に進めてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 私を知る限りにおいて、知事が、初めて県民の皆さんへ謝罪をされたのではないかなというふうに思います。なかなかその時々のおいとか考えを言葉にして正確に伝えるということは難しいものもごございます。県知事という立場になれば、その言葉の重みは、もう重々たるものであるというふうに思います。そんなつもりはなかったということが通用しない立場でもあられるのではないかなということも思います。

これまでの知事の発言、いろいろございました。そういうことがあったこともあって、非常にやはり今回の発言が、なぜまた再びこういった発言をされるんだろうということで、非常に残念な思いがしたことも事実であります。

知事が、御答弁にあったように、不信感を払拭していくということについては、県民の不安の声にきちんと向き合っていく必要があるだろうというふうに思いますし、地下水保全の取組と水質検査、こういったものもしっかりとやって情報公開をしていただきたいというふうに思います。

半導体産業の集積は、今から進んでいきます。そうするとき、地域経済との自然環境の保全、地場産業の共存、これをどういうふうに進めていくのかということがあります。

今非常に、100年に1度のビッグチャンスだということで、そのことに非常に前のめりになっていく風景があります。確かに、このチャンスを捉えなければならぬとも思いますが、やはりいろんなリスクもあると。そのリスクにきちんと向き合っていただくことが、今回の発言の不信感を払拭することにつながっていくのではないかなというふうに思いますので、しっかりと見極めていただきたいというふうに思います。

次の項に移ります。

長射程ミサイルの配備に係る説明会開催と見直しを求める民意についてお伺いをいたします。

11月9日、長射程ミサイルが配備される健軍自衛隊駐屯地に近い健軍商店街で、1,200名規模の反対集会が行われました。熊本県内各地からの参加者、また、外国からの参加者もあり、リレートークでは、地元の方たちが声を上げられました。このような国の政策に対して、地元の方たちが不安の声を上げられるというのは非常に勇気が要ることだったろうなというふうに思います。それ

だけミサイル配備に対して危機感と不安感を持たれていることだと思います。

また、自衛隊とともに生活がある地域です。だからこそ、自衛隊の皆さんも、近くにあるから守りたい、自衛隊の皆様を守りたい、そういう思いがリレートークの中にあふれていました。生活圏のど真ん中、学校や病院があり、民家が密集する中に、長射程ミサイルが、住民に何の説明もなく配備されることに危機感と怒りを覚えない方はいないと思います。

これに先立ち、11月7日には、県内の大学教授でつくる立憲主義を未来へつなげる大学人の会くまもとが会見を開き、長射程ミサイル配備計画は憲法違反であり、住宅地に位置する健軍駐屯地の立地には問題があり、国や県は説明責任を果たしていないとして、配備撤回を求めました。

そのほか、政党やNPOなど多くの団体が申入れを行われています。24日には、熊本市青年会館で400人規模の集会があり、各県からの報告で、改めて、抑止力や防衛力強化の名の下に、各地で軍備と言える状況が進んでいることを知りました。

国においては、安全保障関連3文書の改定議論が加速し、27年度としていたGDP比2%の防衛費を今年度中に前倒しし、さらに増額し、防衛装備の拡大を進める様子にあります。弾薬庫の設置や防空ミサイルの輸出検討など、なし崩し的に進んでいる様子があります。本当にこのまま突き進んでいいのかと不安になります。

高市総理の台湾有事発言で、中国をはじめとする世界に緊張が高まっています。このことが、長射程ミサイルへのさらなる不安につながっているのだと思います。

知事は、9月議会で、国防は国の専管事項であり、是非を判断する立場にないと答弁をされてい

ます。権限はないにしても、自治体の長として、県民の声を国へ届けることはできるはずですが、県民の暮らしと命を守ることが知事の責務です。そうであれば、長射程ミサイル配備が県民の命と暮らしを守ることになるのか、いま一度お伺いをしたいと思います。

長射程ミサイル配備について、県民の間に広がる不安と懸念をどのように受け止めておられるのか、また、国に対して住民説明会の開催を強く求めていただき、実現しないのであれば配備の見直しを求めるお考えはないのか、お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、県民の間に広がる不安と懸念についての受け止めについてお答えいたします。

私は、戦争の惨禍を決して繰り返さないよう、さきの大戦の反省と教訓を踏まえ、国の積極的な外交努力により国際社会の平和と安定を築くことが重要であると考えます。

一方で、現在我が国を取り巻く安全保障環境下においては、他国の脅威から国民の安全と国土を守るため、国による防衛力強化の取組が進められているものと認識しております。

また、今回の健軍駐屯地へのスタンドオフミサイルの配備については、不安などを感じる県民がおられることも認識しております。

国においては、本県からの要望を踏まえ、Q&Aの掲載や相談窓口の設置など、県民の不安解消に取り組んでいただいています。

今後も、県民の不安解消のため、分かりやすく丁寧な説明をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、国に対して住民説明会の開催を求めることや配備の見直しを求めることについてお答え申

上げます。

今回のスタンドオフミサイルの配備は、国の防衛力強化の取組の一環として、国や国会においてこれまで議論され、結論が出されたものでございます。

国防に関することは国の専管事項であり、私はこの配備について判断する立場にはなく、住民説明会の開催も含め具体的な説明手法については、国が判断されるものと考えております。

県としては、県民の方々から寄せられる御意見や御要望について、その都度しっかりと国にお伝えしております。

今後とも、国に対して、分かりやすく丁寧な説明に加え、運用に当たっての安全対策の徹底や住民生活に配慮した取組なども、地元熊本市とも連携して求めてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 これまで防衛力を強化するということについては理解しております。しかし、今回配備される長射程ミサイルは、射程距離1,000キロとされ、上海まで届くものです。敵基地攻撃能力を持つものであり、明らかに憲法から見ても問題があります。

知事の御答弁の外交努力による国際社会の平和と安定を築くことが重要であるということ、そして、防衛力の強化の取組が進められているという認識は、私も同じように持っています。しかし、その先が問題なんだろうと。そこまでは、多分一緒なんです。ただ、その平和を守るため、そのために、じゃあ、次の段階に何をするのかというところが、やっぱり違うんだらうと思います。武力を持つことについては反対をいたします。

先ほどもお話をしましたが、県知事の最も基本的で重要な責務の一つは、県民の命、暮らし、そして財産を守ることです。これは、地方自治の根

幹をなす原則であるというふうに思います。であれば、国の専管事項ということで、ミサイル配備に関して判断する立場にないというお答えはいかがなものかというふうに思います。ミサイル配備に不安を感じる県民がいることを認識しながら、このまま配備が進められることに異を唱えない、これでよいのでしょうか。県民の意見や要望は届けていて、具体的な説明手法は国が判断するものだとおっしゃいます。

熊本県や熊本市の要望を受けて、九州防衛局は、電話による相談窓口の設置、Q&Aのホームページへの掲載、昨日は、ホームページをリニューアルして案内を強化したとの報道がありました。しかし、求められているのは、対面による説明会です。

知事におかれましては、いま一度、県民の不安の声に寄り添っていただくことをお願いしたいというふうに思います。

また、立憲民主党県連としては、反撃能力を有する長射程ミサイルは専守防衛を逸脱するものとして、保有も配備も、全てにおいて反対することを機関決定いたしました。そして、このことを党本部へも反対を求める要望書を提出いたしました。

今後も、県民の皆さんとともに、平和な地域社会をつくる活動に取り組んでまいりたいと思います。そして、この項を終わります。

次の質問に移ります。

子供たちを性被害から守ることについて質問をいたします。

まず、学校における取組について伺います。

令和5年6月、内閣府男女共同参画局がまとめたこども・若者の性被害に関する状況等によりますと、若年層、16歳から24歳の4人に1人以上、26%が言葉、視覚、身体接触、性交、情報ツール

による性被害に遭っています。また、被害者の約半数が誰にも相談していないと答えています。

各都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数は年々増加傾向にあり、令和4年度は、前年比7.4%増の約6万3,000件であると報告されています。

本県で、県の委託を受け、24時間、性暴力被害者の相談に対応されているゆあさいどくまもとさんの記事が、21日、新聞に掲載されました。記事によると、24年度の相談件数は1,439件で、10年前の開設時と比較すると2倍以上に増えており、年代別では10代の児童生徒が約4割を占め、学校内での被害が多いということでした。近年の特徴として、スマホやタブレット端末を介した被害が増えているとのことでした。

先日、先生がグループラインで盗撮画像を共有していたとのニュースは、教育関係者や保護者の皆さんなどに大きな衝撃を与えました。また、本県でも、生徒とのメールのやり取りや不同意わいせつなどの事件が起きています。被害者に徹底的に寄り添うことがまず必要だと思いますし、先生と生徒という立場を利用したの犯罪に対して厳しい処分が必要だと思います。

学校現場では、大多数の先生方が真面目に児童生徒に向き合い、多忙を極める中、工夫を凝らした学習会や講演などに取り組まれています。現場で性被害や性暴力が起きたときに、個別に対応していく大変さも抱えておられます。加害者が同僚である場合もあり、現場の負担はますます大きくなっていることが懸念されます。

そこで、教育委員会として、教職員による性犯罪、性暴力を防ぐ取組、また、事件が起きたときの対応、また、処分の考え方を教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 児童生徒を守り育てる立場にある教職員が立場や関係性を利用して行う性暴力は、児童生徒の尊厳を深く傷つけ、教育への信頼を根底から揺るがす重大な問題で、断じて許されることではありません。

しかしながら、本県においても残念ながら児童生徒に対する盗撮等の事案が発生しており、私自身も真摯に反省するとともに、児童生徒が被害者となるような事案を二度と起こさせはならないというふうに思っております。

現在、県教育委員会では、学校における性被害の防止に向け、研修の充実、早期発見・早期対応、被害者への寄り添い、厳正な対応を4つの柱として、総合的に取り組んでいます。

まず、研修の充実については、不祥事防止研修テキストやわいせつ防止研修テキストを用いて、具体的な事例や留意点を共有する実践的な研修を実施し、日常的な指導場面における未然防止の意識の向上を図っています。

次に、早期発見・早期対応については、管理職に対して、研修や会議等あらゆる機会を捉えて、不祥事を許さない職場環境づくりや適切な早期対応を行うなど、早期発見・早期対応に関する重要性の周知徹底を図っています。

さらに、被害者への寄り添いについては、学校で児童生徒が被害者となるような事案が発生した場合、スクールカウンセラーを派遣し、まずは被害児童生徒の心身の安全を守るとともに、他の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるような体制を整えています。

最後に、厳正な対応については、令和4年に施行された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を受け、令和6年に改正した懲戒処分の指針に基づいて、厳正な対応を取ること

を各学校に周知徹底しています。

県教育委員会としては、教職員が児童生徒と私的なメールやSNSでのやり取り禁止等を徹底するとともに、引き続き、学校における児童生徒の性被害を根絶するという強い意思を持って取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 子供たちが安心して学べる場所、また、1日の大半を過ごす学校という場所で、本当に性被害が増えている、性暴力が増えているということに対しては、本当に心配な状況だというふうに思います。

教育委員会におかれては、現場の状況にしっかりと対応していただきたいというふうに思います。そして、表に出てくるのは本当に氷山の一角というふうに言われます。早期に発見するために、子供たちが相談できる体制づくり、そして、被害が起きれば、徹底した被害者に寄り添う対応が必要だと思えます。

教育長が冒頭お答えになったように、先生と生徒という権力と立場を利用した性暴力は決して許してはならないと思えます。

懲戒処分に関しては、令和6年に指針が改正されたということですが、しかし、何らかの性加害を加えた教職員が再び教職に戻れる、この処分はやっぱり軽いだろうというふうに思います。昨年改定されたばかりではありますが、問題があれば、やはりさらなる厳格化も御検討いただくようお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

児童養護施設における対応についてお伺いをいたします。

2025年3月の定例会で、同じ会派の岩田智子県議が、熊本市内の児童養護施設での性虐待について質問をされ、施設で暮らす子供たちの安心、安

全を守るため、また、健やかな成長を保障するために、熊本県の取組と姿勢を問われています。

この事件の余波も残る2025年11月20日、県北の児童養護施設で24歳の女性が、14歳から19歳の間、施設の職員から性暴力を受けていたとの記事が掲載をされました。女性は、2025年6月に、施設側に計2,200万円の損害賠償を求める訴訟を起こし、マスクのみという顔出しで記者会見を行っています。加害者は施設の男性職員で、父親のように慕っていたと言います。避妊はされず妊娠し、中絶させられています。

加害者は、2021年11月に児童福祉法違反の容疑で逮捕され、2022年7月に懲役1年10か月の実刑判決が確定しています。あまりの刑の軽さに驚きます。

加害者が逮捕されても施設側からの謝罪はなく、弁護士による面会の場が設けられましたが、破談に終わり、今回訴訟を起こすことになったということです。彼女がなぜここまで追い込まなければならないのか、強い憤りを覚えます。

女性は、マスク着用の顔出しで記者会見を行った理由を、性被害を受けたことを隠さなければならないという世の中の風潮がおかしいんだ、そして、無関係の子供たちが誹謗中傷されることを食い止めたかったと述べています。

言うまでもありませんが、児童養護施設は、保護者のいない子供や虐待を受けているなど家庭で養護を受けられない子供が、家庭に代わる生活の場として入所する施設であり、安心して健やかに暮らせることが保障されなくてはなりません。施設で暮らした子供たちは、施設を出ても、成人式や結婚など、その折々にうれしそうに報告をしに施設に来てくれるそうです。

施設で再び虐待を受け、居場所を奪った今回の事案は、到底許されるものではありません。

今回、立て続けに報道された事案に、県としてもしっかりと対応していく必要があると考えますが、県の認識を健康福祉部長にお伺いをいたします。

また、事件の公表を行う必要があるのではないのでしょうか。児童養護施設内の性的虐待に関しては、公にすることで、本人と在園する子供たちへの二次被害が起きるといった懸念の声が根強くあります。しかし、そうしてきたことが、今回のような現状を生んでいるのではないかと思います。

県立の学校で起きたこういった性加害の事案については、教育委員会が公表と謝罪、処分を行っています。しかし、児童養護施設に関しては、公表も謝罪もされません。子供たちの施設での暮らしが安心なものになるように、どのようにできるかも含めて公表の在り方を検討する必要があるのではないかと、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 本来、子供たちの安全、安心な生活が保障されるべき児童養護施設で、その安全が脅かされる事態は決してあってはならないことです。県としては、未然防止に重点的に取り組む必要があると考えています。

具体的には、入所児童への虐待事案の発生状況等を踏まえ、令和5年度から、県内全ての児童養護施設等を対象として、施設内での虐待の未然防止に特化した研修を実施しています。この研修では、児童と直接関わる職員だけでなく、施設長などの管理職員も対象とし、職員と児童のしっかりとした信頼関係の構築や、不適切な対応が起きにくい透明性の高い組織体制づくりなどを学べるカリキュラムを設けています。

また、家庭内での虐待により心身の安全が守られてこなかった子供は、自身が傷つけられている

ことを自覚しにくい傾向にあります。そのため、児童相談所職員は、子供を保護した時点で、施設内では子供の安全が最大限守られるべきこと、そして、生活する中で生じた疑問や不安などは遠慮せずどの職員に相談してもよいことを丁寧に説明しています。

さらに、児童相談所職員による面談に加え、子供の意思表明をサポートする専門家、いわゆるアドボケイトを児童養護施設等に定期的に派遣し、子供たちの小さな声にも耳を傾ける取組を行っています。

このように、支援に関わる大人の意識を高め、子供たちの声を聞き逃さないための仕組みが入所児童に対する虐待の防止につながるものと考えています。

次に、施設内で発生した虐待事案の公表についてですが、児童福祉法等において、毎年度、虐待の種別や類型別の件数などといった所定の項目を公表することが義務づけられており、本県でも当該法令に則した公表を行っています。国のガイドラインによると、個別事案の公表に当たっては、被害児童や他の子供たちへの影響に配慮が必要とされており、県としても個別事案の特定につながる情報の公表には慎重を期すべきであると考えています。

このため、個別事案の公表については、子供たちの権利擁護を最優先に、社会福祉審議会の意見や社会的な影響、再発防止策としての必要性なども踏まえ、適切に判断を行ってまいります。

児童養護施設が子供たちにとって真に安全、安心な居場所となるために、子供たちを守る体制づくりにしっかりと取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 お答えをいただきました。

未然防止に重点的に取り組む必要性、これにつ

いては十分に理解をしています。だけど、今回やっぱり問題だというふうに思うのは、被害者救済の在り方なんです。だから、謝罪と公表というお話をしました。被害者は、精神的、身体的、思考的など様々なトラウマを抱えます。そして、それは長期的に及びます。見かけはどうもなくとも、何かのきっかけで、やっぱりフラッシュバックしていくと。そういう人たちは、日常生活もままならない人たちもたくさんいます。長期の児童養護施設にいたときだけではなくて、そこから出た後の長期的なサポートも必要になるんです。そのための体制が必要だというふうにお話しします。しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回お話しした県北の事例は、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7章62条に明らかに違反しています。入所している子供の安心が守られず、健やかな成長が保障されていないことは条例違反です。このことを取ってみても、違反した関係者は謝罪しなければならないのではないのでしょうか、そのように考えます。そして、それは公表の在り方をしっかりと検討する必要があるのだと思います。

鳥取県の児童自死事案に関する再検証報告書公表版というのがあります。これは、担当課にも、絶対読んでくださいねということでお話をしました。

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童の自死事案について検証を行うために、県が外部識者による検証チームを設置したんです。ここから始まっています。その中で、この事案をどのように扱うのか、公表をどのように行うかなど詳細に検討され、記録が残っています。ぜひ、このことを熊本県も検討いただきたい、見ていただきたいというふうに思います。

今回、公表については、子供たちの権利擁護を最優先に、当然です。社会福祉審議会の意見や社会的影響、再発防止策としての必要性、だから必要だというふうに言っています。それを踏まえて適切に判断を行っていくとの御答弁でした。だから、適切に判断を行っていただきたいというふうに思います。どのような場合に公表するのか、謝罪するのかしないのか、どのような公表の方法があるのか等、検討いただきたいというふうに思います。

権力を持つ大人と子供という力関係の中で、まして、施設しか行き場のない子供に対して性暴力が行われることに憤りしかありません。徹底的に被害者に寄り添うという姿勢で対応いただくことをお願いして、この項を終わります。

周産期メンタルヘルスについて伺います。

妊娠、出産は、ホルモンバランスの変動や役割の変化など、身体的、心理的に大きな負担を伴う時期です。また、母親になる不安や育児に対する不安、社会とのつながりも希薄化してきますし、孤独感も感じやすくなります。日本では、妊産婦の自殺が社会問題化しています。産後鬱への早期介入が本当に重要視されています。

このように、妊娠、出産期の女性の心の健康を守るために、周産期メンタルヘルスへの取組が不可欠であり、母親の自殺予防や児童虐待防止にも直結します。

熊本では、県立こころの医療センターで専門外来が設置されるなど、取組が進められています。このことを私は本当に大きく評価をしています。

そこで、今年4月に開設された県立こころの医療センターでの産後うつ外来の現状と課題について、病院事業管理者職務代理者に伺います。

また、県の周産期メンタルヘルスの必要性和今後の方向性について、健康福祉部長に伺います。

続けてお願いをいたします。

〔病院事業管理者職務代理者 鎌本亮太君登壇〕

○病院事業管理者職務代理者(鎌本亮太君) 県立こころの医療センターでは、当センターの中期的経営指針である第4次中期経営計画に基づき、県立の精神科医療機関として、政策的に取り組むべき課題に積極的に対応することとしています。

このような中、心の不安や悩みを抱える妊産婦が安心して出産、育児ができるよう、熊本大学病院等と連携し、今年4月に産後うつ外来を新たに開設し、精神的ケアが必要な妊産婦に対する支援を始めたところです。

現状としては、火曜日を除く平日に、周産期メンタルヘルスの担当医師による外来診察を実施しており、10月末時点で、延べ170名、実人数で30名の方が受診されています。

また、診察に当たっては、看護師や心理士、精神保健福祉士等との連携が欠かせないことから、多職種による定期的な勉強会の開催等を通して、センター全体での支援体制の底上げにも取り組んでいます。

課題としては、当センターの医師不足が続く中で、担当医師1名のみで診察に当たっており、その負担が増していることから、安定した診療体制の確立に向けたさらなる医師の確保、育成が必要です。

また、母子同伴で受診されるケースが多いことから、助産師等による母子の健康管理や育児への助言等を通じた支援についても検討を進めていくことが重要です。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、メンタルヘルスに悩んでおられる妊産婦の方々に寄り添うことができるよう、県立の精神科医療機関としてその役割を果たしてまいります。

〔健康福祉部長 下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 2つ目の周産期メンタルヘルスの必要性と今後の方向性についてお答えします。

妊娠、出産は人生の一大イベントであり、周産期は、身体的、心理的に大きな負担を伴い、不安定になりやすい時期でもあります。

議員御指摘のとおり、特に、母親の精神面の不調は、子供への愛着形成や健全な発達などにも影響し、子供への虐待の誘因にもなることから、周産期におけるメンタルヘルスクアは重要であると認識しています。

妊娠から出産後までの支援として、まず、市町村が設置するこども家庭センターにおいて、妊娠の届出時から、保健師や助産師等による面接相談や訪問支援を実施し、切れ目のない支援を行っています。

加えて、産科医療機関においては、産後1か月健診の際に産後鬱スクリーニングを実施し、その結果、リスクが高い母親については、その情報を市町村と共有し、保健師等の支援につなげています。また、精神科への受診の必要性が高い方には、さきの答弁にありました県立こころの医療センターの産後うつ外来などを紹介しています。

県としては、周産期メンタルヘルスに携わる保健師や助産師等の人材育成のための研修を実施しており、今後も充実を図ることとしています。

今後の周産期メンタルヘルス対策の推進に当たっては、妊産婦の受入れが可能な精神科医療機関の拡充なども含め、関係機関との連携強化が重要であると考えており、県医師会との意見交換を始めたところです。

引き続き、市町村や関係団体と連携して、安心して妊娠、出産ができる環境づくりに取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 先日、こころの医療センターで開催されたこころうきうき祭りにお邪魔をいたしました。お天気にも恵まれて、600人の来場者があったとの御報告も受けました。御家族連れも多くて、本当に地域に開かれた医療機関としての役割を果たしておられることを改めて感じたところでした。

その折に、施設も見学をさせていただいて、周産期外来の待合室とか診察室とかミーティング室なんかも視察させていただきました。本当に空きスペースを利用して整えられたんだなということがうかがえるようなものでした。

担当医1名のみということで、本当に医師の確保、育成が課題であるということをお話いただいたところです。県としても、その辺りの対策というか対応を、しっかりと県医師会と意見交換を始めて、充実させていくというようなことだっただろうと思います。

医師不足の深刻さというのは重々承知しております。しかし、妊娠、出産した女性のサポートの充実というのが、まずは、そのこどもまんなかであるとか、少子化対策であるとかといったところで、本当に充実させなきゃならない部門じゃないかなというふうに思います。安心して子供を産める環境、これが年々厳しくなっています。

このような中で、県のこころの医療センターの産後うつ外来は、安心が担保される大切な病院でありますし、地域の様々な医療機関、また、活動されているような団体とも連携をしながら取り組んでいける、そんな大切な機関だというふうに思います。安定的に医療が届けられるような取組をお願いしたいと思います。

次に移ります。

定時制、通信制差別を二度と起こさないための

取組について伺います。

2025年度の定時制高校在籍者数は419名、通信制は900名を超えております。年々増加傾向にあります。様々な入学動機で自分の学ぶ場所を求め、日々学業と仕事を両立させながら、高校卒業の資格を取得するために努力を重ねられています。また、将来の夢をかなえるために、定時制や通信制を選択する生徒も増えており、環境整備が急がれます。

そのような中で、2024年6月に、熊本市、熊本県主催での高等学校と企業との意見交換会において、定時制、通信制の生徒に対する18年間に及ぶ就職差別と取られかねない事案が発覚しました。この意見交換に参加希望がある企業に対して、事前アンケートで、定時制、通信制からの受入れの可否について尋ねていたというものです。

就職に当たって、定時制、通信制の生徒と全日制の生徒を区別して取り扱うことは決してあってはならないことです。根強い差別意識があるということも浮き彫りになったのではないのでしょうか。

そこで、この発覚からどのような改善が図られてきたのか、また、今後の取組について、商工労働部長に伺います。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 議員御指摘のとおり、熊本市と県の主催で昨年6月に実施しました高等学校と企業との意見交換会における県内企業への事前アンケートにおいて、定時制、通信制高校からの受入れ可否を尋ねる設問がありました。

これは、就職に当たって、定時制、通信制高校の生徒と全日制の生徒を区分して取り扱うもので、定時制、通信制高校の生徒に対する就職差別にもつながりかねない不適切な設問であったと深く反省をしております。

今回問題が発生したのは、職員の人権意識が不十分であったことが原因であると認識しております。

このため、同様の問題が生じないように、人権意識を高めるため、今回の事案を取り上げた上で、人権尊重の考え方について全所属を通じて職員に通知をいたしました。

また、今年度は、意見交換会のアンケートから定時制、通信制高校に関する設問を削除するとともに、全職員を対象とした特定課題研修等におきまして、改めて当該事案を紹介し、人権意識の徹底に努めているところです。

さらに、民間事業者を対象として、県、熊本労働局及び各ハローワークとの共催により、県内6か所で開催する公正採用選考人権・同和問題啓発推進員研修会などの機会を通じまして、人権意識の啓発を進めています。

今後も、このような取組を通じて、県全体の公正な採用選考をはじめとする様々な場面における人権意識の醸成にしっかりと取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 昨年の事案発覚から改善が図られてきているということを改めて確認をさせていただきました。そして、人権教育なども含めて、しっかりと研修をやっているというお話でした。

これは、多分企業と職員にも問題があったかもしれないが、学校にもやはり問題があったらうなというふうに思います。やはりこのことを、やっぱり10何年間気づかずにいたということについては、やはり学校側も改めてしっかりと就職差別であるとか、やっぱり定時制、通信制の子供たちの人権の問題であるとか、こういったことに学校もきちんと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

先ほど紹介しましたように、定時制や通信制で学ぶ生徒も増えてきています。今年あったことですが、公共交通機関のダイヤ改正時も、夜間の定時制に通う生徒の帰宅時間に配慮をお願いしたいと思っておりますし、養護教諭の配置も進めさせていただきたいと思っております。全日制で配慮されることは、まず、定時制、通信制への配慮が可能かどうかということ、しっかりと同じように併せて検討させていただきたいというふうに思います。

最後の質問に入ります。

国家戦略特区制度、家事サービスに従事する外国人の受入れについて伺います。

この事業については、くまもと新時代共創総合戦略の具体的施策として記載をされています。

その位置づけは、ビジネスの国際化、国際交流の促進とあり、その具体策として、外国人労働者も含めた子育て世代の仕事と育児の両立支援にもつながる外国人による家事代行サービスについて、ニーズを踏まえ、国家戦略特区の活用による導入を検討しますということで記載がしてあります。

また、10月29日、知事の定例記者会見の記者とのやり取りの中で、熊本で外国人を従業員として雇うような企業が増えてきており、そうした企業が、福利厚生で従業員向けのベビーシッターとかお手伝いさんとして外国人を雇いたいというニーズがあるし、それ以外に、日本人でも外国人の家事支援を受け入れたいということがあってもいいとお答えになっています。そして、家事支援の事業が人材不足で成り立たない現状もお話しになっています。その上で、事業をやりたいという企業もあり、モデルとして始めてみたいというようなお話をされておりました。

現在、熊本県に在住している外国人は、2024年度末で2万9,385人となり、前年より3,796人、

14.8%の増加となっています。以前から、共生社会の実現のために、県をはじめ各自治体に相談窓口を設置することや、地域社会においては、共に暮らす一員として、本当に身近な関係性をつくられてきたということを八代市でも見てきております。

しかし、最近、外国人を排斥するような動きも見られます。この動きは、熊本県で暮らす外国人の暮らしも脅かすものであり、このような現状も踏まえ、今回の制度を円滑に進めていくためにどのような対応をされていくのか、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 家事支援活動を行う外国人については、現行制度では、外交官や研究者、法律分野等の専門職である高度外国人材が雇用する場合にしか入国及び在留が認められていません。

一方で、本事業は、国家戦略特区制度を活用することにより、出入国在留管理局や労働局等の国関係機関や県で構成する第三者管理協議会による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国や5年を限度とする在留が可能となる制度でございます。

先行する他の都府県においても、サービスを利用する世帯が年々増加しており、本県においても、県内の家事支援サービスが充実することで、子育て世代の仕事と育児の両立につながることを期待して、この制度を活用することとしました。

本事業の特徴は、外国人材の受入れと企業によるサービス提供について、厳格な要件や受入れを管理する体制を構築した上で実施する点でございます。

なお、議員御指摘のとおり、SNS等では、外国人が増えると犯罪が増えるといった根拠のない

情報もあり、外国人が増えることに対して漠然とした不安を抱えている県民もいらっしゃいます。

そのため、県民に対しては、正確な情報発信に加えて、外国人を地域社会の一員として受け入れる多文化共生に向けた意識の涵養が不可欠であると認識をしています。

そこで、県では、外国人材が地域社会へ溶け込んでいけるよう、地域の文化・伝統行事体験や地域住民との交流事業などを支援しています。

事業を実施した団体からは、外国人の方と交流し、異国の文化に触れることで地域住民との距離が縮まり、とても有意義だった、また、地元参加者からも、外国のことを知れてよかったと好評をいただいております。

県としては、多文化共生の意識醸成を図りながら、家事支援外国人受入事業については、本年度中に設置します第三者管理協議会において、厳格な管理、審査体制の下、実施することとしています。

県民に対しても、本事業の趣旨を御理解いただくとともに、不安解消につながるよう随時実施状況等の公表を含め、丁寧に説明をしながら取り組んでまいります。

○副議長(緒方勇二君) 幸村香代子君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 子育て世代がこの家事支援サービスをどれくらい利用されるかということについては、やっぱり金額の問題いろいろあるので、不透明だとは思いますが、まず、そのサービス事業者の人手不足を解消できるということとか、利用したい人たちが利用できるということについては理解をするところでもあります。

ただ、今私が希望するのは——昨日か一昨日の

新聞だったと思うんですが、外国人労働者の労災による死傷者数が、2024年に初めて6,000人を超えたという報道です。労災認定をされない外国人労働者も多くいるということは考えられますから、本当に、病気やけが、また、仕事先や地域でのトラブル、こういったことが、やっぱり熊本でも起きているのではないかと、いや、起きているんだと思います。だけん、そういったところにもきちんと対応することをしていかなきゃいけないんじゃないかと思えます。

11月26日の全国知事会では、多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言をまとめられました。1番、多文化共生の推進、2番、ルールに基づく共生と安心の確保、3番、正確で積極的な情報発信という構成になっております。ぜひ、これを基に具体化を進めていただきたいというふうに思えます。

いずれにしても、せっかく熊本を選んでくださる方たちに、安心して仕事や日常生活を送っていただきたいというふうに思いますし、熊本を選んでよかった、そう思っていたくような環境整備をさらに進めていただきたいというふうに思えます。

○副議長(緒方勇二君) 所定の時間を超えていますので、発言を終了願います。

○幸村香代子君(続) 以上をもちまして私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明5日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時15分散会

第 3 号

(12月5日)

令和7年

熊本県議会11月定例会会議録

第3号

令和7年12月5日(金曜日)

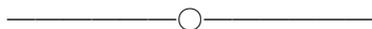
議事日程 第3号

令和7年12月5日(金曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)



出席議員氏名(47人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉蔦ミカさん
 立山大二朗君
 斎藤陽子さん
 本田雄三君
 岩田智子君
 堤泰之君
 南部隼平君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 西村尚武君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君

中村亮彦君
 増永慎一郎君
 前田憲秀君
 高島和男君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 山口裕君
 渕上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村敬君
 副知事 竹内信義君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 深 川 元 樹 君
総 務 部 長 千 田 真 寿 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 清 田 克 弘 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 脇 俊 也 君
農林水産部長 中 島 豪 君
理 事 間 宮 将 大 君
土 木 部 長 菰 田 武 志 君
会計管理者 野 中 眞 治 君
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん
病 院 事 業
管 理 者 鋏 本 亮 太 君
職 務 代 理 者
教 育 長 越 猪 浩 樹 君
警 察 本 部 長 佐 藤 昭 一 君
人 事 委 員 会
事 務 局 長 城 内 智 昭 君
監 査 委 員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 鈴 和 幸
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 下 崎 浩 一
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

○
午前10時開議

○副議長(緒方勇二君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長(緒方勇二君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

高井千歳さん。

〔高井千歳さん登壇〕(拍手)

○高井千歳さん 皆様、おはようございます。熊本第一選挙区選出・参政党の高井千歳です。

本日は、議員となって4回目の質問の機会をいただきました。議長はじめ先輩議員、同僚議員の皆様には、心より感謝を申し上げます。また、豪雨などの対応で非常に厳しい局面の中、かじ取りをしていただいております木村知事はじめ執行部の皆様には、心より敬意と感謝を申し上げます。

皆様御承知のとおり、今年10月に親子休憩室が開設をされました。これまで議会棟内には、お手洗いも含め、おむつ替えできる場所がなく、子供連れで来られた方は、防災棟まで足を運ばなければならぬ状況でした。

今回の開設により、親子休憩室にはおむつ替えの台や授乳室も整備され、環境が大幅に改善されています。改めて、親子休憩室の整備に御尽力いただいた議長はじめ職員の皆様に深く感謝を申し上げます。

今後も、より多様な方々に開かれた県議会となるよう、私自身も積極的にこの親子休憩室の存在を広く周知してまいります。

さて、本日は、外国人政策についても質問をさせていただきますが、まず強調して申し上げたいのは、私の問題意識が決して排外的な発想から生じているものではないという点です。今後、外国人材の受入れが実質的に無制限のまま進んでいけば、日本という国の在り方そのものが、大きく、そして不可逆的に変わってしまうのではないかと、その深い危機感に基づいております。

この夏の参議院選挙では、日本人ファーストという言葉が一部で誤解を生みました。しかし、これは、日本人が1番で外国人が2番といった序列づけの発想ではありません。私たちが訴えたかっ

たこと、それは、いわゆる失われた30年の中で、日本人は懸命に働き続けてきたにもかかわらず、賃金は上がらず、税金や社会保険料ばかりが増え続け、国民負担率はついに46%に達しているという現実の中で、もっと国民のほうを向いた政治が必要だということです。

国民が苦しむ一方で、国は、コーポレートガバナンス改革の名の下、企業利益が株主へ最大化される仕組みを整えてきました。日本人の実質賃金は、この30年間変わらず、ほぼ1倍のまま、しかし、株主への配当額は、この30年で約8倍に膨らんでいます。そして、日本の主要企業の約3分の1の株は、既に外国資本や外国人投資家に持たれています。

働いても働いても豊かさが国民に還元されない現状に、多くの国民が深い失望を抱いている表れだったと思います。

さらに、企業や経営者の側からは、1円でも安い労働力を求めて、外国人材の受入れが加速をしていますが、例えば、外免切替えの基準の緩さや取得ハードルの低い経営管理ビザ、外国資本による土地の買収など、法整備が不十分な状況の中で、急激に歯止めなく外国人材の受入れを進めることには慎重さが求められます。

私たちが日本人ファーストという言葉に込めたのは、こうした国民生活を真正面から見据え、国民のほうを向いた政治を取り戻したいという切実な思いでした。

古来より、我々日本人は、多くの渡来人や文化を受け入れ、日本人や日本文化と統合や融合を繰り返し、世界でも固有の文化を築いてまいりました。しかし、急激な外国人材の受入れは、歴史上初めてのことです。そこにもっと慎重さが必要なのではないかとこのことを問題提起しているのです。

したがって、本日ここで外国人政策について質問することは、誰かを差別したり、排除したりする意図からでは決してありません。この点につきまして、改めて御理解を賜り、質問に入らせていただきます。

まず、外国人との共生を推進するアクションプランの作成についてお尋ねいたします。

先日、県が外国人との共生を進めるアクションプランの素案をまとめたと発表がございました。現在、県内には、約2万9,000人の在留外国人が暮らしており、前年比では14.8%の増加、伸び率は全国7位です。過去10年で見ると2.92倍に増加し、この伸びは全国で1位と報じられています。

一方、国全体でも、労働力不足を背景に、外国人受入れが急速に拡大をしています。技能実習制度は、育成就労制度へ移行し、国は、2024年度からの5年間で最大82万人の外国人労働者を受け入れる方針です。

また、家族の帯同や永続的な定住が可能となる特定技能2号は、対象分野が2分野から15分野へと大幅に拡大をしました。その背景には、日本の急激な人口減少があります。2024年10月の人口推計では、日本人の人口は、1年間で約90万人減少をしています。和歌山県の人口が約92万人ですので、和歌山県1つ分の日本人が、1県分の日本人が毎年減り続けていることとなります。

こうした人口減や人手不足の対応策として、国民的議論が不十分なまま、実質的な移民政策が進んでいるというのが実情です。もちろん、建設や介護など一部の分野では、外国人労働者は不可欠です。県内の経営者の方々からも、外国人の方々のおかげで人手不足が解消したや、大変真面目に働いてくれるといった声を私も伺っております。

しかし、一方で、受入れ拡大を続けた国々では、自国民の賃金の停滞、社会保険料の増大、文

化的な摩擦、治安の影響など、多くの課題が指摘をされています。

青山学院大学の福井義高教授によれば、移民の経済効果は、移民自身の取り分を除くと、自国民への効果はほぼゼロ、むしろ競合する庶民にはマイナスで、逆所得分配となり、格差拡大につながるとされています。

令和6年度版の経済財政白書によれば、日本人と外国人の間には28%の賃金差があり、企業にとっては外国人を雇用するほうが安く済む構造になっています。つまり、安価な労働力が増えれば、日本人の雇用は守られず、賃金は上がらない、こうしたことは、欧州では既に経験をされ、全体のGDPは上がるが、1人当たりGDPは上がらず、移民の経済効果は論じるまでもないとされているそうです。

また、治安面でも課題があります。現在熊本では、治安面への影響はありません。しかし、警視庁によれば、短期滞在者や入管難民法違反を除いた外国人の犯罪率は、日本人を1とすると1.72倍になるということです。

私は、今年5月、クルド人問題が顕在化している埼玉県川口市を訪れ、地元の方々、約10名から15名ほどの方だったと思いますけれども、直接お話を伺いました。外国人が多い地域ですが、問題が深刻な地域もあれば、全く被害のない地域もあり、市内でも地域差があること、また、危機感の温度差があることも分かりました。

多文化共生は、もちろん理想です。しかし、実際に、騒音などの被害が何年も続いた方や、問題に悩み、長年心療内科に通われている方々の声を聞くと、理想論だけでは済まされない深刻な現実があると痛感をしました。

学校現場でも、外国人児童生徒が急増し、授業が進まず、対応が追いつかないなどという声が上

がっていました。

また、川口市では、外国人排斥を訴えるデモとそれに対するカウンターデモが同時に行われ、地域の緊張が高まることがあると伺いました。

私は、このような排外的なデモに断固として反対ですが、しかし、市民や県民の理解が得られないまま政策が進めば、分断や争いの火種となります。

そして、何より私が懸念しているのが、生産年齢人口に占める外国人の割合が急速に高まっていくことです。現在のペースで受入れが続けば、20年後には、在留外国人は1,000万人を超え、生産年齢人口の6人に1人が外国人になるという可能性もあります。

熊本県で試算すると、日本人の生産年齢人口が減り続ける中で、今のペースで受入れが続けば、10年後には生産年齢人口の8人に1人、20年後には5人に2人弱が外国人という構造になる可能性も否定はできません。

このように、急激に、そして上限を設けずに外国人労働者の受入れが続けば、社会構造、治安、教育、地域コミュニティーなど、県民生活に直接影響し、次世代の熊本、そして日本の形そのものを変えてしまう可能性があります。

今回のアクションプランは、まさに県民生活に影響する計画です。県の意見公募手続実施要綱でも、県民生活に影響する施策は、原則パブリックコメントの対象です。しかし、県は、このアクションプラン作成に当たって、パブリックコメントは行わない方針としています。

外国人との共生は、行政だけで完結できる政策ではありません。生活のトラブル、コミュニケーション、学校の負担、行政コスト、地域の治安など、地域住民の理解がなければ、摩擦だけが増え、外国の方々にとっても不幸なことです。地域

住民の理解と安心の上に成り立つ取組だからこそ、県民の声をどう集め、計画に反映させるのが最も重要な論点です。パブコメを実施しないのは適切ではないと考えます。

将来の人口構造すら揺るがす局面だからこそ、県民の声を丁寧に聴き、計画に反映させることは不可欠だと考えますが、アクションプラン作成に当たり、県民の声をどのように収集し、計画に反映させるのか、知事公室長にお尋ねをいたします。

〔知事公室長深川元樹君登壇〕

○知事公室長(深川元樹君) まず、外国人材との共生推進アクションプランの位置づけについて御説明します。

県では、昨年度策定したくまもと新時代共創総合戦略に、今後の外国人材との共生や多文化共生社会の実現に向けた取組方針を明記し、施策展開を図っています。

さらに、多文化共生の推進及び外国人材の受入れ環境整備を行うために、熊本県外国人材との共生推進本部を設置しました。この推進本部では、課題の洗い出し、最新データの共有に加え、各部署の取組実績や具体的な施策の方向性等について議論しています。

アクションプランは、総合戦略に掲げた事柄を確実に推進するため、推進本部会議において議論された庁内の施策を取りまとめたものです。

次に、議員御指摘の県民の声の反映手法についてお答えします。

県政に係る意見提出手続実施要綱では、県民を対象とした実施機関の政策に関する意思決定に係る案であって、県の政策に関する基本構想、基本方針、基本計画等の策定または変更の案がパブリックコメントの対象とされています。

このことから、総合戦略の策定に当たってはパ

ブリックコメントを実施しましたが、今回のアクションプランは、庁内の施策を取りまとめたものであるため、パブリックコメントの実施までは考えていません。

しかしながら、県内の在留外国人数が過去最高を更新する中、外国人材との共生等については、議員御指摘のとおり、県民の声を丁寧に聴くことがとても重要です。そのため、市町村や外国人コミュニティ、その他外国人材受入れに携わる民間企業、団体にヒアリングを実施し、今後の取組などに反映してまいります。

また、全国知事会は、先月26日に、多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言を採択し、「全国の自治体が一体となり、多文化共生と地域社会の安定を両立させる持続可能な社会づくりを」「進めていく」としています。

本県としても、引き続き、地域住民の理解を得ながら、推進本部を軸として、日本人も外国人も安全、安心に暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 知事公室長に御答弁をいただきました。

このアクションプランは、庁内の施策を取りまとめたものであるため、関係団体からのヒアリングは行うが、広くパブリックコメントは行わずに進めると、そういった御答弁でした。

今回、私、ヒアリングを行う中で感じたことは、この責任の所在がどこにあるのかという点です。担当課によると、あくまでもこの外国人材の受入れを進めているのは企業であって、県はその環境整備をしているだけだという説明が繰り返されていました。しかし一方で、実際には、外国人材の確保に向け、知事自らトップセールスで海外を訪問されるなど、県として旗振り役を務め

ている側面があります。

その状況を踏まえると、県は、積極的な外国人材の確保を推し進めているわけではないという説明には、少し無理があるように感じます。

誤解のないよう申し上げたいのは、深刻な人手不足の中で、外国人材の受入れ全てに反対しているものでは決してありません。人口動態や人口減による経済縮小などを踏まえ、中長期的に、そして多角的にシミュレーションと分析を行った上で、次世代に責任ある形で外国人材の受入れを考えるべきだと申し上げているまでに過ぎません。その上で、きちんと県民へビジョンを示し、理解を得ていくことこそが真の共生につながると思います。

世界を見渡せば、例えばスウェーデンでは、1990年代から積極的な外国人材の受入れを行ってきましたが、近年では、自主帰国を決めた外国人には、最大35万クローナ、日本円にして約490万円を給付するという政策の大転換を行っています。

人権を重んじる我が国では、将来何か問題が起こったとしても、このような思い切った政策はできないと思います。だからこそ、受入れに当たっては、中長期的なビジョンを持った計画が必要です。

また、昨今、土葬墓地の整備をめぐって、大分県をはじめとする各地で意見が対立しています。土葬墓地問題に限らず、文化的な摩擦が少しずつ表面化してきていることも事実です。

私たちは、郷に入れば郷に従うという言葉のとおり、海外に旅行したり、居住したりする場合には、相手国の文化や風習にリスペクトの姿勢を持つはずで、逆もまたしかりで、外国の方々への配慮は当然必要ですが、我が国には我が国の文化や風習があり、それを唯々諾々とのんでいくので

はなく、一定の線引きも必要であるという点も念頭にプラン作成に取り組んでいただきたいということをお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

昨日、幸村議員からも御質問がありましたが、私からも、家事支援外国人受入事業の導入について、質問をさせていただきます。

令和7年10月の記者会見で、知事は、家事支援外国人受入事業導入の発表をされました。

これまでは、外交官や高度人材の方が雇う場合しか、外国人が家事支援業務に携わることができませんでした。しかし、国家戦略特区の制度の中で、第三者管理協議会で管理することで、家事支援サービス企業に雇われる外国人の入国、在留を緩和するものです。

この事業は、既に、東京都、神奈川県、千葉市、大阪府、兵庫県、愛知県でも行われています。県は、導入に当たり、この制度を子育て支援と位置づけていますが、利用者に対する補助制度はなく、利用料は全額自己負担となります。

全国調査でも、家事支援サービスの利用率は僅か1.8%にとどまり、利用されない最大の理由は、価格が高いからという点が明らかになっています。制度の実態や地域の状況を踏まえると、本当に熊本県での導入が適しているのか、大きな疑問を持っています。

さらに指摘したいのは、制度導入に必要な県内ニーズ調査が行われていない点です。本来であれば、導入前に、世帯構造や共働き率、家事負担感、利用意向、価格許容度、外国人家事支援人材に対する需要意識などを調査すべきと考えます。しかし、今回こうした調査が実施されないまま、導入だけが先に進んでいるように見受けられます。

予算を伴わない事業とはいえ、私の元には、誰

のための事業なのか分からないであるとか、特区制度を利用し、ビザの緩和をすることがアリの一穴となり、このような外国人材受入れがどんどん進んでいくのではないかなどの懸念の声を多くいただきました。

また、先ほども申したように、外国人材の受入れ全般に関しては、全国的に急拡大していますが、その裏側には、中長期的なリスクも存在します。

加えて、家事支援外国人受入れの場合は、家庭という監督しづらい環境で働くため、トラブルや労働条件の把握が難しく、運用には特に慎重さが求められます。

以上の点を踏まえると、家事支援外国人受入事業を熊本県で導入をするのであれば、まずは県内の正確なニーズ把握、利用者の家計負担の検討、監督体制の整備、そして外国人受入れの中長期的なリスク評価といった視点を明確に提示し、県民が納得する事業なのか、再検討する必要があると思います。

県民が納得しないまま導入を急ぐのではなく、本当に熊本にとって必要な制度なのか、子育て世代が利用しやすい制度なのかという丁寧な検討を求めますが、県としての考えを知事に伺います。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 高井議員から、国家戦略特区制度を活用した家事支援外国人受入事業について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

まず、国家戦略特区制度というものは、大胆な規制、そして制度改革を実行し、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出することを目的に、国で創設された制度でありまして、本県は、昨年6月に指定を受けたところでございます。

議員御紹介のとおり、本事業は、既に他の都府

県で実施がされております。本事業を活用した家事支援サービスを利用する世帯は年々増加して、現在既に取り組んでいる6都府県では、月に約1万世帯の利用がある状況です。内閣府及び6都府県によれば、本事業によるトラブルはほとんど生じていないと聞いております。

本県においても、共働き世帯の増加や企業の福利厚生による生活サポートを背景に、他県と同様に家事支援の需要が増加する見込みであることに加え、他県で家事支援事業を利用していた方々が熊本に転勤、移住しても同様の環境を維持できるようにする観点からも、家事支援サービスの充実のため、国の認定を受け、受皿を用意することを可能にしたものでございます。

家事支援サービス企業が提供するサービスは多様であり、サービスを丸一日利用する形だけではなく、掃除や炊事などに限った2～3時間のスポット的な利用も可能であり、必ずしも高所得者向けに限らず、利用しやすいサービスとして提供されております。

家事支援サービスを利用することで、例えば、週末にまとめて行っていた掃除の時間を子供と外出する時間に充てられるなど、家事負担の軽減や子育て世代の生活の充実につながるものと考えております。

ちなみに、本事業では、その受け入れる外国人材については、出身国などにおける研修を修了した上で認定資格を取得して、かつ、実務経験を有するなど、厳格な資格要件が課されております。また、家事支援サービスをする企業については、日本国内で3年以上の事業実績や事業を遂行するための経済的基礎を有していることなどが要件となっております。

これらの資格要件は、出入国在留管理局や労働局など国の関係機関、そして県で構成する第三者

管理協議会において厳格に審査されます。受入れ人材は審査で認められた企業に雇用されるという仕組みでございます。

さらに、この協議会では、そのサービスの提供状況などについて報告を求め、随時監査を行い、問題があれば事業者を指導する権限を有しております。

このような仕組みがしっかりとされた体制で運用していることが、この事業の特徴の一つであると私は考えております。

しかしながら、本事業の実施を発表して以降、議員も御指摘いただきましたように、移民が増えるのではないかと、また、様々な、漠然とした不安に関する御意見も含めて、500件以上の意見が寄せられたところです。

ただ、これはもう本当に申し訳ないのは、本事業では、第三者管理協議会による厳格な管理の下で、必要な外国人材を5年を上限に受け入れるものであって、決して移民の受入れを促進するものではないと考えております。昨日の城下議員の御質問でも私から申し上げましたけれども、この制度は、県が全く関与できない一般的な外国人材の受入れと比べて、県も一定の権限を持って厳格に管理することができる長所があると考えております。

県としては、本事業について不安を感じておられる県民の皆様に対して丁寧に説明をするとともに、今年度中に設置予定の国、県による第三者管理協議会において、外国人材の入国や就労状況などを厳格に管理、審査しながら事業に取り組んでまいりたいと考えております。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 知事に御答弁をいただきました。

厳格な制度の下行われるということですので、安易な移民受入れではないということをお聞きい

たしました。

しかし、繰り返しになりますけれども、そもそも誰のための事業なのか、なかなか県民には理解しづらい部分があると感じています。やはり、子育て世帯が共働きを選ぶ理由の一つは、1馬力では生活が厳しいという経済的事情が主ではないかというふうに思います。

私の周囲の子育て世帯に聞いても、このような家事支援サービスを気軽に利用できるという声はほとんどなく、利用のハードルを感じている方が多くいました。特に補助があるわけではありませぬので、県民にとっては恩恵が見えにくく、むしろリスク面にばかり意識が向いてしまうのも理解はできます。

今後この事業を進めていくに当たっては、実施しっ放しにせず、運用状況や県民の反応をしっかりと注視していただきまして、適宜御対応していただきたいことをお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次に、太陽光F I T後におけるパネル放置ゼロの取組について。

この質問は、昨日、松田議員からも御質問があり、知事から大変心強い御答弁がありました。非常に重要な課題だと思いますので、私からも質問させていただきます。

太陽光発電の固定価格買取制度終了後のパネル放置対策について、熊本県でも検討が進んでいると、先日の報道でございました。

国の制度が整わない中で、県が独自に放置ゼロを目指す取組を進めようとしていることは大変重要であり、非常に評価すべきことと考えております。

一方で、F I T制度により、県内でも多数の太陽光発電設備が設置をされ、事業者は、20年間の高い買取り価格によって、安定した収益を得てき

たことも事実です。

しかし、このF I T買取期間は、早い設備では2030年前後から順次終了し、使用済みパネルの大量発生が避けられない段階に入っております。環境省の試算では、全国的に、2030年代後半から、年間70万から80万トン規模の廃棄パネルが発生し、埋立容量にも影響すると言われております。

その一方で、国の太陽光パネルリサイクル法案は法制化が見送られ、責任区分や費用負担について、明確なルールが存在しない状況が続いております。したがって、熊本県が先んじて現実的な制度づくりに踏み出すことの意義は非常に大きいと考えます。

今後、検討会議を進めていかれる中で、大きく3つ課題があると思っております。

まず第1に、撤去、処理費用の積立て不足です。

国の制度で積立ては求められていますが、昨今の物価高騰の影響で、当初の想定と乖離し、積立額が実費に届かない可能性があることが指摘をされています。撤去費用が不足したままF I T終了を迎えれば、放置や管理不全が発生する可能性があります。

第2に、責任の所在が不明確である点です。

国の制度が未整備のため、撤去、原状回復の責任、回収・リサイクル費用の負担、放置された場合の行政対応など、これらが曖昧であり、最悪の場合、県民や県費に負担が生じかねません。

しかし、県民は、再エネ賦課金という形で、長年太陽光発電事業を支えてきました。追加の負担を県民に求めることは二重負担であり、妥当ではありません。

第3に、実態把握の遅れです。

どの設備がいつF I Tを終え、撤去費用が確保されているのか、把握することが非常に重要で

が、先日担当課に伺ったところ、県内の事業者アンケート調査を行ったと聞きました。しかし、約200の事業者のうち、回答したのは78事業者で、約38%の事業者の実態しか把握ができなかったとのことでした。県内全体の事業者の実態把握を行っていくことは、放置ゼロを掲げる上で大きな課題です。

以上を踏まえ、1、事業者責任を明確にした県独自のルールづくりやさらなる実態把握、2、撤去やリサイクルの出口となる県内処理ルートの構築、3、市町村との連携による監視指導體制の構築、以上3点が必要と考えますが、商工労働部長の御見解をお伺いいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 固定価格買取期間、いわゆるF I T終了後の事業用太陽光パネルについては、買取価格の大幅な低下による発電廃止に伴い、パネル等の大量廃棄、さらには、パネルが撤去されないまま放置されることが懸念されます。

そのため、県では、今年度、学識経験者や発電事業者、リサイクル業者及び行政から成る太陽光F I T後パネル等放置ゼロ対策検討会議を設置し、対策の検討を開始しました。

会議では、近年の人件費や燃料費などの高騰により、現在の国の廃棄等費用積立制度による積立額では、撤去費用が不足する可能性が高いことが指摘されました。また、リサイクル費用の負担は決まっていないが、パネル等の撤去や原状回復は、設備の所有者である発電事業者には義務があり、確実に撤去されるよう求めるべきとの意見もございました。

このような会議での意見を踏まえ、関係市町村とも連携し、発電事業者の管理や撤去資金等の確保状況をしっかりと把握をしてまいります。

さらに、事業者が責任を持って撤去を行うよう、必要となる撤去資金の確保を求めるなど、将来太陽光パネルが放置されることがないように取り組んでまいります。

また、リサイクルに関して、検討会議では、太陽光パネルの高度なリサイクルの義務化が必要との意見がありましたので、国に対しリサイクル制度の創設を求めるとともに、関係部局と連携し、県内における処理体制が確保できるようにも取組を進めたいと考えています。

県として、将来太陽光パネルが放置されることがないように、必要となる撤去資金の確保、災害リスクや景観、自然の観点で問題がある発電施設に対する対応、さらには、リサイクル体制の確保など、熊本モデルとして対策を取りまとめ、しっかりと取組を進めてまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 商工労働部長に御答弁いただきました。

現在対策検討会議の中で中身の検討を進められているとのことで、私も大いに期待をしております。

また、昨日の知事答弁では、再エネの推進だけでなく、熊本の自然を守り、次世代へつないでいくという、大変心強いお言葉をいただきました。

リサイクルに関しては、国の法制度の整備やリサイクル技術を持った事業者の確保など、まだまだ課題が山積している部分があるかと思いますが、ぜひ前向きに検討を進めていただきたいと思います。

先日、県内のメガソーラー施設を視察させていただきましたが、パネル撤去後の跡地をどうするのかという点も大きな課題です。もともと林地であった場所も、開発許可を取得した時点で林地ではなくなるため、再造林する義務は事業者には課

されていません。事業者の責任においてその後の活用が図られるとは思いますが、ぜひ、この課題についても、事前に活用計画を立てるよう周知徹底していただければというふうに思います。

次に、肥料として利用される下水汚泥に含まれるPFOS、PFOAについてお尋ねをします。

近年、全国各地の下水処理場の汚泥からPFASが検出をされ、農地や地下水、農産物への影響が社会問題となっています。

御承知のとおり、PFASは、自然界ではほとんど分解されず、肥料化しても熱処理しても残留する永遠の化学物質と呼ばれています。

体内に取り込まれれば、排出されにくく、免疫機能の低下や甲状腺への影響など、健康リスクも国内外で指摘をされています。

このような中、熊本北部浄化センターでは、下水汚泥のおよそ4割が肥料化された後、農地に利用され、残りが建設資材として再利用されていると承知をしております。

しかしながら、この汚泥にPFOS、PFOAがどの程度含まれているのか、県として、現時点で把握はできていないとのことです。

全国では、京都大学が全国34の処理場を調査したところ、全ての汚泥からPFASが検出されたという報告もあります。また、沖縄県や岐阜県八百津町などでは、流入水、放流水、汚泥を対象にPFASの測定を行い、その結果を公表する自治体もあるなど、透明性のあるモニタリングが進んでいる地域もあります。こうした状況を踏まえれば、熊本県も決して例外ではない可能性が高いという前提で対応すべきだと考えます。

特に、肥料化された汚泥にPFASが含まれていた場合、そのまま農地の土壌に残留し、野菜や果実に吸収され、最終的には県民の体内に取り込まれる可能性があります。県民の健康を守り、農

地や地下水を問題が起きる前に保全をするためにも、汚泥の再資源化と化学物質リスクの管理の両立は避けて通れない課題です。

そこで伺います。

熊本北部浄化センターを含め、県内の流域下水道の処理施設において、肥料に利用される下水汚泥中のPFOS、PFOAのモニタリングの実施は検討されないのか、土木部長に伺います。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 肥料に利用される下水汚泥中のPFOS、PFOAの測定についてお答えします。

下水処理の過程で発生する汚泥については、国は、肥料としての利用を促進するため、汚泥に含まれる窒素、リン等の資源の有効利用を図る目標を掲げており、県においても、肥料への利用を推進しているところです。

現在、県が管理する熊本北部を含む3つの流域下水道では、汚泥の処理を民間企業に委託しており、その約半分をセメントや道路の路盤材等の建設資材に、残りの半分を肥料にリサイクルしています。

県から委託を受け、肥料を生産する企業は、原料となる汚泥等について、いわゆる肥料法に基づく有害物質に係る基準を遵守する必要があります。県においても、汚泥の有効利用を図る観点から、肥料化を開始して以降、自主的に有害物質に係る調査を行っており、31項目全てにおいて、基準値以下であることを確認しています。

しかし、PFOS、PFOAについては、肥料法を含め、法令基準がないため、現在試験項目の対象に含めていません。

一方で、近年、国内の一部の下水処理場の汚泥からPFOS、PFOAが確認されているとの報道や、下水道管理者として、予防的措置の見地か

ら、流域下水道においても、状況把握に向けた検討を進めています。

現在、下水汚泥に含まれるこれら規制外物質の試験方法について、全国の事例を調査するなど、測定に向けた検討、準備を進めているところであり、今後、測定結果を明らかにしていきたいと考えています。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 法令上の基準がないため、試験項目には含めていないものの、今後、予防的措置の観点から、下水汚泥のPFOS、PFOA測定に向けた検討、準備を進めていくとの前向きな御答弁を土木部長よりいただきました。

以前、私は、県内で直接ネット販売などを通じて消費者にお米を届けていらっしゃる農家の方から、県外のお客様から、熊本のお米は大丈夫ですかというお問合せがあるというお声を伺いました。これは、半導体企業の進出に伴う誤った認識や過度な懸念から生じているものだと思いますが、このような風評は絶対にあってはならないと思います。だからこそ、しっかりと調査を実施していただきまして、根拠のない風評が広がらないよう、透明性のある情報公開と丁寧な説明をお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

次に、本県の死亡者数の増加について伺います。

人口動態統計によると、本県及び全国で、2021年から2024年にかけて死亡者数が増加をしています。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

このグラフは、厚生労働省の人口動態統計から、全国の死亡者数の推移を表したものですが、全国の死亡者数は、2021年から2024年にかけて増加をしています。

2020年は、コロナ元年と呼ばれた年になりま

す。年始から始まったコロナ騒動は、5月には行動制限や行事の中止がありました。しかし、あれだけ騒動になったにもかかわらず、前年より死者数はマイナス8,338人減少をしています。

死者数が減った原因としては、行動制限により、例年に比べ事故などが減ったことや、また、コロナウイルスが蔓延したことによるウイルス干渉により、例年はやっていたインフルエンザでの死者数が減ったことなどが可能性として指摘をされています。

しかし、2021年の死者数は、一転して、前年よりプラス約6万7,000人で、約144万人と戦後最多、東日本大震災のあった年よりも死者数が多い状況になりました。

そして2022年には、さらに増加し、前年よりもプラス約12万9,000人で、約157万人、2023年には、さらに過去最多を更新し、約158万人、2024年には、さらに増え、約160万人となっています。

2020年から2024年の4年間で、全国の死者数は約23万人増加しており、これは、戦後でも例のない急増です。コロナがはやったから死者数が増えたのではないかと、こういった意見もあります。しかし、コロナ陽性者の死者数は、2021年は約1万7,000人、2022年は約4万8,000人となっています。つまり、全国の死者数の増加をコロナ死だけでは説明ができない状況です。

続いて、本県の死者数の状況です。

2020年、コロナ元年は、死者数が、全国と同じ傾向で、前年より514人減少をしています。しかしながら、2021年は、前年より937人の増加、2022年は2,334人の大幅な増加が見られます。2023年は、前年より162人減少していますが、依然として高水準となっています。

次に、県内の死者数の推移を月ごとで見えてい

きます。

2015年から県内の死者数をプロットしていますが、オレンジ色の2016年は、4月に熊本地震が発生し、震災関連死も含めて278人の方がお亡くなりになっています。特に7月、8月には死者数が増えていることが見てとれます。

高齢化が進み、毎年少しずつ死者数は増えているとはいえ、毎年のグラフの相関性にあまり変化がないことが見てとれるかと思えます。

そして、年明けからコロナ騒動が始まった2020年、これは黄緑色で示していますが、この2020年は、先ほども申したように、死者数は前年より514人減少をしています。

次に、2021年からのグラフです。2021年は、コロナワクチン接種が始まった年です。この年の県内の死者数は、前年に比べ937人増加をしています。特に、2021年12月以降の死者数が増えているのが見てとれます。

2022年は、4回目、5回目の接種があった年です。この年の県内の死者数は、前年よりプラス2,334人と、大幅に死者数が増加していることが分かります。

一般的には、夏場の死者数は少なくなりますが、この年は、例年では考えられない夏場の死者数の増加、この緑色の点の部分になりますけれども、夏場の死者数の激増が見られます。その後も、2022年12月から2023年1月にかけて死者数の急増が見られます。

2023年は、6回目、7回目の接種があった年です。前年に比べると、死者数はマイナス162人となっていますが、依然として2万4,000人を超え、県内の死者数が多い状況です。

次に、2019年から2023年にかけて、県内の死者数とコロナによる死者数を表に表しています。

コロナウイルス感染症によって死亡者数が増えたという指摘もありますが、2019年、コロナがはやる前の年の県内死亡者数が2万1,670人に対し、2022年の県内の死亡者数は2万4,427人となっています。その差は2,752人ですが、2022年、コロナで亡くなった県内の方は745人です。つまり、コロナ死を除いても、2019年から比べると、2022年は2,000人以上の死亡者数の増加が見られます。

全国的にもこのような死亡者数の激増が見られますが、国は、この検証すらしようとしていません。検証されていないので、その原因は分かりません。

しかし、昨年12月の一般質問でも示したとおり、日本国内において新型コロナワクチン接種後に急に発症し、日本の医学学会で報告された疾患は多岐にわたっています。また、ファイザー社が公開したコロナワクチン接種後に発症した疾患は1,291種類にも上っています。つまり、接種した後、体調不良があっても、症状や疾患が多岐にわたっているため、ワクチンによる健康被害とは気づかずにお亡くなりになられた方もいらっしゃる可能性があります。

県民の健康と命を預かる行政として、2021年からの死亡者数の増加や季節外れの死亡者数の増加をどのように分析しているのか、また、新型コロナワクチンとの関連性をどう考えるのか、今後同様の感染症が発生した際の対応を見据え、県としての現在の見解を健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、本県の死亡者数についてですが、死因別に見ると、老衰による死亡率が令和2年以降増加し続けており、高齢化の進展が死亡者数増加の一因となっていると考

えられます。

一方で、コロナ禍という前例のない状況下における死亡者数の増加の原因を分析するためには、平常時以上に様々な要素を考慮する必要があります。

例えば、議員御指摘の令和4年8月や令和5年1月は、多くのクラスターが発生するなど、流行のピークと重なっています。これによって死亡者数が増加したとも考えられますが、詳細な原因の分析は非常に困難であると考えています。

次に、死亡者数の増加と新型コロナワクチンとの関連性についてです。

ワクチンは、接種開始後も定期的に専門家による安全性の評価が行われており、新型コロナワクチンについては、現時点では、利益や効果がリスクを上回ると考えられ、ワクチンの接種体制に影響を与える重大な懸念は認められないと評価されています。

また、新型コロナワクチンが死亡者数の増加に影響しているかどうかについては、本年10月に、厚生労働大臣が、記者会見において、調査できるかどうかも含めて専門家に確認を行っていると言明されています。

現時点で国が死亡者数の増加とワクチンの関係について把握をしていない中で、県としてこれ以上の見解を示すことは困難と考えています。

今後、国から新たな知見及び方針が示された際には、それらを踏まえて適切に対応してまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 健康福祉部長に御答弁いただきました。

国が死亡者数の増加とワクチンの関連について把握をしていない中で、県としてこれ以上の見解を示すことは難しいとのことでした。おっしゃる

ように、多くの要因が考えられる中で、県として独自でこういった調査をするのは難しいと思います。

国は、コロナワクチンも含めたコロナ政策の総括をしていません。本来であれば、約9億回分、約7兆円分の予算を投じてワクチンを購入し、思いやりワクチンとあって、重症化しない子供や若者にも推奨をしました。しかし、実際には、感染予防効果、そして発症予防効果はなかったと言われています。さらには、ユーチューブなどのSNSでコロナワクチンという文言を言っただけで、その投稿が消されたり、アカウント停止になってしまうということがございました。多角的に情報を取ることが困難な、ゆがんだ言論空間がつけられていたと私は思います。

そして、何が原因が分かりませんが、明らかに死亡者数は増えています。政治の仕事は、当然ながら、国民の命、財産、領土を守ることは言うまでもありません。表では誰一人取り残さないと言いつつも、これだけ死亡者数が増えているにもかかわらず、検証をしない国の姿勢には憤りすら感じます。

やはり、国に対して、県からも、ワクチン政策を含むコロナ対策の検証をしっかりと求めていただきたいと要望いたしまして、次の、最後の項に移りたいと思います。

最後に、県の環境基本計画における再エネ発電量の割合の見直しについて要望させていただきま

す。

今回示されました県環境基本計画素案では、2030年までに再生可能エネルギー発電量比率を50%とするという目標が掲げられております。この目標が、現実的かつ持続可能なものであるかどうか、改めて慎重な検討が必要だと感じております。

国は、2040年までに、再エネ比率を5割とする目標を示しています。しかし、その実現に必要なとされる規模感は極めて大きく、全国で現在設置されている太陽光パネルは、既に香川県の約4分の3に相当する面積であり、これをさらに3.6倍に拡大することになります。また、風力発電についても、国内にある風車の本数を、現在の9.1倍、約4,500基に増やす必要があるとの試算です。

しかし、本県でも、太陽光発電設備の増加に伴い、先ほどのFIT制度終了後のパネル撤去や大量廃棄の問題、跡地の管理など、これから本格化する課題を避けて通ることはできません。

したがって、環境基本計画に掲げられた2030年、50%という目標については、再エネ導入の現実的な上限、環境負荷、災害リスク、そして廃棄物処理体制といった多角的な要素を踏まえ、実現可能性を丁寧に見極めていただく必要があると考えます。

また、この数値目標は、第2次熊本県総合エネルギー計画を踏襲したものであると承知をしていますが、エネルギー環境を取り巻く状況は急速に変化しており、計画そのものも、定期的かつ柔軟に見直すことが不可欠です。

目標値が個別計画の延長線上で固定化されるのではなく、新たな課題や県民の声を反映させて更新していくことを強く望みます。

つきましては、本県の再エネ比率の目標について、実現性のある計画として再検討していただき、あわせて、総合エネルギー計画についても、課題の深まりに応じて随時の見直しを行っていただきますようお願いを申し上げます。私の要望とさせていただきます。

以上で全ての項が終わりました。

早いもので、当選してからはや3年がたとうと

しております。まだまだ未熟ではございますが、少しでも県政の発展に貢献できるよう、これからも尽力してまいりたいと思いますので、引き続き御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の質疑を終わらせていただきます。

御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

—————○—————

午前11時9分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

住永栄一郎君。

〔住永栄一郎君登壇〕(拍手)

○住永栄一郎君 皆さん、おはようございます。上益城郡区選出・無所属1期目でございます住永栄一郎でございます。今回4回目の一般質問の機会をいただきました先輩議員の皆様方、本当にありがとうございます。

また、8月に起きました災害におきましては、木村知事をはじめ、県、そして議員の皆様方には、たくさんの御支援をいただいております。引き続き、また御支援をいただくとともに、全力で私も復旧、復興に向けて頑張っていきたいというふうに思います。

そして、木村知事におかれましては、アリーナの早期の決断をしていただきまして、ありがとうございました。任期中にとわれとったのを、こうやって早期に決断をしていただいたこと、県民の皆さんも大変喜んでいらっしゃると思います。また引き続きよろしくお願いしたいと思います。

したがいまして、今回アリーナの質問はございません。

それでは、早速1問目の質問に行きたいというふうに思います。

益城町の復興と今後について。

来年4月で熊本地震の発災から10年を迎えます。2年前に初めて行った一般質問でも、1番目の項目として質問をさせていただきました。

益城の復興なくして熊本の復興なし、これは前蒲島知事のお言葉ですが、創造的復興の中には、新大空港構想や空港アクセス鉄道のこと、そして、その前提にあるのは、益城町の復興があるということだと思っています。

2年前の質問でも言いましたが、役場や公民館等の公共施設は復興したものの、町のにぎわいがまだまだ元のように戻っておりません。益城町の主要道である県道熊本高森線も、今年度完成予定とのことですが、道路が完成したからといって復興は終わりではない。

そもそも県道熊本高森線は、益城町を端から端まで結んでいる道路で、今年度443号線との交差点までの拡幅工事が終了する予定ですが、そこから先の津森校区、福田校区は取り残されたような感じが否めません。また、空港アクセス鉄道駅が計画されている南側の県道堂園小森線は、片側1車線であり、さらに渋滞がひどくなるのではないかと危惧しております。

2年前の答弁にいただいたマスタープランに基づいた28年益城町復興計画の策定では、町のにぎわいや住民の楽しみが少しは元に戻るのではないかと期待をしておりました。しかし、今年の夏まで営業されていた飲食店などは移転先がなく、これからプレハブで営業を開始することとなりました。長年親しまれたおまんじゅう屋さんや廃業されました。まだまだ熊本地震では、解決できてい

ない大小様々な問題が残っております。

つい先日、11月25日、阿蘇地方を震源地とした震度5弱、5強と測定される地震が発生をいたしました。久しぶりに警報アラートが鳴り響き、一瞬にして10年前の記憶がよみがえりました。また来るのではないか、あってはならぬが、もしものときは全てにおいてスムーズに対応できるのだろうか。

あのとき、ああすればよかった、こうすればよかったを含めて、災害時に対応できる備えの見直しを常日頃からやっておかなければならないとも感じましたし、これから先も寄り添いながら継続支援をすることが必要かと思えます。

そこで、知事にお尋ねします。

熊本地震後、10年を迎えるに当たっての益城町の復興まちづくりの総括、そして益城町と県の役割を踏まえた今後の被災地の支援について、県としてどのように考え、捉えておられるのか、お考えをお聞かせください。

次に、新大空港構想と益城町のにぎわいづくりについてお尋ねをいたします。

同じく2年前に行った新大空港構想に関連する質問では、益城熊本空港インターチェンジ周辺の土地区画整理で、店舗等の用途地域を60ヘクタール設定したとの答弁があり、大変期待をしていたところでございます。

また、空港南側のにぎわい創出も、なかなか具体像が見えてこない状況で、最近では構想の名前すら聞かなくなったように思われます。

そして、空港の施設運営にも問題があるのではないのでしょうか。

食のみやこ熊本を県が総力を挙げてアピールし、せっかく県産食材等を使用したメニューの提供を行っているにもかかわらず、夕刻の出発のフライトでは、空港を利用するのに、最終フライト

の時刻は20時30分ですが、飲食店は19時10分で閉まってしまいます。朝も同様で、7時台からフライトが始まるのに、9時前は飲食店の半数以上が開いていないような状況であります。

また、搭乗口の正面にあって、県全体の食や観光をアピールする地域の逸品を集めたブース、QSHU HUBも、朝10時からしか開いておらず、搭乗者が一番多い時間帯を逃してしまっているような状態です。

国際線も、出発時刻が重なる時間帯は、搭乗者が待合室に入り切れずにロビーにあふれ、地面に座っている姿も多く見かけられます。

令和6年度の年間利用者は370万人と過去最高であり、2025年には620万人の利用を目指しているとありますが、施設の利用時間がこのように短く、待合室が手狭とあっては、利用者の不満は募るばかりではないでしょうか。

そこで、企画部長にお尋ねいたします。

新大空港構想における空港利用者の利便性向上について、今後どのように進められていくのか。また、アクセス鉄道の空港駅を含む、特に空港に隣接する南側区域のにぎわい創出について、県としてどのように捉えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 住永議員から御質問いただきました。

熊本地震から10年を迎えるに当たり、誰一人取り残すことなく、地震で傷ついたふるさと熊本を一日も早く再生し、さらなる発展を目指すとの決意の下、益城町の復興まちづくりを成し遂げることは、残された重要な課題の一つと受け止めております。

そのような認識の下で、まず、益城町の復興まちづくりに向けた取組をお答え申し上げます。

町では、被災時に大きな課題となった避難路、避難場所の確保などを解決する手法として、中心市街地の木山地区で土地区画整理事業の実施を決定されました。しかし、被災により町での施行が困難であったことから、町からの強い要望を受け、県道熊本高森線の4車線化と併せて、県施行で土地区画整理事業を実施してまいりました。

これまで住民の皆様が抱える不安や問題にしっかりと寄り添いながら事業に取り組んできた結果、現時点で全ての仮換地指定が完了し、約7割の宅地で造成工事に着手しているところでございます。

また、いわゆるグループ補助金を活用したなりわいの再建については、土地区画整理事業の進捗に合わせて着実に進んでおります。これまでに被災中小企業者262件のうち258件の復旧が完了し、熊本高森線沿いの店舗数は被災前に戻りつつあります。令和6年3月には、200年以上続いております木山初市が5年ぶりに再開されるなど、にぎわいも見られるようになったと認識しております。

県道熊本高森線の4車線化と土地区画整理事業は、完成に向け佳境に入っておりますけれども、引き続き、町が抱える課題の解消に向けて、道路などのインフラ整備にしっかりと取り組むとともに、町の復興計画の実現に向けて、県としてもしっかりと支援をしてまいります。

また、昨今の原材料価格の高騰などにより、中小企業者を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。このため、県では、商工団体と連携して、経営指導員による伴走支援などを行っております。

今後、町と連携し、地域ぐるみで事業承継の推進を支援するなど、地域の経済と雇用を支える中小企業者の経営基盤の強化に取り組んでまいりま

す。

次に、防災面での備えについてお答え申し上げます。

先月25日、産山村で震度5強の地震が発生いたしました。私は、ちょうどお出かけ知事室で菊陽町に出張しておりましたけれども、地震発生を受け、直ちに行事を中止して、県防災センターに駆けつけたところでした。

地震は、いつどこで起こるか分からず、いざというときへの備えを日頃からしっかり行っておくことが必要だと、改めて認識したところでございます。

県では、毎年、市町村とともに防災訓練を実施し、公助の対応力を県全体で高めるとともに、自助及び共助の取組をしっかりと後押しすることで、災害に強いまちづくりを進めてきました。

今後も、熊本地震の教訓を生かしながら、災害への対応力の強化に向け、市町村と連携した不断の取組を展開してまいります。

引き続き、被災された皆様の生活、なりわいの再建、被災前よりも皆様の生活がよりよいものとなるよう、お一人お一人にしっかりと寄り添いながら、益城町とも連携し、創造的復興の総仕上げに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 新大空港構想は、熊本地震からの創造的復興の柱の一つである大空港構想Next Stageを継承し、阿蘇くまもと空港と空港周辺地域を核とした地方創生の先進地域を目指して、令和5年10月に策定しました。

構想では、世界的半導体企業の進出など、社会環境が大きく変化していく中、空港機能の強化、産業集積・産業力強化、交通ネットワークの構築、快適な生活ができるまちづくりの4つの柱に

に基づき、県経済のさらなる発展と豊かで活力ある熊本を実現していくこととしています。

この2年間の取組により、国際航空路線数や旅客数は過去最大となるほか、TSMC進出に伴い、半導体産業を中心とした企業の立地も県下全域で進んでいます。

また、空港アクセス鉄道や空港周辺道路の整備も着実に進んでおり、関連する自治体においては、新たなまちづくりに向けた取組が加速しているところです。

その上で、まず、阿蘇くまもと空港利用者の利便性向上についてお答えします。

新旅客ターミナルビルについては、供用開始から約2年9か月が経過しましたが、空港の利用者数は順調に伸びており、令和6年度には過去最高の約370万人に達した状況です。

そうした中、空港の飲食店につきましては、出発保安検査場を通過後の飲食エリアに10店舗、お見送りの方など、どなたでも利用できるエリアに8店舗、合わせて18店舗となっており、着実に出店が進んでいます。

加えて、複数の店舗において、土日祝日の営業時間の延長をいただいているほか、先月末には、ドラッグストアのマツモトキヨシが出店するなど、飲食以外でのサービス向上も進んできています。

また、空港本体の施設においても、今年3月には、手荷物用ベルトコンベヤーの延伸や搭乗待合エリアの座席増設などが行われています。さらなる混雑解消の取組として、チェックインカウンターの増設や手荷物用ベルトコンベヤーのさらなる延伸等が、今年度中に整備完了予定で進められているところです。

一方で、議員御指摘のとおり、営業時間は店舗により様々であり、9時以前や19時以降に営業し

ている飲食店は現時点では限定的であることから、早朝や夜間の飲食については選択肢が少ない状況です。

県としても、今後の空港利用者の増加も見据え、引き続き、空港運営会社と連携し、出店事業者との意見交換等により、空港のさらなる利便性向上を図ってまいります。

次に、アクセス鉄道の駅が立地する空港南側のにぎわい創出についてお答えします。

空港に整備する駅の場所については、鉄道開業効果の周辺地域への広がりや将来の発展性が期待できる空港南側の地上に整備する計画です。

例えば、駅前広場等が整備され、二次交通の発着拠点となった場合、空港利用者のみならず、周辺住民等の通勤通学等での利便性向上にもつながります。

また、観光やビジネスなどによる空港駅の需要の増加を見据え、構想に掲げるホテルや集客施設等の誘致についても、地元市町村や空港運営会社などと連携しながら可能性を探っていく必要があると考えています。

加速化する空港周辺地域への産業の集積や空港利用者の増加、また、それらを背景とした交通への影響も踏まえ、地元市町村などが取り組む空港周辺のにぎわいづくりについて、県としてもしっかりと支援してまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 熊本地震以降、いろいろな形で御支援をいただいていることは大変感謝をいたしております。

もう10年を迎えるに当たり、前にも言いましたが、にぎわいが戻っておりません。御答弁された土地区画整理事業進捗、262件のうち258件が完了。熊本高森線沿いの店舗数は、被災前に戻りつつあるとおっしゃいましたが、今、震源地の木山

地区だけでも、当初30軒以上のお店がありました
が、実際、道路上で営業されているところはまだ
3軒です。机上の数値と実際の現場は違います。

御承知のとおり、今、物価、人件費の高騰によ
り、被災直後に復旧できたお店と、これからお店
をつくるならば、建設費、そしていろんなものが
倍以上かかります。

あのお店の数を減らされた方々も、年齢も10
歳年を取りました。もうなかなかできないとおっ
しゃるんですよね。地域の皆さん方は、やっぱり
よそに行かんといかぬというような状況でござい
ますので、町と県との役割をよかったら明確にし
ていただいて、引き続き御支援をお願いしたいと
思います。

また、新大空港構想は、地元市町村が取り組む
空港周辺のにぎわいづくりとあります。

駅ができる場所は益城町です。地方創生の先進
地域を目指すわけですから、これから600万人利
用する空港、恥ずかしくない空港駅前広場をつく
っていただきたいと思います。

ビジネスと観光の拠点です。ホテル、商業施設
の誘致についても大々的に行っていただきたい。

熊本の渋滞の現状や熊本駅周辺のまちづくりを
見ても、土地の取得であったりとか段取り、この
辺りもうまくやっていただきたい、スピード感を
持ってやっていただきたいと思います。それが多
大なる被災を受けた益城町の復興のシンボルであ
るというふうに思っておりますので、にぎわい、
そして地元の雇用が生まれるように、どうぞよろ
しくお願いいたします。

次の質問に移ります。

熊本県内の児童生徒の低い英語力の状況と今後
の取組について。

縁あって、熊本の子供たちの学力の現状を見る
機会を得ました。令和7年度、小中学校の全国学

力・学習状況調査において、国語、算数、数学、
理科は、全国平均より若干劣る感はあるものの、
大きな差は見られませんでした。

しかし、問題は英語であります。文部科学省の
英語教育実施状況調査では、中学生では、令和6
年度のCEFR、A1レベル相当以上の英語力を
取得または有すると思われる生徒の割合は、全国
41位です。

そして、同じく高校生の文部科学省の英語教育
実施状況調査では、令和6年度、昨年12月調べ
のCEFR、A2レベル相当以上の英語力の取得
または有すると思われる生徒数は、熊本県は全国
で47位です。令和5年12月の43位から転落をして
います。現最下位なんです。また、1つ上である
CEFR、B2レベルになると38位と、ちょっと
頑張っています。

さらに、英語担当教師の英語力の現状は、令和
6年調べで、中学校教師が25位、高校では11位と
健闘をしています。

ただ、もう1つ上のCEFR、C1レベル相当
以上を取得する高校の英語教師は、全国で37位で
す。取得率16.7%という現状です。前年の令和5
年の14位から大きく下げており、これが定年退職
によるものなのか、待遇等の環境面による転職な
のか、理由を調査する必要があると思います。

2023年に、4年に1度行われる文科省の国立教
育政策研究所の調べでは、全国学力・学習状況調
査の中で、中学3年生の英語3技能である聞く、
読む、書くについては、熊本県は、前回の調査よ
りも約10%下げて、全てマイナスでありました。

全国の中学3年生を対象に、将来、積極的に英
語を使うような生活をしたいか、就職に就きたい
かとの問いには、はいと回答したのは32%であり
ます。

現在、国を挙げて、国民の英語力を上げるため

に、2022年より小学校中学年から外国語活動が始まっております。

昨年2月には本田議員が、11月には荒川議員が、英語教育について、それぞれ質問をされているなど、教育への関心は高まっています。

ちょうど1年前の質問で、広島県立叡智学園の話が出ました。今年3月の卒業生45人のうち、延べ35人が世界トップ50と言われる大学に合格したそうです。

この学校は、6年前に国際バカロレア認定を受け、今年の卒業生が第1期生とのこと。本県では、中高一貫校である県立八代中学校・高校が、令和9年度の認定を目指して、令和4年度から取組を行われているようですが、通常2～3年で取得すると言われる学校もあるとのこと、少しスピード感に欠けているようにも思います。

現在、熊本の県立高校において、英語の専門学科があるのは熊本北高校のみ、ほかに第一高校が普通科英語コース、東陵高校が普通科国際コースを設置しています。すぐにでも児童生徒の英語力アップを実現するためには、オールイングリッシュで教える専門学科や高校を増やし、対応できる先生を増やさなければなりません。

聞くところによると、英語による発信力強化検証事業のモニター校は、毎年変わっているように伺います。毎年変えると測定ができないのではありませんでしょうか。継続して検証していくべきだと思います。

熊本県は、シリコンアイランドをうたっているのですから、英語力が最下位レベルではいけないと思います。

半導体関連の最後の面接は英語で行われると聞きます。半導体関連のアルバイト業務でも、英語ができるかできないかで時給に大きな差があるとも聞いております。昨今の県内企業の就職事情で

も、TOEIC600から700点前後という条件が含まれている企業がどんどん増えております。

まずは、県内児童生徒の英語力について、はっきりとした目標を設定し、レベルアップを図るべきではないでしょうか。そのためにも、現在の英語教育プログラムの見直しや英語教育者の資質の向上など、英語を学ぶまたは教える環境を変える必要があると考えます。

そこで、教育長に、現状の認識と今後の英語力向上に向けた取組についてお尋ねをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) グローバル化が急速に進む中、熊本の将来を担う子供たちが、グローバルな視野を持ち、幅広い教養等の国際的素養を身につけるとともに、様々な国の人々と主体的にコミュニケーションを図ることができる語学力、特に英語力を向上させることは大変重要であるというふうに考えております。

本県の教育プランでは、国の指標を参考にしながら、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル、いわゆる英検3級相当以上、高校卒業段階でCEFRのA2レベル、いわゆる英検準2級相当以上を達成した生徒の割合を、令和9年度までに6割以上にすることを目標に掲げております。

本目標の達成状況を測る令和6年度の調査では、調査開始の平成28年度から、中学校は14.2ポイント、高校は7.1ポイント上昇していますが、さらに取組を進めていく必要があるというふうに考えております。

現在、さらなる英語力の育成に向けて、義務教育段階では、発信力強化検証事業として、より多くのデータを分析し、好事例の提供を行うため、英語スピーキングテストを毎年度異なる学校で実施しています。

また、今年度から新たに、AIの活用による英

語教育強化事業に取り組んでいます。この事業は、モデル校において教師によるこれまでの指導とAIとのベストミックスとなるモデルを構築し、主体的に自分の気持ちや考えを英語で伝える力の向上を目指すとともに、今後これらの実践の成果を県全体へ広げるための取組です。

次に、高校教育段階では、英語を使って熊本のみならず国内外で活躍し、他者と協働しながらコミュニケーションを深めることのできる人材の育成を目指しています。

そのため、授業において、主体的かつ論理的に英語を話す力や書く力を身につけさせるための教員の指導力と評価の向上を図ることを目的とした、英語指導に特化した学校での授業の視察や授業改善に資する実践的な研修を実施しています。

加えて、今年度は、英語教員が県外先進校を訪問し、生徒の対話力の向上に資する研修を行いました。さらに、県主催で生徒対象にディベートやディスカッションの交流会も実施しています。

県立高校では、高校生平和大使として、国連でのスピーチや水俣条約締約国会議での発表や意見交換を英語で行う生徒もおり、各校の取組の成果が随所に現れています。

県教育委員会としましては、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上等に向けて、引き続き、英語教員の指導力向上を図り、地元熊本や国際社会で活躍できるグローバル人材の育成につなげてまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 世界に伍する質の高い教育を実現、ですよね、知事。令和9年度までに、中学校のCEFR、A1、高校卒業段階でA2を6割以上にするという目標を掲げていると、力強いお言葉をいただきました。やりましょう。今どベこすですから、この後はありません。もう頑張ってや

るしかないんです。ぜひ県を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

今年から始まった先生方の研修、これは福井県に行かれたと思います。今、福井県日本一ですね。5名と伺いましたけれども、ぜひここにも予算をつけていただきたい。できれば、公立高校50校ありますから、各学校1人ずつとか行かせていただければと思います。

とにかく、子供たち、そして先生方、この環境をつくるのが、全体的にこのレベルアップにつながると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ワーキングケアラーの支援について質問をさせていただきます。

認知症などを働きながら介護している、いわゆるワーキングケアラーの支援についてお尋ねします。

昨今、ヤングケアラーという言葉はよく耳にします。9月の定例会でも池永先生が質問をされたところでございます。

例えば、親の介護のため、働き盛り世代が意に反して実家の近くに住み、仕事が続けられない、辞めざるを得なくなり、その結果、収入も減ってしまうという状況があると聞きます。

また、仕事を続けるために、介護の必要な親を受け入れてもらえる病院や施設が見つからないとか、運よく見つけられた場合も、一旦退職することで減収しているため、費用が足りずに入院や入所に至らず、結果として自宅で介護を抱え込んでしまうという構造ができてきているように思います。

さらに、周囲の助けを得られず、孤独な状況で介護を続けた結果、精神的にも追い込まれて負のスパイラルに陥り、介護疲れで親を虐待する、果てにはあやめてしまうという悲しい事件も起きています。

日本福祉大学の湯原教授の調査では、介護疲れや将来への悲観などが原因で起きた親族間での殺人や無理心中事件が、2012年から2021年までの10年間で、全国で少なくとも437件あったといえます。平均すると、8日に1件発生をしています。

また、この教授の調査では、介護疲れによる殺人や無理心中における被害者側の要因としては、認知症が疑われる事例が多くあり、一生懸命に介護しているのに、認知症が悪化して、あんた誰と言われるなど、ささいな出来事が最後の引き金になることもあるそうです。

厚生労働省が毎年発表する高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果によりますと、家族などの養護者による虐待件数は、令和5年度は約1万7,000件、ここ数年は横ばい傾向となっております。また、虐待の発生要因の第1位は、被虐待者の認知症の症状、2位が虐待者の介護疲れ、介護ストレスとなっております。

認知症高齢者の数は、令和6年度に発表された政府推計によると、2025年は、全国で約471万人、熊本県人口で推計しますと約7万2,000人となります。また、軽度認知障害と言われる、認知レベルは低下しているが、日常生活は正常に送ることができる高齢者の数は、全国で564万人、熊本県人口で推計すると約8万6,000人となります。

本県の認知症の方と軽度認知障害の方を合わせると約15万8,000人、これは65歳以上の高齢者の3.5人に1人に当たります。さらに、高齢者人口のピークを迎える2040年には、約16万8,000人、3.27人に1人となり、今後においても認知症の数は増えていくと予想されています。

団塊の世代が75歳を超え、これから老老介護、高齢者の孤立などといった問題もさらに進むでしょう。

そこで、悲惨な事件を防ぎ、認知症をはじめとした介護を受ける高齢者とともに、介護を行う人々への支援が重要と考えますが、県としてどのような対策を取っているのか、また、これからどのような支援を行っていくのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 働きながら家族を介護する人には、自身の生活や心身の健康、仕事に支障が生じるおそれがあり、この状況が長期にわたることや経済的負担などへの不安から、大きなストレスを抱えることが少なくありません。

議員御指摘のとおり、十分な介護サービスを受けずに、孤独な状況で行う家族介護は負担が大きく、虐待につながる可能性があること認識しており、要介護者の支援とともに、介護者側の支援も重要です。

今から25年前の平成12年に、介護保険制度は、高齢化に伴う介護ニーズの増や世帯状況の変化を踏まえ、介護を社会全体で支えようという仕組みとして創設されました。その後も累次にわたり、制度の見直しが図られてまいりました。

市町村においては、地域の中核機関である地域包括支援センターが、高齢者と家族を対象に、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるための総合相談窓口の機能を果たし、デイサービスやショートステイ、訪問介護等のサービス利用にもつなぐなど、介護者の負担を軽減する取組を推進してきました。これにより、現在も多くの家族が制度、サービスの恩恵を受け、生活の質の充実が図られています。

県内における家族介護者は、令和4年の就業構造基本調査によると約9万3,000人で、その中で働きながら介護をする人は約56%、うち50代が80%を超えており、今後も増加することが予想され

ています。

一方、介護、看護のために離職した人、いわゆる介護離職者は、1年間で、県内で約2,000人、全国では10万人を超える状況にあり、平成28年に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランでは、介護離職ゼロを目標に、家族介護者支援施策の充実強化の方向性が示されました。

これを受け、地域包括支援センターでは、ハローワーク等との連携により、介護離職の防止に向けた取組も行っています。

県では、センターの機能充実、強化のための各種研修会や市町村ごとの課題に応じた伴走型の支援を行っています。

また、要介護になる主な原因で、介護負担も大きい認知症の家族介護者の負担を軽減するため、県では専用のコールセンターを設置し、家族介護の経験者や専門職が相談に対応しています。

昨年度の相談1,273件のうち約8割は家族からで、本人が医療機関の受診や介護サービスを拒否するなどの相談が多くなっています。どこにも相談できなかつたが、話したことで今後の見通しが立ち、気が楽になったなど、一定の評価を得ています。

昨年、国が策定した認知症施策推進基本計画には、認知症の人や家族等が必要な社会的支援につながるができるよう、家族等を一体的に支援する事業の推進や、企業、労働者双方に介護休業等の制度周知に取り組むことが明記されました。

県としても、相談、交流活動への支援や介護休業制度等の両立支援制度の周知を行っています。

引き続き、国と連携しながら、介護保険制度の運営主体である市町村を支援し、介護者が介護と仕事を両立し、心身の健康と生活の質を維持しながら、高齢者とともに安心して暮らすことができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 この問題、これからが正念場です。ありとあらゆるパターンを想定して、早急に市町村との連携と支援をお願いいたします。これは末端まで行き届いていない可能性があるからです。

また、ただでさえ人材不足、労働力不足と叫ばれている昨今ですから、仕事と介護を両立させるために、行政と働いている企業との間で御理解と柔軟な対応が必要かと思えます。どうぞしっかりと連携していただき、万全の支援をお願いいたします。

続きまして、子ども食堂、地域食堂の新しい価値や役割について質問をいたします。

昨今、地域のつながりが薄くなってきています。そして、子供も減少の一途をたどっています。子供がいなくなっている地域も存在を始まりました。子供会がなくなり、そして自治会もなくなり出しました。逆に、お年寄りの独り暮らしは増えています。

県の推計人口調査によりますと、令和6年10月1日現在、熊本県の人口は170万人、私の年齢が56歳、あさってで56歳ですけれども、2万1,000人、私より20歳年上の76歳は2万6,650人、そして0歳児、1万612人です。

全国で、子ども食堂は、2025年2月現在、1万867か所あります。2023年には9,132か所と、この1年で子ども食堂は全国で1,700か所以上増えており、これは1日当たり5か所ずつ増えている計算になります。これは今、全国の公立中学校の数を超えています。

ちなみに、公立小学校は全国に1万8,700校ありますが、全国の小学校は、2015年から23年までに約1,600校が減少しました。

少子化等により、家族で4世代5世代でお世話

になった幼稚園や小学校が閉校になっています。すると、運動会がなくなり、近所の家族の集まりがなくなってしまう。

昨年質問して以来、県内外を含め、いろんな子ども食堂の視察に行っていました。子ども食堂というネーミングが、地域食堂という名前に変化したり、地域コミュニティーに変化したりしており、子供もお年寄りもほっとする落ち着ける居場所が必要だなと感じました。そして、この場所で子供とお年寄りの憩いの場、つながりが生まれているのです。

子供側も、家庭では両親が忙しくてゆっくり相手をしてもらえませんが、近所のおばあちゃんが、子供にお菓子づくりを教えたり、おじいちゃん、おばあちゃんが、子供たちの話をゆっくり聞いてくれたり、相手してくれたりとなっております。

子ども食堂では、子供たちが人に慣れ、社会性、社交性を学んでいく、体感して学ぶ、そんな役割を食堂が担っており、実際にそんな風景をこの目で確認してきました。しかしながら、80代、90代の方のほとんどは、食事をいつも一人で食べているという現状があります。

子ども食堂の活動を本気で取り組めば、おじいちゃん、おばあちゃんの健康の促進、孤食の解消、認知症予防、体力づくりに貢献、健康寿命を延ばす、そして子供たちの居場所づくり、貧困の対応、人としての経験が積める、さらに地域がつながる、こんな一石三鳥の話は、地域コミュニティー、子ども食堂、地域食堂以外にはないと思います。

今、市町村では、寄附金や国の補助金を活用して、子ども食堂の活動経費などを補助しているところがありますが、年間、これは15万程度と聞いております。このように社会貢献へとつながるの

であれば、もっと県として力を入れたらよいのではないのでしょうか。

また、熊本市内は、こどもの未来応援基金や各種団体からの支援が集中しており、手厚くフォローをされているようで、市町村により支援内容に格差が出ているのではないかという話も聞かれています。

昨年の答弁では、コーディネーターを配置し、新規立ち上げや応援企業の掘り起こしを行っていると同いしましたが、私が今話したような子ども食堂の現状、変化、進化を県は把握できていますでしょうか。また、その現状に対して、さらなる支援の考えはないのでしょうか。この部分、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 県内の子ども食堂は、令和7年3月末時点で206か所開設されており、その後も徐々に増加しています。

家庭環境やライフスタイルの変化に伴い、地域のつながりが希薄化するなど、子供たちを見守る環境や安全、安心に過ごすことができる居場所の減少により、子育てで孤立する家庭の増加や子供の貧困が見えにくくなることが懸念されます。

子ども食堂は、こうした社会の変化に対応して全国的に取組が広がっており、その増加は、地域での新たなつながりの場を確保し、子供たちの育ちを地域全体で支え、見守っていく体制の充実に資するものと捉えています。

議員御指摘のとおり、子ども食堂には、高校生から高齢者まで、幅広い年齢層の方が、調理、配膳、片づけなどに参加されています。高齢者の方も子ども食堂の運営の担い手として参加していただくことで、多世代交流の場となり、併せて高齢者の健康増進にも寄与するものと考えます。

子ども食堂に対しては、子供の育ちに最も身近

な市町村が、その運営費の助成や場の提供など、地域の実情に応じた支援を行っています。

一方、県としては、広域的な観点から、子ども食堂の円滑な運営や機能強化を行う目的で、寄附された食材の配分調整や食堂の新規立ち上げ支援を行うコーディネーターを配置しています。また、子ども食堂ネットワーク団体の食材配送費への補助や子ども食堂の質を担保する研修を実施するとともに、今年度は新たに、子供の居場所をより多く確保するため、開催頻度を増やす食堂への支援も開始しました。

今後も、子ども食堂の活動を支える方々の自主性を尊重しつつ、市町村や関係団体と連携しながら、子ども食堂の取組等を通じて、地域全体で子供や家庭を見守る体制づくりを進めてまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 この子ども食堂、地域食堂の新しい役割に驚いております。また、こんなスピードで増えていることにもびっくりします。これは時代に合っとなさうですね。

今、核家族化が進み、地域のつながりが希薄化しております。ぜひこれを、新しい化学反応が起きているというふうに思っておりますので、知事を目指していらっしゃる日本一の健康長寿社会を実現、これにもぴったりだと思っておりますので、もっと応援をしていただきたいというふうに思います。

現状は、大多数のところは月1回の開催とかです。多いところで週1回のところもありますけれども、これはまれです。先ほど御答弁にありましたように、開催頻度を増やすところへの支援を開始したということをお伺いいたしましたので、ぜひ、引き続き、現状の調査をしっかりと行って、そして手厚い御支援をしていただければと

思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後の質問になります。

国宝通潤橋をはじめとした観光資源の活用について質問をさせていただきます。

今から約2年前、2023年9月25日、国宝通潤橋が誕生いたしました。熊本では、人吉の青井阿蘇神社に次いで2番目の指定となり、石の橋、土木建築物としては全国初です。郷土の宝が、熊本の宝が日本の国の宝になったということを楽しんでいます。

通潤橋といいますと、あの壮大な放水の様子が印象強いです。1854年に、水不足に悩む白糸台地の農民が、台地に農業用水を引くために、布田保之助を中心に、地域みんなが力を合わせて造り上げた、長さ78メートル、高さ21メートルの日本最大級の石造アーチ水路橋なのです。ここに至るまでには多くの感動ストーリーがあり、この部分も合わせての国宝だと思っています。

国宝指定以来、昨年の調査では、山都町への観光客は、通潤橋を中心に、前年比2割3割増とはなっていますが、残念ながら経済効果が地域に波及しているとは思えません。

通潤橋の後ろには、五老ヶ滝をはじめ、千滝、鶉の子滝、聖り滝と、大小合わせて40以上の滝の自然豊かな観光資源があり、九州で唯一の人形浄瑠璃が楽しめる場所、清和文楽館や九州のグランドキャニオンと言われる蘇陽峡、山をまたぐ巨大なつり橋である鮎の瀬大橋など、すばらしい観光名所がたくさんあるのに生かし切れていません。発信できていないんです。国宝通潤橋を中心に周りの観光名所も生かすべきだと強く感じます。

ほかにも、上益城地域には、マウンテンバイクやオフロードバイクのレース場、トレイルランのできる山場、甲佐のやな場、御船の恐竜博物館、そして、各町にすばらしいキャンプ場など、たく

さんの観光資源があります。

しかしながら、観光資源の中には、まだまだ観光客や県民にさえも届いていないものが多数あるように思います。そして、上益城地域、県内各所にも、そういったまだまだ発掘されていない観光資源が多くあるのではないのでしょうか。

そこで、観光資源の発掘、活用、そして情報発信について、県はどのように取り組んでいらっしゃるのか、観光文化部長にお尋ねをいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) 国宝通潤橋をはじめとした観光資源の活用についてお答えをいたします。

本県は、連日、多くの外国人観光客が訪れる熊本城や阿蘇に加え、イルカウォッチングでにぎわう天草や国宝を抱える上益城地域、人吉・球磨地域など、多彩な観光資源であふれています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、県民にも知られていない観光資源がまだ眠っているものと認識しており、その発掘と発信について、日々地域の皆様方と連携を深めているところです。

来年は、熊本地震から10年の節目を迎えます。

県では、熊本地震や令和2年7月豪雨などからの復興のPRも目的に、来年夏に実施する国内最大級の観光キャンペーン、熊本デスティネーションキャンペーンを通じて、熊本観光の新たな魅力を発掘するとともに、国内外へ発信していきたいと考えております。

現在、いわゆる熊本DCの実施に向け、今年1月、県内の40の団体、事業者らと設立した実行委員会と連携を図りながら、既存の133の商品に加え、新たに10を超える旅行商品の開発に取り組んでおります。

さらに、開催の1年前となる今年8月には、全国の旅行会社など約500名を招き、全国宣伝販売

促進会議とエクスカーションツアーを実施いたしました。

会議では「仲間を誘って、さあ、冒険の旅へ」という熊本DCのキャッチフレーズの下、グルメ、新体験、歴史文化といったテーマで県の観光資源をPRし、本県への集中的な送客を依頼したところです。

エクスカーションツアーは、UBUYAMA PLACEや水俣の和紅茶手もみ体験といった、全国の旅行会社にまだ知られていない観光資源も組み合わせながら、県内8コースで実施し、参加者からは熊本の多彩な魅力に高い評価をいただいたところです。

また、観光情報については、熊本県観光公式サイト「もっと、もーっと！くまもっと。」に加え、熊本DC開催に合わせて設置した特設サイトやインスタグラムアカウントを活用し、国内外に発信しているところです。

今後、熊本DCに向け、JRグループと連携して、全国の600以上の主要駅に、熊本の魅力を詰め込んだ5連貼りポスターの掲示やパンフレットを設置していく予定です。

さらには、熊本DCをきっかけとして、例えば、国宝通潤橋と昼食をセットにし、路線バスで巡る旅の造成など、鉄道が通っていない地域も含めた魅力ある観光地づくりを県内全域で推進してまいります。

引き続き、一人でも多くの方に本県に来ていただき、その魅力を体感できるよう、新たな観光資源の発掘、活用、そして、国内外に向けた情報発信について、しっかりと取り組んでまいります。

○副議長(緒方勇二君) 住永栄一郎君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 通潤橋は国宝です。内容は違えど、今映画でも大人気。これはうまい具合に使っていただきたいと思います。

県内は、TSMCをはじめ工業系で潤っているところはいいんですけども、この山間地区・地方は、この地域の価値を高める観光とか農産物、これでやっぱり地域をつくっていくかといかぬというふうに思います。ぜひ、飛び抜けたようなプラン、熊本の観光を発信していただきたいと思います。

くまモンのユーチューブをちょっと見させていただいたんですけども、100万回、200万回、300万超えとか何本もあるんですよ。うまい具合にこれを使っていればと思います。

以上で私の質問を終わります。時間ぎりぎりいっぱいになりました。

これからも、県民の皆さんの声をしっかりと県に届けられ、発展できる熊本を目指して頑張ってもらいますので、どうぞ今後とも御指導よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

—————○—————

午後1時13分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

城戸淳君。

[城戸淳君登壇] (拍手)

○城戸淳君 皆様、こんにちは。自由民主党・玉名市選挙区の城戸淳でございます。今回7回目の質問となりました。議員の皆様には、お昼から大変眠いと思いますけれども、最後までのお付き合いよろしくをお願いいたします。

さて、今年も、あと1か月になりました。今年を振り返ってみますと、まさしく選挙の年ではなかったでしょうか。6月には都議会議員選挙、そして7月には参議院選挙がございました。見事自民党から馬場先生が3期目の当選をされました。

そして、参議院選挙が終わったと思ったら、8月に豪雨災害がございました。玉名、八代、天草と本当に大きな被害がありまして、心から、お亡くなりになられた方、被災された方にお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、一方では、10月に総裁選がございました。これも自民党総裁として高市総裁が誕生したわけでございます。そして、国会において、初の女性総理、高市総理が誕生いたしました。

今国会では、物価対策を含む経済対策で18.3兆円の規模の予算が閣議決定をされたところでございます。高市総理におきましては、国民に寄り添いながら、これからも頑張っていきたいなと思っているところでございます。

一方で、10月には、私の地元の玉名で、市長選挙、市議会議員選挙がございました。市長選挙は無投票でございましたが、市議会議員選挙は、新人が多く出て激しい戦いでございました。そして、22名の議員が決定したわけでございます。

ただ、その1か月後、私の30年来の付き合いの議員の先生が突如お亡くなりになられて、本当に悲しく思い、悔しく思っているところでございます。それから、その後繰上げ当選ということで、昨日女性の議員の方が繰上げ当選をされたわけでございます。

玉名市議会は、今まで2名の女性議員だったのが、今回5名に増えております。これから本当に、国、県、市の連携を強固にしながら、玉名地域のために、そして熊本県のために精いっぱい私も汗をかいてまいりたいと思います。

本日は、5つの質問、そして2つの要望を用意させていただいております。特に、私は玉名愛が非常に強いこともあって、玉名関係の質問が多々ございます。そして、実は非常にこれまで地元愛が強かった中村議員には負けないように、私も頑張っていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、玉名地域をはじめとする被災地の復旧支援について、2点質問をいたします。

まずは、8月豪雨後の境川河川改修の取組についてです。

境川は、小岱山の麓から玉名市街地の西部を流れ、有明海へ注ぐ二級河川です。その流域は、JR玉名駅など玉名市街地の中心部に近く、荒尾・玉名地域の幹線道路である旧国道208号、現在の県道寺田岱明線が通過することから、宅地や商業施設の開発が進展をしています。

玉名市街地の西部地域は、これまでも幾度か豪雨によって住宅や道路が浸水する被害が発生をしています。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

令和7年8月豪雨では、記録的な降雨により、河川氾濫や内水氾濫が発生し、河川沿いやその周辺を含めた広範囲で住宅や商業施設、車両などが浸水する被害が発生をしました。

その後、木村知事や当時の国土交通大臣にも境川周辺の視察に入ってくださいましたことを、この場を借りてお礼を申し上げたいと思っております。

今回の豪雨により、被害を受けた地元住民は、今後も同様の水害を心配されており、特に県道沿いに立地する商業施設は、すぐに営業が再開できないような甚大な被害を受けたことから、撤退も検討されているなどの話がありました。また、現在も事務所機能を2階に移して営業している事業

所があることも確認をいたしております。

このため、地元住民が今後も安全、安心に生活し、周辺の事業者が安心して事業を営むためには、現在河川整備中の完了時期を明確にすることが必要だと考えます。

こうした状況を踏まえて、玉名地域振興局土木部の主催により、境川河川改修事業の説明会が、11月27日と28日、地元の2か所の公民館におきまして実施をされ、地域の住民や事業者の皆様にご参加をいただいたところであります。

その中で、境川河川改修事業の内容について改めて説明が行われたほか、次期出水期に向けた対応や今後の進め方について担当者から説明があったと聞いております。

その中で、参加者からは、河道掘削を実施してほしいとの声や、現在進めている境川河川改修事業の早期完了といった意見も寄せられております。

この境川河川改修事業につきましては、大きな関心が集まっており、私は、県としての役割をしっかりと県民に説明する絶好の機会だと考えております。

そこで、8月豪雨後の境川河川改修の今後の取組について、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 8月豪雨後の境川河川改修の取組についてお答えします。

境川は、河道が狭く、河床勾配が緩いため、流下能力が低く、浸水被害が繰り返し発生していることから、河川改修に取り組んでいるところです。これまでの進捗として、河口部から玉名市六田地区にある境橋までの約4キロメートル区間について整備を終えています。

現在、境橋から上流部までのJR鹿児島本線の鉄道橋及び県道寺田岱明線の県道橋の架け替えを

伴う新たな河道バイパスを含む約1.1キロメートル区間の工事を集中的に取り組んでいます。

8月豪雨では、岱明観測所において、1時間雨量が観測史上1位を更新する降雨を記録し、整備中の区間で堤防を越水し、また、河川水位の上昇に伴う内水氾濫も生じたことから、付近の住宅地や道路などの広範囲で浸水被害が発生しました。

県としましては、地域住民の皆様の今後の大雨に対する不安や未改修区間の早期整備を求める御意見について、十分認識しているところです。

そのため、次の出水期に備え、住宅が隣接する河川の越水箇所を中心に土のうを直ちに設置するとともに、年明けから河川内に堆積している土砂の撤去に合わせた河道拡幅工事に取り組む予定としています。

上流部の流下能力を向上させる河道バイパスにつきましても、鉄道橋工事に関する事業者との工事請負契約の締結案を本定例会に提出しており、緊密に連携し進めるとともに、現在の河川と接続する護岸整備と合わせまして、令和9年の出水期前には切り替えたいと考えています。

また、河川の状況をリアルタイムで確認できる河川監視カメラを県道橋に今年度増設することとしています。

さらに、内水を速やかに排除するため、玉名市が計画する氾濫区域内にある排水路整備への技術的支援も行ってまいります。

近年の気候変動により、激甚化、頻発化する災害に備えるためには、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水プロジェクトを進めることが不可欠です。

今後も、境川流域の安全、安心の確保に向け、流域全体の総合力で水害を軽減する流域治水の対策を全力で進めてまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 土木部長に答弁をいただきました。

私は、先月中に玉名地域振興局土木部の主催で説明会を開催していただいたことはとてもよかったですと思います。境川河川改修事業については、一日も早い完成に向けて全力を注いでいただきたいと思っています。

また、次期出水期までの取組として河道掘削の予算を措置していただきました。県としてできる最大限の取組を進めていただいていることに感謝申し上げます。

今回のような線状降水帯による集中豪雨が発生すると、内水氾濫が発生することも多いです。この内水氾濫に関する対応は、自治体の責任となっているかと思っています。

特に、この境川の周辺は開発が進んで住宅が増えている地域でもありますが、都市計画の見直しや貯水池、水路の整備など、自治体の取組も確認しながら、県としての役割を果たしつつ、自治体と県とのパートナーシップの強化にも取り組んでいただき、効果的な治水対策を進めていただきたいと思っています。

それでは、2点目に移ります。

浸水被害を受けた中小企業者や農業者への支援についてでございます。

今回の豪雨により、平たん部では、イチゴ苗や施設園芸用の加温機が浸水するなど、多くの農業者が被災をされています。特に、天水町の受免地区では、豪雨の2日後も農地や道路などがつかった状態だったことを確認いたしました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

発災から間もなく4か月が経過しようとしておりますが、被災した道路などの復旧を進めると同時に、浸水被害を受けた中小企業者や農業者が安心して事業を継続できるような支援も必要であります。

そこで、今回の災害に対して、県はどのような支援を行い、今後どのように取り組んでいくのか。中小企業者への支援については商工労働部長に、また、農業者への支援については農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 中小企業者への復旧支援についてお答えします。

8月10日からの記録的な大雨により被災された中小企業者の被害額は、推計で約283億円に上りました。

県では、被災事業者の不安を解消するため、発災後直ちに、商工振興金融課内に金融や経営に関する特別相談窓口を設置し、商工団体や金融機関などとも連携しながら、事業者からの相談にきめ細かに対応してまいりました。

また、大雨の影響で資金繰りに支障が生じる事業者を支援するため、既存の県融資制度の金融円滑化特別資金に新たに令和7年8月大雨枠を設け、9月17日に運用を開始いたしました。この資金は、既存の資金から融資利率を引き下げ、保証料率を県の上乗せ補助で0%にするなど、事業者の皆様の負担軽減を図っています。

加えて、玉名市をはじめとする複数の市町におきまして、独自に本資金の利子に対する補助を実施する動きが広がっています。

このように市町とも連携した取組により、11月末時点の融資実績は380件、約73億円に達し、多くの事業者の事業継続や経営の安定に活用されています。

また、被災事業者が事業の継続を断念することなく再開を果たすためには、被災した施設や設備の復旧に対する支援も極めて重要です。

そこで、県では、新たな補助事業の創設に向け、商工団体等と連携して5,000を超える事業者

を対象に復旧に要する経費を詳細に調査し、国に対して、被害の規模に応じた財政支援を強く求めてまいりました。

その結果、先月28日に閣議決定されました今般の総合経済対策の裏づけとなる国の補正予算案において、既存支援策の拡充とともに、本県の要望額に応じた関連予算が盛り込まれたところです。

県としましては、国の支援を踏まえ、一日も早い被災事業者の復旧支援につなげるため、引き続き全力で取り組んでまいります。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 農業者への支援についてお答えします。

今回の豪雨災害では、県内平たん部が広範囲で浸水し、農地等の生産基盤をはじめ、トマト苗や保管中のイグサ原草・豊表、農業用機械、施設等に甚大な被害が発生いたしました。

そのような中、県では、被災農業者が早期に営農を再開できるよう、発災直後から関係市町村や農業団体と連携した支援体制を構築し、ソフト、ハード両面から国の事業等を活用した支援を行いました。

まず、ソフト面では、浸水した野菜を植え替えるための種子や苗の再調達、作物残渣の撤去、冠水した作物の生育回復に向けた追加的な施肥や防除等の支援に取り組んでおります。その結果、トマトやイチゴなどでは、農業者相互の協力もあり、被災前の作付計画と同程度の面積が確保され、順次出荷も始まっています。

なお、トマトでは、一部で定植の遅れが生じたことから、需要が低迷する年明けの販売単価への影響が懸念されています。そのため、県では農業団体等と連携し、消費地での販売フェア等の取組についても支援を行ってまいります。

次に、ハード面では、議員御指摘のとおり、八

代や玉名などの園芸産地において農地が浸水したことから、ハウス用加温機やかん水用ポンプ等の被害が多数見られました。

このため、作付を間近に控えた農業者の不安の声に応える相談窓口を設置するとともに、市町村と連携して復旧事業の実施に向けた説明会を開催し、農業者からの申請受付を進めてまいりました。

この事業は、国の支援に県、市町村が協調することで、被災農業者の負担を抑え、安心して営農再開に取り組むことができるため、これまでに県全体で600を超える経営体から申請があり、現在、国への申請に向けた手続を進めているところです。

さらに、災害に強い施設園芸産地を目指し、イチゴ苗の浸水被害を回避できる高設育苗ベンチの導入支援など、産地強化を図ってまいります。

全国有数の農業生産県である本県が、一日も早い復旧、復興を実現し、園芸産地としてさらに発展するため、引き続き市町村や関係団体と密接に連携しながら、農業者に寄り添った支援を行ってまいります。

[城戸淳君登壇]

○城戸淳君 商工労働部長と農林水産部長に答弁をいただきました。

中小企業への支援では、11月28日に閣議決定されたということで、安心をしているところでございます。恐らく来年に受付が始まるのかなと思っております。

また、農業者支援では、令和7年8月豪雨の際の玉名市天水町受免地区では、排水機能または樋門が適切に発揮できなかったこともあり、農地などへ湛水被害が発生しました。

そこで、今回の災害による被害を踏まえ、湛水被害の早期解消、さらなる農業用施設などの維持

管理水準の向上の2つの課題があると改めて考えさせられました。

1点目の湛水被害の早期解消については、今回の大雨では、国土交通省のポンプ車を借りて応急対応を行いました。線状降水帯による大雨は、発生予測が困難であり、短時間のうちに局所的かつ同時多発的に農地などの湛水被害の発生が懸念されます。

災害対応はスピードが必要です。国とやり取りをしながら時間をかける余裕がない場合も想定されることから、国が所有するポンプに頼るのではなく、県自らが災害応急用ポンプを所有することがぜひ必要だと考えております。

2点目のさらなる維持管理水準の向上については、今後、大雨災害の激甚化、頻発化により、農家等による施設の管理負担の増加が懸念をされます。

地元を確認した結果、国が造成した農業用施設の維持管理の支援は充実しておりますが、県が造成した農業用施設は支援が限定的とお聞きしています。

このような状態では、農家等による農業用施設の管理が難しくなるのではないかと危惧しております。県においては、さらなる維持管理水準の向上に向け、県が造成した農業用施設も、国と同等の支援制度が必要と考えています。

県においては、この2点につきまして、時間的緊迫性を持った検討をよろしくお願いします。

続いて、質問に参ります。

次に、食資源を活用した観光振興の推進について質問します。

本県の豊かな食資源は、将来にわたる地域経済を支える重要な柱であり、食のみやこ熊本県の実現に向け、県全体としての戦略的な推進と地域特性を生かした具体的な取組が不可欠と考えます。

特に、玉名地域においては、日本マラソンの父、金栗四三翁ゆかりのスポーツイベント、玉名いでんマラソンや金栗四三マラニックが既に定着しています。これらのイベントが持つスポーツという強力なコンテンツとガストロノミーリズムを連携させることで、温泉や豊かな食資源といった地域の魅力を相乗的に高め、観光客の滞在延長と消費拡大、ひいては県全体のブランド価値向上に貢献できると考えます。

県が推進する創造推進ビジョンやコンソーシアムの取組は重要ですが、県全体のブランド確立や観光消費額の向上という目標に対し、個々の取組が点的なものにとどまらないよう、戦略的な連携が不可欠です。

そのことから、具体的な地域戦略について質問をいたします。

県内では、阿蘇や天草などでONSEN・ガストロノミーウオーキングの取組が進んでいますが、玉名地域にも有明海の豊富な海産物、菊池川流域の米や野菜、温泉といった多彩な地域資源がありますが、まだまだこれらの資源を生かし切れない状況があると感じております。

ガストロノミーリズムとは、その土地ならではの食や文化を体験することを主目的とする旅行のことをいいます。この旅行では、単においしいものを食べるだけではなく、多様な要素を通じて、地域の魅力を深く味わうことを目指します。多様な要素というのは、地域固有の食材や食文化、歴史、生産現場の体験、地元住民との交流、食を通じた地域理解などを指します。

このガストロノミーリズムは、観光客に新たな旅の価値を提供するとともに、地域の食産業の活性化、農家、漁師の所得向上、観光消費額の増加、そして地域コミュニティの活性化につながることを目的としています。今、日本政府観光

局や農林水産省も推進しており、地域の食資源を生かした持続可能な観光振興策として注目を集めています。

例えば、玉名地域においては、有明海の海産物や農産物といった多彩な食資源と温泉や歴史文化といった観光資源を連携させた独自の食の体験コンテンツを開発することが可能だと考えます。こうした地域ごとコンテンツ開発の取組を県としても支援していくことで、県全体のブランド確立や地域間の相乗効果にもつながると思います。

そういう点では、県としても、各地域の事業者と連携し、食体験コンテンツの開発を後押ししていくべきだと考えます。

また、効果的な情報発信による誘客拡大には、ターゲット市場の明確化とデジタル技術の活用が不可欠です。

玉名地域をはじめとする各地域の食の体験情報をどのように戦略的に国内外に発信し、観光消費の拡大につなげていくのか、観光文化部長に県のお考えをお尋ねいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) 食資源を活用した観光振興の推進についてお答えをいたします。

これまで、県では、観光地の魅力を高めるため、熊本観光の強みである温泉や食などを活用し、地域性の高い着地型旅行商品の開発に取り組んでまいりました。

また、このような商品を販売するプラットフォームとして、旅行商品販売サイト「くまもつと旅行社。」を整備し、現在133の商品を販売しております。

令和6年度の販売数は9,251人、売上高は6,570万円となり、前年度比でそれぞれ146%、277%と大幅に増加しております。特に、台湾や香港を中心とした訪日客の利用が急増しており、全体の約

半数を占めております。

増加の背景には、地域ならではの体験が観光客の満足度を高めていることが挙げられます。中でも、草千里などの絶景と御当地グルメを楽しむ路線バスの旅が好評を得ています。

議員御指摘のとおり、御当地グルメや旬の食材は、ここでしか味わえない貴重な体験の一つであり、様々な観光資源を組み合わせることで、旅行全体の満足度を高める独自の食の体験コンテンツの開発につながるものと認識しております。

このため、今年度は、来年夏に開催する熊本デスティネーションキャンペーンに向け、各地域と連携し、食の体験コンテンツの開発を進めております。

特に玉名地域は、豊かな農水産物や食文化に恵まれた食の宝庫であり、その魅力を生かす取組の一つとして、女子旅や一人旅をターゲットに、スイーツを切り口とした着地型旅行商品の開発に取り組んでおります。

さらに、食体験を食べるだけにとどめず、歴史的文化的な価値の高い施設、例えば、熊本城や八千代座を食事会場として活用することで、高付加価値な体験型コンテンツへと発展させ、滞在時間の延長や観光消費額の増加につなげていくことなども検討していきたいと考えております。

また、このような取組を広く国内外に届けるため、観光公式サイトや、フォロワー数8万人を超え、国内有数の観光公式アカウントへと成長したインスタグラムによる発信に加え、大都市圏や海外での旅行博への出展を通じて、国内外のターゲット層に向け、食体験の魅力を効果的に訴求してまいります。

今後も、市町村や観光協会、飲食店、農業団体など、地域の多様な主体と連携をし、食をはじめとした地域資源の魅力を国内外へ戦略的に発信す

ることで、誘客促進と観光消費の拡大につなげてまいります。

[城戸淳君登壇]

○城戸淳君 観光文化部長に答弁をいただきました。

「くまもつと旅行社。」での販売数、売上高の大幅増加、特に台湾、香港からの来日客が全体の約半数を占めているという具体的な成果は、県の戦略的な取組の確かな手応えであり、高く評価したいと思います。

また、来年のデスティネーションキャンペーンに向けた食体験の開発、そして高付加価値化を目指す方向性についても強く賛同するものでございます。

一方、玉名地域の食資源の魅力は、答弁にあったスイーツにとどまるものではないと考えております。有明海の水産物、菊池川流域の豊かな農産物、そして温泉といった多様な資源を生かした取組や、既に定着している金栗四三ゆかりのスポーツイベントと食を連携させる取組についても答弁が欲しかったと思っております。

県の推進する女子旅、一人旅のターゲット層に対しても、スイーツのみならず、地域特有の食材を活用した健康志向の食体験や金栗翁の歴史に触れる食事会など、より深く高付加価値なコンテンツが開発できるのではないかと考えます。

玉名にも観光協会がありますし、飲食店や農業団体などの関連する団体とともに、食のみやこ推進局と連携しながら、地域資源の魅力発信と誘客促進に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。

次に、幼保小の接続の重要性について質問します。

近年、全国的に不登校児童生徒が増加の一途をたどっていますが、特に小学校低学年における不

登校の増加は、その要因が多様化し、複雑化していると指摘されており、家庭や学校、地域社会全体で向き合うべき重要な課題と言えます。

県内各地の学校現場からも、早期対応の難しさや集団生活への不応、母子分離不安など、低年齢ならではの課題が指摘をされています。

小学校低学年の不登校の増加による背景には、幼保小接続期における学びや生活のギャップが要因の一つとして指摘されており、小学校と幼児教育施設との情報共有や連携の強化は重要であると考えます。

小1プロブレムの解消や生涯にわたる学習の基盤を育む上で、幼保小接続期の教育、保育の連携強化は不可欠です。国は、幼保小の架け橋プログラムを示し、各自治体で具体的な取組が進められています。

熊本県においても、これまで、幼保小の架け橋プログラム周知や、幼・保等、小、中連携セミナーの実施、円滑な接続に向けたくまもとスタンダードの策定など、様々な取組を実施されていることは承知をしております。県独自の取組が着実に進んでいると感じております。

連携推進には、園長や校長のリーダーシップとマネジメントが不可欠であるという認識の下、管理職への啓発や巻き込み重視、各幼児教育施設団体と小学校長会の代表者などで構成する幼小連携推進会議を設置し、県全体の連携推進の方針を協議しています。この会議で管理職の連携の重要性を共通理解としています。

そこで、子供たちの未来を守っていくための幼保小接続期に係る取組について、教育長に質問いたします。

まず、現場の垣根を越えて連携を推進できる専門人材を計画的に育成する考えはありますか。

くまもとスタンダードの普及に加え、市町村や

各園、学校が主体的かつ継続的に連携できる体制づくりが重要と考えますが、県がモデル地域を指定して進めている実践研究事業の成果をどのように県内全域に波及させていくのでしょうか。

また、幼稚園と保育園等では設置者や所管が異なることによる連携の難しさが指摘をされています。より緊密に連携し、市町村レベルでの調整を支援するための体制について、教育長に県の考えをお尋ねいたします。

[教育長越猪浩樹君登壇]

○教育長(越猪浩樹君) 幼保小接続期の取組についてお答えします。

現在、国では、幼保小の架け橋プログラムに基づき、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生までの2年間をかけ橋期と位置づけ、一人一人の多様性に配慮し、全ての子供に学びや生活の基盤を育む教育の充実が進められています。

その成果として、主体性を発揮する児童の姿の増加、登校渋りの児童の減少等において顕著な伸びが見られるといった報告もあり、本県でも、幼保小の接続は、子供たちの健全育成のためには大変重要であるという認識の下、取組を進めています。

県教育委員会では、健康福祉部等の関係部局と連携して、令和2年4月に義務教育課内に幼児教育センターを設置し、県内全ての幼児教育施設と小学校等に対する様々な支援に取り組んでいます。

まず、専門人材の育成については、市町村が幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する幼児教育アドバイザーを配置できるよう、育成研修を実施しています。また、幼児教育センター内に4名のアドバイザーを配置し、園や小学校、市町村における連携協議会などに派遣することで、保育参観による助言や円滑な接続に係る講話、演

習などの支援を行っています。

次に、実践研究事業の成果についてお答えします。

県モデル地域での実践研究では、幼保小が相互に教育内容や教育方法の充実を図っていくためのカリキュラムの作成に係る取組を進めています。その成果については、幼児教育センターのホームページへの掲載や幼児教育シンポジウム、幼保小の架け橋研修会などにおける実践発表を通して広く県内に周知を図るとともに、各地域でカリキュラム作成が進むよう支援しています。

次に、市町村での連携に係る支援体制についてお答えします。

議員御指摘のとおり、幼稚園と保育所等では所管する部署が異なっており、連携が難しいという課題があります。

本県では、令和4年度から就学前教育担当者連絡会を設置し、市町村の福祉部局と教育委員会の担当者による情報交換等ができる体制を整備し、接続期の教育の質の向上を図るための支援に取り組んでいるところです。

今後も、関係部局や市町村との連携を密にしながら、全ての子供の学びや生活の充実のために、幼保小の接続の取組をさらに推進してまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 教育長より答弁をいただきました。

県教育委員会が、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの育成研修の実施、そして福祉部局と教育委員会の連携を図る就学前教育担当者連絡会を設置するなど、幼保小接続の重要性を認識し、積極的な支援体制の整備に努められたことに対し、敬意を表したいと思います。

小学校低学年における不登校の現状を見ると、これまでの取組をさらに強化する必要があるのか

もしれません。

答弁にあった幼児教育アドバイザーの育成と派遣は重要な取組だと思います。その上で、連携の現場を具体的にリードする推進者を計画的に養成し、組織的な接続体制を担保するという点も考慮いただけたらと思います。

また、市町村レベルでの福祉、教育の両部局による情報交換の体制は整ったとしても、より実質的な連携カリキュラムの調整や、現場の抱える課題解決に結びつくような、より緊密で実効性のある市町村主導の調整機能を県が強力で後押ししていくことが不可欠だと考えます。

県におかれましては、幼児教育センターの機能を最大限に活用しつつ、幼保小接続期の取組をさらに進めていただきますようお願いし、次の質問に移りたいと思います。

次に、半導体をはじめとした産業人材の育成について質問をいたします。

県では、世界最大の半導体受託製造企業であるTSMCの進出という歴史的な契機を迎え、半導体産業の集積地として国内外で大きな注目を集めています。

先月には、TSMCの第2工場の増設について、熊本県立会の下、菊陽町との間で立地協定が締結をされました。一方で、様々な課題や影響も指摘されており、その解決に向けた取組が国や自治体とも連携しながら進められている真ただ中だと承知をしております。

私は、幾つかある課題の一つである今後の熊本県を担う半導体産業をはじめとした産業人材の育成について質問したいと思います。

TSMC進出を契機とした人材育成の取組は、大学やコンソーシアムを中心に進んでいると認識しております。さらに、熊本県立大学は、半導体学部令和9年4月開設に向けた構想を明らかに

され、そして、水俣高校では令和7年度より半導体情報科が新設され、大きな期待が寄せられています。

玉名地域におきましても、玉名工業高校が実業界に多くの人材を輩出してきましたが、この半導体産業を支える人材の育成に向けて、工業高校においても積極的に取り組むべきと考えます。

特に、製造現場における技術者の育成と既存産業との共存には、戦略的な取組が必要だと考えております。

北海道においては、最先端の半導体製造工場の建設が決まったことを受け、高校教員を対象とした半導体関連の研修会や企業交流会などが開催されており、教育内容への反映と進路指導に役立てることを目指していると聞いております。

そこで質問ですが、本県が推進する工業関係の高校における半導体関連教育については、具体的にどのような取組状況でしょうか。

また、生徒の皆さんが、企業での実習を行うなどの体験を通して、卒業後、県内に多くの中小企業を含めた働く場所があることや中小企業でのキャリアパスを知った上で、将来を考えることが必要だと思います。

あわせて、半導体に関連した産業だけではなく、地元の魅力ある中小企業をはじめとした既存の産業にも興味を持ってもらい、地域産業と連携した人材育成が必要だと思いますが、教育長に御見解をお伺いします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、県立高校における半導体産業を支える人材育成の取組状況についてお答えします。

県教育委員会では、令和5年度から、全ての県立高校の生徒を対象に、県内の半導体関連企業の見学や出前授業等を実施し、これまで延べ1万人

を超える生徒が参加、学習しています。加えて、工業高校に対しては、現役の技術者を派遣し、半導体に関する先端技術や実践的な授業を展開しています。

また、全ての県立高校に対して、本県で独自に作成した半導体理解促進ガイドブックを配付し、学習教材として活用するとともに、半導体への関心が高い生徒を対象として、県内の半導体研修企業での宿泊型研修なども実施しています。

教職員についても、半導体関連産業への理解を深め、本県の産業構造に即したキャリア教育の充実を図る指導者研修会を企業と連携して実施するなど、様々な取組を行ってきているところです。

これまで参加した生徒からは、半導体の仕組みが理解できた、将来の職業に興味が増した、これから発展する半導体業界で働くイメージを持てたといった感想が寄せられており、生徒の半導体関連産業に関する興味、関心が着実に高まっています。

次に、既存の産業への人材育成についてお答えします。

議員御指摘のとおり、本県には従来から地域社会や産業を支えてきた魅力ある企業が数多くあり、高校生が将来を考えるに当たって、それらの企業や産業を知る機会がさらに必要であるというふうに考えています。

そこで、県教育委員会では、商工労働部と協働し、令和3年度から、八代工業高校において、企業の現役の技術者が最新かつ実践的な授業を行うマイスター・ハイスクール事業に取り組んでいます。令和6年度からは、玉名工業高校も、その拠点校として、玉名市や地元企業、金融機関等と連携し、高校と地域産業が一体となった産業人材育成に取り組んでいます。

このようなマイスター・ハイスクールの取組を

通して、生徒の地元企業等への理解がさらに深まるとともに、県内就職率が増加するなど、地元定着にもつながっています。

また、初めて高校に求人を出す地域の企業も現れるなど、地域全体で産業人材を育成しようとする機運が高まってきており、相乗効果が生まれています。

今後も、県内の産業界と相互に連携しながら、生徒の主体的なキャリア形成に取り組むとともに、半導体関連産業をはじめ将来の熊本を支える産業人材の育成に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 教育長より答弁いただきました。

県教育委員会が、延べ1万人を超える生徒への啓発活動、そして工業高校への現役技術者の派遣といった、非常に具体的かつ多岐にわたる施策を迅速に展開されることに心から敬意を表したいと思います。

特に、半導体産業への特化教育と並行し、本県の産業構造に即したキャリア教育の充実を図り、地元の既存産業への理解促進にも注力されていることは、地域産業との共存の観点からも大変心強く感じております。

さらに、マイスター・ハイスクール事業が、今年度から玉名工業高校へも拡大され、地元企業や金融機関と連携した人材育成に取り組まれている点は、玉名地域の将来にとって極めて大きな一歩であると評価いたします。この取組によって、初めて高校に求人を出す企業が現れるなど、相乗効果が生まれていることは、まさに私たちが目指す地元定着の具体的な成果と言えます。

県には、このマイスター・ハイスクール事業を玉名地域で確実に成功させ、その成果を県内各地の工業高校へ広げ、半導体産業だけではなく、地

元の既存の魅力ある中小企業をしっかりと支える技術者を育てていただくことを強く要望いたします。

そして、この玉名工業高校での取組を、将来の県北地域の半導体サプライチェーンを支える確固たる拠点とするために、玉名工業高校に半導体学科を新設し、専門設備と教員体制を整備することを教育長に要望いたします。

さらに、新設される教育資源を高校生だけにとどめず、地域全体で活用することを提案いたします。

具体的には、夜間や週末にこの施設と専門教員を活用し、地域住民と社会人を対象としたリカレント教育や技術習得講座を開設することで、玉名工業高校が、地域の産業を支える人と知のハブ、すなわち地域住民の学びと交流の場を提供して機能させるべきではないでしょうか。県教育委員会には、この学科新設、地域開放拠点化に着手していただきたいと思います。

今後も、県内の産業界と相互に連携しながら、生徒の主体的なキャリア形成を支援し、将来の熊本を支える全ての産業人材の育成に引き続き全力で取り組んでいただくことを求めて、次の質問に移りたいと思います。

次に、地域公共交通への県の対応について質問をいたします。

私が住んでいる玉名市は、有明海、菊池川、小岱山などの自然環境に恵まれ、イチゴ、ミカンなどの豊かな農産物や泉質の良い玉名温泉、玉名ラーメンといった豊富な観光資源があり、県内外の多くの方々に魅了しております。

また、熊本都市圏と福岡都市圏の中間に位置し、JR鹿児島本線や九州新幹線の駅を備える県北の交通拠点とも言えます。九州縦貫自動車道や有明フェリーも近接し、広域にわたる移動におい

て優れた利便性を誇ります。

一方、玉名市内や近郊の市町村への移動では状況は異なります。公共交通を取り巻く環境は厳しく、近年は、交通事業者の経営環境の悪化や人手不足を要因とするバス路線の休廃止などの動きもあり、徐々に利便性が低下をしている状況にあります。

玉名市を走っていたバス路線の小天線は、令和6年4月に廃止をされました。また、バス路線廃止による公共交通の利便性の低下は、通学バスがない県立高校の学生、運転免許証を返納した高齢者、通院、買物をする地域住民の日常生活にも影響するものと考えられます。

路線バスを補完する交通手段として、例えば、玉名市では、福祉バスや乗合タクシーといったコミュニティ交通があり、地域住民に提供されています。しかし、福祉バスは、対象が60歳以上に限られ、乗合タクシーも、土日祝日の利用には前日までの予約を要するなど、制度上の制約があるため、地域住民の多様な移動ニーズには十分応えられているとは言い難い状況であります。

一方、玉名市では、学校再編に伴う通学支援策としてスクールバスを運行しており、通学距離が4キロ以上の児童を対象に外部の事業者へ委託して運行しています。

このように、地域公共交通に関しては、各自治体も様々な対応に取り組んでいると思います。

そこで質問です。

持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた今後の県の取組について、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 地域公共交通は、住民生活や地域社会活動を支える不可欠な基盤であり、誰もが利用しやすい環境づくりが重要で

す。

しかしながら、交通事業者を取り巻く環境は、利用者の減少、運転士不足、燃料費の高騰などで厳しい状況です。その結果、路線バスの休廃止も進み、公共交通のサービス水準の低下が繰り返されるという悪循環に陥っています。

このような状況に対応すべく、県では、熊本県地域公共交通計画に基づき、持続可能な交通ネットワークの構築や市町村が運営するコミュニティ交通の充実に取り組んでまいりました。

例えば、複数市町村を運行する地域間幹線を維持するため、バス事業者に対し、運行で生じる欠損額の一部を補填する補助を国と協調して行っています。

また、地域内での移動手段を確保する観点から、コミュニティバスや乗合タクシーの導入などに取り組む市町村に対し重点的に支援をしています。玉名市にも地域ごとに運行している乗合タクシーに対する支援を行っているところです。

しかし、路線バスやコミュニティ交通の年間利用者数や公共交通に対する県民満足度などについては、計画に掲げられております目標値には届いておらず、より一層県民の移動ニーズを適切に把握し、利便性の向上を図る必要があります。

そこで、このような課題に対応するため、現在、令和8年度以降の新たな計画策定を進めています。これまで2回開催した地域公共交通協議会で、市町村や交通事業者、有識者の皆様と精力的に議論を重ね、深刻化、多様化する課題に対する取組の方向性を整理し、次期計画の骨子を取りまとめたところです。

地域公共交通の維持、確保に当たっては、地域自らが最適な在り方を検討し、幅広い関係主体が連携して取り組むことが重要です。

そこで、県としては、次年度以降、各地域にお

いて市町村、交通事業者、住民等が協議し、各交通モードについて目指すサービス水準を設定する過程を伴走支援する必要があると考えています。

さらに、設定したサービス水準を実現するため、人材や車両など限られた資源を事業者や業界の垣根を越えて最大限効率的に活用するとともに、それでも不足する場合には、積極的な投資により供給力の強化と利便性の向上も目指してまいります。

県としては、強い使命感を持って次期熊本県地域公共交通計画を策定、実行し、公共交通ネットワークの充実強化に取り組んでまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 企画振興部長に答弁いただきました。

地域交通は住民生活の基盤であり、次期計画で持続可能なネットワークの充実強化を図るという強い意志を感じました。

県が策定する新たな計画が、住民の生活の足を守り、利便性を向上させるものとなるためには、次の視点が不可欠だと思います。

1つ目は、福祉バスなどのコミュニティー交通の制度上の制約を緩和することです。

2つ目は、スクールバスのような既存の公的な移動資源を、通学時間外に地域住民も利用できる公私連携の仕組みへと発展させるための何らかの誘導策を検討することだと思います。

県には、次期計画の策定と実行に当たり、玉名地域の事例も踏まえながら、現場のニーズに即した実効性のある施策を展開していただき、公共交通ネットワークの充実強化に全力で取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、2つの要望をさせていただきます。時間が5分なので、かなり短縮してさせていただきます

と思います。

1つ目は、金栗四三の遺産を生かした玉名地域のスポーツの振興についてであります。

金栗四三翁は、日本人初のオリンピックとして世界の舞台に挑み、体力、気力、努力の精神を体現された、その不屈の挑戦の歴史は、私たち県民の誇りであり、未来に継承すべき貴重な財産であります。

金栗翁の遺産を生かした取組について、以下の2点が重要であると考えます。

1つは、金栗スピリットを核とした教育、人づくりであります。

第2に、金栗翁ゆかりの地を生かしたスポーツツーリズムの展開についてです。

金栗四三翁は、女子体育の振興にも尽力されるなど、単なる競技スポーツにとどまらず、誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことの重要性を説かれました。これは、現代の県の健康寿命延伸政策にも通じるものです。

しかし、金栗翁のふるさとである玉名地域には、公的な400メートル級のトラックを持つ本格的な陸上競技場が存在しないという課題があります。これは、スポーツ活動の裾野を広げ、次世代の金栗選手を育むための基盤インフラの欠如を意味するものと考えます。

この課題を克服し、玉名地域を金栗スピリットが息づく生涯スポーツ拠点とするために、私は、玉名陸上競技場の整備を要望したいと思います。

これは、大学や実業団の合宿誘致に向けた環境整備も推進できますし、教育、ツーリズム、健康といった3つの要素を融合させることで、地域住民の健康増進や地域経済の活性化の相乗効果を生み出していただくことを強く求めます。

知事はじめ執行部におかれましては、金栗四三翁という唯一無二の遺産を生かし、本格的な陸上

競技場という形で具現化し、県北・玉名地域の振興と熊本県全体のスポーツ文化の発展につながりますよう、特段の御配慮と御尽力を賜りますことをお願いいたします。

これに関しては、玉名市など自治体を中心となって、やはりいろんな民間を交えて、これを計画していくのが重要でありますので、その後押しを県のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、県北地域に必要なインフラ整備について要望します。

私が住む玉名市や荒玉地域は、九州新幹線やJR鹿児島本線、そして九州縦貫自動車道など、広域交通の利便性に恵まれています。しかし、今、この地域の住民が県内最大の成長エンジンである菊陽地域の半導体関連産業エリアへアクセスする際の利便性には課題があります。

現在、荒玉地域から菊陽方面に向かう主要ルートは、国道208号の玉名バイパスから玉東町方面へ向かう経路が主になります。この経路は、特に朝夕の通勤時間帯において、玉名バイパスの寺田交差点付近から玉東町にかけて、慢性的な激しい渋滞が発生しており、定時性確保が非常に困難な状況です。

この渋滞は、単なる時間の浪費にとどまりません。菊陽地域へ通勤する住民やサプライヤー企業の関係者の移動に遅延を生じさせ、県北と県央を結ぶ経済活動の大きなボトルネックとなっています。日常的な……

○議長(高野洋介君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○城戸淳君(続) はい。そういう意味では、このアクセスルートを、県道として、ぜひ計画を具体的に進めていくことをお願い申し上げます。

時間を私も気にしながら、要望がかなりばらばらになってしまいましたが、この玉名地域のた

め、そして熊本県のためにも、私も、働いて働いて働いて働いてまいりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明6日及び7日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る8日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分散会

第 4 号

(12月8日)

令和7年

熊本県議会11月定例会会議録

第4号

令和7年12月8日(月曜日)

議事日程 第4号

令和7年12月8日(月曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(46人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉蔦ミカさん
 立山大二朗君
 斎藤陽子さん
 本田雄三君
 岩田智子君
 堤泰之君
 南部隼平君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 西村尚武君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君

中村亮彦君
 増永慎一郎君
 前田憲秀君
 高島和男君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 山口裕君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(1人)

淵上陽一君

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村敬君
 副知事 竹内信義君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 深 川 元 樹 君
総 務 部 長 千 田 真 寿 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 清 田 克 弘 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 脇 俊 也 君
農林水産部長 中 島 豪 君
理 事 間 宮 将 大 君
土 木 部 長 菰 田 武 志 君
会計管理者 野 中 眞 治 君
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん
病 院 事 業
管 理 者 鋤 本 亮 太 君
職 務 代 理 者
教 育 長 越 猪 浩 樹 君
警 察 本 部 長 佐 藤 昭 一 君
人 事 委 員 会
事 務 局 長 城 内 智 昭 君
監 査 委 員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 鈴 和 幸
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 下 崎 浩 一
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

○
午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

○議長(高野洋介君) 日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、5日に引き続き一般質問を行います。

斎藤陽子さん。

〔斎藤陽子さん登壇〕(拍手)

○斎藤陽子さん 皆さん、おはようございます。菊池郡選出・自民党1期生の斎藤陽子でございます。今回は、県議会議員として3回目の質問の機会をいただきました。ありがとうございます。

今回は、議員になってから開会されるごとに行っていました地元地域での県政報告会にていただいた一つ一つの声を調査研究し、質問の内容に盛り込んでおります。城戸議員、中村議員同様、地元への愛が強く出てしまうことがあるかもしれませんが、御了承いただき、早速質問に入りたいと思います。

まず初めに、新大空港構想の実現に向けた取組について御質問いたします。

最初は、将来の展望について伺いたします。

今回、新大空港構想を語るに当たり、私は過去の経緯をしっかりと調べてみました。

昭和46年に熊本空港が高遊原に開港しましたが、ひもといてみると、昭和40年、当時の寺本知事が現在の日赤付近にあった熊本空港を拡張する提案をされたのが始まりでした。

昭和46年4月1日に高遊原に新熊本空港——当時そう呼ばれておりましたけれども、新熊本空港が開港するまでの間の県議会議事録によると、当時、空港がただの交通の手段として捉えられているわけではなく、熊本の産業発展にとって空港が重要であることが議論をされていました。

また、当時の空港移転先として選ばれた高遊原地域においては、広大な田畑が広がる農地であり、農民との話し合いも丁寧に行われ、空港周辺の農業政策にも力を入れる計画を立て、今の熊本空港の開港が実現いたしました。

新空港の議論の中には、産業集積や周辺の交

通、農業、まちづくりについて議論されてきた経緯があり、構想から開港までの6年間の議論は、議事録を見るだけでもこの激しさは伝わってきますし、先人たちの御努力のおかげで実現した空港であることが分かりました。

日赤付近に空港があった当時の空港利用者は、年間50万人であり、新しい空港では年間100万人を目指すという当時の寺本知事の発言に、そんな夢のような話は現実味がないとの反対意見も上がっていましたが、開港した新熊本空港は、10年もたたないうちに年間利用者100万人を突破し、現在においては、熊本地震やコロナを経験したにもかかわらず、年間370万人に利用される空港となり、また、ここからさらに620万人の利用者を目標に掲げられるような空港となりました。

これも、熊本の空の玄関口である熊本空港の歴史を守りながら、前蒲島知事が掲げられた大空港構想Next Stageを着実に進められてこられた成果であると思います。

これらの経緯も踏まえて、私は今回の質問に挑んでおります。

先日、空港周辺4か町村の議員研修会が開かれ、熊本国際空港の山川社長より今後の熊本空港の展望、企画振興部富永部長より新大空港構想についての御講演をいただきました。夢と希望にあふれる御講演に、各町村の議員さんからは様々な意見が出ておりました。各地域においては、熊本空港の歴史とともに、空港を中心としてよりよい町をつくっていこうと、各地域で考えられていることを実感しました。

県議会においても、前回の6月議会においては、内野議員の代表質問において、木村知事が空港アクセス鉄道の今後のルートや費用対効果について回答されました。特別委員会でも、この議論が進められているところであります。

私の地元であります大津町においては、空港アクセス鉄道の接続駅としてルートがある程度絞られたこともあり、アセスメントなどの説明会が開催され、県職員の方々が丁寧に住民と向き合い、意見交換を行っていただいています。また、大津駅の機能を最大限に発揮しようと、町では駅周辺のまちづくりビジョンが発表されたところです。

大津町としては、大きな期待の声がある一方で、広大な農地を失うことや地域が分断してしまうのではないかなどの不安の声といった両局面の声が上がっている現状があります。

そこで、木村知事に御質問いたします。

空港周辺の地域においては、空港が高遊原地域に開港した新空港の計画の延長線上に大空港構想Next Stage、そして新大空港構想があると考えられますが、どのように捉えられているのか、また、今後の展望について、知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 斎藤議員から新大空港構想の将来展望について御質問がありましたので、お答え申し上げます。

県では、昭和46年の移転以降、現在地での空港を中心とした産業振興やインフラ整備の取組を進めてまいりました。その結果、テクノロジーパークやセミコンテクノパークなどの工業団地を中心とした産業集積や熊本都市圏のベッドタウンとしての都市化が進んできました。

令和5年10月に策定いたしましたこの新大空港構想では、空港周辺地域の将来像を地方創生の先進地域と定めまして、空港機能の強化、産業集積・産業力強化、交通ネットワークの構築、そして快適な生活ができるまちづくり、この4つの柱で実現の方向性を整理したところでございます。

私が昨年知事に就任して以降、その具体的な施

策をくまもと新時代共創総合戦略ですとか、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンなどに反映させ、空港の機能強化や周辺地域における産業集積、さらには空港アクセス鉄道の整備、これらの取組を加速させてきたところでございます。

現在、空港周辺地域は、TSMCの進出を契機に半導体産業の集積が急速に進み、本県経済の牽引役にとどまらず、日本の経済安全保障の一翼を担う地域となっております。一方で、古くから農業が盛んで、緑豊かな田園風景が広がるなど、自然環境に恵まれた地域でもあります。

このような流れを踏まえた新大空港構想の目指す方向性としては、まず、経済安全保障に資する産業振興と熊本の宝である自然環境との調和を取りながら、産学官連携によるイノベーションの創出、県内産業全体への経済効果の波及、これらを図ってまいります。

さらには、利用者数のさらなる増加が見込まれる空港を中心とした交流人口の拡大を通じて本県の魅力を国内外に発信し、より一層地域の活性化につなげてまいります。

一方、議員御指摘のとおり、周辺市町村の一部には、地域の大きな変化に対する不安の声があることもしっかりと認識しております。そのため、引き続き、地域住民や市町村の皆様と丁寧に見聞交換を行いながら、誰もが快適に生活できる地域づくりを進めてまいります。

熊本が世界から注目を集めているこの機会を最大限に生かして、大空港構想の推進を通じて世界に開かれた活力あふれる熊本を実現し、お子さんやお孫さんが喜んで熊本で暮らしていける本県経済の持続的発展に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 木村知事より御回答をいただき

ました。

長い期間熊本で生活されている木村知事が、熊本を愛し、熊本の歴史的な転換期に熊本のために力を尽くしてくださっていることに、改めて感謝と敬意を表したいと思います。

知事は、立候補を決意されてから各地域をくまなく回り、これまでの副知事としての経験を生かし、熊本の地方創生には各地域を輝かせることが重要であることや地域だけでは解決できない課題は県がやると力強く言ってくださいました。また、知事に就任されてからは、お出かけ知事室などを開催され、地域の様々な声にも耳を傾け、御対応をいただきました。

御理解いただいているものと思いますが、それぞれの地域には、先祖代々そこに住み暮らしてきた地域への深い思いがあります。過去の経験からも分かるように、大空港構想の実現には、地域一丸となって取り組んでいくことが重要です。

私が地元で報告会を続ける理由は、木村知事同様に、住民の皆様の声に耳を傾け、少しでもよい町をみんなでつくっていけるように、一人一人が努力していくことが大切だと思っているからです。今回も、知事の御回答をしっかりと地域に届けてまいりたいと思います。

また、様々な課題に対しても、決して市町村任せにせず、お金がないなら知恵で解決していけるよう、木村知事の最強のリーダーシップを御期待申し上げて、次の質問に移ります。

それでは、大空港構想の実現に向けた取組について。

産業集積・産業力強化及び快適な生活ができるまちづくりについて質問をいたします。

新大空港構想では、空港機能の強化、産業集積・産業力強化、交通ネットワークの構築、快適な生活ができるまちづくりという4つの柱を掲

げ、阿蘇くまもと空港とその周辺地域を核とした地方創生の先進地帯の実現を目指すとしてされています。

私は、2年前、この4本柱のうち交通ネットワークの構築について質問を行い、富永企画振興部長から、阿蘇くまもと空港の立地利点を生かし、自動車と公共交通のベストミックスによって九州のセントラル空港としての拠点性を強化するとの方向性が示されました。これは、熊本県が広域交通拠点としての機能強化を図り、地理的特性を最大限に生かして九州全体の一体性を高めていこうという方向性をお示しいただいたものと思います。

そのような将来の空港のあるべき姿を目指すに当たって、空港の拠点性を高める交通ネットワークの充実を着実に進め、多様な交通手段や人の流れを誘導しながら、地域の歴史文化や生活に対してしっかり向き合い、TSMCの進出に代表されるような大規模な産業開発と併せて、既存の住環境と調和が図られるまちづくりを進めることが一層重要だと思えます。

新大空港構想においては、熊本を訪れる方が快適に生活できるよう、質の高い生活環境を整備し、地域の活性化と空港需要の拡大に向けて、空港周辺ににぎわいを創出するとともに、観光産業の振興、発展に取り組むと明記されており、空港を中心とした新たな暮らしと経済の拠点形成が期待されています。

構想策定から2年が経過し、周辺地域では急速な産業開発が進み、交通渋滞の増加など、生活環境面でも大きな変化が生じています。

私の地元大津町では、都市計画の用途地域を変更して、杉水地区と室工業団地を合わせた約112ヘクタールが工業・準工業地域に指定される方針が示されました。また、西原村や菊池市において

も新たな工業団地の造成が進められるなど、空港周辺エリアは県内でも有数の産業集積地へと変貌しつつあります。

こうした急激な産業集積の進展に対して、私は、地域の将来像を見据えた総合的なエリアマネジメントや生活インフラ整備の方向性を再確認する必要があると思っています。

そこで、私は、産業集積・産業力強化と快適な生活ができるまちづくりについて、2点伺いたいします。

まず、1点目として、産業集積・産業力強化について質問いたします。

現在、県では、くまもとサイエンスパークビジョンを掲げ、分散型サイエンスパークを県と周辺市町村の連携で進めていくことが示されています。

私は、新大空港構想とサイエンスパーク推進ビジョンをしっかり連携させていくことで、お互いの政策の効果を最大限に発揮していけるのではないかと大きな期待を持っています。

そこで、今後、具体化するサイエンスパークと新大空港構想をどのように連携させ、産業集積や産業力強化を進めていかれるのか、また、これらの取組については、どのエリアを対象として、どのように進めていかれるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

2点目は、快適な生活ができるまちづくりについて伺いたいします。

産業集積が加速する一方で、住環境や交通、商業機能、公共サービスなど、日常生活にも寄り添う基盤の強化が喫緊の課題であると思えます。

こうした状況の中で、地域住民、企業、市町村が連携し、エリア全体の価値向上を図っていくことがとても重要だと私は思います。

新大空港構想を具体化するに当たって、県の立

場としてどのように進めようとしているのか、併せて空港周辺のインフラ整備の方向性について、企画振興部長の見解を伺います。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 産業集積・産業力強化についてお答えいたします。

くまもとサイエンスパーク推進ビジョンは、新大空港構想に掲げる柱の一つある産業集積・産業力強化をセミコンテックパーク周辺エリアで具現化することを目的として、有識者や周辺自治体等で構成します検討会議を経て、本年3月に策定いたしました。

このため、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンは、新大空港構想に掲げる産業集積・産業力強化を実現するための具体的な施策と位置づけています。

また、このくまもとサイエンスパークは、大津町をはじめとする周辺自治体で整備される複数の拠点が必要な機能を分担する分散型のサイエンスパークを目指しています。

そのため、県としても、新大空港構想で描く空港周辺地域の将来像を踏まえながら、周辺自治体との連携によりくまもとサイエンスパークの実現につなげていくことが重要であると考えています。

また、議員御質問の対象とするエリアについては、空港北側エリアを中心に、さらなる企業集積、産学官連携による新産業創出を図り、空港南側エリアを拠点として推進するUXプロジェクトとも連携することで、空港周辺エリア全域の活性化を見据えています。

県としては、くまもとサイエンスパークの実現により、半導体の製造のみならず、半導体で未来をデザインし、AIや自動運転などの社会実装が期待される新たな産業の創出を目指しています。

そして、空港周辺地域が、そのような産業集積、産業力強化の戦略的基盤として、本県経済を牽引する地域となることを大いに期待しています。

引き続き、周辺自治体の皆様の御意見を丁寧にお聴きしながら、空港の拠点性と本県の半導体産業の集積という強みを生かし、空港周辺地域の産業集積、産業力強化に取り組んでまいります。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 快適な生活ができるまちづくりについてお答えします。

新大空港構想では、TSMC進出を契機に、さらなる企業の集積、研究拠点化が進み、多くの技術者、研究者とその家族が熊本に集う中で、空港周辺地域にお住まいの方をはじめ、誰もが快適に生活ができるまちづくりを目指しています。

このためには、産業集積に加えて、農業、商業、住まい、自然環境のバランスが取れた魅力的な生活環境の整備が欠かせません。

生活環境の整備に当たっては、議員御指摘のとおり、地域住民、企業、市町村が連携し、その地域の特徴に応じたまちづくりを進めることが重要と考えています。

空港周辺の市町村では、産業集積等への期待から、都市計画の状況や将来ビジョンを踏まえ、地域活性化やまちづくりに関する新たな検討が進められています。

県としても、広域的な観点から、各市町村と連携し、新大空港構想に沿ったさらなる地域活性化につながる取組をしっかりと支援してまいります。

次に、空港周辺地域のインフラ整備の方向性についてお答えします。

空港周辺地域では、特にセミコンテックパーク周辺において、産業集積や急速な住宅開発などにより、朝夕の通勤時間帯中心に幹線道路や市街地

の道路で渋滞が発生しています。

このため、県では、国や地元市町村と連携して、新たな交通需要に対応する道路ネットワークの整備を全力で進めています。さらに、空港アクセス鉄道の整備やJR豊肥本線の輸送力強化にも取り組んでおります。

また、各市町村の将来ビジョンを踏まえつつ、交流人口の増加を見据えた宿泊施設や集客施設の誘致など、地域全体の価値向上に向けたインフラ整備に関連するソフト面での取組も支援してまいります。

こうしたインフラ整備等の取組は、産業集積に向けた環境整備を後押しするとともに、住民の利便性を向上させ、よりよい生活環境を実現することにつながります。

今後も、県経済を牽引する産業振興と快適な生活環境の整備の両立を図り、新大空港構想の目指す地方創生の先進地域の実現に向けて、地域住民、企業、市町村の皆様とともにしっかりと取り組んでまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 商工労働部長より、分散型のサイエンスパークを目指し、空港周辺のエリア全域が熊本経済を牽引する地域となるよう取り組む、また、企画振興部長より、各市町村の将来ビジョンを踏まえつつ、産業振興と快適な生活環境の両立を図り、地方創生の先進地域の実現を目指すとの熱い御答弁をいただきました。

先日、私は、都市計画の専門家の方々が主催された学習会に出席をいたしました。そこで、現在の産業立地状況について、これまでテクノポリス構想として進めてきた分散型の都市構造が渋滞を引き起こしたのではないかと課題を指摘する御意見もございました。

渋滞だけではなく、地下水をはじめとした環境

やインフラ整備、地域コミュニティ、教育など様々な課題に、後追的に環境整備を進めているように思えてなりません。そのような声を地域の皆様からもたくさんいただいております。

新大空港構想のビジョンを具体化するに当たっては、将来的に発生する多くの課題を極力小さくしていただくとともに、市町村の負担をなるべく軽減できるよう、サイエンスパークビジョンと合わせ、県がしっかりとリーダーシップを発揮して、効率的な企業誘致に努めていただきたいというふうに願っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次は、地域計画を基軸とした持続可能な農業基盤の構築について御質問をいたします。

改正農業経営基盤強化促進法により、市町村は、令和7年3月末までに今後10年間の農業や農地利用のビジョンを示す地域計画を策定することが義務づけられ、本県においても、令和7年4月時点で、45市町村において420の計画が策定されました。

この地域計画は、単に農地の整備や農業経営の効率化を図るだけではなく、地域の特性を踏まえた農業振興、担い手育成、そして地域社会全体と連携した持続可能な農業基盤を確立するための重要な計画であります。

この地域計画は、地域の農業がどのような未来を目指すのか、その未来の方向性を示し、地域で共有すべき将来像を具体化するものと位置づけられています。

しかし、令和5年の法改正から2年間で策定された計画であり、この2年間の中でも社会経済環境は大きく変動しました。

菊池地域においても、TSMCの進出や関連インフラ整備の加速により土地利用は急速に変化し、農業を取り巻く環境は大きく揺れ動いていま

す。工業、都市開発との調整、担い手不足、農業者の高齢化、経営規模の課題など、従来からの課題に加え、新たな課題も顕在化しています。

こうした変化の激しい状況において、地域計画は、従来の農地整備や営農支援だけではなく、地域の状況を幅広く捉え、将来を示す必要がある一方で、地域計画に課題を盛り込むだけでは不十分であり、地域の実情に即した改善策を随時地域で協議し、柔軟に対応していくことが重要であると考えます。

そこで、まず1点目、菊池地域の農業の現状や将来像を踏まえた地域計画の策定について、熊本県としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、今後の具体的な政策を実行していく上で、地域の農業団体に加えて、任意の生産者グループや個人の若手農家、新規就農者との連携を幅広く図り、地域計画の中で課題や計画の進捗などを共有しながら農業を推進していくべきだと考えますが、県においては、今後どのように進められていかれるのか。

また、3点目は、地域の変化に合わせて地域計画を柔軟に見直していく必要があると思うのですが、どのように考えておられるのか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 1点目の菊池地域の農業及び地域計画における認識についてお答えします。

菊池地域は、畜産をはじめ露地野菜や米など多様な経営が展開され、県内有数の農業生産地域です。

議員御指摘のとおり、担い手の減少や半導体関連企業等の進出に伴う農地の減少が顕在化する一方で、ニンジン等露地野菜生産者やコントラクタ

ー組織を中心とした農地集積も進んでいます。

意欲ある担い手が将来にわたって営農を継続できるよう、関係者の総意に基づく地域計画の策定が重要であると認識しております。

2点目の幅広い農業者との連携の在り方についてお答えします。

将来の設計図である地域計画は、できるだけ幅広い農業者の意向を反映させる必要があります。

そこで、策定主体の市町村だけでなく、関係機関で構成する農地集積推進チームの役割をより明確にし、組織の代表者や大規模農家に加えて、新規就農者や他地域からの耕作者など、様々な農業者との連携が円滑に進むよう支援してまいります。

3点目の地域計画の見直しについてお答えします。

計画の見直しに当たっては、今年度からモデル地区を設定し、意欲的な市町村の取組を支援しております。

例えば、開発との利用調整が課題である菊陽町原水東地区では、今年度改めて農地利用の意向を調査し、その結果を基に、耕作者が決まっていない農地を誰が担うかといった点について、丁寧な合意形成が進められています。

また、中山間地域の南阿蘇村下田地区では、水利施設がない農地を維持するための作物の導入検討や地域を担っていく新規就農者が活躍できる計画づくりが進められています。

この計画づくりには、関係者に地域の状況をより深く理解してもらうため、地図上に耕作者や所有者の貸借意向などを表示できるくまもと水土里GISが活用されています。実効性のある地域計画への見直しは、各地域で始まっています。

県では、モデル地区の事例等を参考に、農業者を中心とした地域住民自らが農業の維持発展につ

ながる将来像を描けるよう、引き続き支援するとともに、持続可能な農業の実現に向けて、関係機関と連携して取り組んでまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 農林水産部長より大変心強い御答弁をいただきました。

地域計画の見直しに当たっては、モデル地区での取組を進めつつ、市町村と連携しながら進めていく方針もお示しをいただきました。

菊池地域は、農業のみならず、本県経済全体に対しても大きな役割を果たしています。加えて、長い歴史の中で育まれてきた豊かな自然や美しい景観、文化的な生活など、各地域で大切に守り、受け継がれてきた財産があります。こうした菊池地域の最も重要な基幹産業とも言える農業の将来像については、現場で働く従事者の幅広い声をしっかりと反映しながら、未来へとつなげていただきたいと思います。中島部長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、改正スポーツ基本法を踏まえた熊本のスポーツの在り方について御質問をいたします。

まず、スポーツの価値と振興、それからスポーツコンプレックスの推進について、2点合わせて御質問をいたします。

今年6月にスポーツ基本法が大規模に改正され、社会の変化に対応すべく、教育、健康、福祉、地域づくりなど、スポーツの多面的な価値が改めて位置づけられました。スポーツが地域を支える重要な政策資源として捉えられており、日本のスポーツが大きな転換期を迎えました。

熊本県においても、少子高齢化や生活習慣病対策、中学校の部活動の地域展開、トップスポーツによる地域活性化など、今後ますますスポーツの

価値をどのようにして政策に反映していくかを極めていくことが重要であると私は思っております。

昨年12月、県の教育委員会では、第3期熊本県スポーツ推進計画を策定されました。この計画は、スポーツ基本法に基づき、国の第3期スポーツ基本計画との整合性を図りながら、県民がライフステージや興味、関心に応じて生涯にわたってスポーツを楽しめる環境づくり、スポーツを通じた地域活性化や競技力向上を目指すものとされています。

その後、国においては、今年6月にスポーツ基本法が改正されましたが、県の現行計画には、改正スポーツ基本法で示された新たな方向性が十分に反映されていない部分があるのではないかと私は考えています。

今後、策定済みの計画にとどまることなく、改正法の趣旨を踏まえながら、スポーツ振興に柔軟かつ戦略的に取り組んでいくことが求められると思います。

例えば、改正後のスポーツ基本法では、スポーツ施設を核としたまちづくりの推進、いわゆるスポーツコンプレックスの考え方が新たに明記をされています。

これは、スポーツ施設を競技を行う施設としてだけ捉えるのではなく、スポーツと異分野の複合化、官民連携、地域政策との一体化として捉えることで、にぎわいの創出や地域活性化、教育など、まさしくまちづくりに資する取組を目指すものです。

前回の9月議会において、知事の御回答にて4つの県有スポーツ施設のハード整備の方向性を示されましたが、ソフト面においても、指定管理者や利用者との連携の下、スポーツコンプレックスとしての価値を最大限に引き出す取組を進めてい

くことが重要であると思っています。

今年、私は、横浜アリーナや川崎市のフロンタウン生田、広島エディオンパークなど、スポーツとまちづくりを一体化した先進地を視察してまいりました。これらの施設に共通していたことは、スポーツを教育、福祉、健康、地域づくりなどと結びつけた活用がなされており、施設中心として幅広い政策が実現していたことです。

また、これらの視察を通じて感じたことは、ソフト面の工夫で施設をしっかりと稼働させ、県民の皆様に活用していただけるように努力することが必要だということです。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

改正スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、今後、県教育委員会として、スポーツの価値をどのように位置づけ、県のスポーツ振興をどのように展開していかれるのか。また、スポーツコンプレックス推進の観点から、県有スポーツ施設の管理運営における現状と今後どのような方向性で取組を進めていかれるのか、以上2点をお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、スポーツの価値と振興についてお答えします。

本年6月に改正されたスポーツ基本法では、人種や性別、年齢、障害の有無にかかわらず、スポーツに親しめる機会の確保、地域振興の推進、健康長寿社会、共生社会の実現等が基本理念とされています。

また、急激な少子化、人口減少など、社会が刻々と変化する中、スポーツは社会そのものの持続可能性を担保する極めて重要な価値を持っており、その役割の大きさも示されています。

そこで、県教育委員会では、毎年開催している県スポーツ推進審議会において、改正スポーツ基本法の趣旨等を踏まえた上で、第3期熊本県スポ

ーツ推進計画の点検、評価を行うとともに、スポーツの多様な価値を今後のスポーツ振興の施策に随時反映させてまいります。

次に、スポーツコンプレックスの推進についてお答えします。

現在、県有スポーツ施設については、指定管理者と連携しながら、スポーツイベント以外にも、防災体験イベントの開催やキッチンカーの出店等をはじめ、施設の段差解消や車椅子の貸出し、授乳室や外国語翻訳アプリの設置など、利用者ニーズを踏まえた運営に取り組んでいます。

今回改正されたスポーツ基本法では、スポーツ施設の設備及び活用に当たっては、スポーツ産業の事業者、その他の関係者との連携によりまちづくりとの一体的な推進を図っていくといった、いわゆるスポーツコンプレックスの推進が新たに示されたところです。

そのため、県教育委員会としては、スポーツ活動だけでなく、活力ある地域社会の形成にどのようにつなげていくか、関係部局や指定管理者等と連携しながら、研究をしてまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん スポーツの価値と振興、そしてスポーツコンプレックスについて、教育長より御答弁をいただきました。

スポーツが持つ多様な価値は、決して誰かに強制されるものではなく、一人一人が自らの中に見いだすものだとは私は考えております。御答弁にもありましたとおり、その価値をどのように創造し、高めていくのかという難しい課題に、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。越猪教育長のこれまでの御経験を生かし、特に未来を担う子供たちの目線でスポーツの多様な価値が認められていくことを心からお願い申し上げます。

また、スポーツコンプレックスについては、関係部局や指定管理者などと連携しながら進めていくとの御答弁をいただきました。

スポーツ施設は、単なる競技の場にとどまらず、地域のにぎわいや交流を生み出す重要な拠点であり、まちづくりの視点が欠かせません。ぜひ、この点を関係部局間でしっかりと共有し、担当される皆様が主体的に進めていただきたいと思っております。

さらに、指定管理につきましても、維持管理や貸し館業務にとどまることなく、知恵と工夫を凝らしながら、施設を核とした地域活性化や集客の創出など、幅広い効果を最大限に引き出していたくことを心から期待しております。

それでは、次に、熊本県スポーツツーリズム推進戦略の策定について御質問をいたします。

私は、令和5年12月議会において、熊本県スポーツツーリズム推進戦略の成果と課題について質問をいたしました。

ちょうど令和5年は、7月のリポビタンDチャレンジカップ、日本代表対オールブラックス・フィフティーン戦をはじめ、10月には第1回となるツール・ド・九州が阿蘇地域で開催され、11月には世界バドミントン連盟の国際大会である熊本マスターズジャパンが開催されるなど、国際大会が次々と熊本で開催され、大変なにぎわいとなった年でもありました。そして、今年も、ツール・ド・九州、熊本マスターズジャパンが継続して開催されるなど、スポーツツーリズムの追い風とも言える状況が続いております。

当時の私の質問は、令和3年から令和5年までの熊本県スポーツツーリズム推進戦略について、その成果と課題を質問したところでもありますけれども、県からは、大規模大会向けに造成した観戦ツアーや体験型プログラム商品の販売実績が少な

いこと、また、地域のスポーツ大会を訪れた選手や観戦者が観光周遊も楽しめる受入れ体制が十分ではないことが課題である、関係機関と協議を進め、熊本らしいスポーツツーリズムの確立を目指すとの御答弁をいただき、期待をしたところでもあります。

しかしながら、あれから2年が経過した現在においても、熊本県スポーツツーリズム推進戦略が改定されていないため、その方向性が十分に示されたとは言い難く、私はその点を大変気にしているところです。

一方で、さっきの質問でもお答えをいただきましたが、県は、昨年12月に第3期熊本県スポーツ推進計画を策定され、今後の熊本の目指すスポーツの方向性を示され、その中にスポーツツーリズムもしっかりと記載をいただいているところでもあります。

スポーツツーリズムの推進においては、市町村の取組やスポーツコミッションの機能が極めて重要であり、県の戦略はそれらの基盤となるものです。だからこそ、今回策定を予定されている第2期熊本県スポーツツーリズム推進戦略を、どのような議論を経て、どのような方向性で再構築しようとしているのかは、県内の全ての自治体にとって重要な情報であると思います。

そこで質問をいたします。

今回策定を予定されている第2期熊本県スポーツツーリズム推進戦略は、県としてどのような議論、整理をされてきたのか、また、その議論を踏まえ、今後策定される新たな戦略にはどのように生かされるのか、観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) 県では、令和3年11月に策定した第1期熊本県スポーツツーリズム推

進戦略に基づき、多くの誘客につながる国際スポーツ大会の開催やスポーツと観光の強みを掛け合わせたスポーツコンテンツの開発、コロナ禍での生活変容に対応したオンラインマラソンやロゲイニングの開催、アーバンスポーツといった新たな市場開拓などに取り組み、一定の成果を得ることができました。

一方で、議員御案内のとおり、体験型プログラムの販売や地域の受入れ体制は必ずしも十分ではないことから地域差も見られ、その結果、経済効果の県内全域への波及が進んでいないなど、スポーツツーリズムの推進基盤の脆弱性が課題となっています。

また、するスポーツに加え、見るスポーツに対する関心の高まりや各競技のプロ化、興行化の進展など、スポーツツーリズムを取り巻く外部環境の大きな変化への対応も重要だと考えています。

これらの課題や外部環境の変化と向き合うため、市町村のスポーツコミッションや経済、観光団体、スポーツチーム等から伺った様々な意見や、スポーツ大会招致、合宿誘致等の具体的な活動や意向に係る市町村へのアンケート結果を踏まえ、第2期目の熊本県スポーツツーリズム推進戦略の策定を進めてきたところです。

第2期戦略では、スポーツの力で地域を豊かにをビジョンに、持続的な観光誘客やまちづくりにつながる本県スポーツの産業化を目指しています。

具体的には、3つの基本戦略を掲げており、戦略1「観光の柱ともなるスポーツの産業化やスポーツを通じた地域活性化」では、アーバンスポーツの聖地化や国際スポーツ大会の招致、合宿の誘致、プロスポーツの振興など、これまでの取組をさらに強化するとともに、スポーツと産業を組み合わせた多様なツーリズムの展開等を推進するこ

ととしています。

戦略2「県民の健康と地域経済を豊かにするコンテンツ開発」は、これまでに開発した体験型コンテンツのブラッシュアップに加え、誘客につながるだけでなく、県民も楽しめる熊本ならではの健康増進コンテンツの開発を進めることとしています。

戦略3「観光誘客・地域活性化に繋がる推進基盤の充実」では、スポーツがもたらす経済効果の県内全域への波及を図るため、県コミッションのプラットフォーム機能の強化やコミッション間の連携促進、大会誘致等の専門ノウハウを有した人材の育成に取り組むとともに、官民共創による県有スポーツ施設の再整備など、推進基盤の強化を進めることとしています。

今後とも、第2期戦略に基づき、熊本らしいスポーツツーリズムを着実に推進することにより、県民の健康増進や交流人口の拡大を通じた地域活性化にしっかりと取り組んでまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 第2期熊本県スポーツツーリズム推進戦略の策定について、脇部長より御答弁をいただきました。

熊本には、各競技団体が築いてこられた歴史、人材育成の取組、歴史あるスポーツ施設など、多様で豊富なスポーツ資源がそろっているほか、豊富な観光資源にも恵まれています。木村知事の就任以降、スポーツ交流企画課も設置され、スポーツを軸とした取組がより強化されているものと認識しております。

一方、戦略の策定そのものが目的化してはならず、いかに実現していくかが最も重要であります。そのためには、スポーツ分野に同じように取り組む教育委員会との連携をこれまで以上に深めながら、進めていただきたいと思います。

さらに、国際大会などの誘致は、5年先、10年先を見据えて、市町村、競技団体と連携し、粘り強く取り組んでいくものであります。どうぞ、スポーツと観光の現場に長く携わってこられた協部長の豊富な経験、人脈、知識と力強いリーダーシップの下、本県のスポーツの幅広い活用を着実に進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

コミュニティ・スクールの成果と課題について御質問をいたします。

コミュニティ・スクール制度は、平成16年に制度化され、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの設置を通じて、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みとして全国に普及してきました。

コミュニティ・スクール制度を取り入れることで、学校の運営を学校と地域が協働して行うことで、その地域に合った特色ある学校づくりを進めていくことができます。

ここで、スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これは、文部科学省が示すコミュニティ・スクールの仕組みの図になります。

コミュニティ・スクール制度を導入すると、真ん中にあります学校運営協議会を設置することになります。

一番下に記載されているとおり、この学校運営協議会では、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができる、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができるという3つが主な役割として示されています。

学校長が学校運営の基本方針を運営協議会に示

し、協議会が承認して学校運営が進められていくということになります。

また、ここに上げられた方針に沿って学校運営に必要な活動支援を進めていくのが地域学校協働推進員とされており、この推進員がいわゆるコーディネーターとして地域を巻き込んだ様々な活動を実行していくことができます。

学校の基本方針をつくるということだけではなく、みんなでつくった基本方針に沿って学校を共に運営していく、いわゆる地域学校協働活動として実行していくところが極めて重要であると考えます。

県内においては、コミュニティ・スクール導入後、地域ボランティアによる学習サポートの実施や登校の見守り、地域イベントの実施など、地域学校協働活動が実施され、地元紙などでも数多く成果が取り上げられています。

その一方で、一部地域においては、深刻な課題に直面しているところもございます。少子高齢化、家庭環境の複雑化、地域コミュニティの希薄化といった社会背景の中で、区長や民生委員、スポーツ推進員などの地域役員の担い手不足や地域行事の存続が危ぶまれるなどの状況もあります。

さらに、学校においては、コミュニティ・スクール設置後、学校運営協議会の調整、地域ボランティアの受入れ準備、安全管理への配慮など、実務が増えてしまい、逆に現場の負担が増大しているという声も聞かれます。これは私が実際に受けた相談事項になります。

中央教育審議会のまとめにおいても、会議の日程調整、準備に苦勞する、管理職や担当職員の負担が大きいなどの課題も示されています。

学校運営協議会に参画している知り合いに複数話を聞いてみたところ、コミュニティ・スクール

と地域学校協働本部の本質や仕組みの理解がなされないままに活動が進められている現状もあり、この制度の強みを十分に生かし切れていないという課題もあると感じました。

熊本県においては、コミュニティ・スクール制度は、既に小中学校、高校を合わせた全体で約99%の設置率と、全国でも極めて高い水準となっております。

設置率は上がったものの、十分に機能しているのかという点が重要なポイントであります。これについては検証が必要であり、今後どのように質を高めるかが最大の焦点であります。

そこで、教育長にお尋ねします。

コミュニティ・スクール制度について、県として具体的にどのような成果と課題を認識しているのか、また、課題に対し、今後どのような改善策を講じていくのか、さらに、制度の成果を検証する仕組みをどのように構築していくのか、見解を教育長にお伺いいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 学校運営協議会を設置している学校、いわゆるコミュニティ・スクールは、学校が目指す教育を実現するため、学校と地域住民が力を合わせ、地域の声を学校運営に積極的に生かすことで、地域とともにある学校への転換を図ることを目的としています。

また、地域学校協働活動は、少子高齢化や地域教育力の低下といった社会的課題に対し、地域の住民や団体が学校と連携、協働し、子供たちの学びや成長を地域全体で支え、学校を核とした地域づくりを目指す多様な活動のことです。

現在、県教育委員会では、これらコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校や地域の課題に応じて、防災教室や登下校の見守り、環境整備活動など、地域と

一体となって子供たちを育む取組を行っています。

これまでの成果としては、中学生が観光ボランティアとして地元資源の観光PRに携わったり、地域の方とともに地域防災教育について学んだりするなど、子供たちの主体的な参画が地域の課題解決につながっています。

また、学校運営協議会に子供たちの代表が参加して意見を聞く場を設けている学校もあり、子供たちの意見が地域づくり等に生かされています。

しかしながら、学校や地域の実情により、制度の理解や取組の質に地域差が生じていることが課題であると考えています。

そこで、県教育委員会では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の関係者が参加している研修会に、地域の各種団体に参加を促したり、広く全県的に好事例等の情報共有を図ったりすることで、各地域における理解や取組の促進につなげてまいります。

また、コミュニティ・スクール制度の成果と課題の検証については、現在学校が行っている学校評価の中にコミュニティ・スクールに関する項目を追加し、検証してまいります。

今後も、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を充実させることで、学校と地域の相互理解や信頼を深め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支えていけるよう、全力で取り組んでまいります。

〔齋藤陽子さん登壇〕

○齋藤陽子さん 急激な社会の変化により、学校の在り方にも様々な変化が起きています。これまでも子供たちに寄り添った教育に取り組んでいたとは思いますが、働き方改革、こどもまんなか、中学校部活動の地域展開、高校無償化など、新たな取組が進んでいる中で、これまでや

ってきた政策の整理がなされないままに新たな政策が進められるのは混乱につながります。

学校の課題を地域全体で考える、一方で、地域や家庭の課題には誰がどのようにして向き合っていくのでしょうか。制度や仕組みだけでは解決できないことも多くあります。政策の評価は様々ありますが、私は、やっぱり子供たちの姿でしっかり結果を出していきたい、そういうふうに思っています。

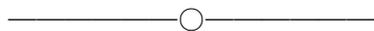
これまで多くの経験をお持ちである越猪教育長に心からの期待を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

皆様、どうか時間内に終わることができました。今後も引き続き、地元地域のため、熊本県のために全力で取り組んでまいります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩



午前11時8分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕(拍手)

○西山宗孝君 皆さん、おはようございます。宇土市選出・自由民主党・西山宗孝でございます。今回、11回目の質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今朝のビッグニュースを1つ、西山宗孝、本日12月8日をもって73歳の誕生日を迎えました。(拍手) ありがとうございます。おかげさまで、73歳、心身ともにすこぶる健康であります。普通に元気しております。本当に、今は亡き産み育ててくれた両親に感謝しますとともに、いつも支

えてくれている妻にも感謝をしたいと思います。また、支えていただいている関係者の方にも感謝を申し上げます。

県議会議員として、これからも、先輩議員や同僚議員、そして執行部の皆様の御支援の下、地元宇土市、熊本県政発展のために、微力ではありますが、頑張っただけでまいりますので、引き続き御指導いただきますようお願い申し上げます。

さて、本日は、この1年間の政務活動の中から、大切な課題6点を取り上げて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

お出かけ知事室に対する知事の思いについてお尋ねをします。

木村知事は、さきの知事選に際して、自身のマニフェストで、県民参加による県政を推進するため、月1回程度の県民と知事の直接対話の機会を設けると表明されておりました。知事就任後は、まさに有言実行、お出かけ知事室として開催、実施されているところです。

知事と直接対話する参加者は公募され、住民であれば誰でも参加可能で、県民に広く開かれた県政の広聴事業の要となっています。市区町村単位で開催し、県内45全市町村をおおよそ2年間で訪問する予定で、多忙な中、順調に進捗されていると思います。

昨年9月には、私の地元である宇土市でも開催をいただきました。当日は、23名が宇土市民会館大ホールのステージに登壇し、議会さながらの質問、意見を木村知事にぶつけられました。

会場には200名を超える傍聴者が集まり、知事の考えや県政の今を知ろうと、多くの地域住民が関心を寄せて参加されたところです。私も、地元の市長、議会関係の方々と傍聴をさせていただいたところです。

参加者には、知事が自らの言葉で県政の今を伝

えつつ、住民との意見交換に真摯に取り組む姿に、好意的な印象を持っていた方も多かったようでありました。

お出かけ知事室は、知事がマニフェストに掲げられた、県民が主人公の県政を具体化する取組の一つであると思いますし、加えて現場主義を徹底されているのではないかと思います。

そこで、これまでお出かけ知事室を開催する中で、県内各地で県民の皆さんと意見を交換されたり、時には厳しい意見に耳を傾けたりされたと思います。木村知事自身、どのような受け止め方をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、これからの県民との対話継続に向け、その意欲や効果的な県政の広聴の在り方について、これまでの実績を踏まえて、どのような認識をお持ちであるのか、木村知事にお尋ねをします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 西山議員からお出かけ知事室に対する私の思いについて御質問いただきました。

私は、県政を運営するに当たって、県民の皆様のようなお声を直接しっかりと聞くことが何よりも大切だと考えております。そのため、知事就任直後から、可能な限り現場を訪ね、地域の声を直接伺う現場主義、これを徹底させていただいております。

その一つとして、各市町村を訪問し、県民の皆様のお聞きするお出かけ知事室を開催してまいりました。

昨年6月の上天草市を皮切りに――本当は6月23日に宇土市が最初の予定でしたけれども、大雨のおそれで9月に延期させていただきましたが、これまで39の市町村で開催して、500名を超える方から直接御意見をいただきますとともに、延べ約3,000名の多くの方に傍聴にお越しいただきま

した。今年度中には全ての市町村で開催する予定でございます。

全ての参加者の皆様からは、地域の課題や発展に対する様々な御提案、御意見をいただき、施策を推進する上での参考にするとともに、できることから順次施策に反映しております。

例えば、教育現場の多忙さを訴える声が非常に多かったことを踏まえまして、教員の負担を減らせるよう、今年度から、県内全ての公立の小中高、特別支援学校に教員をサポートする教員業務支援員を配置することといたしました。また、農業の担い手の育成支援を求める御意見もよくお聞きしましたので、就農支援をさらに強化する新しい熊本農業のリーダーズ共創事業を、これも創設いたしました。いずれも、お出かけ知事室での御意見が大きな後押しとなりました。

お出かけ知事室を開催した市町村からは、知事と直接話をする貴重な機会となり、参加者が大変喜ばれたとか、知事の考えを直接伺うことができ有意義であった、また、地域住民が県政に関心を持つきっかけになったなどの御意見をいただいたところでございます。

やっぱり市町村に比べますと、ちょっと遠く思われがちな県政に、県民の皆様が少しでも関心、興味を持っていただいて、県政を身近な存在に感じてもらうことができ、県民が主人公の県政、これも私のモットーであるこの推進につながったのではないかと感じております。

また、地域の課題や県民の皆様のお思いを知ることができ、私自身の新たな気づきにもつながっておりまして、改めて現場主義の大切さを認識しているところでございます。

今後も、お出かけ知事室の開催などを通じて、できる限り多くの県民の皆様、特に、やっぱりなかなか声を上げられない方、弱き声小さき声にも

しっかりと耳を傾け、現場の御意見を丁寧に伺ってまいります。

引き続き、現場主義を徹底し、県民の皆様が熊本に暮らしてよかったと実感できる、県民が主人公の県政、これを実現してまいります。

以上です。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 知事の現場主義に対する強い思いを伺い、大変心強く感じたところであります。

現場では、知事が考えるよりよき県政の姿を実現できるヒントや種がたくさんあったようにも感じました。それらの種を一つ一つ育てていっていただければ、県政発展にさらに厚みを持たせてくれるものと私は思っております。

知事の、しっかりとした、地域の方々の意見を丁寧に聴く、傾聴する姿に、これからの木村県政の伸び代を強くまた感じたところでもありました。どうか今後も、現場の中に飛び込んで、現場から答えを探す取組を継続していただきたいというふうに思っております。

次の質問に入ります。

中山間地域における農業生産基盤の整備推進についてお尋ねをします。

熊本県の中山間地域は、県土面積の約7割、耕地面積や販売農家戸数の約4割を占めており、地域特性を生かした農業が営まれているとともに、国土の保全、水源涵養など多面的機能を持ち、平野部などを含む人口集中地域の居住環境保全にも大きな貢献をしております。

一方で、中山間地域は傾斜地が多く、平地に比べて農業生産の条件からは不利であるため、生産コストが高く、地形的な制約から大型機械の導入や圃場の大区画化が困難であり、基盤整備は十分に進んでいない状況にあります。生産性を高くを目標にしておりますけれども、非常に生産性は低

く、条件が悪いということでもあります。

こうした地域は、共通に人口減少も加速し、地域の産業などにも大きな影響が顕著に現れています。

御承知のとおり、本県は、全国有数の農業県であり、我が国の食料安全保障の一翼を担っています。このため、農業生産を安定的に持続することは極めて重要であり、農地や農業水利施設などの生産基盤を次世代へ引き継いでいくことが不可欠となります。

農地利用の効率化を図るためには、農地バンクを活用した農地集積、集約化の推進が必要であり、基盤整備は地域のまちづくり、活性化につながるものであり、まちづくりの視点を踏まえて、基盤整備を地域振興の柱と位置づけて推進していくことが強く求められています。

国におきましては、人口減少や高齢化等による農業者の減少を背景に、令和7年、今年4月に食料・農業・農村基本計画を改定し、食料安全保障の強化のため、令和7年度から初動5年間を農地構造転換集中対策期間として、農地の大区画化や中山間地域におけるきめ細かな整備などを実施するとしています。

この国の動きに呼応して、熊本県としても、中山間地域にしっかりと目を向け、基盤整備を加速させる必要があります。

一例を挙げますと、私の地元である宇土市においては、水田や樹園地を生かした水稻、施設園芸、果樹などの特色ある農業が展開されています。しかし、農林業センサスによりますと、農業経営体数は、2010年に173経営体であったものが、その10年後である2020年には116経営体と、33%も減少しています。経営耕地面積は214ヘクタールから164ヘクタールと、これもまた23%も減少している状態です。

令和5年度には、県の支援を受けて、宇土市、地元農業者、JAなどが連携して基盤整備を核とした地域農業の将来ビジョンを策定し、現在、基盤整備に向けた地域による話し合いが活発に行われております。地域農業の発展と地域振興への期待が、今ますます高まっているところであります。

宇土市の例のように、農業者、市町村、関係団体等が継続的に話し合いを行い、基盤整備を核として地域の振興につなげていく取組が、県内のほかの中山間地域のまちづくりにも、希望と勇気をもたらすこととなります。

県においては、地域のニーズや実情に沿った基盤整備が推進できるよう、積極的な取組をお願いしたいと思います。

そこで、熊本県として、中山間地域の基盤整備を今後どのように進めていくお考えなのか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 中山間地域における農業生産基盤の整備推進についてお答えします。

本県の中山間地域は、水稻をはじめ、地域の特性を生かして野菜やかんきつなど多様な作物が作付されており、本県の農業生産を支えています。

また、国土の保全、水源涵養、生物の多様性の維持、農村が持つ安らぎの提供や地域コミュニティーの維持など、多面的な機能を発揮しています。

しかしながら、人口減少等により農業を支える担い手が不足してきており、耕作放棄地が増加しております。このままでは、安定した食料生産に支障を来すおそれがあることに加え、多面的機能の発揮が困難になることも懸念されております。

このような課題に対応し、本県農業の持続的な発展を図っていくためには、中山間地域での生産性向上に加え、農業生産を通じた地域活性化を図

っていくことが重要であると認識しております。

県においては、本年7月に熊本県食料・農業・農村基本計画を改定し、中山間地域等の農村活性化を柱の一つとして掲げ、次世代に引き継ぐ農業生産の強化と農業、農村の多面的機能の維持、発揮を目指しております。

特に、基盤整備においては、地形条件やスマート農業の導入等に対応した整備により、生産性の向上だけでなく、自然環境や景観など、多面的機能の維持にも配慮することとしております。

現在、県内42地区で基盤整備事業を実施しており、そのうち約6割に当たる25地区が中山間地域での実施となっております。

また、これまでの基盤整備の実施地区においては、整備を契機として担い手への農地集積や高収益作物の導入等が進められており、農業の生産性向上のみならず、地域の活力向上にもつながる成果が現れています。

例えば、宇城市の大口西部地区では、事業をきっかけとして、果樹を中心とした生産が拡大するとともに、若い担い手が確保され、子供の人口が増加に転じるなど、地域活性化が図られております。

県としては、今後も、各市町村が策定した地域計画と連動する中で、中山間地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を推進するとともに、農地集積、集約化や新たな担い手確保などの取組を関係機関と一体となって進め、県内全域に展開してまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 質問では中山間地域に注目しましたが、平たん地に目を向けますと、農業用の排水機場は、平たん地における農地の湛水被害等を目的として整備するものですが、生産性の向上とともに、その農村地域の暮らしを守る重要な施設で

もあります。地域振興にも直結するものでもあります。

現在、県内には168か所の農業用排水機場がありますが、その5割が老朽化して、この機会にぜひ早急な更新整備も併せて対策をしていただければと思っております。

少子高齢化、人口減少が進む地域の将来にわたり、担い手や地域のまちづくりの観点からも、ぜひ積極的な農業生産基盤の整備を、中山間地域の整備を図っていただきたいと思っております。

次に、気候変動下における未来の水産業について御質問をいたします。

今年は、県内で過去最長の109日連続を記録した真夏日など、気候の変動は水産業にも大きな影響をもたらしています。

本年8月の線状降水帯の発生による記録的な大雨によって、人的被害に加えて、住宅、農地、農道など、県内各地で甚大な被害が発生いたしました。農林水産業においては、約861億円の被害が発生し、現在、復旧、復興に向けた取組が鋭意進められているところでもあります。

さて、私の地元宇土市では、ノリ養殖業やアサリ、ハマグリなどの採貝業、コウイカやクルマエビを対象とした漁船漁業が盛んに行われてきましたが、これらの漁業についても、近年のこの温暖化に伴う高水温による様々な影響が大きく見受けられています。

特に、このノリの養殖業では、今期の種つけがこれまでで最も遅い11月6日となりました。ここ30年で漁期が1か月ほど短くなっています。

県や水産研究センターの手厚い指導及びノリ養殖漁業関係の方々の努力によって、他県と比較し、生産量の減少を最小限にとどめられた実績も残されています。

しかしながら、今後、温暖化の傾向が一層強ま

り、漁期がさらに短くなることで、ノリの生産量の減少が危惧されております。経営体の抱える悩みは、非常に深刻さを増しているところです。宇土市のみならず、県内有明海沿岸地域の大きな課題でもあります。

県議会の海の再生及び環境対策特別委員会の管外視察においては、昨年は、長崎県壱岐市でトラフグの陸上養殖施設の視察を、本年は、岩手県にある国立研究開発法人水産研究・教育機構の宮古庁舎でキジハタの陸上養殖施設、宮城県にある水産技術総合センターでサーモンの陸上養殖施設などの視察を行ってまいりました。

視察においては、海水温の上昇で海面における養殖が困難になっている現状の中で、陸上養殖技術が高まりつつあることを知り、その実現可能性を強く感じたところでもありました。

水産庁の資料によりますと、陸上養殖業については、その生産実態を把握するために、2023年からは届出制となっており、対象魚種や地域の広がりも見えているところでもあります。ヒラメやトラフグといった高級魚が陸上で育てられ、ブランド化をしている魚も多いようです。

岩手県の水産研究・教育機構の研究員の方からも、温暖化の影響によって、近い将来、ノリ養殖業も陸上養殖を考えていかなければならない時期が来るのではないかと、本当に深刻なお話もお伺いしました。

私自身も、現在の海面における漁業や養殖業だけではなく、ノリなどの海産物の陸上養殖についても、現実的な課題として、将来を見据え、検討を進めていく時期に来ているのではないかと思っております。

そこで、地球温暖化に伴う海水温上昇など様々な気候変動下において、持続可能な力強い未来の水産業を実現するため、ノリなどの海産物の陸上

養殖について、喫緊の課題として捉え、どのように考え、そして、今後どのように県として取り組んでいけるのか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 海産物の陸上養殖についてお答えします。

陸上養殖では、これまでにトラフグやヒラメ、アワビ、クルマエビなどの養殖技術が確立されており、天草や芦北地域などで取り組まれてきました。

そのような中、近年、温暖化に伴う海水温の上昇や赤潮の頻発などを踏まえて、サーモンやスジアオノリなどの海藻類の陸上養殖も増えており、新規ビジネスとして、水産業の経験がない異業種からの参入も増えております。

そこで、国は、令和5年4月から、食用の水産物を海水や塩分を加えた水で養殖する場合や、使用した水を再利用する閉鎖循環式で養殖している場合などについて、届出を義務化し、実態を把握することとしました。

本年1月現在、県内では32件が届出されています。このうち、クルマエビが20件と最も多く、次いでトラフグ、ヒラメなどとなっております。

陸上養殖は、飼育環境を人為的に制御することで、赤潮や病気による被害の低減が可能です。さらに、漁業権が不要なことや肉体的な負担の大きい作業が少ないという利点があります。

一方で、飼育水槽や給水、排水施設の整備費、さらには、これらを稼働させるための電気代も必要となるなど、海面養殖に比べると、多くの経費が必要となります。このほか、停電等による機械設備が停止した場合、養殖している魚介類が全滅するリスクもあります。

また、海産物の陸上養殖については、不慮の事

故による損失を補填する共済制度の対象となっておらず、事業者が安心して取り組むための体制整備が進んでいない状況です。

そこで、県では、これまで水産研究センターにおいて陸上飼育を通じて得た知見などを踏まえながら、県内で陸上養殖されているトラフグやヒラメ、クルマエビなどの技術指導を行ってまいりました。

また、トラフグなどのかけ流し式陸上養殖が共済制度の対象となるよう、国へ要望を行ってきたところです。

県としては、今後も温暖化により海域環境が大きく変化していく中で、海産物の陸上養殖は赤潮被害などの軽減対策としても有効と考えております。

引き続き、県内の陸上養殖業者と様々な機会を通じて意見交換や技術指導を行うとともに、ノリなどの新たな陸上養殖に関する情報を収集、分析し、その可能性について検討してまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 今答弁いただきましたけれども、私は、主体的にはノリを代表的な例としてお尋ねをしたところでありますが、あまり詳しく聞けなかったのは残念なんですけれども、今年の2月には、高知県の陸上養殖業者が乾燥重量100キロ、板ノりにしまして3万枚の黒ノリの陸上での量産に成功したという報道も聞きました。

ノリ養殖の課題として、地球温暖化による海水温の上昇のほか、鳥や魚による食害や海水に溶けている栄養塩の問題あるいは色落ち問題、品質低下の問題などありますが、経営的に成立可能な陸上養殖モデルの構築もまだこれからだとは聞いております。

また、先ほどから、許可制度である、あるいは水産業、海の海面の漁業については、もちろん漁

業権の下で仕事をされていますけれども、陸上に移りますと、許可制、届出制ということは今後出てくるとしましても、海面漁業ではないということで、海の権利等々については少し離れていく可能性もありますが、私は、長きにわたってこの幾多の難関を超えて培ってきた有明海の水産業、陸上での水産業としては、これらの歴史を踏まえて、一般企業、営利企業によって効率的な水産業だけを求めるのではなくて、とりわけノリ養殖業については、海と陸における特性を融合した生産の在り方など、研究をぜひ早期に進めていただきたいというふうに思っております。

あんまりゆっくりは考えられない、この3年間、さらにおいてはですね、なかなか厳しい状況下で、ノリもあまり取れていなかったようですが、こうしたことも踏まえながら、情報収集、研究、それから国の支援等々についても、引き続き協議、推進していただきたいというふうに思っております。私も、特別委員会の一員として共に研究してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

今後の県立高校魅力化の取組についてお尋ねをします。

県立高校の魅力化につきましては、9月に出された提言で、魅力ある学校づくりに向けた取組と人口減少を見据えた教育環境の整備を柱とする基本的な方向性が示されました。

また、これを受けて、県全体を対象とした募集定員の見直しに関する基本方針と令和9年度と令和10年度の募集定員の変更計画が、さきの2日に発表されたところであります。

これまで当たり前前に高校生が集まっていた地元、将来、高校生が激減し、学校そのものがなくなったら、地域にとっての影響は相当大きなもの

になります。

そのため、特にこれからは、市町村が、もっと地元の県立高校を、今まで以上に都市づくりあるいはまちづくりの中核的な存在として、また、もちろん教育機関として取り組んでいくことは非常に重要であり、必要になってくるのではないかと思います。教育長、いかがお考えでございましょうか。

県教育委員会では、本年度から、新規事業として、高校魅力化コンソーシアムモデル構築事業に取り組んでいます。本事業は、まさに、高校と地域の市町村、企業、関係団体との連携を強化して、協働体制をつくり、子供たちの未来や公立高校の魅力づくりに取り組む事業であると伺っています。

高校と地域との協働体制の構築を促していくこの事業は、地元地域の市町村を巻き込みながら、高校の魅力づくりを進めていく上で大変重要な取組であり、私どもも大変期待しているところであります。

現在、県内6か所のモデル地区で取り組んでおられるようですが、さらにこの事業を県内各地に進めていただき、積極的な事業の展開を図っていただきたいというふうに思っています。

一方で、私立高校と比較しますと、県立高校においては、どうもその経営感覚といった視点が少し不足するのではないかと私は感じています。そういった意味で、私立高校も公立高校も、抱えている課題は少子化の中では同様であり、それぞれが学校経営の視点からも子供のニーズにどう応えていくのか、公私立とも、お互いに切磋琢磨していく時代ではないかと思っています。

そこで、今後の高校魅力化コンソーシアムの中で、県立高校における経営的な視点を含めて、どのように進めていくのか、教育長にお尋ねをいた

します。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県立高校の魅力化については、これまで、各校のスクール・ミッションによる特色の明確化、全国的にも特色のある学科の設置、県立高校全50校のガイドブックの作成など、様々な取組を進めてきました。

例えば、宇土高校では、グローバルに活躍する理数系人材の育成を以前から行っており、全国に先駆けて探求的な学びに取り組んでいます。文部科学大臣賞を受賞した凸レンズや不知火現象の研究が国内外の学会等で高く評価されるなど、多くの成果を上げています。進路面でも、ミネルバ大学やカリフォルニア大学などの世界最難関大学への入学をはじめ、県内初の東京大学推薦入学者を輩出するなどの成果が見られます。

しかしながら、少子化の進展や教育ニーズの多様化、高校授業料の無償化等、社会情勢の急激な変化により、宇土高校の生徒募集についても、定員割れが続く厳しい状況となっています。

議員御指摘のとおり、県立高校は、地域にとって欠かせない存在です。例えば、高森町では、管外生徒向けの寮の開設、運営を行ったり、芦北町では、入学金、教科書購入、制服や通学の支援を行うなど、県立高校を強力に支援する市町村もあります。

また、今回の県立高等学校あり方検討会からの提言では、学校存続のために地域から必要な支援や評価が得られている学校については、地域魅力化特例校に認定し、定員割れによる学級減の対象校から除外することも例示されています。

今後は、これまで以上に地域との連携、協働を推進し、持続可能な学校にしていくことが重要であるというふうに考えております。

そこで、今年度は、高校魅力化コンソーシアム

モデル構築支援事業を創設し、地元市町村が事業主体となり、高校や企業、小中学校、地元住民などと連携を深めながら、地元高校の将来ビジョンを策定の上、共有を図るとともに、持続可能な学校となるよう、協働推進体制を構築する取組を始めたところです。

事業を始めるに当たって、成果目標の見える化や必要となる事業予算の確保など、地域全体で経営的な視点を意識した体制を構築してまいります。

今後は、モデル地域6か所の取組事例を県内各地域に周知することで、地域における県立高校の魅力化につなげてまいります。

県教育委員会としては、これまで以上に地元市町村や地域と一体となって、選ばれる魅力ある県立高校づくりに全力で取り組んでまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 今教育長から御答弁いただきました。

地元宇土高校のお話もありましたが、非常に歴史もあり、それから、従来は県内の高校のお手本となるような進学体制であるとか、そういったので非常に有名な時期がありました。もちろん、これはもう歴史の上に立った宇土高校の特色でもあると思いますし、今日、特にお話したかったのは、コンソーシアムの形成をしてやることはもちろん大切なことであると、それから、各地方自治体、市町村が、これまでは当たり前高校生が集まってきた時代があった頃には、そこまで宇土市のまちづくりの中核とか考えることはあまりなかったと思うんですね。ところが、こういう時代に入ってきた。そして、一方では、私立高校の、その生き残り作戦ではありませんけれども、努力に努力を重ねてきた私立高校、あるいは学生の問題、受験のエリアの問題等々も影響したかもしれ

ませんが、私は、今回のコンソーシアムに向かうに当たって、やっぱり——一例を挙げますと、地元宇土高校として、学校の運営方針あるいは経営方針、学校としてどういったことを具体的に目指して、子供たちに発信をして、こういった子供たちに来てもらいたいんだと、そういうことをしっかりこの柱を押さえた上で学校としての考え方を持っていて、そして、このコンソーシアムに参加する地方自治体もありますし、関係団体もたくさんあると思います。そこでは、たくさんの意見も聞けると思います。

これから先は、特に、市町村における学校の存在として、これからのまちづくりの要にするということは自治体側の考えでもありますが、一方では、子供たちをそこで教育する学校側のやっぱり明確な目的、具体的なことを挙げていただきながら、そして、教育委員会側としても、コンソーシアムに委ねるようなことはたくさんはあまりないと思うんですが、教育委員会側としては、そういった学校のありよう、目的に沿った人事、それから、予算の面、環境整備、そういったことを一緒に考えて、高校の生き残りをかけてぜひ進めたいとお願いしたいというふうに思います。どうかよろしくをお願いします。

国におきましては、教育長のお耳に入っていると思いますが、去る11月8日には、臨時閣議を開いて、総額18兆円余りに上る補正予算案を閣議決定したところでありますが、その中で、文部科学省関係では、先駆的に人材育成に取り組む改革先導校を全国に配置する高校教育改革に向け、約3,000億円の基金を創設するといった発信も今あります。

松本文科大臣によりますと、公立高校への支援は急務と考えていて、改革を先導する拠点のパイロットケースをつくっていききたい、予算を必要と

する現場には、速やかに届けられるような準備を万全にやっていますと、力強い言葉をいただいています。

こうした国の動きを機敏に捉えながら、県立高校の魅力化に向けて、一層の取組をスピード感を持って展開していただきますようお願いいたします。

次に、熊本県マスタープラン改定に向けた公営住宅の現状と課題についてお尋ねをいたします。

県民が安心して暮らせるよう、これからの住宅や住環境のあるべき姿を考え、住宅政策を推進していくことは、県の重要な役割の一つと考えています。

住宅には、県や市町村が管理する公営住宅、個人の戸建て住宅やマンションなどの民間住宅もあります。住宅政策には、社会情勢の変化に伴う多様な課題への取組が求められています。

国は、全ての人々が住宅を確保して、安心して暮らせる社会を目指すため、住生活基本計画を策定していますが、その計画を今年度見直しして、令和8年3月までに次期計画を策定することになりました。

現在、国の社会資本整備審議会住宅宅地分科会におきましては、先月公表された中間の取りまとめの中で、施策の方向性として、2050年に目指す住生活の姿と当面10年間の方向性が示されました。

これによりますと、人口減少、少子化や高齢者の増加、特に単身高齢者世帯が増加するといった社会状況の中で、持ち家率の低下が予測され、公営住宅が住宅に困窮する方々へのセーフティネットとして一層重要になると示されたところであります。

一方、公営住宅については、本県に限らず、公営住宅の6割がもう35年以上の耐用年数を過ぎて

いるという結果も出ております。

県営住宅では、入居促進や長寿命化を目的とした改修工事など様々な取組をされていますけれども、建設から長い年月が経過しています。市町村営住宅も同様の状況にあって、公営住宅の今後の在り方を検討する時期に来ているということであります。

県では、国の住生活基本計画の見直しを踏まえ、来年度に住宅マスタープランを改定すると聞いております。

そこで、県営住宅だけではなくて、市町村営住宅を含めた公営住宅の現状と課題、そして、これらを踏まえて、県の住宅マスタープランの改定に向けて、どのような考えで取り組んでいかれるのか、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 熊本県住宅マスタープランは、住生活基本法に基づき定めるもので、現行計画では、将来にわたり、安全、安心で豊かに住み続けられる住生活の実現を目指し、各種の取組を行っていますが、県内の社会情勢や社会的ニーズの変化を背景に、国の計画見直しに合わせて、現在、改定の検討を進めているところです。

まず、公営住宅の現状と課題についてお答えします。

県内の公営住宅については、約8割が建設から30年以上経過するなど、外壁の劣化や設備の老朽化などが進行していること、また、住民の高齢化が進展する中、団地内のコミュニティーの低下につながっていることなどが主なものとして上げられています。

こうした現状や課題を踏まえ、マスタープランの見直しに当たっての考え方についてお答えします。

ハード面では、これまで管理者ごとにはばらつき

のあった改修の方向性をプランに明確に位置づけることで、公営住宅の健全化を図り、長寿命化計画に反映させたいと考えています。

コミュニティーの面では、子育て世帯を含む若い世代の入居促進や自治会活動の活性化を促す取組方などのモデルをプランに示すことで、維持向上につなげたいと考えています。

プランの改定に当たりましては、このような考え方を取り入れ、公営住宅の整備に反映してまいります。

公営住宅は、住宅に困窮する方の生活の安定に寄与することが目的であり、住民が安全、安心に暮らせるよう、セーフティーネットとしての役割を果たすため、市町村と強力で連携して、しっかりと取り組んでまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 この住宅マスタープランについては、来年度から策定に向けた取組が始まると、今お話を伺いました。

県営住宅のみでなく、広く公営住宅につきましては、時代に応じた役割や在り方があると思います。総合的に見直す時期に来ているし、そのことをしっかりと検討されていくと思いますので、県民のニーズに沿って、あるいは市町村のニーズに沿って検討を深めていただきたいと思います。

特に、県有財産の適正管理という視点から、県営住宅の集約化や更地化しての処分の検討など、優先順位を決めた上で、立地する場所によっては再整備あるいは再開発など、地域の拠点開発にも目を向けていただき、具体的な幅の広い議論をしていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

最後の質問となりました。

熊本が誇るアートポリスの事業推進についてお尋ねをします。

本年10月に、私が所属しています委員会の管外視察の中で、ひろしま国際建築祭を調査いたしました。その中で、建築界のノーベル賞と称されるプリツカー建築賞を受賞した国内の建築家9名の功績をたたえるすばらしい展示コーナーがありました。

このうち、磯崎新氏、伊東豊雄氏、安藤忠雄氏、山本理顕氏、妹島和世氏、西沢立衛氏の6名は、我が熊本のアートポリスのコミッショナーを務めていただいた方です。また、アートポリスプロジェクトに携わっている方々であることに、改めて驚きました。

ひろしま国際建築祭の総合ディレクターであります白井良邦氏からは、くまもとアートポリスには以前から大変な興味を持っていたと、今後、ぜひ連携して日本の建築文化の推進を図っていきたいというお言葉もいただきました。

くまもとアートポリスは、事業全体にわたり、指導や助言などを担うコミッショナー制度を導入しているのが特徴であります。初代コミッショナーには磯崎新氏が就任し、2代目には高橋誠一氏、3代目は伊東豊雄氏と、いずれも国内外の建築界の第一人者である方々がそのコミッショナーに就任されています。

スライドを御覧いただきたいと思います。(資料を示す)

ちょっと見にくいんですけども、県内に現存するアートポリス建築物は100を超えており、これまでのプロジェクト事業数は122に上ります。

ここでは、建築物の一部を紹介したいと思います。

山鹿市の県立装飾古墳館は、くまもとアートポリスのフラッグシップとして、平成4年に安藤忠雄氏の設計で完成したものであります。

八代市の博物館は、伊東豊雄氏の設計によるも

のであります。

また、甲佐町にあるエバーフィールド木材加工場は、小国杉を使った木造レシプロカル構造により、新しい木造空間を実現している作品であります。

最後、私の地元宇土市にあります宇土マリーナハウスを御紹介します。

マリンスポーツ及びレクリエーション活動を通じて海に親しむ機会と憩いの場の提供を目的として、週末や休日を中心に大変なにぎわいを見せております。

取組の一部を紹介いたしましたが、本県では、その成果を国内外に発信するため、平成4年から、4年に1度建築展が開催されています。直近では、昨年行われ、シンポジウムや見学ツアー、展覧会なども行われました。

熊本県以外においては、これまでアートポリスのような建築文化事業を行っていた事例はたくさんありますが、今もなお継続しているのは、私が知る限りでは、ここ熊本県だけではないかと思えます。

歴代の知事の建築文化に対する高い見識があったからこそ継続できてきたことはもちろんですが、それだけ長く続けてこられたことについては、本当に単なる喜びだけでいいのかと、深い興味を持ったこともあります。

この熊本が誇るアートポリスについて、県では様々な方法で発信しておられますが、熊本の建築文化の集積について、建築界では非常に評価が高いものであるにもかかわらず、県内外においても、まだ十分知られていない状況も否めません。また、国外に向けても、まさしくまだまだ認知度が低いと思います。もっと広く発信し、幅広く活用していくべき高い価値を私は持っていると思います。

知事が先頭に立って国内外にもっともっと広く発信して、熊本の都市文化として成長させていくべきことではないかと思っております。

実は、先週、熊本県建築士会宇城支部50周年記念式典に、宇城市選出の吉田県議と一緒に出席をさせていただきました。地元の会員の方々も、こういったアートポリスに関する思い、熱意は本当に高いところであると、改めて感じたところでもありました。

そこで、木村県政として、アートポリスの推進に向け、どのように取り組んでいかれるのか、知事のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) アートポリスの推進について御質問いただきました。

くまもとアートポリスは、県内の自然や歴史、風土を生かしながら、後世に残り得る優れた建造物を造ることにより、地域の活性化に資する本県独自の豊かな生活空間を創造する、このことを目的に、これまで37年にわたり取り組んでまいりました。

完成した100を超える建造物は、どれも設計者と施工者がそれぞれの設計理念を実現するために精魂込めて造り上げ、年月とともに地域に根つき、愛されるものとなっております。また、現在も、アートポリスに関わった全ての方々が支援を続けてくださっており、これらのことが事業継続の力となっております。

私は、アートポリスの施設が県内各地域に新たな付加価値を生み出す力を持っていると思っております。

例えば、熊本地震震災ミュージアムK I O K U や南阿蘇鉄道高森駅・交流施設は、熊本地震からの創造的復興のシンボルであり、県内外から多く

の方が訪れ、交流を生んでおります。また、廃校となった小学校をリノベーションした民間プロジェクトは、地域に愛されてきた建物に新たな息吹を吹き込んでおります。現在、相良村と御船町で進行中のプロジェクトについても、住民の声を聞きながら、地域の活性化に資する施設を目指しております。

また、長年にわたり事業を進める中では、当初想定していなかった次代を担う人材の育成につながっていると考えます。今年開催された大阪・関西万博で話題となったあの大屋根リング、あれを設計されました建築家の藤本壮介さんは、今から20年近く前の2008年完成のアートポリスプロジェクトの設計者であります。くまもとアートポリスが若手建築家の登竜門になるとともに、プロジェクトの設計者を招いたシンポジウムには、建築を志す若者が多数参加し、熱心に学び、建築家の卵の育成になっており、大変心強く思っております。

また、県産木材の利用促進といった社会変化に即した取組も行ってきたところでございます。

このような取組について、建築展の開催やSNSの活用など、様々な形で国内外に情報発信しているところではありますが、議員御指摘のとおり、さらに広く、積極的に周知していく必要があると考えております。

そのため、今後は、さらに市町村での巡回展示や出張講座の開催など、県民の皆様身近に感じてもらえるよう、新たな取組も進めていくこととしております。

先日、私は、伊東豊雄コミッショナーとアートポリスの価値や魅力について意見交換を行う機会をいただきました。その際、豊かな自然との調和と人と人とのつながりを大切にしていきたいというお考えをコミッショナーから伺いまして、まさ

にアートポリスの取組そのものであると、大いに共感したところでございます。私からも、引き続き力強い御協力をいただきたいと、切に伊東コミッショナーをお願いしたところでございます。

今後も、市町村、民間団体との連携を深め、地域の活性化や豊かな生活空間を創造していくため、くまもとアートポリスの推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 知事から力強いお言葉もいただきましたが、私は、少しこの意識が——意識差といえますか、熊本県内において、熊本においてという言葉がよく出ましたけれども、もちろん十分な価値もある作品があり、毎年増えて蓄積していくということの重要さは同じであると思うんですけども、実は、私は、村上寅美先生がまだ御健在のときに、安藤忠雄先生と2回ほどお会いさせていただきました。私自身はもう県議になっておりましたので、若いときに熊本市において、一部でありますけれども、この事業に参加させていただいた経験もあったので、お話ししたら、まあ、ちょっとスケールが違う方でもあるかもしれませんが、世界に飛び出せるようなアートポリス事業なんだぞということも、それこそ10数年——10年にもならないですね。お話をいただきました。

村上先生とのこの共通の点は、そのとき初めて聞きましたけれども、お互いに繊細な頭、村上先生も、非常にこういった建築文化についても理解がえられる方というのをそのときお話しさせていただいたんですけども、もっともっと私は、あまり、お話を盛らない、ほらはあまり吹かれな、真面目な方なんだけれども、しっかりと積み上げながら、やっぱり熊本の文化遺産として世界にも発信できるような取組を、ぜひ期待してい

たいというふうに思います。

以上で質問を全て終わりました。

今日、質問の中では触れませんでしたけれども、木村知事がお出かけ知事室の中で——宇土市の話になりますけれども、その中で、23名の登壇者から、やっぱりない物ねだりといえますか、宇土市に何とかを持ってきてとか、野球場を造ってくれとか、たくさん要望もありました。

このことは、県の施策として、あるいは国の施策として、今、県北では、半導体工場が集積していく、これはもう本当に国策、県策の中では最重要課題になりますけれども、こういう関係を全部広げるということはなかなか難しいでしょうし、また、県南では、八代市が第2都市として、海、陸においても拠点性をこれから高めていく県の重要な拠点の一つであると思いますが、一つ思いますのが、熊本県を牽引する都市、政令市熊本市、県都熊本市のこの周辺にも、少くくは必要なインフラの整備であるとか、あるいは箱物、スポーツ施設の整備であるとか、そういったものをやっぱり県が主体的に、県の政策としてこういったことを周辺に集積させていくということが、熊本全体を高めるというようなことにもなるかと思えますので、まあ、時々耳にするのが、どこか公募をかけますから応募しませんかということも、それは大切なことであると思いますが、県として、土地利用の観点と都市づくりの観点から、そういった政令市熊本、県都熊本市周辺の都市圏のエリアにも、県が主体的になってこういった計画が必要であるということも議論していただければと思います。

以上で質問を終わります。1年間、大変お世話になりました。

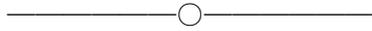
まだまだ多忙さが増す年の暮れになると思います。健康に留意されて、また来年も一緒に県議の

先生方と仕事をしたいと思います。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時8分休憩



午後1時13分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

西村尚武君。

〔西村尚武君登壇〕(拍手)

○西村尚武君 こんにちは。天草市・郡選出・自由民主党の西村尚武でございます。

本日は、通告に従いまして質問をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

まず最初に、島原・天草・長島架橋構想について質問いたします。

島原、天草、長島を2つの大橋でつなぐ三県架橋を含む島原・天草・長島連絡道路については、令和3年7月に国が策定した九州地方新広域道路交通ビジョン及び計画において、九州リングネットワークを構成する路線の一つとして構想路線に位置づけられております。

やがて半世紀を刻もうとする歴史ある本構想の実現に向け、これまで、各首長、協議会や期成会、関係団体や関係者が一体となり、度重なる国及び関係国会議員への要望活動を行うとともに、関係地域の小学生が参加するサッカー大会や各地域のグラウンドゴルフ愛好者による大会等の開催により、地域間の積極的な交流が行われるなど、着々と実現に向けた機運の醸成が図られているところ です。

これまで早期の実現を訴えてきました私としましても、半世紀にわたる長い期間、多くの関係する皆様方に、改めてお礼を申し上げる次第でござ

います。

自然災害が発生し、交通ネットワークが寸断された場合に、リダンダンシーの役割を果たすなど、その必要性、重要性は十分理解されながらも、なかなか実現は難しいという状況の中ではございますが、まずは天草・長島架橋の建設を実現すべきという認識の下、今般天草市議による議連発足に至ったことは、小さい一歩ながら心強いことだと感じました。

今後は、鹿児島県議連と連携を取りながら、国及び関係国会議員への積極的な要望活動の展開が予定されているところでございます。

人間は、自分の心の持ち方一つでどんな運命でも切り開くことができる、これは私の尊敬する偉人、中村天風先生の名言です。中村天風先生は、戦時中は、東郷平八郎さん、松下幸之助さん、京セラの稲盛和夫さん、また、天草の政治家である園田直先生と、過去の偉人と言われる多くの方に大きな影響を与えた方です。私たちがどんな状況にあっても、自分の心の持ち方次第で未来を変えられるという強いメッセージです。

この言葉のとおり、三県架橋建設の早期実現という目標に向かって、たとえ小さな一歩でも、やり遂げることが大切であり、その先に見える景色があるのだと思いますが、鹿児島県議連、天草市議連の発足という新たな動きが出てきた中で、改めて県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお尋ねします。

また、これに関連しまして、三和商船株式会社が、牛深港から長島町蔵之元港の間を結ぶ海の国道フェリーとして運航する牛深―蔵之元航路が、本年9月30日に国の補助路線として認定の内示を受けました。

関係者の皆様のお力添えによるものであり、大変ありがたく感じておりますとともに、改めて本

路線の重要性を国より認めていただいた結果であると、心強く感じております。

今後は、老朽化している船体の更新に向けた協議が進められるとのことであり、更新に当たっては、将来の欠損の増大、経営の悪化を回避するため、国の離島航路構造改革補助の活用が検討されていると承知しています。

しかしながら、近年の物価高騰等の影響から建造費は上昇しており、事業者の負担は大きくなっていくのではないかと危惧しているところです。

そこで、県として、地元住民の生活に欠かせない存在である牛深一蔵之元航路を維持していくためにどのように支援していくのか、企画振興部長にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 西村議員から島原・天草・長島架橋構想について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

本構想は、県境を越えた相互交流を可能にするとともに、九州西岸地域に新たな経済文化圏を形成し、地域の活性化をもたらす大きな可能性を秘めています。

また、議員御指摘のとおり、災害時における代替道路としても重要な役割を果たすものと考えております。実際、本年8月の豪雨では、上天草市松島町で国道266号が一時通行止めとなり、天草地域への陸路によるアクセスができない状態が生じるなど、改めてその必要性を認識したところでございます。

県では、これまで、長崎、鹿児島両県と協議会を組織し、地元期成会とともに国への要望活動や構想の普及啓発などに取り組んでまいりました。また、三県架橋構想を含む国の海峡横断プロジェクトが凍結された後も、3県共同で風・地震観測調査を継続して行っております。

昨年度からは、私が協議会の会長に就任いたしました。本県が事務局となって活動しているところでございます。今年1月には、島原・天草・長島架橋構想推進地方大会を牛深総合センターで開催し、私も出席したところでございます。また、来年1月にも、協議会と今度は九州経済連合会の共催によりまして、天草地域で600人規模の構想推進大会を開催することとしております。

今後、九州が新生シリコンアイランドとしてさらなる飛躍を目指すためには、幹線道路ネットワークの一翼を担う九州西岸軸ルートの必要性がますます高まってくるものと考えます。

このよき流れの中で、長崎、鹿児島両県や地元期成会の皆様、住民の皆様とともに、地元の熱意を国にしっかりと訴えてまいります。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 牛深一蔵之元航路への県の支援についてお答えします。

牛深一蔵之元航路は、地域住民や観光客の移動を支えるとともに、今後は、天草地域の豊かな自然環境や歴史文化に魅力を感じ、都市部と天草を行き来しながら生活する二地域居住者のアクセス手段としても重要な航路になると認識しています。

本航路については、これまで、国、県、関係自治体等により構成される協議会において、航路改善計画の策定や国庫補助航路化に向けた国との事前協議などに取り組んでまいりました。

その結果、本年9月に国庫補助航路としての内定を受けました。これにより、今後は、欠損額に対する国庫補助を受けられる見込みとなり、安定的な運航につながることを期待されます。

一方で、今後、船舶の老朽化に伴う新船建造により、運航事業者の大きな負担が見込まれることなども踏まえ、しっかりと支援を行っていく必要

があると認識しています。

国庫補助航路の新船建造に対しては、鉄道・運輸機構と事業者が船舶を共有して建造する制度の適用が可能となります。この制度の活用により、資金調達リスクや金利負担の軽減とともに、建造に当たっての専門的技術支援も期待できます。

県としては、航路の安定的な運航を支援するため、国庫補助を受けた後に残る欠損額を支援する天草市に対し、その一部を補助する予定です。

天草・牛深地域の活力を維持していくために重要な交通インフラである本航路が今後も安定的に運航されるよう、地元自治体とともにしっかりと支えてまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 島原・天草・長島架橋構想等について、木村知事に答弁をいただきました。

熊本県では、長崎、鹿児島両県と協議会を組織し、地元期成会と国への要望活動や構想の普及啓発などに取り組んできた、国の海峡横断プロジェクトが凍結された後も、3県共同で風・地震観測調査を継続していると。昨年度からは木村知事が協議会の会長に就任され、活動されています。今年1月には、構想推進大会を牛深で開催し、知事も参加していただき、来年1月にも天草地域で600人規模の構想推進大会を開催することとなっています。このよき流れの中で、長崎、鹿児島両県や地元期成会の皆様、住民の皆様とともに、地元の熱意を国に訴えていくという強い発言がありました。

多額の費用がかかる構想でございます。一朝一夕には簡単にはいかないということは理解しています。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、企画振興部長に答弁をいただきました。

本航路は、本年9月に国庫補助航路としての内定を受けました、今後、欠損額に対する国庫補助

を受けられる見込みとなり、安定的な運航につながる事が期待されます、国庫補助航路の新船建造に対しては、鉄道・運輸機構と事業者が船舶を共有して建造する制度の適用が可能となる、この制度の活用により、資金調達リスクや金利負担の軽減とともに、建造に当たっての専門的技術支援も期待できる、県としては、国庫補助を受けた後に残る欠損額を支援する天草に対し、その一部を補助する予定であると、地元自治体とともに支えていくとの非常に具体的で前向きな答弁でありました。よろしくお願いたします。

次に、持続可能な地域医療体制の構築について質問いたします。

最近、官民間わず、医療機関の経営状態が厳しいとの報道を目にします。

先月末に厚生労働省が公表した調査結果によりますと、一般病院の7割強が2024年度は赤字であり、1施設当たりの利益率は7.3%の赤字であったとのことです。別の調査では、全国に42ある国立大学病院も、2024年度決算は全体で286億円の赤字であったとのことです。とりわけ地域の医療を担う公立病院の経営状態は厳しく、9月末の総務省の発表によると、公立病院の赤字は過去最大の3,952億円となっています。

高市総理は、所信表明演説で、赤字に苦しむ医療機関への対応は待ったなしとの考えを表明されていますが、私自身もそのとおりだと強く感じています。

コロナ禍においては、国の財政支援があったものの、その支援がなくなったことに加え、昨今の物価高騰や職員給与の改定が大きく影響したため、経常収支の赤字が過去最大になったとのことであり、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

地方公営企業である自治体公立病院は、経営に

伴う収入をもって経費に充てるとする独立採算性の原則もあり、単純に一般会計からの繰出金で補えるものでもなく、そもそも一般会計自体が厳しい財政状況でもあるため、対応ができないという状況もあるようです。

そのようなことから、本年9月には、全国自治体病院協議会を含む病院関係団体が一体となり、2025年度補正予算において、緊急に病院への支援策を講ずることや、病院への2026年度診療報酬改定率については、10%超えが必要であることについて、緊急要望が提出されております。

このままでは、地域から民間の医療機関がなくなり、最後に残った公立病院がなくなる可能性があります。そのことが地域の存続危機に直面することは容易に想像できます。

私の地元の天草地域は、周囲を海に囲まれており、基幹的な医療機関が集中する熊本市内へは車で2時間以上かかります。地域に安心して住み続けるためにも、公立病院の持続可能な経営が必要不可欠です。

そのため、本県としても、危機感を持って対応していく必要があると考えますが、地域医療の要である公立病院の経営状況を踏まえ、県としてどのような対応を行っていくのか、総務部長にお尋ねします。

加えまして、一昨年的一般質問において、看護職員の確保について質問をさせていただきましたが、その後の状況についてもお伺いしたいと思います。

熊本県の看護職員就業者数は、これまで増加の一途をたどってきましたが、近年は減少に転じ、令和6年末も減少傾向が継続しています。

今後、高齢化の進行により医療需要が増加する中、本県の医療提供体制を維持していく上で、看護職員の確保は大きな課題であると考えます。

一方で、急激な少子化の進行により、各種産業では、限られた人材をめぐって若年層の奪い合いが繰り広げられています。

県においては、現在、第8次保健医療計画に沿って、看護職員の確保に向け、様々な対策が進められていると思いますが、看護職員の確保対策として、県としてどう取り組んでいかれるのか、健康福祉部長にお尋ねします。

[総務部長千田真寿君登壇]

○総務部長(千田真寿君) 公立病院の経営についてお答えします。

総務省が発表した公立病院の令和6年度決算の状況では、人事院勧告等を踏まえた人件費の増加や物価上昇により、全国で8割を超える公立病院が経常赤字となっており、全体での赤字額は3,952億円に達しています。

県内の市町村が設置する公立病院においても、全16病院中、天草地域の5つの病院も含め、15病院が経常赤字で、全体での赤字額は64億円となっており、現在も大変厳しい経営状況が続いていると認識しています。

この赤字の15病院は、周辺の住民が少ない地域に立地するなど、いわゆる不採算地区病院に当たり、厳しい状況が続いています。

そのため、小規模の不採算地区病院については、一般会計からの繰出金に対する病床当たりの国の交付税措置の単価が、令和3年度から30%引き上げられています。

また、各公立病院では、令和5年度までに経営強化プランを策定し、病床稼働率の向上や医療機器、材料、医薬品の効率的な調達など、経営強化の取組を進めてきているところです。

しかしながら、最近の人件費の増加や物価上昇は、プラン策定時の想定を上回り、従来への国の財政措置では、経営を好転させることが難しくなっ

ていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、県では、市町村の病院部局だけでなく、財政担当部局も交えた課題の分析、把握や設置自治体の財政状況を踏まえた一般会計からの適正な繰り出しなど、経営改善に向けた助言を行っています。

また、国に対しては、市町村の意見を踏まえ、賃金や物価の上昇が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度に組み込むことや、一般会計からの繰出金に対する地方財政措置の拡充を要望しているところです。

このような中、先般閣議決定された国の総合経済対策の中で、賃上げや物価上昇に対する支援のため、国が給付等を行う医療・介護等支援パッケージが盛り込まれました。また、令和8年度の診療報酬改定に向けた議論も進められているところです。

県としましては、国の動向を注視しつつ、地域医療体制の確保について、公立病院がその役割を果たせるよう、設置自治体とも連携し、経営改善に向けた支援を行ってまいります。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 看護職員の確保についてお答えします。

本県の看護職員の就業者数は、議員御指摘のとおり、令和4年から減少に転じており、今後、本県の地域医療を守る上で、看護職員の確保は喫緊の課題であると認識しています。

そのため、県では、第8次保健医療計画に沿って、看護職員の新規養成、復職支援、定着促進の3つを柱に取組を進めています。

まず、新規養成、すなわち、新たに看護職を目指す若者の確保については、高校生の1日看護体験や看護学生体験を実施し、看護の魅力を広く発信することで、看護に関心を持つ若者を増やす取

組を進めています。

また、看護学生を対象に、県内の医療機関等に一定期間勤務することで返還を免除する看護師等修学資金貸与制度や、あわせて、看護師等養成所への運営や設備整備に対する補助を通して、その就学を継続するための支援をしています。

次に、復職支援については、熊本県ナースセンターにおいて、復職への不安解消に向けた就労相談や潜在看護職員の再就業支援研修を実施するとともに、令和5年度から、1か月単位の短期就労を全国から受け入れるくまもっと活躍ナース制度にも取り組んでいます。

さらに、特に看護職員が少ない天草地域における看護職員の確保については、今年度も、今月13日に、天草で働きたいと考える看護職のための就職相談会、看護のワークフェアin天草を開催することとしています。

最後に、定着促進については、子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、病院内保育所への運営費補助、勤務環境改善に向けた仮眠室等の整備、業務省力化につながるシステム導入などを支援しています。

また、看護職員の専門職としてのキャリア形成を支援することは、自身の仕事に対する充実感を高め、働き続ける意欲につながります。このため、専門性の高い認定看護師や特定行為看護師の育成にも取り組んでまいります。

こうした施策を進める中で、医療機関や就業を希望する看護職員等から、1か月単位よりさらに短い1日単位、時間単位といったスポット的な働き方を求める声も寄せられています。

そこで、こうしたニーズに応えるため、時間単位での臨時的な就業をあっせんする仕組みを新たに構築し、子育て中の方や55歳以上のいわゆるプラチナナースなど、看護職員の柔軟な働き方を支

援する方策について、検討を進めてまいります。

県としては、看護職員が県民の健康や療養生活を支える存在として、この熊本で誇りを持って働き続けてもらいたいと考えています。

引き続き、熊本県看護協会や関係機関と連携を図りながら、新規就業者の養成や潜在的な看護職員のさらなる掘り起こしなど、看護職員の確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 持続可能な地域医療体制の構築について、総務部長にまず答弁をいただきました。

各病院で経営強化プランを策定し、経営強化の取組を進めてきている、しかしながら、最近の人員費の増加や物価上昇は、プランの想定を上回り、従来の国の財政措置では経営を好転させることは難しくなっている、そのため、県では、経営改善に向けた助言を行っているほか、国に対しては、賃金や物価の上昇が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度に組み込むことや繰出金に対する地方財政措置の拡充を要望している、県としては、国の動向を注視しつつ、地域医療体制の確保について、公立病院がその役割を果たせるよう、設置自治体とも連携し、経営改善に向けた支援を行っていくとの答弁でした。どうぞよろしく願いいたします。

次に、健康福祉部長に答弁をいただきました。

熊本県の看護職員確保対策は、喫緊の課題と認識している、そのため、県では、第8次保健医療計画に沿って、看護職員の確保は、新規養成、復職支援、定着促進を3本柱にした取組を進めている、医療機関や就業を希望する看護職員からは、臨時的な就業ニーズとして、1日単位や時間単位での働き方を求める声もある、そこで、こういった就業ニーズに応えるため、時間単位の臨時的就業のあっせんに対応する仕組みを構築し、子育て

中の方や55歳以上のプラチナナースといった看護職員の柔軟な働き方の支援策について検討していく、県としても、新規就業者の確保対策と併せて、再就業の促進に向けて、潜在的な看護職員のさらなる掘り起こしを進め、地域医療を支える看護職員の確保を、関係機関と連携し、全力で取り組んでいくという具体的な答弁でした。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、偶然ですが、今朝の地元紙に、ニュースの記事とあと社説がちょっと載っておりました。ちょっと紹介させていただきますが、1つ、この記事のほうは、熊本市医師会の調査で、医療機関の7割が経営が厳しいという内容です。社説のほうは、ちょうど私が今度質問しました持続可能な医療関係で、苦境の病院経営というテーマで、内容としては、持続可能な姿を模索しなければならないというような内容でした。一応、今朝出ておりましたので、御紹介しておきます。よろしかったらお目通しください。

次、質問に移ります。

次に、介護現場における生産性の向上について質問いたします。

昨年度の11月定例会におきましても、生産性向上を含めた介護人材の確保について質問をさせていただきました。

その際、執行部より、外国人の介護職員確保に向けた家賃助成などの取組をはじめとし、引き続き様々な対策を講じていくとの考えが示され、私としましてもありがたく感じたところです。

今回は、前回に引き続き、介護テクノロジーの活用という観点から、生産性向上に向けた質問をさせていただきます。

現在の社会情勢を踏まえますと、多くの業界で人材不足が課題となっており、介護分野におきましても、テクノロジーの活用による生産性の向上

が今後ますます重要であることは言うまでもございません。

第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画、通称長寿・安心・くまもとプランにおきましても、介護人材の確保と介護サービスの質の向上を図るため、介護現場の生産性向上と定着促進を重点取組事項の一つに掲げられているところ です。

既に県としても様々な取組がなされており、例えば、介護事業所間において、紙で行ってきたケアプランのやり取りが、オンラインで完結するシステムの導入に向けて支援する事業がございました。

私の出身である天草地域におきましても、このシステムの導入については、今年度、県の支援の下に少しずつ進められているようですが、次年度以降の県の支援が未確定である中で、203ある事業所のシステム化は、今後何年かかるのか分からないというのが実情です。

このような取組については、人口が急減する地域や高齢化が加速する地域ほど早急に取り組む必要があると考えますが、各自治体の財政力にも濃淡がある中で、県の支援なしには進まないのが現状です。

一方で、介護現場の業務改善などを要件とした介護報酬の生産性向上推進体制の加算を行うなど、国としては前向きな動きもあるため、県としても、さらに踏み込んで進めるべき課題であると考えます。

そこで、このケアプランデータ連携システムなど介護現場の生産性向上について、現在、県としてどのような取組を行い、今後どのように取り組んでいかれるのか。また、人材不足の加速と並行して、介護テクノロジーの需要はますます高まることが予想されるため、県としても、次期計画見

直しの際には、積極的に検討し、引き続き計画に盛り込むべきと考えますが、現在の検討状況も含めて、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 生産年齢人口の減少により介護人材の確保が難しくなる中で、介護現場の負担軽減やサービスの質の向上を図るためにも、介護テクノロジーの活用は大変重要であると認識しています。

その上で、まず、ケアプランデータ連携システムなどの介護現場の生産性向上を推進する取組についてお答えします。

議員御紹介のとおり、ケアプランデータ連携システムは、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所との間におけるケアプランのやり取りをオンライン化するもので、紙媒体でのやり取りに比べ、時間や費用を大幅に削減することができます。

県では、昨年度から、12市町村をモデル地域に設定し、事業所のシステム導入を促進しています。モデル地域では、導入事業所が増え、ケアマネジャー等の事務負担が軽減したとの声も寄せられました。

今後は、この成果や好事例を県内全域に展開するとともに、市町村を通じた働きかけを継続することで、一層の導入促進を図ってまいります。

また、県では、介護現場における生産性向上を推進するため、介護ロボット、ICT機器の導入経費について補助を行うほか、介護テクノロジーの活用などに取り組む事業所を支援するためのワンストップ相談窓口として、本年4月にくまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターを開設しました。

加えて、介護、医療、雇用等の関係団体をメンバーとする熊本県介護現場革新会議を立ち上げ、

生産性向上に関して幅広く意見を聴取するとともに、センターの取組方針等を協議いただいています。

センターでは、個別相談対応のほか、研修会の開催や介護ロボットの展示、貸出しを行うとともに、6つの事業所に対し、介護テクノロジー等に関する専門家を派遣して丁寧にアドバイスを行うなど、年間を通じた伴走支援にも取り組んでいます。

今年度、センターが開催した研修会には、昨年度国が開催した研修会の43事業所を大きく上回る310事業所が参加しており、介護テクノロジーへの関心の高まりを感じているところです。

次に、熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画における検討状況についてお答えします。

現在の第9期計画は、来年度が計画期間の最終年度となります。国においては、次期計画を念頭に、介護保険制度改正の議論が進められており、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会の取りまとめ結果でも、基本的な考え方の一つに、生産性向上が位置づけられています。

県としても、国が示す基本指針や関係団体、市町村の御意見等も踏まえながら、生産性向上にしっかりと取り組める計画となるよう、検討を進めていくこととしています。

今後も、市町村と協力しながら、県が策定する計画に沿ってケアプランデータ連携システムの導入を促進するとともに、介護ロボット、ICT機器導入への支援とセンターを拠点とする支援を両輪として、それぞれの現場に合った介護テクノロジーの活用を加速化させ、介護現場における生産性向上を推進してまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 健康福祉部長に答弁をいただきました。

ケアプランデータ連携システムについて、モデル地域を設定し、事業所の導入を促進、今後は成果等を展開するとともに、市町村を通じた働きかけを継続するということでした。

次期計画については、国の基本指針や関係団体、市町村の意見を踏まえ、生産性向上にしっかりと取り組める計画となるように検討することです。

今後も、ケアプランデータ連携システム導入を促進するとともに、介護ロボット等機器導入への支援とセンターによる支援を両輪とし、介護テクノロジーの活用を加速化させ、介護現場の生産性向上を推進していくという前向きな答弁でした。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、教員の確保について、教育長に質問させていただきます。

これも、以前の一般質問で、教員の確保と業務の負担軽減について質問をさせていただいた内容です。

本年2月に全国公立学校教頭会が公表した令和6年度の調査結果によりますと、全国の約2割から3割の学校で依然として教員不足が生じており、社会全体で学校や教員を支える仕組みづくりが必要であるとされたところです。

教員不足の課題解決に向けては、働き方改革や処遇改善など幅広い議論がなされ、本年6月に成立した公立学校の教職員の処遇改善や長時間労働是正に向けた給特法等の改正法では、約半世紀ぶりとなる教員給与の引上げがなされることとなりました。

しかしながら、これらにより教員不足が抜本的に解消されるというわけではなく、団塊世代の教員の大量退職と引換えに、子育て世代の教員増加に伴う育休、産休の増加や特別支援学級の増加、さらには不登校問題への対応や病気休職者の増加

など、複雑多様化した社会情勢を背景にしながら、今後も教員確保は難しい課題であると認識しております。

そこで、本県においては、教員の確保についてどのような実情であるのか、また、どのような方策で課題解決を図っていくのかについてお伺いします。

また、前回の質問におきまして、教育長より、令和4年度より、いわゆるペーパーティーチャーを対象とした講習会の開催、新たに大学推薦制度の導入や社会人を対象とした特別選考の実施など、教員確保の取組を紹介していただきましたが、なかなかその後の取組内容や現在の状況が見えてこないようです。

そこで、現状がどのようになっているのか、また、現状を踏まえ、新たに取組む施策などについて、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 教員の確保についてお答えします。

本県においては、5月1日時点で129人もの教員不足となっており、深刻な状況と認識しております。

その要因としては、大量採用世代の定年による退職者数の増や市町村立学校における特別支援学級及び35人学級の導入に伴う学級数の増に加え、育休取得者の増など、必要教員数が大幅に増加したことが挙げられ、採用数を増やしてもなかなか充足できないのが実情です。

教員確保については、これまでペーパーティーチャーを対象とした講習会、大学推薦制度、教員免許を所有していない社会人を対象とした特別選考等の教員の成り手の掘り起こしや再任教員の確保に取り組んでいるものの、これらの取組でも抜本的な解消を早期に達成することは難しい状況

にあります。

そのため、これらの取組に加えて、今年度、新たに具体的な取組を2点実施しています。

1点目が、大学とさらに連携した取組です。

10月31日に、熊本大学教育学部と地域の教育課題解決のための教員の養成に係る連携協定を締結しました。この協定に基づき、本県の教員を志望する同学部地域枠の学生を対象とした大学3年次に受考できる特別選考試験を始めたところです。今後も、大学と協力しながら、確実な教員確保を進めていきます。

2点目が、そもそも教員を目指す学生そのものを増やす取組です。

8月には、国立阿蘇青少年交流の家との共催事業で、若手教員及び教員志望の大学生を対象に、双方の交流を図る宿泊型研修を実施し、教師になりたいという気持ちが高まったというアンケート結果を得ています。

引き続き、若手教員と就職活動を始める前の大学生の交流の場等を通じて、大学生に対して教員の魅力をアピールしてまいります。

さらに、教員を希望する高校生を対象にした説明会を、今年度は、水俣高校、甲佐高校、東稜高校で開催しており、中高生の早い段階から教職の魅力を伝え、教員志望者の裾野を拡大していく取組を進めていきます。

今後とも、あらゆる対策を講じて、子供たちの学びを支える教員の確保に向け、全力で取り組んでまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 教育長に答弁をいただきました。

教員確保については、これまでの取組に加え、今年度、新たな取組として、以下の2点を実施するということでした。1点目が、大学とのさらなる連携として、熊本大学教育学部と連携協定を締

結し、この協定に基づき、本県の教員を志望する同学部地域卒の学生を対象とした大学3年次に受考できる特別選考試験を行うということです。

次に、教員を目指す学生を増やす取組として、国立阿蘇青少年交流の家との共催事業で、若手教員及び教員志望の大学生を対象に、双方の交流を図る宿泊型研修を行うということでした。それと、教員を希望する高校生を対象にした説明会を行うということです。

今後とも、あらゆる対策を講じて、子供たちの学びを支える教員の確保に向け、全力で取り組んでまいるとの力強い答弁でありました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、地域公共交通の維持について、企画振興部長に質問いたします。

これまで、地域住民の生活や地域の発展の根幹となる公共交通の充実については、一般質問の中で述べさせていただきましたが、今回も地域で喫緊の課題となっている移動手段の確保について質問いたします。

まず、直近の高齢化率が年々増加する天草地域における免許の自主返納者数と高齢者に起因する交通事故の件数の推移に係る数値を紹介いたします。

これは警察からの聞き取りですが、天草署と牛深署、この中で苓北町は除きます。これは、県の交通要覧よりの引用ですが、免許の自主返納者数は、令和2年度が354件であったのが、令和6年度は334件で、5.6%の減少です。一方、高齢者が第一当事者となる交通事故の発生件数は、令和2年度の23件に対して、令和6年度は31件で、34.8%増加しています。

このデータを私なりに分析しますと、広い市域を持つ天草市にあって、限られた交通手段では利便性が低いことから、通院、買物など日常生活を

送るには自らの運転に頼らざるを得ず、高齢となっても免許返納できない方が多いのではないかと、その結果、高齢者に起因する事故も増加傾向にあるのではないかとということです。

これらを背景として、天草市では、A I オンデマンド乗合タクシーの取組が加速しております。

この乗合タクシーは、営業時間内であれば、いつでもどこでも連絡一つで乗合タクシーが利用できる、A Iにより効率的に運行できるもので、ドア・ツー・ドアで利用できることから、利用者数は増加傾向にあると聞いています。

また、スクールバスの代替手段としても活用されていることや民間タクシー事業者がいない地域における不要な救急車両の利用の抑制など、汎用性の高さを感じたところです。

天草市では、この乗合タクシーを令和10年度までに中心部の本渡地域を除く全地域に導入する予定としており、この取組が進むことで、さきに述べました免許自主返納が促進され、交通事故件数も抑えられる可能性があるとともに、持続可能な地域づくりに資するものと考えられます。

しかし、一方、財源の問題は大きいため、県の支援策の一つ、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金を活用してはいるものの、コミュニティー交通の導入や新たなモビリティ技術の活用等、イニシャルコストに係る支援は、1市町村当たりの交付上限額500万円などの縛りがあり、市町村の負担は相応のものがあるようです。

県下の多くの市町村が同様の問題を抱えているものと推察しますが、市町村だけでは解決が困難であります。

そこでお尋ねいたします。

現在の熊本県地域公共交通計画に基づき、県では、市町村のコミュニティー交通に対し、どのような支援を行っているのか、また、熊本県地域公

公共交通計画は、今年度が改定に向けた見直しの年度かと思いますが、コミュニティー交通の充実に対する支援策のさらなる拡充について、企画振興部長に見解をお伺いします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、現在のコミュニティー交通に対する県の支援についてお答えします。

コミュニティー交通は、地域住民の生活を支える身近な交通手段であり、誰もが安心して移動できる社会を実現するための基盤として、地域にとって必要不可欠です。

そのため、本県では、熊本県地域公共交通計画に基づき、コミュニティー交通の充実に向けた市町村の事業に対し、重点的に財政支援を継続してまいりました。

具体的には、市町村がコミュニティー交通を導入、改善する際の費用や確保、維持する際の費用の一部を補助しています。令和6年度は、県内45市町村に対し、約1億8,400万円を交付しています。このうち、天草市には約1,670万円を交付し、AIオンデマンド乗合タクシーや巡回バスの運行を支援しています。

こうした支援の効果もあり、現在、県内43市町村でコミュニティー交通が運行されており、近年の運転士不足などにより休廃止となった路線バスの代替手段として利用されています。

次に、今後のコミュニティー交通の充実に対する支援策についてお答えします。

コミュニティー交通を充実させるには、地域の実情に即したサービスの提供が重要です。

そこで、現在策定作業を進めている次期熊本県地域公共交通計画において、商業施設、医療機関、教育施設など、日常生活に必要な施設に適時アクセスできる環境の整備を目標に掲げ、その実

現に向けた施策を取りまとめることとしています。

県民の移動ニーズは、人口構成や地理的条件などにより地域で異なります。そのため、今後、市町村が住民や交通事業者と協議し、都市圏幹線、地域幹線と併せて、コミュニティー交通についても、目指すべきサービス水準を設定できるよう、市町村への支援をする必要があると考えています。

また、利用者が少ない路線バスのダウンサイジング、福祉バスやスクールバスなどの活用、さらには生活圏域を踏まえた運行エリアの拡大など、地域公共交通の課題に果敢に取り組む市町村を支援できるよう努めてまいります。

県としては、次期計画で目指す将来像である、誰一人取り残されず、マイカーに頼らずに行きたいところへ不自由なくアクセスできる社会の構築に向け、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 地域公共交通の維持について、企画振興部長に答弁をいただきました。

まず、次期熊本県地域公共交通計画では、商業施設など日常生活に必要な施設に適時アクセスできる環境整備を目標に掲げるということです。

次に、地域公共交通の課題に果敢に取り組む市町村を支援できるよう努めるということでした。

この課題に果敢に取り組む市町村を支援していくということが本当に大事なことだと思います。

過去、鹿児島島の西郷隆盛を表す坂本龍馬の言葉に、西郷さんは釣鐘のような人だ、小さくたたく人には小さく応え、大きくたたく人には大きく応えるという言葉の思い出し、感動したことを思い出しました。

その市町村が、前向きに果敢に取り組むという

ことで結果は変わっていくと思います。地域住民の生活を支える身近な交通手段であり、誰もが安心して移動できる社会をつくっていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますが、今回も、公共交通や介護現場のDXなど、多岐にわたりお話をさせていただきました。

少子高齢化と言われて久しいものがありますが、私が生まれた約70年前になりますが、昭和30年には天草の人口は17万人でした。今現在では7万2,000人ほどと言われています。現在、本年の国勢調査が取りまとめられておりますが、私の地元天草市では、この5年間で8,000人から9,000人程度の人口減少が進んでいるとの話を聞いております。

来年3月で合併から20年を迎えますが、地域の様々な声を耳にしますと、合併当時の想定よりも早いペースで人口減少、少子高齢化が進んでいるとの実情に、柔軟に対応したくても、コロナ禍を経て、人件費や物価の高騰、人材不足などが二重苦、三重苦となり、以前はできていた対応ができない状況であるようです。今まさに地域が持続できるかの瀬戸際を迎えていると言っても過言ではありません。

一方、DXを含む社会情勢の変化も目まぐるしく、経済の景色を変化させる可能性や多様性を秘めています。地域の苦しい現状を少しでも和らげ得る可能性がそこにあることは間違いなく、今こそ行政として、しっかりこれからの地域の未来を見据え、手を打つべきときである、そのようなことを考えながら今回の一般質問に当たりました。

言葉ほど簡単ではありませんが、皆で知恵を出しながら、何とか今の厳しい現状を乗り切るときだと思えます。

以上、用意しました一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明9日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時10分散会

第 5 号

(12月9日)

令和7年

熊本県議会11月定例会会議録

第5号

令和7年12月9日(火曜日)

議事日程 第5号

令和7年12月9日(火曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

第2 議案等に対する質疑(第1号から第48号まで)

第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第48号まで)

第4 請願の委員会付託

第5 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第48号まで)

知事提出議案の上程(第49号から第61号まで)

日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第61号まで)

日程第4 請願の委員会付託

知事提出議案の上程(第62号から第77号まで)

日程第5 休会の件

出席議員氏名(47人)

星野 愛斗 君
高井 千歳 さん
住永 栄一郎 君
亀田 英雄 君
幸村 香代子 君
杉 篤 ミカ さん

立山 大二郎 君
斎藤 陽子 さん
本田 雄三 君
岩田 智子 君
堤 泰之 君
南部 隼平 君
前田 敬介 君
坂梨 剛昭 君
荒川 知章 君
城戸 淳 君
西村 尚武 君
池永 幸生 君
竹崎 和虎 君
吉田 孝平 君
中村 亮彦 君
増永 慎一郎 君
前田 憲秀 君
高島 和男 君
松村 秀逸 君
岩本 浩治 君
西山 宗孝 君
河津 修司 君
楠本 千秋 君
橋口 海平 君
緒方 勇二 君
高木 健次 君
高野 洋介 君
内野 幸喜 君
岩中 伸司 君
城下 広作 君
西 聖一 君
山口 裕 君

瀧上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君
副知事 竹内信義君
副知事 亀崎直隆君
知事公室長 深川元樹君
総務部長 千田真寿君
企画振興部長 富永隼行君
理事 阪本清貴君
理事 府高 隆君
健康福祉部長 下山 薫さん
環境生活部長 清田克弘君
商工労働部長 上田哲也君
観光文化部長 脇 俊也君
農林水産部長 中島 豪君
理事 間宮将大君
土木部長 菰田武志君
会計管理者 野中眞治君
企業局長 久原美樹子さん
病院事業
管理者 楯本亮太君
職務代理者
教育長 越猪浩樹君
警察本部長 佐藤昭一君
人事委員会
委員長 出田孝一君
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門
事務局次長 鈴 和幸
兼総務課長
議事課長 下崎浩一
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開議

○副議長(緒方勇二君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長(緒方勇二君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

岩本浩治君。

〔岩本浩治登壇〕(拍手)

○岩本浩治君 皆様、おはようございます。10時からの質問というのは、11回目の中で初めてでございますまして、やはり、11回目でありましても緊張するなと思っておるところでございます。

昨日、青森地震があったようで、私は寝てました。原稿が出来上がりましたので、もうこの際寝ちよけと思ひまして、寝てまして、そういう中で、青森の方々には心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、先月11月25日に阿蘇市を震源としました5弱の地震により、各議員の先生の皆さんからお電話いただきました。お見舞いを大変うれしく、感謝申し上げたところでございますが、震度5で、何か被害があったかなと思ったんですが、軽微な被害だけで安堵したところでございます。

そういう中では、いつ地震、災害が来るか分からないなというような感じを持ったところがございます。やはり、11月25日も、夜、地震があつてすぐ、県の阿蘇振興局の土木部長より、今から被

害状況をちょっと見てまいりますという電話がありました。もう外は暗いよと言ったんですが、いえ、やはり、阿蘇の大事さを見てこなきやなりませんということで行かれまして、翌日早朝にも電話がありました。見て回った限りでは、3か所の道路の陥没がある、また崩落がありましたという報告がありました。私、その感覚からしますと、県の危機管理防災はちゃんとよくしているなということを感じたわけでございます。その連絡がありまして、私を支持していただく有権者の方々にはお電話を差し上げた次第でございます。

そういう中で、今回の質問ということでございます。まず、知事に質問させていただきたいと思っております。

ちょうど12月3日から12月9日まで、今日までが障害者週間でございます。私もこの1週間、各種障害団体から御案内を受けておりまして、1週間、案内のたびに各団体に行ってきたところでございます。

そういう中で、知事が就任されて1年8か月経過いたしました。昨年の3月の知事選挙のマニフェストには、私自身が当事者である障害者行政はライフワーク、様々な障害のある方を私のパートナーとして、県政で活躍してもらいます、や、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて、障害に関する理解や障害のある人の社会参加の推進、地域で安心して生活できるための支援、障害特性等に応じたきめ細かい支援の充実に取り組めますなどと掲げられました。

知事就任後、障害者団体の会議などに知事は積極的に出席され、障害当事者やそれを支援する方などからの様々な声に耳を傾けられていると聞いております。

また、パリ2024パラリンピックメダリストへ、熊本県スポーツ特別功労賞だけでなく、県で初め

て県民栄誉賞を贈呈されたことや、東京2025デフリンピックに関連して手話の日イベントを開催されたことなどにより、障害者に対する県民の理解も深まったのではないかと思います。

障害者だから諦めないといけないという風潮がまだある中、それは違うということを常々発信していかなければならないと私も思っております。そのためには、県の障害者プランにも記載されている、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指さなければなりません。

そこで、共生社会の実現に向けての知事就任後の障害福祉政策の取組について、3点お尋ねします。

1点目は、障害者の県政での活躍です。

令和7年3月31日時点の県内の障害者手帳交付者数は12万3,544人で、県人口に占める割合は約7.3%、つまり13人に1人は障害者手帳を所持されていることとなります。また、民間企業の法定雇用率も、現在2.5%ですが、来年7月には2.7%に引き上げられる予定です。

福祉分野に限らず、交通、まちづくり、労働環境など、様々な県政の意思決定過程に障害者の方に参加していただくことは、今後ますます重要になってくるのではないかと思います。

マニフェストにも記載のありました「障がいのある方を私のパートナーとして県政で活躍してもらいます」の実現に向け、どのように取り組んでこられたかをお尋ねします。

2点目は、障害者の就労機会の確保及び収入の向上です。

障害者の自立促進のためには、経済的な安定も必要ではないかと思います。障害年金と就労継続支援事業所からの賃金や工賃のみで生活しておら

れる障害者もいる中、厚生労働省のデータでは、令和5年度の熊本県内のA型事業所の平均賃金月額8万3,220円、B型事業所の平均工賃月額2万1,108円と、いずれも全国平均を下回っております。

就労継続支援事業所での就労機会の確保や賃金、工賃の向上に向け、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

3点目は、地域で安心して生活できるための支援についてです。

視覚障害や聴覚障害など、様々な障害種別がある中、地域で生活していくためには、障害特性や障害の状態に応じたきめ細かい支援が重要であり、さらに、地震や大雨などの災害対策の万全の対応や支援が求められます。

また、障害者がどこで誰と生活するかは本人が決めることが大前提であり、障害者の意思決定は、最大限配慮される必要があります。

そこで、障害者が地域で安心して生活するために、県としてどのように取り組んでいかれるのか。

以上、3点を木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩本議員から、障害福祉政策について御質問いただきました。

知事就任後、私自身が当事者であるからこそ気づくこと、感じることを施策に反映しつつ、県民の皆様と直接お話をする機会をたくさん持ち、埋もれかねない小さき声、弱き声にも耳を傾けながら政策を進めてまいりました。

そのような中で、1点目の障害のある方の県政での活躍に向けた取組についてお答え申し上げます。

私は、障害のある方の社会参画や活躍の場を広げること、様々な視点から県政運営を行うことと

いう2つの観点から、障害のある方がより一層県政に参画いただく機会を増やしていくことが大変意義があるものと考えております。

そのため、県では、今年度から、審議会などの委員やオブザーバーとして、障害のある方の積極的な登用を全庁的に推進しております。

これにより、障害のある方の意見がより県政運営に反映されることや幅広い観点が加わることで、議論の質が高まることを期待しております。

先月、東京2025デフリンピックが開催され、私も応援に行かせてもらいましたが、本県関係の選手が大活躍されるとともに、聴覚障害の方への理解が深まるすばらしい機会となりました。

県でも、今年9月に、手話の日関連イベントで、聴覚障害当事者の方に手話講座を行っていただき、機運の醸成を図りました。さらに、一昨日、くまもとハートウィーク事業の一環として開催されました、議員からも御紹介いただきました2024年のパリ・パラリンピック金メダリストであり、県民栄誉賞をお贈りいたしました田中愛美選手の講演会などの機会を通じて、県民の皆様の障害や障害のある方に対する理解は大いに深まったのではないかと受け止めております。

今後とも、県政運営はもとより、様々な会議の場やスポーツ、芸術など様々な分野で、官民挙げて障害のある方の活躍の場を広げる取組を着実に進めていきたいと考えております。

2点目の就労継続支援事業所での就労機会の確保や工賃などの向上についてお答え申し上げます。

県では、県の工賃向上計画に基づき、商談会、販売会などによる優先調達推進、そのほか、農福連携コーディネーターによる農業者と福祉事業所のマッチング支援などを実施しております。

今年度は、新たな取組として、一般企業が初め

て福祉作業所に物品等を発注する際に、経費の一部を補助するお試し発注サポート事業にも取り組んでいるところでございます。

今月12日、3日後、今週金曜日には、熊本市と共同で、県庁プロムナードにおいて、昨年の2倍の規模で、農福マルシェを開催することとしているところでもございます。

今後も、県が率先して、障害のある方の自立の促進につながるよう、関係者と連携した取組を進めてまいります。

3点目の障害のある方が地域で安心して生活していくための取組についてお答え申し上げます。

まず、障害特性に応じたきめ細かい支援として、今年8月に、熊本県障がい者ICTサポートセンターを設置し、多くの障害のある方からの相談に応じております。

また、災害時の対策として、今年度から、人工呼吸器を装着する医療的ケア児の方々が在宅生活に移行する際、停電に備えた非常時の電源装置を貸与する事業を創設いたしました。

議員御指摘の障害のある方がどこで誰と生活するかという点につきましては、私も、本人が決めることが大前提であり、その意思は最大限配慮されるべきと考えます。

この点につきまして、今年度、県で、障害のある方々との意見交換、そしてまた、相談支援事業所への調査を実施したところ、家族と一緒に住みたいという本人の希望に沿った暮らし方の実現を促すべきだという意見をいただきました。

このような御意見なども踏まえまして、障害のある方の意思決定支援の一環として、個人単位だけではなく、家族を一体的に支援するような仕組みを本県独自に検討しているところでございますし、こうした家族支援の視点を取り入れた障害福祉サービスの報酬体系の創設を国に要望してまい

っているところでございます。

今後とも、積極的に現場に出向き、県民の皆様の声に耳を傾け、障害のある人もない人も、一人一人の人格が尊重され、社会を構成する一員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 知事より答弁いただきました。

今の知事の答弁によりますと、ただ一言、ありがとうございます。それだけではちょっといけませんので、知事の公約にもありましたように、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて、社会参加の推進、障害の特性等にきめ細かい支援の充実、県民と直接話をする機会を多く持ち、埋もれかねない小さい声、また、弱き声に耳を傾け政策を進め、障害のある方の社会参加や活躍の場をつくり、審議会等の委員やオブザーバーとして、障害のある方を積極的に登用していくことのでございました。

今後も、会議の場やスポーツ、芸術等様々な分野で、障害のある方の活躍できる機会と場所をつくっていただきたいと思っております。

また、障害のある方が自立生活をするためには、就労の確保や住まいの確保、最低賃金保障など、自立促進につながるよう、関係団体と連携、推進していくことで、速やかな実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

障害のある方がどこで誰と生活するかは、障害者の意思決定の支援の一環であると思っております。個人単位でなく、家族を一体的に支援する仕組みを検討し、家族支援の視点を取り入れた報酬体系の創設を国に要望するとのことで、これが可能になれば、障害者家族にとっては大変喜ばしいことでもありますし、障害者と家族と一緒に生活す

る本来の姿に戻るのではないかと思います。

障害特性に応じたきめ細かい政策をしておられる知事は、障害がある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重される社会をつくり、そして、対等な一員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、全力で取り組むということでございました。

私は、この木村知事の福祉政策に関して、熊本から全国に発信できる福祉政策をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせてもらいます。

訪問介護サービスが抱える課題についてでございます。

訪問介護サービスが抱える課題については、おとといの熊日にも訪問介護サービスの記事が出ておりました。

少子高齢化が進む中で、在宅介護サービスの利用ニーズは増加しております。しかし、介護の現場においてサービスを提供する人材の確保、また、介護サービス事業所の経営難が喫緊の課題です。都市部、中山間地域問わず、将来にわたって質の高い介護サービスを安定的に確保していくことが求められています。

介護人材の不足は、特に在宅生活を支えている訪問介護サービスの存続を脅かす深刻な問題となっています。訪問介護分野では、サービス提供責任者や訪問介護員の確保が困難な状況が続き、介護関連職種全体の有効求人倍率は、他の産業より高い水準で推移しており、人材不足が常態化しております。

人材不足の背景には、介護職の処遇や労働条件の問題があり、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりますと、介護職員の平均月収は、他の産業と比較して依然として低い水準にあり、夜間や早朝の対応、緊急時の呼出しなど、不規則な勤務

形態も人材確保を難しくしている要因であります。

さらに、介護職員の高齢化も進んでおり、若い世代の新規就労者が少ないことも大きな課題となっております。人手不足により、在職スタッフの負担が増えることで、さらなる離職につながる悪循環を生み出しています。

このような状況を生み出している原因が何かと考えると、1点目は、低賃金と報酬制度の限界です。2024年の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられたことで、事業所の収益性が一層低下しており、移動時間などが報酬に反映されにくく、効率の悪い構造が続いております。

2点目は、事業所の小規模化と競争激化です。介護サービスを提供する事業所は、小規模の事業所が多く、全社協報告では、2024年時点で、従業員9人以下の事業所が27.2%を占めております。その一方で、都市部においては、新規開設が進んでおり、競争が激化しております。

3点目は、経営難と倒産リスクです。2024年6月から8月までの3か月間で、全国の訪問介護事業所のうち、166件が休止、397件が廃止となっております。2024年末時点で、全国107町村が訪問介護事業所ゼロの空白地帯となっており、272市町村で訪問介護事業所1か所のみと、事業継続の危機に直面している状況です。

熊本県においては、訪問介護事業所ゼロの自治体は1村、訪問介護事業所1事業所のみの自治体は6町村に及び、さらなる空白地域の増加が危惧されます。

空白地帯は、そのことに起因して様々な問題を引き起こします。

1点目は、訪問介護が受けられないことで、高齢者が在宅での生活を維持できなくなるリスクが高まり、施設入所等による家族負担が急増しま

す。

2点目は、介護保険料を払っても介護サービスが受けられない、制度の空洞化が起きます。

3点目は、中山間地域、離島などの地方部では、人口減少と高齢化が進行し、事業継続が困難になり、人材確保が困難で採算が取れない構造的な問題が深刻化し、サービス空白地帯が拡大していきます。

4点目は、報酬は1回ごとの訪問に対して支払われるため、長距離移動を伴う過疎地では採算が取れない事態が生じ、空白地帯の訪問介護を一層困難にします。

そこで、健康福祉部長に3点お尋ねします。

1点目は、県内における訪問介護事業所の数及び事業所数が少ない市町村におけるサービス提供の状況について、2点目は、介護人材確保のための報酬加算要件の緩和や県独自の支援策の有無等、今後の見込みについて、そして3点目ですが、私は、訪問介護は高齢者の在宅生活を支える重要なインフラと考えております。持続可能な制度設計と地域支援が急務です。訪問介護はなくなるのではなく、変わるべき時期に来ていると思います。現場の声を生かし、制度の柔軟性を図りながら、地域に根差した持続可能なサービスを構築することが重要と考えますが、訪問サービスの在り方についてどのように考えているのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、1点目の県内の訪問介護事業所数等についてお答えいたします。

今年度当初時点においては、県内に656の事業所があり、県全体としては、近年大きな増減はありません。

一方で、議員御指摘のとおり、事業所数が少な

い市町村もありますが、そのような市町村においては、近隣にある訪問介護や訪問看護、小規模多機能型居宅介護事業所などが必要なサービスを提供することで、高齢者の在宅生活を支えています。

次に、2点目の訪問介護の処遇改善に向けた取組と県の支援策についてお答えします。

議員御指摘のとおり、介護人材の確保のためには、職員の処遇や労働条件の改善が大きな課題であると認識しています。特に、現場の実情に即した介護報酬や制度の見直しが必要であると考え、これまでも重ねて国に要望してまいりました。

また、県の支援策としては、今年度、令和6年度の国の経済対策を活用し、非常勤のホームヘルパーの常勤化や経験年数が短いホームヘルパーに先輩ヘルパーが同行する費用への助成をはじめ専門家の派遣による経営改善に向けた支援など、事業所ごとの実態に応じた取組を進めています。

さらには、先月閣議決定された国の経済対策に向けた補正予算案において、医療、介護等支援パッケージとして、介護職員の賃上げや訪問時の移動に係る経費等への支援策が示されましたことを受け、県としても必要な対応ができるよう、予算化に向けた検討を急いでいるところです。

最後に、3点目の訪問介護サービスの在り方についてお答えします。

訪問介護は、高齢者が在宅で健やかに暮らし続けていくために必要不可欠なサービスです。県内どの地域においても、訪問介護サービスを継続して提供していくためには、事業所の経営安定化とともに、ヘルパーが安心して働くことができる職場環境の整備が重要と考えています。

そのような中で、現在、国においては、中山間地域において、月単位の定額報酬の導入などが議論されており、県としても、その検討状況を注視

するとともに、現場の意見を丁寧に伺いながら、処遇改善や制度改正について、国へ要望してまいります。

引き続き、人材確保や経営の安定化を図り、地域に根差した持続可能な訪問介護サービスが提供できる体制づくりに向け、しっかりと取り組んでまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 健康福祉部長より答弁いただきました。

介護保険料を払っても介護サービスが受けられない制度の空洞化が起きているのではと、私は現在心配しているところでございます。

私は、介護サービスが在宅生活を支える重要なインフラと考えます。訪問介護の処遇改善に向けた取組と県の支援策について、特に現場の実情に即した介護報酬や制度の見直しが必要であると考えております。

これまで、県は、重ねて国に要望してきたのですが、持続可能な介護サービス構築ができ、現場の声を聞き、生かして、制度の柔軟性を図りながら、県独自の支援策をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

中九州横断道路の有効活用について質問でございます。土木部長に質問いたします。

中九州横断道路は、熊本と大分を結ぶ九州の重要な東西路線であります。本道路は、中九州地域の観光の活性化に大きな役割を果たすとともに、熊本、大分の企業集積地や農産物等の産地同士を結び、交通渋滞を改善し、物流の効率化を図るとともに、産業の活性化を支える道路でもあります。

特に沿線では、T S M C 関連の J A S M の工場が本格稼働しました。また、第2工場についても建設地が決定し、現在建設中であり、さらなる関

連企業の集積が見込まれます。

そのような流れを契機として、新生シリコンアイランド九州の実現、そして、日本の経済安全保障へとしっかりとつなげていくことが重要と思います。

さらには、南海トラフ地震の備えとして、九州地方における政府の現地対策本部の設置候補施設に熊本地方合同庁舎が選定されるとともに、阿蘇くまもと空港、大分スポーツ公園が大規模な広域防災拠点として位置づけられており、また、熊本地震や豪雨災害など頻発する災害に対応するために、中九州横断道路の必要性はますます高まっており、その早期整備が強く望まれております。

現在、阿蘇地域では、滝室坂道路の開通の見通しが示されていますが、いまだルートが確定していない区間があります。また、整備が進められている竹田阿蘇道路では、阿蘇側では波野インターチェンジ1か所に対し、竹田、竹田久住、竹田西、荻の4か所です。地域住民からは、熊本県側にももう1か所程度のインターチェンジ設置検討の余地があるのではないかと声を聞きます。

インターチェンジがあると、通勤通学、医療機関への通院等、生活上の利便への貢献は計り知れないものがあります。例えば、波野地区では、医療機関やスーパーがありません。集落は広範囲に分散しており、交通手段として鉄道がありますが、生活手段は全て自動車に頼っております。

交通利便性の向上は、都市部へのアクセス改善となり、若者や子育て世代の移住、定住促進にもつながる重要な役割を果たしてくれます。波野神楽祭りやスズラン公園は、県外から多数の観客が訪れております。

また、阿蘇市は、農畜産業が主な産業であります。特に酪農の生乳、野菜類のトマト、アスパラ、高原レタス、キャベツ等は、新鮮さが勝負で

す。福岡、関西、関東の市場への出荷は、出荷時期が大きく価格に影響を与えます。

インターチェンジの増設は、地域住民の生活環境の向上、インターチェンジ付近への企業誘致、高原野菜などの農畜産物の輸送効率化、そして、観光客の誘致や周遊性に計り知れない効果が期待できます。

中九州道路は、阿蘇地域の安全と地域発展の要となる大動脈です。その整備効果を最大限生かす有効活用の一環として、計画にインターチェンジを新たに追加する場合、どのような検討や手続が必要になってくるのか、土木部長にお伺いいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 中九州横断道路は、熊本、大分両県を結び、九州の循環型ネットワークを形成し、観光振興や物流の効率化に加え、大規模災害時における緊急輸送など、多面的な効果が期待される重要な高規格道路です。

高規格道路と一般道との結節点となるインターチェンジにつきましては、高規格道路の整備区間ごとに行われる計画段階評価等におきまして、利用交通量や事業費などのほか、地域の御意見を踏まえ、その位置が決定されています。

議員御質問の計画に新たに追加するインターチェンジにつきましては、地方公共団体が主体となり、一般道を高規格道路に接続することとなるため、国の許可を受ける必要があります。その申請に当たりましては、企業立地による地域経済の浮揚や周辺道路の渋滞緩和などの効果を示すとともに、申請者が費用を負担するため、設置位置などにつきましても、十分に検討することが必要であると考えています。

現在、阿蘇地域では、竹田阿蘇道路において、国道57号と接続する橋梁工事などが進められてい

ます。また、滝室坂道路においては、いよいよ来年度の開通が予定されており、そのアクセス道路となる県道内牧坂梨線の整備も佳境を迎えています。

この道路の開通により、災害時における信頼性の高いネットワークの構築はもとより、阿蘇地域のアクセス性は大きく向上し、観光振興や農産物の物流効率化など、地域活性化に大きな効果が期待されます。

県としましては、引き続き、中九州横断道路の早期整備に向け、全力で取り組んでまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 土木部長より答弁いただきました。

中九州横断道路は、熊本、大分両県を結ぶ九州の循環型ネットワークを形成しているということでございますし、観光振興や物流の効率化に加え、大規模災害時における緊急輸送など、多方面で効果が期待される重要な高規格道路であると答弁がありました。

阿蘇地域では、竹田阿蘇道路において、国道57号と接続する橋梁工事などが進められ、滝室坂道路においては、来年度の開通が予定され、そのアクセス道路となる県道内牧坂梨線の整備も佳境を迎えているとのことです。この道路の開通により、阿蘇地域のアクセス性は大きく向上し、観光振興や農産物の物流効果など、地域活性化に大きく向上するものと思います。

引き続き、中九州横断道路の早期整備に向け、全力で取り組んでいただきたいと思います。

加えて、私が質問しました新たに追加するインターチェンジについては、地方公共団体が主体となり、一般道を高規格道路に接続することとなるため、国の許可を受けなければならず、この申請に当たっては、企業立地による地域経済の浮揚や

周辺道路の渋滞緩和など効果を示しますが、申請者が費用を負担することとなるため、設置箇所などについても十分に検討することが必要であるとのことでございました。

地元の阿蘇市も、また、地元地域も、早期整備に向け、全力で取り組んでまいります。県におかれましても、よき流れを、地元地域住民のため、一層の力強い御支援をお願いいたします。

次の質問に移らせてまいります。

阿蘇の地下水保全についてでございます。

熊本は、火の国であると同時に、豊かな地下水に恵まれ、水の国としても知られており、熊本市及び周辺市町村では、水道水のほぼ100%を地下水に依存しているなど、地下水は、私たちの生活と産業にとって欠かすことのできない貴重な宝であります。

このような背景もあり、熊本地域では、地下水保全条例に基づく許可制度や白川中流域における水田湛水事業などに代表される地下水保全対策がこれまで行われております。

特に最近では、半導体関連企業の進出による大規模取水や開発等による地下水量への影響、とりわけ涵養域が減少することによる地下水量への影響が懸念され、県民の不安や関心が高まっております。

木村知事は、マニフェストで、地下水保全を最重要課題として掲げ、就任後、地下水保全推進本部を立ち上げられました。そして、10月末に行われた本部会議において、通常よく使われる第1、第2帯水層の地下水賦存量が約100億トンであることなど、これまでのデータの蓄積を踏まえ、シミュレーションを実施し、県民の不安解消に取り組んでおられます。

このような中、阿蘇地域は、九州の6つの一級河川の源流であり、熊本市周辺の地下水涵養の根

幹を担う白川の源流としても極めて重要な地域であります。

この阿蘇の壮大なカルデラに降り注いだ雨や雪が、長い年月をかけて地下に浸透し、九州一帯に豊かな水を恵んでおります。

これまで、白川中流域、大津、菊陽町で実施されている大規模な地下水涵養事業は、同地域に広がる水田への湛水が主体であり、白川に取水堰があるかんがい用水により行われております。つまり、湛水事業の水源の多くは白川に依存しております。現在行われている湛水事業は、阿蘇谷の黒川、南郷谷の白川ありきの事業であります。ざる田地域の地下水をくみ上げ、その揚水を利用した湛水事業ではないのです。

大津・菊陽地域における水田涵養事業は、熊本地域の地下水保全に大きく貢献していると認識していますが、涵養事業そのものが阿蘇の河川水に依存しているという事実は、阿蘇の山々や広大な草原原野の健全性が地域の地下水システムにとっていかに不可欠であるかを示しているものです。

このようなことから、私は、ちょうど1年前の一般質問において、白川と阿蘇カルデラ内の水環境について質問いたしました。その際、木村知事からは、県と熊本市が連携して、阿蘇の地下水保全に取り組んでいくことを大西市長と確認したことや、草原や水田、森林の水源涵養に果たす役割に着目し、企業や住民などの受益者が阿蘇の草原等を維持する活動を支援する仕組みを構築することなどを答弁いただきました。

その結果、今年8月1日から、公益財団法人阿蘇グリーンストックと県が連携して、九州の水を育む阿蘇の守り手基金を設置され、阿蘇の水源保全機能を支えるための仕組みが開始しました。

現状では、草原の支援のみを開始していることですが、阿蘇の豊富な水を保全するために

は、草原だけでなく、水田や森林といった他の貴重な涵養域の保全対策も重要です。

県と地元市町村や関係団体が連携し、できるだけ早くこの基金を水田や森林を保全する活動にも活用できるよう、具体的な仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思います。

最近では、地域の地下水の流動に関して、従来の認識が変わってきました。過去の調査では、阿蘇の地下水は、主に阿蘇盆地内で完結し、大津、熊本方面には直接的には流れていないとされてきました。しかし、このたび、地下水研究において数々の論文を発表されております東海大学の市川名誉教授による最新の調査で、立野付近から大量の地下水が直接大津、菊陽方面に流下していることが明らかになりました。一部は、立野の手前で溶岩に阻まれ、自噴し、白川に流れ込んでおります。

私は、阿蘇の水循環が熊本地域の地下水に非常に重要な役割を果たしていることから、令和5年12月定例会において、地下水保全条例の地域指定について質問しましたが、現状においては、指定地域の要件である地下水の採取に伴う障害が確認されていないため、指定地域にも重点地域にも該当しないとのことでした。

その後、この条例が規制条例であることや阿蘇の水が豊富であることから、規制の必要性が現時点ではないとの説明を受けました。

引き続き、規制の必要性については、地下水位の常時観測により、長期的な視点でデータを確認して判断するとのことでしたが、熊本地域の水循環に貢献している阿蘇の水が重要であることは間違いありません。

まずは、九州の水がめである阿蘇地域の地下水を守るためには、最新の科学的知見、そして阿蘇地域の河川水に依存する白川中流域の涵養事業の

実態を踏まえ、阿蘇の水循環が具体的にどのようになっているのかということ、また、それが他地域の水循環にどの程度貢献しているかなど、基本的な知見をしっかりと押さえていく必要があると思います。

そのようなデータ等に基づき、今後の仕組みづくりに取り組む必要があると思いますが、今後の方針を環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 阿蘇地域の地下水保全の仕組みづくりに関する今後の方針についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、阿蘇地域は、水循環の中で非常に重要な役割を担うことから、県で設置した3か所の観測井戸での常時監視のほか、8か所の民間井戸や自噴井戸において、毎月観測を行っております。

それに加え、本年8月1日に、公益財団法人阿蘇グリーンストックと連携し、阿蘇地域の水源涵養機能を維持するため、九州の水を育む阿蘇の守り手基金を設置し、草原の保全活動に対する寄附の受付を開始しています。

この基金では、企業等からの支援のインセンティブとなるよう、支援の貢献度を定量化し、貢献証書として発行することとしています。

県では、その証明のための評価指標の検討を行う有識者による委員会を今年11月に設置しました。この委員会においては、今年度中に草原における評価指標を設定することとしており、順次水田や森林に関する評価指標についても設定することとしています。

この基金は、熊本県内だけでなく、九州各県の企業等からの支援も想定していることから、阿蘇地域が具体的にどの程度他の流域に対して貢献しているのかを示すことが非常に重要と考えていま

す。

そのため、県では、今年度、熊本地域のモデルを参考に、阿蘇地域における水循環モデルの構築に取り組んでおり、あわせて、阿蘇地域における水源涵養状況の推計を行うこととしています。

このような水源涵養機能の評価指標等も活用し、草原や水田、森林などの水源涵養域の保全を通じて、将来にわたって阿蘇地域の地下水を保全できるよう、阿蘇管内の市町村や流域市町村などと連携し、実効性の高い仕組みを構築してまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 環境生活部長より答弁いただきました。

阿蘇地域の地下水保全と涵養機能強化に向けた具体的な、かつ有望な事業計画について、私は提案したいと思います。

現在、阿蘇市、JA阿蘇、阿蘇地域土地改良区で、地下水研究の権威である東海大学の市川名誉教授に依頼し、阿蘇谷地下水循環涵養のための調査を行っております。

その一環として、減水深調査があります。一口に言いますと、阿蘇谷の水田は、地下水保全に有効かとの調査です。調査の結果、阿蘇谷の田畑は、白川中流域のざる田と同じ透水性の高い水田が多く存在することが判明しました。これは、阿蘇谷の水田もまた、天然の地下水涵養施設として、極めて高いポテンシャルを有しているとのことでした。

この科学的知見に基づき、阿蘇谷にある豊富な自噴水を含む表流水を、この透水性の高い水田群に一時的に湛水し、再度地下に戻す、阿蘇谷地下水循環涵養事業を計画しております。

この事業は、阿蘇地域の自噴地下水やくみ上げた地下水の有効活用として、阿蘇谷の冬季休耕

田、約5,000ヘクタールを利用しての湛水で、阿蘇谷の地下水涵養量を高める、その結果として、黒川の水量を安定させ、白川下流域の涵養に貢献するという効果を目指しております。

元来、白川の水量は、季節にかかわらず水量が安定していると言われております。それは、取りも直さず、阿蘇地域の地下水によるものであります。一般的な河川は渇水期というものがありますが、白川水系にはそれはありません。

さて、この水田を活用した涵養事業は、これまでの草原・森林保全といった伝統的な水源確保対策に次ぐ極めて有力な地下水涵養の柱となり得るものと確信するものであります。

つきましては、県当局におかれましても、この阿蘇谷の革新的な地下水循環涵養事業に対して、その重要性と公益性を深く御理解いただき、支援、参画を御検討いただきますよう期待しまして、要望いたします。

次の質問に移らせてまいります。

高校入試における不登校生徒への対応と入学後についてでございます。

文部科学省による不登校の定義は、病気や経済的な理由などといった特別な事情がなく、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間の欠席日数が30日以上となった状態を指すとあります。

文部科学省が実施している令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、全国的には中学生の不登校は年々増えておるといことです。

背景としては、本人自身の問題と家庭環境に関するものがあり、調査項目では、学校生活に対してやる気が出ない、生活リズムの不調、不安、抑鬱、学業の不振や頻繁な宿題の未提出、いじめ被

害を除く友人関係をめぐる問題などが多くなっておりま

す。全国の国公立小中学校の不登校児童生徒は、12年連続で増え、全体の3.9%に当たる、これは26人に1人ですが、35万3,970人と過去最多を更新と記載がありました。

熊本県内の国公立小中学校については、不登校児童生徒は全体の4.1%に当たる5,781人でした。前年度から67人減り、12年ぶりに減少に転じ、小学生は2,133人、中学生は3,648人、熊本県内の国公立の高校生でも3年ぶりに減少に転じ、751人と報道されました。

このような中、10月24日付の朝日新聞によると、都道府県立高校の入試で使う調査書、いわゆる内申書の出欠席日数欄が、2027年度入試までに、4割に当たる19の都府県でなくなるとの記事が掲載されました。

出欠席日数欄をなくした理由として、不登校の生徒らの心理的負担をなくすため、学習の形も出席の扱いも様々になってきたためとある一方、出欠席日数欄を残す理由として、合否判定には使わないが、中学校での状況が分かるなどが挙げられております。

調査書は、出欠席日数以外にも、各教科の評定や活動の記録など、生徒のよい面や努力した点を中学校が記載し作成した資料であり、学力検査とともに合否判定に用いられると聞いております。

令和7年6月27日付で、文部科学省から都道府県教育委員会教育長に対し、身体、健康上のやむを得ない理由により中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく、選抜において不利に取り扱うことがないように通知されております。

そこで質問ですが、県立高校入試において不登校生徒が受験する際、不利に取り扱われることは

ないでしょうか。

私の地元の阿蘇中央高校では、令和7年度の学科改編により、既存の普通科、総合ビジネス科、社会福祉科に加え、探求活動を充実させた新たな普通科である探究科、スマート農業について学ぶ農と食の科学科、緑と水の科学科を新設し、普通教科だけでなく、商業、農業、社会福祉など、専門教科の特色を生かした魅力ある教育を実施し、生徒たちが充実した日々を過ごし、生き生きと活動しております。

その中には、中学校時に、ひょっとすると不登校生であった生徒もいるかもしれません。しかし、生徒たちが活発に活動し、頑張っている姿からは想像もできません。このように、県内における他の県立高校においても、同じように中学校時に不登校傾向だった生徒が高校入学後に活躍している学校もあるのではないかと思います。

そこで、中学校時に不登校だった生徒が県立高校入学後にどのような状況になっているか、教育長にお尋ねいたします。

○副議長(緒方勇二君) 教育長越猪浩樹君。——残り時間が少なくなりましたので、答弁を簡潔に願います。

[教育長越猪浩樹君登壇]

○教育長(越猪浩樹君) まず、高校入試における不登校生徒への対応についてお答えします。

県教育委員会では、文部科学省からの通知を踏まえ、熊本県立高等学校入学者選抜要項を作成するとともに、各校に同通知及び同要項に基づき適切に対応するよう通知しています。

高校入試では、欠席日数によって不合格とすることはなく、不登校生徒がそのことのみをもって不利に取り扱われることはありません。

次に、中学校時に不登校だった生徒の県立高校入学後の状況についてお答えします。

本県では、中学校時に不登校だった生徒の6割以上が高校入学後に不登校の状況を解消しています。

例えば、中学校時に人間関係に悩んでいたある生徒は、新たな友人と出会い、充実した高校生活を送ることができるようになった結果、学校を代表して多くの人前で高校生活の楽しさや充実感を伝えることができるようになったり、また、やりたいことを思いっきりできる環境で学び、クラブの部長を務めた生徒もいます。

このように、環境の変化をプラスに変え、高校入学後に新たな目標を見つけ、活躍の場を自分で広げることで、不登校の解消につながっていると考えています。

また、高校入学後も不登校が解消していない生徒もいることから、そのような生徒に対しては、1人1台端末を活用して、オンラインでの学びの保障をするとともに、心の健康観察等を行うなど、生徒に寄り添った支援を行っています。

県教育委員会では、生徒一人一人が生き生きと活躍できるよう、引き続き不登校生徒を支援してまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 ただいま教育長より答弁いただきました。

熊本県の場合は、高校入試において、調査書を選抜資料の一部としているが、欠席日数によって不合格とすることはしないと、不登校生徒をそのことのみをもって不利に取り扱うことはないということでした。

また、地域との協働体制や高校魅力化コンソーシアムの構築及びコーディネーター配置の推進や多様なニーズに応じた学びの場づくりの推進を対策されていることでした。教育長、ありがとうございました。

今回も、まだ答弁切り返したかったんですが、時間がありませんで……

○副議長(緒方勇二君) 所定の時間を超えていますので、発言を終結願います。

○岩本浩治君(続) 毎回時間をオーバーしております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

最後まで御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) この際、5分間休憩いたします。

午前11時1分休憩

—————○—————

午前11時11分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕(拍手)

○星野愛斗君 皆様、こんにちは。熊本市第二選挙区選出・熊本維新の会・星野愛斗です。

本日、当選以来、通算4回目の質問の機会をいただきまして、同僚議員の皆様、先輩議員の皆様方に深く感謝を申し上げます。

私ごとですが、今回、本当に質問の機会がちょっと危ぶまれるトラブルがございまして、その件に関しては本当に、ちょっと名前を言わないようにということなんですけれども、先生、本当にありがとうございます。何とかこの最終日に発言の機会をいただきました。より一層の感謝を感じながら精いっぱい質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

最終日だけあって、もう幾つかの質問が、ほかの先輩議員の皆様とテーマが重複しているところがございますが、私なりの思いを持って質問をさせていただきますので、御容赦いただけたらと思

います。

では、発言通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、県財政の現状確認と今後の対応策について伺います。

知事が、令和8年度予算編成に当たって、庁内説明会で訓示を行われました。これまでの歴史の中で、予算編成の説明会で知事が訓示を行うということが、これまであまりなかったのかなということで、異例のことだということでニュースにもなりました。それだけ現在の県財政がいかに厳しい状況であるかを示すものだと受け止めています。

財政見通しとして、令和8年度から12年度までの5年間で685億円、年間約137億円の財源不足が見込まれていることが報告されました。特に、令和8年度は69億円の不足が予測されていましたが、その後の災害対応などにより、現時点では119億円の不足に拡大しています。

この主な要因として、人件費の増加や令和7年8月豪雨災害での対応に加え、特に、公債費の増大が大きく影響しています。熊本地震や豪雨災害に関連した公共事業が積み重なり、その返済の本格化とともに、金利の上昇が財政を強く圧迫する状況にあります。

一方で、知事は着任から1年余りが経過し、マニフェストで掲げた10の約束を基に、くまもと新時代共創基本方針、総合戦略を打ち出されています。そこでは、こどもまんなか熊本、渋滞対策、スポーツ施設の整備、サイエンスパークの推進など、多岐にわたる政策目標が示されています。

また、この総合戦略には、政策の進捗を客観的に検証するためのKPI、重要業績評価指標が設定されています。KPIとは、掲げた政策がどこまで達成できたかを数値で測る進捗の物差しであ

り、知事が掲げるだけでなく、確実に実行するという強い姿勢を示すものと理解しています。

しかし、スポーツ施設の整備やサイエンスパークの推進などは、多額の整備費が必要となる事業です。加えて、老朽化したインフラの維持管理にも相当の財源が必要です。こうした中で、財政が極めて厳しい状況にあることを踏まえると、これらの施策をどのように優先し、どのように財源を確保していくのか、抜本的かつ現実的な方針が明確に示されないまま事業だけが先行することになれば、県民の皆様には大きな不安を与えかねません。

そこで、今後の予算編成に向けて、優先すべき施策や見直しや取捨選択をすべき施策について、知事としてどのように整理をされているのか、明確なお考えをお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 星野議員から、中期財政見直しなどを踏まえた、今後の予算編成の考え方についてお尋ねいただきましたので、お答え申し上げます。

本県では、令和8年度の予算編成方針の作成に当たって、大まかな財政収支の見通しを試算いたしました。その結果、先ほど議員から御指摘いただいたとおり、119億円の財源不足が見込まれており、足元の財政状況は非常に厳しい状況にあると認識しております。

こうした中においても、令和7年8月豪雨をはじめとした過去の大災害からの復旧、復興は最優先で取り組んでいく必要がございます。

また、私が日頃から不可欠と考えている教育、福祉の充実や各産業における人材不足解消に向けた取組についても、喫緊の課題として加速化を図らなければなりません。

さらには、空港アクセス鉄道やスポーツ施設の

整備、くまもとサイエンスパークの推進など、本県の将来の発展へとつながる施策への積極果敢な投資も欠かすことはできません。

そのため、私は、令和8年度予算について、くまもと新時代を築くメリ張りのある予算編成を目指すため、事業の徹底的なスクラップ・アンド・ビルドを行い、事業の選択と集中を図ることとしております。

松田議員の答弁でもお答えいたしました。歳出面においては、特に、そのスクラップの意識を徹底することを指示したところでございます。

多額の経費が見込まれる事業については、国に対してさらなる財政支援を求めていくことはもちろん、民間活力の導入や、県と市町村それぞれの役割に応じた財政負担などについて検討を行い、県費の支出をしっかりと抑制してまいります。

県民のため必要とされる施策の推進と健全な財政運営の両立は、私の使命であり、責任でもあります。

引き続き、熊本のさらなる発展に向けた施策をスピード感を持って実行していくとともに、将来にわたって持続可能で健全な財政運営の確立に努めてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 今後少子高齢化が進み、ほぼ予測の外れない人口動態の中で、国からの交付金は減り、社会保障費等は増大の一途をたどる中で、かつてないほど厳しい県政運営が要求されると思います。

これだけ財政が逼迫している以上、もはや広く浅く一律に削る程度の見直しでは不十分だと考えます。聖域を設けず、一つ一つの事業の必要性を徹底的に検証し、痛みを伴ってでも廃止、縮小、当面の凍結といった具体的な判断から逃れることはできない局面に来ております。スクラップ・ア

ンド・ビルドという言葉が一人歩きするのではなく、何をやめて、どれだけの財源を生み出し、どの優先施策に振り分けるのかが見える形になってこそ、知事のおっしゃる、メリ張りある予算編成の説得力が増すのではないかと思います。

ただいまの知事の御答弁の中に、大きな事業に対して大胆に大なたを振るう判断があるかと期待をいたしました。現時点では残念ながらありませんでしたが、しかし、冒頭申し上げた9月の予算編成方針の説明会に自ら出席され、ただいまありましたように、スクラップ・アンド・ビルドの中のとりわけスクラップを求められました。このような大きな決断をされる覚悟を持っていらっしゃると思いますので、来年度の結果に期待をしたいと思います。

そして、その上で、災害からの復旧、復興や教育、福祉、人材確保に最優先で取り組むとのお考え、また、空港アクセス鉄道やスポーツ施設、くまもとサイエンスパークなど、将来につながる投資について、メリ張りある予算編成を行うとの方針、知事からの力強い御答弁があり、こちらも期待をしたいと思います。こちらに期待をしている県民の方も多くいらっしゃると思います。

なお、かつて蒲島前知事が就任当初に、県の財政難に対して、自らの知事給与を100万円カットするという、ある意味で非常に分かりやすい身を切る覚悟を示された時期がございました。その結果として、4年間で約1,000億円の借金を減らし、30億円の貯金の増加につながり、財政再建を果たされたこともありました。やれというわけではないんですけれども、はい。そこまでを求めつつもりではございませんが、覚悟の示し方にもいろいろあるんだなと思いました、はい。

重要なのは、政治的な信頼です。厳しい財政状況の中にあっても、未来への投資を進める知事の

方針を県民の皆様の理解と納得、そして信頼につなげていくためにも、今申し上げたような踏み込んだ見直しと、それから情報開示、これを知事の強いリーダーシップの下で進めていただくことを期待し、要望いたします。

次の質問に移ります。

次に、ファシリティーマネジメントの取組について伺います。

ただいまの県財政の現状につきましては、厳しい見通しがありながらも、聖域なく事業を見直しながら、歳出の抑制にも取り組んでいかれるとの県の方針は御承知のとおりです。

県の財力には限界がある中で、県が保有する資産を維持しながら、有効活用していくことも重要な取組の一つです。令和8年度予算要求に伴う査定作業から、県有施設の改修等に係る予算要求について、ファシリティーマネジメント査定が新たに加えられたと聞いています。県が実施しているファシリティーマネジメントの取組は、県有財産の総量最適化、効率的活用、長寿命化、この3つが大きな柱となっています。これらは、いずれも将来世代への負担軽減と持続可能な財政運営の観点から極めて重要な視点であると認識しています。

主に昭和40年代から50年代にかけて集中的に建設された、本県が所有する公共施設を集約したり売却したりすることで、保有資産の適正規模を追求する必要があります。用途を終えたものは、処分を検討することはもちろんであろうと思います。

また、保有資産の維持管理費用がかかり過ぎることも看過すべきではありません。日常の保全業務まで含めて精査し、歳出を抑制する取組は不断に行うべきです。

さらに、長寿命化による維持更新費用の平準化

にも取り組む必要があります。施設を安定的で平準的な管理費用で長期使用できることは、県有財産の価値を維持していくために必要な取組です。県有資産の維持管理や改修費用などは、優先順位を適切につけながら限られた予算の中で効果的に支出していくことが、県財政状況が厳しい中であっても、今後ますます重要になってくるものと思います。

そこで、県有資産を適正規模で保有しながら、将来にも安心して引き継いでいくために、足元の財政状況も踏まえながら、県のファシリティーマネジメントに今後どのように取り組んでいかれるのか、総務部長にお尋ねします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 本県の公有財産である4,977棟の建物は、その多くが昭和40年代に建設され、老朽化が進行していることから、改修等の費用が年々増加するなど課題が生じています。

これまでの施設の改修等は、それぞれその時々が必要に応じ実施されており、コスト面のみならず、施設の利用制限や効率的な事務の執行の観点からも改善が必要となっていました。

このため、本県では、令和8年度の当初予算編成から、施設の改修等の予算について、ファシリティーマネジメント査定を導入しました。現在、678件の工事等について整理を行っているところです。

具体的には、施設の重要度や老朽化の状況、緊急性等の観点から優先順位をつけ、改修工事等の時期を分散させることにより、財政負担の平準化を図ることとしました。

また、近く予定されている改修工事等の内容について、中長期的な改修計画を踏まえ見直すなど、工事内容の最適化とともに、財政負担の抑制を図っています。

さらには、県民が利用する施設について、複数の工事をまとめて実施することにより、財政負担の抑制に加え、閉館期間等の短縮にも取り組んでいます。

今後、人口減少などに伴い、公共施設に求められるニーズや役割も刻々と変化していくことから、ファシリティーマネジメントによる施設管理はより一層重要になってくると考えています。

引き続き、公共施設の役割について、不断の見直しを行いながら、ファシリティーマネジメント査定を通じて、財政負担を軽減しつつ施設の長寿命化を図り、県有財産の適正な管理と活用に取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 総務部長に御答弁いただきました。

ただいま御答弁いただいたとおり、県の所有財産について、その価値を維持しながら有効活用していくという視点でマネジメントに取り組んでおられることを確認いたしました。

あわせて、厳しい財政事情の中で、現場の職員の方々が日々工夫と苦労を重ねておられることに、改めて敬意を表したいと思います。

その上で、私が特に大切だと考えておりますのが、用途を終えた資産の整理、縮減を計画的かつ着実に進めていくことです。保有資産の維持や長寿命化の工夫ももちろん重要ですが、それだけに重心が置かれますと、管理費用が膨らむ一方となり、真に必要な分野への投資に充てるべき財源が圧迫されかねません。用途を終えたものについて、売却などの処分を進めていくことはもとより、形式上は用途を終えたものに分類されていない財産の中にも、今後も、この規模、この場所、この形で本当に必要なのかという観点から、丁寧に点検していただくことも大切ではないかと思

います。

一方で、公共施設の中には、採算性だけでは評価し切れない役割を果たしているものがあることも併せて申し上げておきたいと思います。

多くは市町村が保有するケースかと存じますが、例えば、イベントスペースや入浴施設のように、地域の憩いの場や交流の場として機能しております、主に高齢者の方が利用者となっているような施設では、必ずしも採算が取れていないところが多いことが実情ではないかと思えます。こうした施設を一律に不採算だからと廃止してしまいますと、そこに通うこと自体が運動の機会になっていたり、コミュニケーションの場になっていたりした効果が失われ、その結果として、出かけることがなくなり、健康寿命が縮まり、寝たきりや長期の入院、手厚い介護や医療の必要となる方の増加につながるおそれも懸念されます。

そうなれば、今も加速度的に増加しているこの医療、介護の費用が将来さらに膨らみ、その負担は、結局県民の皆様の税金で賄わざるを得なくなります。単に不採算事業だからと整理するだけでなく、将来を、そして地域全体を見据えたときに、今申し上げたような数字には表れにくい効果や価値も含めて総合的に勘案しながら判断していく視点を、ファシリティーマネジメントの議論の中にもぜひ持ち込んでいただければと思います。

一律に予算を削るシーリングといった手法のみならず、施設ごとの役割や利用実態、さらには今申し上げた目に見えにくい効果も踏まえた取捨選択を丁寧に積み重ねていくことで、県の所有財産の全体像を、よりスリムでありながら地域の暮らしをしっかりと支えられる持続可能な姿へと組み替えていくことが重要だと感じています。

今回導入されますファシリティーマネジメント査定につきましても、こうした観点を踏まえつ

つ、スクラップ・アンド・ビルドの推進と目に見えにくい価値の適切な評価の双方につながる実効性の高い仕組みとして、今後一層磨き上げていただくことを強く期待し、次の質問に移ります。

次は、外国人との共生に向けた医療提供と国民健康保険制度について伺います。

T SMCの進出により、県内経済は活性化に向けた大きなアクセルを手に入れており、今後の経済効果に期待する声も多くあるのは御承知のとおりです。

一方で、交通渋滞の悪化やJ A S M周辺の地域の地価高騰など、様々な課題が生じているのも事実です。このほか、県内への外国人流入が今後さらに増加することが見込まれており、その対応も大きな課題となっています。県としては、外国人との共生に向けた県民の意識醸成を図り、外国人と住民生活をきめ細かく支援するための市町村との連携などにも取り組まれていると聞いています。本県で過ごす外国人が地域の中で受け入れられ、共に生活できる社会を目指すことは、本県を取り巻く経済環境を考慮すると、重要な課題であると思います。

地域の中で我々と同様に生活を営む以上、県内在住の外国人が抱える悩みや相談事もまた、我々とそう大きく変わるところはありません。その上、言葉の壁や文化の違いもある中で、我々の想像を超えた外国人の方々の御苦勞もあると思われま

す。病気やけがについても、同様の問題が生じます。病気やけが、障害の種類に応じて、どの医療機関にかかればよいのか、日本語でしか説明されていなければ医療サービスを円滑に受けることは難しくなります。

最近では、これらの方々が医療機関を受診する際、言語や制度理解の壁で受診控えやトラブルが

生じているとの声も聞きます。

このような困り事をサポートするために、通訳や多言語の対応を行える医療機関の整備が必要ではないかと思えます。

そこで、まず、外国人の医療アクセスの向上に向けた県のお考えを健康福祉部長にお尋ねします。

次に、外国人の流入が増加すると、それに合わせて国民健康保険への加入も増えてくる状況になるのではないのでしょうか。

本県の国民健康保険の被保険者を確認したところ、令和2年度に約6,400人であった外国人が、この4月に約7,600人と、5年間で20%程度増加をしているようです。ここでは、社会保険が含まれておりません。今回、国民健康保険のみを扱います。

外国人と国民健康保険をめぐる問題については、国会での議論を見ると、一部の自治体のデータを基に、外国人が保険料を納めていないのではないかという話がある一方で、厚生労働省は、外国人の収納状況を実際に把握できている自治体とできていない自治体があると回答しています。これまで、保険料に関しては、外国人、日本人を問わず、全被保険者の収納状況を把握しているものの、外国人に限った収納状況は、網羅的に把握していなかったということのようです。

去る11月4日には、上野厚生労働大臣が、記者会見で、外国人の国民健康保険料の未納付防止については、外国の方の納付状況を出入国在留管理庁と共有して在留審査時に活用する仕組みについて、令和9年の6月からの開始に向けて準備をしていると発表しました。

払える能力があるのに保険料を払っていない外国人がいるといった課題意識の下、外国人が今後も増加することを想定し、保険料をしっかりと払っ

てもらうための対策に国が動き始めたということになります。外国人被保険者が増えている、今後増えるだろう本県においても課題を把握し、その対応を行っていくべきではないかと考えます。

国民健康保険の主体は市町村であるものの、県の旗振りもまた重要です。

そこで、外国人被保険者の保険料収納に関する課題について、現状をどのように把握しているのか、また、今後県としてどのようなスタンスで臨むつもりなのか、これも併せて健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 外国人が我が国の医療保険制度の下で医療サービスを受ける上では、本国とは異なる制度に対する理解の壁や言葉の壁があると考えています。

まず、外国人に対する医療アクセスについては、国は、市町村単位で、全国の病院、診療所などを5つの言語で検索できる、医療情報ネットナビという名称がついていますが、これを整備して、身近な医療機関の場所や診療内容、アクセス手段などを分かりやすく伝えておりますし、県では、24時間365日体制で運用する多言語コールセンターを設置して、受診の際の言葉の壁に対応しています。

さらに、市町村においては、医療機関でも活用できる通訳ボランティアの配置や外国人母子手帳の交付をはじめ外国人総合相談窓口の設置など、外国人のニーズに応じた取組が行われています。

次に、国民健康保険における外国人被保険者に関する課題と対応についてお答えします。

令和7年10月に、現状や課題を把握するため、保険者である市町村を対象にアンケート調査を実施しました。その結果、約6割に当たる29市町村において、現在のシステムでは外国人を抜き出し

て収納率を算出するのが難しいことや、意思疎通の面から制度の内容に理解が得られないなどの理由で、保険料の収納に課題があることが分かりました。

このような中、外国人被保険者の収納情報については国が主導し、令和8年度から、市町村ごとのデータを把握できるようシステムの改修が行われ、国とデータの共有が図られることになっています。

一方で、市町村においては、多言語リーフレットによる制度の周知に取り組まれています。それでもなお対応に苦慮されていることから、県では、外国人被保険者の収納率向上に向けた研修会を開催することとしています。

国において外国人政策に関する検討が進められていることから、引き続き、国の動向を注視していくとともに、市町村とも情報共有、意見交換を図りながら取組を進め、国の制度に関するものについては随時要望してまいります。

熊本に住む外国人の方も安心して医療機関を受診できるようにするとともに、被保険者の一人として保険料を納付していただくことが重要です。

引き続き、県としては、国や市町村をはじめ医師会など関係機関とも連携を図りながら、医療の分野においても、外国人との共生社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 健康福祉部長から御答弁いただきました。

国政における外国人技能実習制度の拡充や本県におけるTSMCの進出などもあり、本県で暮らす外国人労働者やその家族は、今後ますます増えていくことが予想されます。その中で、外国人の方も含め、ここ熊本で暮らす全ての方が安心して必要なときに医療を受けられるようにしていくこ

とは、県にとって非常に重要な責務であると改めて感じたところです。

御答弁にもありましたとおり、我が国は、国民皆保険制度を通じて高い平均寿命と保健医療水準を実現してまいりました。保険証さえあれば、いつでも誰でも必要な医療サービスを受けられる、この恵まれた制度を将来にわたって持続させるためには、日本人、外国人問わず、公的医療保険に適切に加入をし、公平に保険料を負担していただくことが不可欠です。

その意味で、外国人の方々も、国民健康保険の大切な加入者の一員であり、安心して医療を受けられるようにすると同時に、在留資格や国籍にかかわらず、被保険者全員が負担を分かち合うという原則を丁寧に説明し、理解していただくことが重要だと考えます。

極端な例ですが、東京都の、とある外国人がいっぱい入っているような、とある区の取組状況の資料がございまして、令和7年度の資料でしたが、外国人の方の滞納率というのが50%を超えていました。

また、とある国籍の方は、そもそも、こういう保険の制度がないような国から来ていて、その保険の概念が分からないのか、滞納率が8割も超えているような、ただ、これは、国籍別にとというのは、今全国的に整理されているものではありませんから、各自治体が独自にやっているようなデータにはなりますが、そういった一部の自治体では、外国人被保険者の未納や制度理解の不足により、かなり踏み込んだ対応を取らざるを得ない状況にまで至っていることに、私自身、強い危機感を感じています。

だからこそ、まだ熊本県の状況が比較的落ち着いているうちに、どのような方が県内に来られても公平に負担し合えるよう仕組みづくりを徹底し

つつ、外国人の方々と共生できる社会を目指していくことが重要だと考えております。こうした取組を怠り、一部の外国人の未納だけが過度にクローズアップされてしまえば、外国人に対するイメージの不必要な悪化や日本人との分断を生むおそれがあると同時に、結果として大事な歳入の減少や一人一人の国保の負担の増加にもつながりかねません。

また、実際の窓口で制度説明や収納に苦勞されているのは、県ではなく、市町村の担当職員の皆さんであることも忘れてはなりません。意思疎通や制度理解の面で悩みを抱えている自治体も少なくないとのことでした。

県におかれましては、予定されている研修会の充実はもとより、現場の声をしっかり受け止めながら、市町村とともに実効性のある取組へつなげていただきたいと思います。

外国人も、私たちと同じ保険の加入者であり、同じ地域の住民です。だからこそ、先ほど御答弁にありました医療情報ネットナビや多言語コールセンター、市町村の多言語リーフレットなど、これまで整備されてきた仕組みをさらに周知し、利用しやすくしていただくとともに、今後も、機会を捉えて、外国人にとって利便性向上に向けた対策を検討していただきたいと思います。

県におかれましては、熊本に住む外国人の方も安心して医療機関を受診できるようにすること、そして被保険者の一員として公平に、重ねてになりますが、公平に保険料を納付していただくこと、その双方が確保されるよう、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、医療の分野における外国人との共生社会の実現に向けた取組を一層進めていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

地域公共交通の維持に向けた県の取組について

伺います。

私の選挙区である熊本市を中心とする熊本都市圏は、朝夕の通勤通学時間帯を中心に、主要幹線道路での深刻な渋滞が常態化し、県民生活の時間的損失や物流の停滞、環境負荷の増大など様々な悪影響が生じています。このままでは、国内外からの観光客の訪問先やビジネスの投資先としての熊本県の魅力までも損なわれかねず、強い危機感を抱いています。

渋滞解消は、言うまでもなく待ったなしの課題です。県では、木村知事のリーダーシップの下、渋滞解消推進本部を設置し、ハード、ソフト両面から様々な取組を進めていると承知しています。

短期的なソフト対策としては、渋滞対策パートナー登録制度を活用した時差出勤の拡充や自家用車や公共交通機関への利用転換など、県民の意識が変化さえすれば、今すぐ成果が上がる即効策にも積極的に取り組んでおられ、期待をしています。

しかしながら、県民の意識を変化させるためには、公共交通ネットワークに十分な利便性があることが、そもそも大前提であることを忘れてはなりません。熊本都市圏のような都市部においては、単に路線を存続させるだけでなく、通勤通学時間帯を中心に、一定以上の本数による高頻度な運行サービスを実現してこそ、公共交通機関の利用を県民が現実的な選択肢として認識するようになります。

一方で、日本の地域公共交通は、それぞれの交通事業者が独立採算での経営維持を求められているため、利便性の向上が十分に進まないケースが多いことが課題です。例えば、熊本都市圏のバス路線であっても、運転士不足により減便や廃止の対象となり、ダイヤの遅れや車内の混雑も生じています。このような不便がある限り、どれだけ広

報やキャンペーンに力を入れても、公共交通の利用拡大にはなかなかつながりにくいと感じます。バス路線の廃止、減便、さらには赤字経営の交通事業者の市場からの撤退によって公共交通の利便性が低下し、自家用車への依存がますます進み、渋滞が深刻化するという悪循環は絶対に避けなければなりません。

公共交通には、渋滞解消や環境負荷の低減、健康の増進、地域の活力維持など、社会全体にプラスの影響をもたらす、いわゆる正の外部性があります。そのため、公共交通は行政が下支えをしていくべき分野であり、多くの国においても、公共交通を公的に支える動きが世界的な潮流になっています。にもかかわらず、事業者任せで過小供給に陥ってしまうことは大きな社会的損失です。

地域のインフラとして必要なはずの公共交通が不便になる、さらにはなくなるというケースが、都市部、地方部ともに多発していることは、昨今の県議会での同僚議員、先輩議員の皆様の御質疑を聞いても明らかです。これは非常に残念なことだと思います。地域にとって必要なインフラを保障するため、今こそ地元自治体はもちろん、県も積極的に交通事業者に対する経営支援策を充実すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

公共交通が負のスパイラルから脱却するための鍵は、部分最適ではなく、全体最適を図ることです。既に熊本では、共同経営推進室が発足し、バス会社相互の路線やダイヤの調整が進められていますが、車両や運転士という貴重な資源をできる限り効率的に活用するため、会社を超えた連携を強化する枠組みが必要です。

公共交通の再構築に向けて、県では、地域公共交通計画の次期計画を策定中と聞いています。これまでの県議会の質疑においては、公共交通に求められるサービス水準の達成に向けて、既存資源

の最大限の活用と積極的な投資による供給力の強化や利便性の向上、そして、交通連合の創設を念頭に、改革を推進するための運営体制の構築について検討を進めるとの方針が示されました。

この方向性は、公共交通を地域インフラとして維持、強化していく上で重要な視点であると評価をしております。その上で、待ったなしの課題である熊本都市圏の渋滞対策の切り札となるよう、次期計画に具体的な施策として位置づけ、スピード感を持って実行していくことが何より重要であると考えます。

また、交通事業者への経営支援を効果的かつ安定的に実施するため、県、基礎自治体、交通事業者が一体となって、運賃やダイヤ、補助の在り方を協議調整する連携の枠組みとして、交通連合の創設が必要と考えます。

そこでお尋ねします。

次期熊本県地域公共交通計画の策定に向けて、熊本都市圏において、自家用車から公共交通機関への利用転換を図るために不可欠な高頻度な運行サービスの実現やサービス水準の確保について、どのような方針と具体的な関与策を県として検討されているのかを企画振興部長に伺います。

あわせて、次期計画の中で交通連合のような組織の設置をどのように位置づけ、検討を進めておられるのか、現時点でのお考えを併せてお聞かせください。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、都市部における公共交通サービス水準の確保についてお答えします。

地域公共交通は、県民生活の基盤であるとともに、県外から訪れるビジネス客や観光客にとっても欠かせない重要な役割を担っています。

そのため、これまで県では、熊本県地域公共交

通計画に基づき、持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築を目指し、鉄道や路線バスの維持などに係る財政支援を行ってまいりました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、自家用車の普及や人口減少による地域公共交通の利用者の減少に加え、近年は深刻な運転士不足により、利用者のニーズがある都市部においても、減便や路線廃止が生じています。その結果、サービス水準の低下が進むという負のスパイラルに陥っており、都市部における渋滞を助長しています。

このため、現在策定作業を進めている次期熊本県地域公共交通計画では、都市部において自家用車から公共交通への転換を促すため、朝夕のみならず、日中もダイヤを意識せずにストレスなく移動できる水準でのサービス供給を目指すことなどを掲げることとしています。

また、人材や車両など、公共交通に関するあらゆる資源がニーズに応じて効率的に配置されるよう、県が主体的に交通事業者と協議を行いながら、例えば、利用者が少ない路線バスについては、ダウンサイジングを後押しし、都市部の利用ニーズが高い路線にその資源を投入するよう誘導を図るなど、効率的かつ効果的な運行に向け検討を進めていくこととしています。

次に、交通連合についてお答えします。

次期計画で掲げる目標の実現には、公共交通網の維持、拡充に加え、例えば、運賃体系や運行ダイヤの統一による利便性の向上などを図る必要があります。そのためには、本県をはじめ熊本市や各交通モードの事業者等が参画する経営体として交通連合を組織し、効率的で利便性の高い運行の実現に取り組んでいくことも有効な手段の一つと考えており、今後、関係者とともに検討を深めてまいります。

県としては、都市部における公共交通の利便性

向上を通じて渋滞解消を図るとともに、公共交通を取り巻く負のスパイラルを是正し、正のスパイラルへの転換を実現するという強い決意を持って取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 企画振興部長に御答弁いただきました。

地域公共交通の現状を人口減少や運転士不足によるサービス低下が都市部の渋滞を助長しているという認識でしっかりと捉えておられること、そして、都市部においては、日中でもダイヤを意識せずに移動できる水準を目指すとの方針が示されました。負のスパイラルから正のスパイラルへと転換をしていくその計画を、ぜひ次期計画の中で、具体的な施策として、スピード感を持って具現化していただきたいと思っております。

一方で、利用者の少ない路線のダウンサイジングや資源の重点化配分は、効率性の観点からは重要であるものの、やり方を間違えれば地域の足を奪いかねない極めて慎重な対応が求められるテーマでもあります。地域住民や市町村との十分な対話の下で、代替手段の確保も含めて丁寧に進めていただきたいということを強く申し添えます。

また、最近、県内のバス事業者において、運賃収入の着服事案が報道されました。このようなことが起これば、県や市が公費を投じて公共交通を支えようとしても、県民の皆様から見れば、本当に適切に使われているのかという不信感につながりかねません。

しかし、裏を返せば、県や市が公共交通施策により深く関与をし、交通連合のような枠組みの中で、ガバナンスやチェック機能をきちんと組み込んでいくことで、経営の透明化や健全性を高めていくことも十分可能だと考えています。その意味でも、交通連合は、単なる税金を入れる器ではな

く、県民から見て信頼できる運行と経営を担保する仕組みとして設計をしていただきたいということ強く期待をいたします。

公共交通の利便性向上を通じて、熊本都市圏の渋滞解消と地域の活力維持双方を実現できるよう、知事はじめ執行部の一層のリーダーシップに期待をし、次の質問に移ります。

中小企業などの民間部門の生産性向上に資するデジタル化の推進について伺います。

T S M C 進出で県内経済が活性している一方で、人手不足、コスト高、継承者不足を抱える中小企業など民間部門においては、生産性向上が大きな課題となっています。

本県でも、人口減少が進む中、様々な産業分野において人手不足を克服し、他の地域に負けない競争力を維持向上させていくためには、デジタル技術を活用した生産性向上の推進が不可欠です。

一方で、現場からは、何から始めればよいのか分からない、I T ツールの効果を実感できない、デジタル人材がそもそもいないといった声が根強くあります。分からない分野に踏み込むには、やはり事前の十分な情報収集や知識の習得に加え、伴走してくれる協力者、支援者の存在が不可欠です。一人で走っているだけでは、正しい方向に進んでいるのか不安になりますし、他社との比較もできないまま独りよがりの取組に陥ってしまう危険性もあります。

一方で、中小企業などデジタル部門のマネジメント層は、今後の地域経済活性化の鍵がデジタル化による効率化、省力化にあることを十分理解をしており、この機を逃せば事業継続が困難になりかねないという強い危機感も共有されています。

こうした中、県においては、デジタル戦略局の設置以降、セミナーや研修、専門家派遣、補助金、実証事業などを通じて、民間部門のD X 支援

に取り組んでこられたと承知をしています。

県においては、これらの取組を意識啓発や機運醸成にとどめることなく、今後さらに、生産性向上に向けた支援を展開していくことが求められているものと考えます。そこで、今後、県内の中小企業など民間部門における生産性向上に向けたデジタル化の支援をどのように進めていくのか、デジタル戦略担当理事にお尋ねします。

[理事阪本清貴君登壇]

○理事(阪本清貴君) 令和4年4月に設置したデジタル戦略局では、同年6月に、産学行政連携によるDX推進を目的として、くまもとDX推進コンソーシアムを立ち上げ、様々なイベントやセミナーを実施するなど、これまで、主に機運醸成と優良事例創出の観点から、県全体のデジタル化やDX推進に取り組んでまいりました。

コンソーシアムは、現在700を超える多様な業界の企業等が参画しており、全国的に見ても、最大規模の地方発DX推進組織へと成長しております。

また、コンソーシアムが実施した直近の調査では、DXの必要性を認識している事業者が約8割、既に取り組んでいる事業者が約6割となるなど、県内のDXの理解や機運は着実に高まってきていると認識しております。

一方で、調査では、DX推進の課題として人材の不足を挙げる事業者の割合が約6割と最も高く、必要性は認識しているが具体的に何をすればよいか分からないという意見も見られます。

こうした現状から、今後デジタル技術を生かした生産性向上を推進する上では、それを担う人材の育成、確保とともに、デジタル技術の効果的な社会実装の推進が重要と考えております。

このため、県では、本年7月のデジタル化推進本部会議において、各部局を挙げて、DX人材の

育成、確保とデジタル技術の社会実装に向けた取組をさらに強化していくことを決定いたしました。

デジタル戦略局では、こうしたフェーズの転換を踏まえ、既にDX推進リーダーの育成や企業のマッチング支援等の取組の強化を進めており、他部局においても、現在、関係団体と連携した相談窓口の設置や専門家の派遣、展示会の開催など、それぞれの業種に応じたデジタル化支援の取組が進められております。

また、デジタル戦略局では、人材の育成、確保の強化に向け、DX人材の裾野を広げるとともに、AIの活用など、DXを担う人材のスキルアップを戦略的に進める観点から、将来の即戦力につなげることを目指した大学生の実践的育成や、組織内部でデジタル化を牽引するDX推進リーダーのレベルアップを図る実践的な研修の実施などについて検討を進めております。

さらに、社会実装の強化については、コンソーシアム活動を発展させ、ワーキンググループの設置による会員ネットワークの強化や、商工団体等の支援機関と連携したデジタル技術の導入支援など、産学行政連携による取組をさらに強化していくことも検討しております。

引き続き、各部局や関係団体等と緊密に連携しながら、県内中小企業など民間部門の生産性向上に向けたデジタル化の支援をしっかりと進めてまいります。

[星野愛斗君登壇]

○星野愛斗君 ただいま、デジタル戦略担当理事から、これまでの取組と今後の方向性について御答弁いただきました。

コンソーシアムの設立や人材育成、社会実装に向けた方針を打ち出し、全国でも大きな規模で動いていただいていることは、県としての問題意識

の強さが伝わってくる取組だと感じています。

御答弁にもありましたように、人材が足りない、必要性は分かるが具体策が見えないという悩みが大きいからこそ、県にはセミナーや研修を増やすだけではなく、例えば、企業規模や業種ごとに、まずはここに相談をすればよい、次に、この支援を使えばよいという入り口の分かりやすい道筋を整理して示していくことが求められているのではないのでしょうか。

あわせて、支援を受けた結果として、どの程度、例えば、残業時間が減ったとか、売上げや利益率がどう変化したのかといった生産性向上の具体的な成果をきちんと見える形で示していくことも重要だと思います。

そうした具体的な事例が見えてくれば、うちもやってみようという次の一歩につながります。民間部門におけるデジタル化の推進による省力化、効率化の進展は、経済社会全体の拡大成長のために必要不可欠な取組であり、まさしく待ったなしの状況です。

今後も引き続き、県として様々な角度から民間部門のデジタル化を支援する取組を進めていかれるよう要望いたします。

5つの質問が終わりました。

最後、要望となります。

これは、常任委員会でも話題に上がりましたが、期待の声もありますので、改めて要望という形で述べさせていただきたいと思います。

熊本武道館の利便性向上に資する取組継続についての要望です。

公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会が、今年9月に公表した提言書では、県有スポーツ施設のうち熊本武道館について、当面は改修により対応することが最も適当であり、他の施設の整備の優先順位にかかわらず、早急に取組を進

めるべきであると方針が示されました。

これを受けて、県では、熊本武道館の改修に向けた調査設計の予算措置を行い、空調設備の設置やLEDの照明への切替え、また、2階の男女のトイレ、1階及び3階の男女シャワー室の内部改修などを進めることとされており、日頃から剣道や柔道等に励む利用者の皆さんにとっては喜ばしい出来事だと思います。

本県は、言うまでもなく武道県であり、剣豪宮本武蔵が晩年を過ごし、柔道の創始者嘉納治五郎が旧制第五高等学校の校長として赴任するなど、武道の歴史と深い縁を有しています。そうした尚武の国熊本の象徴としての熊本武道館は、競技大会や昇段審査、講習会、青少年向けの武道教室など幅広く活用され、子供から社会人、県警の皆さんまで、多くの県民が心身を鍛える拠点となってきました。

こうした歴史と役割を踏まえれば、今回の改修を単なる老朽化対策にとどめることなく、工事完了後も、指定管理者や利用者の方々と十分に連携、協議をし、利用者目線に立った運営改善を重ねることで、県民にとって使いやすく、また県内外や海外からの選手をお迎えする際にも胸を張って誇れる施設として磨き上げ、今後もその機能充実と利便性向上が着実に図られますよう、ここに強く要望をいたします。

以上で今回用意をした質問と要望が終了いたしました。

これまで結構時間がいっぱいいっぱいになることが多くて、今日はちょっと予想以上に早かったので、びっくりしています。準備をしていますが、なかなか思うようにいかないことが多いなというふうに思います。だからこそ準備が大事であり、今回の豪雨災害を含めて、今異常気象が起きていますけれども、防災・減災の対応、そういったも

のは幾らあっても切りがないんだなというふうに思います。

財源問題も大事だと思いますが、改めて、知事、財政についてよろしく願いをいたします。

今回、4回目になりましたが、このようになかなかうまくいかない。また、次もしっかりと準備をして対応していきたいというふうに思います。

県財政の問題や外国人との共生に関する課題など、日頃の私の政治生活の中で様々な方からの今回御意見や要望を踏まえて、質問、要望をさせていただきます。

県議会議員としての任期は、既に折り返しを過ぎました。これまでも私を支えてくださった地域の方々に感謝申し上げますとともに、執行部の皆様、議員各位に対しましても感謝を申し上げたいと思います。

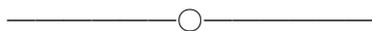
今後とも、諸先輩方の御指導御鞭撻を仰ぎながら、よりよき県政のために尽力をしてみたいというふうに思っております。この熊本の明るい未来を照らす存在になれるよう努めてまいりますので、今後とも御指導御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

本日は、御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時8分休憩



午後1時8分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

山口裕君。

〔山口裕君登壇〕(拍手)

○山口裕君 皆様、こんにちは。上天草市選出・

自由民主党・山口裕でございます。発言通告に従い、早速質問に入ります。

令和7年8月10日から11日にかけて、熊本地方と天草、芦北地方において、線状降水帯が発生し、広い範囲で猛烈な雨が降り続けました。さらに、大潮の満潮と重なったことで自然排水が機能せず、八代市や玉名市など沿岸部では、広範囲にわたる内水氾濫が発生し、県内では4名の貴い命が失われるなど、甚大な被害が発生させました。

上天草市では、8月11日に大雨特別警報が発表され、松島では、1時間に123ミリの猛烈な雨が観測、記録的短時間大雨情報が発表されました。人的被害はなかったものの、床上、床下浸水など743棟の住家に被害が及び、さらに、観光業や建設業など幅広い産業分野に加え、道路や河川等の公共施設、農地や農業用施設などにも甚大な被害を生じ、住民生活に深刻な影響を及ぼしています。

天草地区は、急峻な地形で平野部が少なく、河川が短いという特性に加え、海に面した低平地が点在しています。また、海水面より地盤が低い土地が多くあります。このため、今回のような記録的な大雨が降ると、河川や排水路に一気に雨水が集まり、排水機能を超えてしまうことで内水氾濫が発生しやすい特性があります。

松島町合津では、宅地や農地に加え、避難所として指定されていた松島総合センター「アロマ」までもが浸水し、住民の安全確保に大きな支障を来しました。

農業用排水機場については、農地の浸水被害を防止するためのものであることは十分認識しているところですが、地域の防災にも役立つ重要な施設であり、早期の復旧と強靱化が強く求められています。

住民からは、元の場所で生活再建に踏み切れな

いとの切実な声が寄せられており、住民の不安を軽減するためにも、県と市が連携し、復旧の状況や将来像を住民に示すことが重要と考えられます。

農業用排水機場に関して、関係機関と連携、調整を図りながら、施設の早期復旧を行うとともに、再度の災害防止に向けた浸水対策について検討を進めることが重要です。

また、河川整備については、現在、合津川で河道拡幅などの整備に向けた用地取得が進められるところで、さらなる浸水被害の軽減のためには、土木部と農林水産部が連携して対策を強化することが重要です。

さらに、今回の記録的な大雨に対しては、ハード、ソフト両面での対策が必要であり、こうした取組を実効性のあるものとするためには、県と市町村が一体となり、県からの技術的助言に加え、地域特性に応じた浸水対策を講じていくことが求められています。

そこで質問です。

今後の復旧、復興に向け、県として、市町村とどのように連携を強化し、今回の大雨や地域特性を踏まえた浸水対策をどのように進めていくのか、知事にお尋ねします。

次に、被災事業者への支援についてお尋ねいたします。

今回の豪雨では、中小の事業者にも甚大な被害が発生しました。県が関係団体から被害報告を基に推計した被害額は、9月25日時点で、商工業、観光業、交通関係を合わせて約3,300社で、約283億円となっています。

上天草市においては、10月30日現在、25の業種において283件となっており、被害総額は17億9,300万円余に上ります。また、観光事業者にあつては、キャンセル被害が1,384件、9,700万円余

に上ります。

被災地支援については、被災した住民の生活基盤の再建とともに、被災した事業者の事業再建に向けた支援が必要と考えます。これまで、住民の身近な事業者として、また、地域を支えてきた事業者として被災を乗り越えて事業を再建していただくことが、地域の活力を再建することにつながります。

今回の災害からの復旧、復興に向けて、執行部におかれましては、県議会や県選出国會議員の皆様とともに、国に対し緊急要望等を行うなどしてこられました。11月27日に、知事が高市総理大臣と面談された折には、総理から、8月の豪雨で被災した県の中小企業への支援に取り組む考えを示されたとの報道もありました。執行部のこれまでの御尽力に感謝すると同時に、被災事業者に一刻も早く支援策を示すことが重要であると思えます。

そこで質問です。

被災事業者に対する支援について、知事にお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 山口議員から、令和7年8月豪雨への対応について御質問いただきました。

まず、地域特性を踏まえた浸水対策についてお答え申し上げます。

今回の豪雨では、県内7市町に大雨特別警報が発令され、記録的短時間大雨情報が15回も発表されるなど、県内5つの観測地点で、1時間雨量が、過去観測開始以来最高となる豪雨を記録いたしました。

この記録的な豪雨が大潮の満潮時に重なったことで、上天草市松島地区をはじめ県内各地の低平地では、河川や内水氾濫により道路の冠水や、また、多くの家屋、事業者などの浸水被害が発生い

たしました。私自身も、被災現場に出向き、県民の皆様の財産や生活環境、産業活動にもたらした被害の甚大さを痛感したところでございます。

今回の被害に早急に対応し、再度災害防止にもつなげるため、河川管理者の土木部と農地の浸水対策に取り組む農林水産部が、内水対策を担う市町村とともに、浸水被害の軽減に向けた検討会を翌9月から始めております。

検討会では、地形や土地の利用状況、自然環境などの地域特性を踏まえた被害状況やその要因などについて分析、協議を進めております。その中で、河川整備の加速化、排水機場の耐水化、避難体制の確保などの課題を確認しており、年度内にハード、ソフト両面から、今後有効な対策を取りまとめるとともに、直ちに実施可能な対策については早急に取り組んでまいります。

具体的には、次の出水期までに、河川の流れを阻害している堆積土砂の撤去、排水機場の暫定稼働に向けたポンプ、電気設備の修繕などを行います。

次に、低平地対策としては、市町村が行う排水ポンプの整備と合わせた河川改修や排水機場の耐水化のための防水扉の設置などに取り組んでまいります。

さらに、ソフト対策としては、確実な住民避難につなげるための河川監視カメラの増設や内水ハザードマップの作成に関する技術的支援を行うとともに、排水機場が被災した場合に備えた緊急時の行動計画、いわゆるBCPの見直しなどの充実も図ってまいります。

今回の豪雨災害を教訓として、地域特性を踏まえ、ハード、ソフト一体となった対策を県と市町村が一丸となって、しっかり取り組んでまいります。

続いて、被災事業者への支援についてお答え申

し上げます。

先日の城戸議員からの御質問に商工労働部長が答弁したとおり、県では、被災された中小企業者に対する支援として、8月11日の特別相談窓口の設置を皮切りに、9月17日に新たな県融資制度による資金繰り支援を開始するなど、初期の段階から可能な対策を順次進めてまいりました。

並行して、私は、発災直後から、上天草市をはじめ各地域の被災現場を訪問し、直接工場や店舗の被災状況を確認するとともに、事業者の方々から、再建に向けた意欲あるいは不安の声を伺ってまいりました。こうしたお声も踏まえ、被災中小企業者の事業再開には、熊本地震や令和2年7月豪雨の際と同様に、施設や設備の復旧を強力に支援する新たな補助制度の創設が不可欠と判断しました。

そこで、8月28日の緊急要望において、県議会や県選出国会議員の皆様方とともに、チーム熊本として特別な財政支援を国に要望いたしました。

しかしながら、被災規模に応じて被災支援措置が適用される現行の国の制度では、今回のような線状降水帯による局地的かつ多発的な被害が特徴の災害には十分対応できていない現状がございました。このため、局地激甚災害、いわゆる局激指定の場合に措置される自治体連携型補助金について十分な財政措置が図られるよう、引き続きチーム熊本が一丸となり、あらゆる機会を通じて国への要望活動を重ねてまいりました。また、事務レベルでも、被災中小企業者ごとに、復旧に要する費用を丹念に調査して、関係省庁との協議をもう繰り返し繰り返して行ってきたところでございます。

これらの取組が結実いたしまして、先ほど議員から御指摘いただきました先月27日に、高市首相から、被災した中小企業者をしっかり支援してい

くという力強いお言葉をいただきました。そして、翌28日に、本県の要望額に応じた関連予算が盛り込まれた国の補正予算案が閣議決定されました。まさに熊本スペシャルと言える支援策と認識しております。

これを受け、本日、この補助金を活用した被災中小企業者の復旧支援に係る補正予算を追加提案させていただきたく思います。これにより、なりわい再建支援補助金と同等の支援内容が確保できる見込みです。

発災から4か月を経過し、待ち望んでおられる中小企業者の方々を一日も早く支援するため、県議会の御理解をいただいた上で、年内には商工団体や市町村の協力の下に、被災中小企業者向けの説明会を開催し、希望を持って年を越していただき、年明け以降できる限り早期の申請受付開始を目指し、引き続き全力で取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 知事、被災事業者の支援について、本当にありがとうございました。もう迅速に対応いただいたことに心から感謝いたします。何よりも、住民の生活再建とともに、事業者の事業再建が地域の鍵です。このことに対処できる環境を与えていただいたことに感謝いたしますし、そして、何より上天草市にあっては、発災当初から、木村知事、そして竹内副知事をはじめ県執行部の皆様、上天草市に御来訪いただいて、状況をつぶさに聴き取るとともに、その上で、排水機場の対応も決めていただいたと、本当に感謝しております。そしてまた、様々な分野の職員さんに御支援をいただきました。この場をお借りして感謝を申し上げます。

今回、被害対応において、行政や政治が求められていることは、被災した住民の不安を取り除くこと、検討等を通じて取りまとめられた対策を通

じ、住民に安心感をもたらすことが何より重要であります。

今後も様々な御苦勞があると思いますが、土木部、農林水産部、そして上天草市、一体となって取りまとめに奔走していただきたいとお願いいたします。

続きまして、熊本天草幹線道路についてお尋ねいたします。

今回の豪雨災害によって、国道266号では、上天草市、松島町合津にあります天草ビジターセンター前ののり面が崩れて国道に土砂が流れ込み、通行ができなくなりました。これに即応して、天草広域本部、そして災害協定を締結している熊本県建設業協会の皆様の御尽力により、発生から17時間後に交通規制が解除されました。

関係者の皆様には、祝日にもかかわらず、迅速に復旧作業に対応していただき、感謝申し上げます。

このほかにも、国道324号の上天草市松島町合津から今泉地区においても、道路の冠水が発生し、応急の仮設ポンプや樋門操作によって、交通規制から約24時間、水が引くまで丸1日を要したところでした。

このような状況にあって、住民の救出活動や移動に貢献したのが、熊本天草幹線道路でした。交通規制により通行できなかった国道324号の代替路として、リダンダンシー効果を存分に発揮したところでした。

現在、熊本天草幹線道路は、県施工区間では、大矢野道路及び本渡道路Ⅱ期が事業化され、整備が進められているところです。今回の豪雨災害を経験して、ダブルネットワークの重要性を強く痛感したところでございますが、大矢野道路、そして、既に開通している松島有料道路のはざまの区間の整備の見通しについて、亀崎副知事にお尋ね

します。

次に、国道、県道の強靱化についてお尋ねします。

国道266号は、天草市牛深から熊本市に至る主要な幹線道路です。上天草市の区間は、大矢野町から龍ヶ岳町を貫く生活道路としての機能も有しています。この道路が、今回の豪雨災害によって、上天草市姫戸町牟田から松島町阿村にかけて、約4キロメートルにわたり、丸2日間、全面通行止めとなりました。山腹崩壊による土砂崩れが1か所確認されていますが、今回の被災状況を振り返ると、急峻な山と不知火海を貫くこの区間では、大量の雨が沢に流れ込み、土砂を伴って道路上に流出したことが交通障害の原因でした。

今回の被災状況を踏まえると、沢から流れ出る土砂を食い止める手だてが必要と考えますが、その方策について、土木部長にお尋ねします。

次に、国道266号の大矢野町中江後地区は、今回の災害で冠水により全面通行止めとなりました。この地区は、潮位と雨量によっては常態的に冠水する地区です。現在、歩道整備が進められていますが、いまだ完成していない区間の事業を推進するとともに、内水対策を上天草市と連携し、常態的に発生する冠水を解消する必要があります。

また、路肩崩壊により、いまだ全面通行止めが解消されていない主要地方道松島馬場線についても、早期に事業着手していただき、通行止めを解消する必要があります。

このほかにも、県道に沿って流れる教良木川からの越水により県道の舗装が剥がれ、一時通行がかなわなかったところがありました。また、教良木川に設置された砂防施設の越水により、そこから下流域の路肩が崩壊しているところや、県道教良木知十港線では、川の越水によって交通が遮断

されました。こうした事態に陥らないよう、国道、県道の強靱化を強力に推し進めていく必要があると思いますが、国県道の強靱化について、土木部長にお尋ねします。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事(亀崎直隆君) 熊本天草幹線道路の整備は、天草地域の90分構想を実現し、災害時における代替ルートを確保する上で重要な課題であると強く認識しております。

国の施工区間では、宇土道路や宇土三角道路などの整備を着実に進めていただいております。また、県の施工区間におきましては、松島有料道路や三角大矢野道路など、既に約18キロメートルの区間が開通し、ダブルネットワークの効果を発揮しております。

現在、大矢野道路と本渡道路Ⅱ期の整備を進めるとともに、現道の天草五橋の区間につきましても、健全性を維持向上させるために、耐震対策については完了し、長寿命化計画に基づく補修にも取り組んでおります。

議員御指摘のとおり、本年8月の豪雨におきましては、国道266号で、代替路のない天草2号橋から3号橋の間でのり面が崩壊し、また、松島地区におきましては、大規模な冠水の発生によりまして道路が一時不通となりました。この結果、地域の人流、物流に大きな影響が生じましたが、その中で、既に開通しております松島有料道路などが、この冠水した国道324号の代替道路として機能し、災害時の迅速な救助活動を支えました。これにより、熊本天草幹線道路のリダンダンシー機能が災害時の支えとなったことを改めて実感し、その重要性を再認識したところでございます。

議員御質問の大矢野道路と松島有料道路の間の区間に関しましては、当該地域が雲仙天草国立公園の一部であることから、景観や環境への影響を

考慮しながら、複数のルート帯の案について詳細な検討を行っております。特にこの区間は、海域に点在する島々を結ぶルートとなるため、海象条件や橋梁等の構造物形式、事業規模など、技術的な課題が多岐にわたりますが、これらを総合的に評価し、最適なルート帯の案を導き出すべく、検討を続けております。

今後は、この区間の事業化も見据え、さらに整備を加速させるため、天草五橋の健全度も含めまして、新たな道路の具体的な検討を行う技術検討会を設置しまして、技術的課題や優先整備区間の峻別など、計画の具体化に向けた取組を一層強化していく所存でございます。

この区間の対策は、まさに待ったなしの状況であると認識しております。現道の安全性を確保しつつ、時間的緊迫性を持ってこの取組を進めてまいります。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 国県道の強靱化についてお答えします。

議員御質問の国道266号の上天草市姫戸町から松島町間では、記録的な豪雨による山腹崩壊に伴い、沢部から約4,000立方メートルにも及ぶ大量の土砂が道路に流入したため、地元建設業協会の御協力の下、2日間にわたって懸命な道路啓開活動が行われ、通行止めを解消できました。

この道路は、沿線地域における唯一の幹線道路であり、緊急輸送道路にも指定され、住民生活や経済活動など、人流、物流に不可欠な路線です。そのため、土砂流入により被災した道路施設や道路のり面の早期復旧を図るとともに、再度の土砂流入に備えた土砂止め施設の設置を検討しています。

次に、国県道で発生した路面冠水や河川の越水等による道路施設の被災につきましては、内水対

策を行う上天草市などとの連携強化や被災施設の速やかな復旧などに取り組んでまいります。

加えて、前の御質問に関連しますが、代替路のない天草2号橋と3号橋の間で発生した国道266号のり面崩壊の復旧に当たりましては、道路の安全性を確実に確保する観点から、被災箇所以外も含めて一体的な対策を実施することで、再度災害防止に取り組んでまいります。

また、今回のような大規模な災害を踏まえ、各地域の幹線道路の迅速な道路啓開は道路管理者としての責務であり、撤去する土砂の仮置場の確保など様々なケースを想定し、必要となる活動の準備を進めてまいります。

さらに、県としましては、現在策定中の国土強靱化地域計画の施策に、道路ネットワークや道路防災施設の整備等を位置づけることとしており、県民の安全、安心を守る国県道の強靱化にしっかりと取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 御答弁いただきました熊本天草幹線道路につきましては、実は、亀崎副知事におかれては、以前からすごく関心高くこの事業に取り組んでいただいております。その思いも込めて質問をぶつけたわけであります。

令和7年11月12日に開かれた参議院予算委員会で、本田顕子参議院議員から、幹線道路ネットワークの整備についての質問が金子国土交通大臣に向けて行われたところであります。高規格道路を一つの材料として取り上げ、災害の側面からも、ダブルネットワークの重要性を今回の国道324号の被災を例に挙げて発言されたところです。しっかりと計画の具体化、一層強化していただいて、私たちに朗報を届けていただければありがたいと思います。

そして、今回被災を経験して、道路を閉塞させ

ない取組、これは誠に重要だと思いました。私も、様々な被災地を発災当時から見て回りましたが、現場に行くのに道路がなかなか通じていない、そんな状況がありました。今後、国土強靱化の事業を通じて、様々なメニューに盛り込んでいただけると拝聴しましたので、今後の強靱化の取組に大きな期待を寄せております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、地域未来創造会議についてお尋ねします。

木村知事は、市町村との連携強化を県政の基本方針に置かれ、県内45市町村と地域の未来像を共に描き、その実現に向けて、県、市町村が連携して地域ごとに個性ある取組を推進するため、昨年度、地域未来創造会議を設置されました。私も、天草地域で開催された会議に出席し、知事並びに堀江市長、馬場市長、そして山崎町長との率直な意見交換を拝聴させていただきました。

これまで、県下各地域においても、様々な議論が展開されていると伺っているところであります。未来創造会議は、長く行政の立場から地方に活力を生み出してきた木村知事が、県内全ての市町村長と率直な意見交換を行い、また、各地域の未来に対する思いを伝えることを通じて、市町村長と思いを共有し、具体化したいとの意気込みが感じられ、とてもよい取組だと考えます。自治体を預かる市町村長の皆様も、よりよいふるさとをつくり上げたいとの思いも大いに理解するところではあります。

このようなことを踏まえれば、この地域未来創造会議には、県民をはじめ、特に市町村長から大いなる期待が寄せられており、引き続き、県下各地でしっかりと議論を深め、事業の推進につなげてほしいと思っております。

そこで、これまでの地域未来創造会議を振り返

るとともに、今後どのように推進していかれるおつもりか、木村知事にお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) お答えいたします。

私は、それぞれの地域が持つ個性豊かな資源を地域一体となって磨き上げていくことが地域振興につながっていくと考えております。そのような考えの下、私自身も、各地域の現場に身を置いて、そして市町村長の皆様の御意見をしっかりと拝聴して、共に取り組むために、市町村に地域未来創造会議の開催を提案いたしました。

昨年度の会議では、議員からも御指摘いただきましたように、私も、市町村長の皆様方と直接それぞれの地域に対する思いを率直に語り合い、地域の未来につながる有意義な意見交換ができたと感じています。その中で語り合った事柄は、県と市町村の担当部局間で共有し、課題や今後の進め方を整理するとともに、課題解決に向けたフォローアップも進めているところでございます。

今年度は、明日開催予定の阿蘇地域を皮切りに、昨年度の議論やフォローアップなどを踏まえ、地域で共通する課題について、地域の未来づくりに向けて、具体的にしっかりと議論を交わりたいと考えております。

また、鹿本地域、上益城地域では、民間からも参加いただくシンポジウム形式で開催して、地域の未来を住民の皆様も巻き込んで一緒に議論していくこととしております。

一方で、地域未来創造会議での議論を踏まえ、関係市町村が連携し、地域振興に向けた具体的な取組も始まっている地域もございます。例えば、議員の天草地域におかれましては、海に囲まれた美しい景観や豊富な水産資源、キリシタン関連の歴史、文化といった地域の魅力にあふれていますが、人口減少による担い手確保が課題であり、昨

年度は、二地域居住について活発な議論が交わされました。今年度は、この二地域居住の具体化に向けて、天草市や苓北町で基本的な方針や交流拠点等の整備を定める市町計画の策定が進められております。

県としても、それに連携する形で、天草地域を重点区域とする県計画の策定準備を進めているところでございます。加えて、このような地域振興策の実現に向けた調査検討に活用できるよう、くまもと未来づくりスタートアップ事業を新設し、取組をしっかりと後押ししております。県が市町村同士をつなぎ、支援することで、単独の市町村の取組だけでは得られない地域としての大きな成果を上げられているのではないかと考えております。

この地域未来創造会議での議論を契機として、県と市町村が一体となって、地域ごとの個性ある振興策に取り組み、地域の力を結集して、持続的で活力に満ちた地域の未来をつくり上げてまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 私は、未来を創造するという言葉に、前向きで力強く大きな期待を抱いてしまいます。どうすれば、今社会が抱える課題、問題を克服できるのか、そして、その上で未来をつくり上げる取組を生み出すことができるのか、まさにこの未来創造会議にかける思いというのは知事と同じであります。

一方で、これまでの経過、会議や事業について、市町村においては受動的な受け止めとなっていないかと心配をしております。議論や事業を通じて、市町村においても、能動的な取組となるよう担当部局には配慮いただき、この会議に関わる全ての人々が主体的に関与することができるよう御注力をお願いしたいと思うところです。

次に、台湾訪問の成果とイノベーション創発エリアの県の関与についてお尋ねいたします。

先月24日、知事は台湾を訪問されました。私も、昨年、県議会議長として、知事とともに台湾を訪問し、TSMC本社やITRI、国立陽明交通大学などで意見交換をさせていただき、非常によい機会となり、特に、産学連携や人材育成の重要性を再認識したところです。

今回の訪台の目的は、TSMC本社への第2工場の着工のお礼、企業誘致セミナー、タイガーエアへのチャーター便の運航のお礼と聞いていますが、今回の訪台の成果についてお尋ねします。

次に、サイエンスパーク構想については、現在、事業推進パートナーの公募手続きが進められています。12月1日が提案書の締切りでしたので、既に提案書が提出されたものと推察しますが、今回の公募は、長期にわたる重大プロジェクトの県との連携パートナーの選定であることから、今後の動向を注視してまいります。

今回の公募は、官民連携によるイノベーション創発エリアの整備とパークマネジメント法人の設立がメインであり、民間の知見とノウハウを最大限活用することが大きな特徴と言えます。ただ、私は、民間任せにはいけないと考えています。あくまで県が掲げるビジョンの実現のため、民間の力を最大限活用するものであり、県としても主体的に関わっていくべきであり、力を尽くしていかなければならないと思います。

特に、大学や研究機関の誘致による産学連携拠点の整備については、大きな収益を見込めない分野であり、資金回収面に大きな課題が生じる可能性があります。そうした分野において、民間の力だけでは運営が困難であることが見込まれますので、県としての財政面も含めた積極的な支援が求

められていると考えています。

そこで、官民連携で整備するイノベーション創発エリアへの県の関与の方向性について、現時点での知事のお考えをお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、台湾訪問の成果についてお答えいたします。

私は、先月24日、TSMC及びタイガーエア台湾の幹部の皆様と面会するとともに、台北市内で開催した企業誘致セミナーに参加してまいりました。TSMCには、高野議長とともに訪問し、对外投资や産学連携の担当幹部の方々と面会いたしました。面会では、まず、第2工場着工のお礼を申し上げた後、本県が進める渋滞対策の取組やくまもとサイエンスパークの取組について御説明し、意見交換を行いました。幹部の皆様には、本県の取組に御理解いただくとともに、今後の熊本への投資意欲も直接感じることができ、非常に有意義な会談となりました。

また、タイガーエア台湾への訪問については、熊本国際空港株式会社の山川社長とともに、黄会長とお会いし、12月23日から新規就航する台南線、高雄線について、今後、よりよい路線とするための前向きな意見交換を行いました。また、今後さらに連携を強化し、引き続き本県と台湾との交流促進を図っていくことを確認したところで

台北市での企業誘致セミナーは、本県としては10年ぶりの海外でのトップセミナーであり、約120名もの多くの方々に御来場いただきました。セミナーでは、熊本からは、熊本県立大学の黒田理事長、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリングの迫田TEC長に御登壇いただき、本県へのさらなる企業集積に向けて、産学官連携や人材育成の取組、くまもとサイエンスパークの取組等

について、力強くPRしてまいりました。

今回の訪問では、多くの台湾企業の皆様と直接意見交換ができ、熊本への関心の高さを改めて感じました。今後もしできる限り現地を訪問し、私自身先頭に立ち、台湾との経済交流の拡大に取り組んでまいります。

次に、くまもとサイエンスパークにおけるイノベーション創発エリアへの県の関与についてお答え申し上げます。

くまもとサイエンスパークの実現に向けては、現在、県と連携して事業を推進する民間事業者のパートナーの選定手続を行っているところです。今後、有識者等による提案内容の審査を経て、県との連携内容を協議の上、協定を締結する見込みです。

今回の事業推進パートナーの役割の中でも、特にイノベーション創発エリアの整備については、民間の知見やノウハウ、さらにはスピード感を期待しており、くまもとサイエンスパークの成功に向けた基盤となるものと認識しております。

このイノベーション創発エリアの整備に当たっては、議員御指摘のとおり、官民連携を前提としています。モデルとする台湾のサイエンスパークは、国の管理局の大きな権限の下、成功を収めており、本県においても、いわゆる私ども官の役割は非常に重要であると考えています。そのため、県としても、主体的かつ持続的に関わっていく予定です。加えて、イノベーション創発エリアの整備地となる自治体の協力も不可欠となります。具体的な官民連携の在り方については、選定された事業推進パートナーの意向や提案内容を踏まえ、熊本の未来にとって最善なパートナーシップの在り方や支援の内容を協議する予定でございます。

くまもとサイエンスパークは、熊本の10年、20年先を見据えた長期的プロジェクトであり、将来

の産業施策を支える戦略的な基盤となるものです。今後、県の積極的な関与の下、事業推進パートナーや地元自治体とも連携し、一日も早くまもとサイエンスパークの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 知事におかれましては、必要に応じて台湾を訪問していただき、熊本の半導体産業のベースとなる礎を築いていただきたいと思います。

そして、私は、実は知事ともお話をさせていただいたことがあるんですが、イノベーション創発エリアにすごく関心を寄せております。そういった中で、私なりに国内の研究機関についてちょっと学ばせていただきました。私が学んだのは、沖縄科学技術大学院大学であります。いわゆるOISTであります。この研究機関には、様々なドクターが集まり、そして、その上で様々な研究を重ねて、新たなものを生み出していく、そんな機運が漂っています。

昨年度も、半導体の製造にあって、かなりの電力を使うんですが、それを最小化させる技術を確立させたところです。実は、このOISTの創設に深く関わった人物を紹介します。それは、尾身幸次元衆議院議員であります。第一次小泉内閣において、内閣特命沖縄北方担当大臣を務められました。そして、第一次安倍政権において、財務大臣をお務めになった方です。この尾身幸次さんが生涯を通じて訴えられたのは、科学技術立国論であります。このことに触れますと、OISTをつくったその経過、そして、今やもう名誉博士として、OISTの皆さんから感謝を受けるその立場。もうお亡くなりになりましたが、こういった政治の意思が結実させた一つの例ではないかと思っております。

木村知事におかれましては、このイノベーション創発エリアを生み出すにはかなりの御苦労があると推察されますけれども、そのバイタリティーで、しっかりとつくり上げて、熊本の100年の未来を築いていただければと思っております。しっかりと応援してまいりますので、どうぞ頑張ってください。よろしくお願いいたします。

次に、海を育む取組についてお尋ねします。

近年、海域環境の変化等により、漁業を中心に事業環境が大きく変化しており、養殖漁業においては、頻発する赤潮等の影響により甚大な被害を受けているところです。

そのような中、国においては、交付金事業を通じて有明海再生の後押しを開始され、海底耕うんや覆砂、藻場造成などの取組が進められています。今回、海を育む取組として、藻場造成の取組を充実してほしいと考え、質問いたします。

有明海・八代海等総合調査評価委員会の見解によれば、赤潮の発生件数の増加、大規模化の原因として、海域の富栄養化、成層化が確認されています。このほかに、海域の浄化能力の低下等の影響が示されているところです。

今回の国の交付金事業においては、事業の対象が有明海沿岸に限定されているところですが、藻場造成の事業を県下全ての海域に広げることができないかと考えます。藻場は、魚介類の餌となる小型の動物が生息し、また、魚介類の産卵の場でもあり、多くの魚種の稚魚を育む重要な役割を担っています。

また、過剰な栄養塩を吸収、滞留、循環させ、光合成による酸素の放出、二酸化炭素の吸収、固定により海の環境を整える役割を担っています。また、最近では、海藻が健康食品としての評価が高まるとともに、医療や化粧品としても利用されているところです。

このように多くの恩恵をもたらしてくれる藻場の造成の取組を拡大させ、需要に応え得る状況をつくり出すことができないでしょうか。

また、これまでの取組は、漁業関係者や教育の一環として取り組まれてきていますが、藻場造成の取組を県民全体の取組として発展させるべく、周知並びに事業を推進させることができないか、知事にお尋ねします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 食のみやこ熊本県を世界に向けてアピールしていく上でも、本県の有明海、八代海、天草灘の恵みである水産物は欠かせないものでございます。その水産物を安定的に供給する上で、海の揺り籠とも呼ばれる藻場は、産卵や生育の場としての機能に加え、餌場としても利用されるなど、大変重要でございます。

しかしながら、平成30年から令和2年に国が行った調査によると、本県の藻場面積は4,254ヘクタールで、約30年間で30%程度減少しているところでございます。

このような状況の中、県では、国の漁場整備事業を活用し、平成元年以降、約110ヘクタールの藻場を造成してきました。漁業者による海藻の移植や増殖などの取組も積極的に支援しています。

この結果、天草市五和町地区では、平成23年にゼロまで減少したトサカノリの漁獲量が、令和5年には過去15年間で最高となる144トン、生産額は1億2,800万円に達するなど、漁業者の収入につながる成果も生まれております。

さらに、県では、漁業者の収入にもつながる藻場造成を加速化するため、トサカノリやヒジキなど食用海藻の増やし方、ウニなどの食害生物の活用方法をまとめた増殖マニュアルの作成を進めているところでございます。

また、近年、地球温暖化が世界各地で深刻化す

る中、藻場の持つ水中の二酸化炭素を吸収する機能が世界的にも注目され、吸収した二酸化炭素を有償で取引するブルーカーボンクレジット制度も開始されています。

県内では、天草市や芦北町において、漁業者、地域住民、学校、企業、行政などが力を合わせて造成したアマモ場が吸収する二酸化炭素について、今年3月、県内で初めてブルーカーボンクレジットの認証を受けました。この制度を活用しながら、地域で藻場造成を継続していく新たな挑戦が始まっています。

県としては、引き続き、このような取組を支援するとともに、藻場に関する情報を広く伝えていくことで、より多くの県民の皆様に参加していただける活動へと広げてまいります。

豊かな海を育む藻場は、本県の大切な財産です。その大切な財産を次の世代に引き継いでいけるよう、県民の皆様の理解も深めながら藻場造成を進めてまいります。

[山口裕君登壇]

○山口裕君 有明海、八代海の再生を政治目標として掲げる私にとって、木村知事並びに竹内副知事のこれまでの言動、取組に、実は大変心強さを感じている一人であります。皆さんも御承知のように、最近では、赤潮対策の取組がスピード感を持って取り組まれていることが一つの証左でありましょう。

これまで、藻場造成については、水産振興課を中心に取り組まれております。以前まとめられた増殖マニュアルも大変しっかりしたもので、これが広がれば、今は海藻の豊かな熊本県の海域になっていたんじゃないかなあというふうにも考えますが、それを更新して、また新たに様々なプレーヤーが参画できる形に取りまとめられているようであります。

今後とも、我々は、有明海、八代海の恩恵を享受するとともに、今後は、海を育むそんな環境保全の取組をしっかりとやっていかなければならない。そういったことにもしっかりと視点を触れて、知事、そして副知事にも頑張っていただければありがたいと思っております。

何よりも、私たちが、この地域の特性を生かした進行、歩んでいくその方針は、何年歳月を経ても変わることはないと思っております。どうぞ、皆さんの協力も得ながら、県下において、藻場造成の取組、そして海を育む取組が広がることを願っております。

次に、上天草高校の魅力化についてお尋ねいたします。

県下各高等学校においては、これまで、学校の魅力を広く周知させるべく、スクールポリシーの作成を行うなど魅力化を推進してこられました。高校を志願する生徒に向けて、また、保護者並びに地域に向けて、各学校の方針を伝える機会であったと思います。しかしながら、多くの県民に理解されているとは言えず、取組による効果は限定的と思われる。

そこで、今回、高校の魅力化の実現に向けて、具体的に地域資源に焦点を当て、地域資源を生かした学校づくりが推進できるのか、教育長にお尋ねします。

これまで、上天草高校においては、コミュニティ・スクール推進事業等を通じて地域の意向を聴取してきたところですが、具体的に実現した事例は少ないと思います。特に意見があったのは、上天草高校において、地域で活躍できる人材の育成を求めるものでありました。例えば、内航海運に従事する人材や観光業に従事する人材が求められています。これらの意見を踏まえ、共通点を見いだすならば、地域の特性に焦点を当てて魅力化の

取組を推進することはできないかの考えに至ったところです。

上天草高校において、海に焦点を当てて魅力化の取組を実現できないか、より広範に身近に存在する海について学ぶことができないかと考えます。

現在の高校における学びについては、これまで地域は意見を述べることでしかでしたが、今回、海を学ぶという視点で、上天草市、地元企業、住民など、地域がどのように関わりを持ち、参画できる可能性があるのか、地域資源を活用した特色づくりについて、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 上天草高校は、15年前の開校以来、上天草市から通学バスの定期券購入費補助や学力向上のための公営塾の実施、都会から生徒を募集する地域みらい留学の合同説明会等への参画、下宿の整備など多大な支援を受けながら、様々な魅力化の取組を行ってきました。

先生方も、SNSによる同校の情報発信の強化に向け、4名がドローン免許を取得するなど、魅力向上に努めています。

議員御提案のとおり、高校の魅力づくりは、地域資源の活用や地域で活躍する人材育成という視点も重要だと考えています。上天草市には、漁業、海運、観光等の地域産業を支える多様なパートナーとともに、海を生かした学びを実現できる環境が整っています。

そこで、例えば、教育課程内の総合的な探求の時間において、県水産研究センターや県内の大学と連携した魚や藻場等をテーマにした研究や、地元のマリーナや観光協会と連携した地域振興に係る取組、また、部活動や学校活動行事においても、フィッシングやスキューバダイビング、小型船舶免許の取得など、上天草ならではの海を生か

した取組を進めることも考えられます。

同校では、令和4年8月に、上天草市、株式会社マリーゴールドホールディングスとの間で、上天草高校の魅力向上のための包括支援協定を締結しました。その定期協議会で前向きな意見をたくさんいただいております。

今後も引き続き、県教育委員会、上天草高校、上天草市による魅力化に向けた協議を行うとともに、地域の方々からの具体的な提案や参画をいただきながら、地元中学生からはもちろん、県内外の中学生から選ばれる魅力ある学校づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 今回、魅力化について、教育課程について地域の関わりが具体的に示されたことは、上天草高校においても、また、魅力化を進める他の高校においても新たな方向性が示されたものと、教育長におかれては、今回の答弁、本当に御考慮いただいております。

何よりも、これが緒に就いたばかりでありますので、様々に教育課程で必要な学び、それをしっかりと教育委員会でお示しいただいて、上天草市、そして民間企業も含めて、皆さんと一緒に参画できれば、そしてまた、協力できればと思っております。どうぞ今後ともよろしく願いたします。

次に、松枯れ対策についてお尋ねいたします。

来年、令和8年7月20日に、雲仙天草国立公園に天草地域が指定されて70周年を迎えます。上天草市において国立公園に指定されたエリアは、有明海、遠くは天草灘を望み、その脇を天草、長崎の半島部が囲んでいます。その手前に点在する大小の島々が織りなす景観は、天草地域の重要な財産だと思えます。夕刻に沈む夕日のあでやかな色によって照らし出される景色は、えも言われぬ眺

めです。

この天草、松島を象徴する景色に年間を通じて緑を添え、自然の豊かさを醸していたのが松であります。しかしながら、近年、残念なことに、松くい虫による松枯れが見られます。特に今年の夏は、多くの松が枯れました。

上天草市においては、枯れた松を伐倒し、薬剤を散布する衛生伐を特定森林再生として実施しています。また、松くい虫の被害を最小限にとどめる松枯れ予防対策として、地上からの薬剤散布を行っていますが、多くの松が枯れているのが現状です。また、現在、松枯れに抵抗性のあるとされたスーパーマツの育樹は、県内で行われておりません。

上天草市においては、住民が主体となって松を守り、景観を維持しようと長年活動されている団体があります。この団体は、先月、11月15日にも、上天草市立松島中学校とともに活動をされたところです。

そこで質問です。

これまで、松くい虫などによるとして、どの程度の松が喪失したのか、また、松枯れを止める有効な対策はないのか、あわせて、今後、上天草市や住民団体の取組に協力や後押しをして、松の育樹に取り組むには何をなすべきか、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 松枯れへの対策についてお答えいたします。

松枯れを引き起こす松くい虫被害は、松に体長1ミリ程度のマツノザイセンチュウが侵入し、通水障害を起こすことで発生いたします。近年、温暖化の影響もあり、この線虫を媒介するマツノマダラカミキリの活動期間が長期化していることや、夏場の少雨傾向も重なり、松の抵抗性が弱ま

ったことで多発した可能性があると考えております。

まず、松林面積の推移ですが、本県民有林のうち、天草管内では、昭和62年に約3,700ヘクタールであったものが、令和7年には約1,600ヘクタールへと、2,100ヘクタール減少しており、その多くが松くい虫被害によるものです。

次に、松枯れへの対策としては、現在、3つの手段を講じています。1つ目は、カミキリを駆除するための薬剤の地上散布、2つ目は、線虫の増殖を抑制するための薬剤の樹幹注入、3つ目は、枯れた松に潜伏しているカミキリの幼虫と線虫による被害拡散を防止するための枯れた松の伐倒駆除です。これらの対策を、市町村及び県が連携し、薬剤の使用に係る安全性に十分配慮した上で、適時適切かつ継続的に実施することが松枯れを抑制する有効な対策であると考えています。

最後に、今後の取組について、まず、水と緑の森づくり税を活用した住民団体の活動への支援メニューに被害木の処理を追加するなど、松枯れ被害軽減に向けた活動への支援内容の拡充を検討してまいります。

また、国において開発が進められている、さらに抵抗性の高い松の情報提供を行うとともに、県が行う保安林整備事業等における植栽を検討してまいります。

今後とも、松枯れが顕著となっている現状を踏まえ、海岸の美しい景色である白砂青松百選にも選ばれました熊本の貴重な松林を守り育て、次世代に確実に引き継いでいくとの決意の下、市町村としっかりと連携して、保全対策に取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 これまで上天草市の取組に加えて、今後は県の協力も仰げることが、ちょっと見受け

られますので、どうぞ適時適切、これが一番でありまして、本当に作業ができる期間は限られています。カミキリムシの特性なんですけれども、そういったことも踏まえながら、適時適切に事業を進めていただくようお願いいたします。

今回質問の機会をいただきました先輩議員、そして同僚議員の皆様には感謝申し上げます。そしてまた、多くの質問にお答えいただきました木村知事、本当にありがとうございました。

様々な機会を通じていろんな経験をさせていただくのが政治であります。今回の被災経験は、本当に政治家として、もう一つ思いを変える、そして、新たな思いで政治に臨むきっかけとなったことは間違いありません。

今後とも、地域の代表として、そして、一県議会議員としてその職責をしっかりと全うしてまいりたいと考えております。どうぞ御支援、御鞭撻いただきますようお願いしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

○—————○—————
日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第48号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第48号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

○—————○—————
知事提出議案の上程(第49号から第61号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。知事提出議案第49号から第61号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括

して議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第49号から第61号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第49号から第61号までを一括して議題といたします。

第49号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

第50号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

第51号 令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

第52号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第3号)

第53号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

第54号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第3号)

第55号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)

第56号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第3号)

第57号 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

第58号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

第59号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第60号 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第61号 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の

給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本日追加提案しました議案について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算については、令和7年8月豪雨への対応として、被災した事業者の事業再開の支援に要する経費や10月10日に県人事委員会から勧告のありました職員の給与改定の実施に係る給料、期末・勤勉手当などの額の引上げに要する経費でございます。

なお、知事、副知事等の特別職の給料月額及び県議会議員の皆様の報酬月額につきましては、引上げは行わず、据え置くこととしておりますので、これには含まれておりません。

これにより、一般会計は、冒頭提案分と合わせて178億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は9,354億円となります。

あわせて、給与改定等に伴う条例改正を提案しております。

このほか、本日は、人事案件についても提案しております。

これらの議案につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案のうち、第59号及び第61号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

〔人事委員会委員長出田孝一君登壇〕

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に追加提案されました議案第59号及び議案第61号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

まず、議案第59号につきましては、本委員会が本年10月に議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告の内容に沿って、地域の民間給与との均衡を図るため、給料表の引上げ改定等を行うものであり、適当であると考えます。

次に、議案第61号につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正等に伴い、教職調整額の段階的な引上げ等を行うものであり、適当であると考えます。

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案第49号から第61号までに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

○
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第61号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第48号までにつきましては、さきに配付の令和7年11月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、議案第49号から第61号までにつきましては、さきに配付の同一覧表(追号)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

[各委員会別一覧表は付録に掲載]

○
日程第4 請願の委員会付託

○議長(高野洋介君) 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これをそれぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

[請願文書表は付録に掲載]

○
知事提出議案の上程(第62号から第77号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第62号から第77号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第62号から第77号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第62号から第77号までを一括して議題といたします。

- 第62号 公害審査会委員の任命について
第63号 公害審査会委員の任命について
第64号 公害審査会委員の任命について
第65号 公害審査会委員の任命について
第66号 公害審査会委員の任命について
第67号 公害審査会委員の任命について
第68号 公害審査会委員の任命について
第69号 公害審査会委員の任命について
第70号 公害審査会委員の任命について
第71号 土地利用審査会委員の任命について
第72号 土地利用審査会委員の任命について
第73号 土地利用審査会委員の任命について
第74号 土地利用審査会委員の任命について
第75号 土地利用審査会委員の任命について
第76号 土地利用審査会委員の任命について
第77号 土地利用審査会委員の任命について

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明10日は、議案調査のため、11日は、各特別委員会開会のため、12日、15日及び16日は、各常任委員会開会のため、17日及び18日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、明10日から12日まで及び15日から18日までは、休会することに決定いたしました。

なお、13日及び14日は、県の休日のため、休会であります。

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る19日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時15分散会

第 6 号

(12月19日)

令和7年

熊本県議会11月定例会会議録

第6号

令和7年12月19日(金曜日)

議事日程 第6号

令和7年12月19日(金曜日)午前10時開会

- 第1 決算特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第3 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 決算特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 知事提出議案の上程(第78号)
- 知事提出議案の委員会付託(第78号)
- 日程第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 知事提出議案(第62号から第77号まで) 質疑 討論 議決
- 議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 委員会提出議案の上程(第1号及び第2号) 質疑 討論 議決
- 議員派遣の件



出席議員氏名(47人)

- 星野愛斗君
- 高井千歳さん
- 住永栄一郎君
- 亀田英雄君
- 幸村香代子君
- 杉 篤ミカさん
- 立山大二朗君

- 斎藤陽子さん
- 本田雄三君
- 岩田智子君
- 堤 泰之君
- 南部隼平君
- 前田敬介君
- 坂梨剛昭君
- 荒川知章君
- 城戸 淳君
- 西村尚武君
- 池永幸生君
- 竹崎和虎君
- 吉田孝平君
- 中村亮彦君
- 増永慎一郎君
- 前田憲秀君
- 高島和男君
- 松村秀逸君
- 岩本浩治君
- 西山宗孝君
- 河津修司君
- 楠本千秋君
- 橋口海平君
- 緒方勇二君
- 高木健次君
- 高野洋介君
- 内野幸喜君
- 岩中伸司君
- 城下広作君
- 西 聖一君
- 山口 裕君
- 淵上陽一君

坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君
副知事 竹内信義君
副知事 亀崎直隆君
知事公室長 深川元樹君
総務部長 千田真寿君
企画振興部長 富永隼行君
理事 阪本清貴君
理事 府高隆君
健康福祉部長 下山 薫さん
環境生活部長 清田克弘君
商工労働部長 上田哲也君
観光文化部長 脇 俊也君
農林水産部長 中島 豪君
理事 間宮将大君
土木部長 菰田武志君
会計管理者 野中真治君
企業局長 久原美樹子さん
病院事業
管理者 欽本亮太君
職務代理者
教育長 越猪浩樹君
警察本部長 佐藤昭一君
人事委員会
事務局長 城内智昭君
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門
事務局次長 鈴 和幸
兼総務課長
議事課長 下崎浩一
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 決算特別委員長報告

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、去る9月定例会において決算特別委員会に審査を付託いたしました議案第37号から第57号までについて、決算特別委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

高木健次君。

[高木健次君登壇]

○高木健次君 去る9月定例会において決算特別委員会に付託されました令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算、病院事業会計決算及び企業局3事業会計決算の認定等に係る議案第37号から第57号までの審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

第1 審査方針

本委員会は、令和6年度予算の執行状況等について、次のような審査方針の下で、執行部の説明及び監査委員の意見を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理

的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。

- (1) 歳入は適正に確保されたか。
 - (2) 歳出の執行に遺憾な点はなかったか。
 - (3) 主要な施策はいかに達成されたか。
- 2 財産管理は十分であったか。
 - 3 執行体制に問題はなかったか。
 - 4 法令違反等はなかったか。
 - 5 前年度決算特別委員会の指摘事項は、どのように処理されたか。

以上が本委員会の審査方針であります。

第2 決算の概要

次に、決算の概要について申し上げます。

まず、一般会計及び特別会計合わせて、歳入予算現額1兆4,105億4,900万円余に対し、収入済額は1兆2,657億7,800万円余、また、歳出予算現額1兆4,105億4,900万円余に対し、支出済額は1兆2,095億6,900万円余となっております。

その結果、歳入歳出差引き額は562億800万円余で、さらに翌年度へ繰り越すべき財源148億9,400万円余を差し引いた実質収支額は413億1,400万円余となっております。

次に、下水道事業会計では、総収益32億1,900万円余に対し、総費用は28億9,500万円余で、差引き3億2,400万円余の純利益となっております。

病院事業会計では、総収益15億6,700万円余に対し、総費用は15億200万円余で、差引き6,500万円余の純利益となっております。

電気事業会計では、総収益39億9,500万円余に対し、総費用は20億8,100万円余で、差引き19億1,300万円余の純利益となっております。

工業用水道事業会計では、総収益9億8,400万円余に対し、総費用は11億2,500万円余で、差引き1億4,000万円余の純損失となっております。

その結果、令和6年度末の累積欠損金は56億7,100万円余となっております。

有料駐車場事業会計では、総収益1億1,300万円余に対し、総費用は2,800万円余で、差引き8,500万円余の純利益となっております。

以上が決算の概要であります。

第3 歳入確保と予算執行

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

まず、歳入確保のうち、収入未済については、一般会計で前年度比約1億2,700万円の減、特別会計で約9億1,300万円の減であり、一般会計で約24億円、特別会計全体で約23億円が収入未済となっております。

引き続き、貴重な自主財源の確保と県民負担の公平、公正の維持の観点から、費用対効果も踏まえ、効率的な徴収の促進に取り組むよう指摘したところであります。

次に、予算の執行については、厳しい財政状況の中、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

しかしながら、各部局において、事務的経費の節減以外にも不用額を出している事業が見受けられますので、限られた財源をより効果的に活用するためにも、次年度の予算編成及び執行に当たっては、現場の状況を的確に把握するとともに、さらに工夫を重ねるよう指摘、要望したところであります。

以上、令和6年度決算の全般的な事項について申し上げましたが、本県財政については、昨年度よりも県債残高が増加し、実質公債費比率についても上昇している状況であり、本県が令和7年6月に公表した中期的な財政収支の試算では、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨、国土強靱化に係る県債償還が本格化する中、公共施設等の老朽

化対策など必要不可欠な歳出に加え、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備など、本県特有の歳出の増加等により、今後も厳しい財政運営が続くことが予想されています。

そのような中、くまもと新時代共創基本方針の下、熊本のさらなる発展につながる取組を着実に推進していくためにも、真に必要な事業への選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した予算編成を行うなど、持続可能な財政運営に取り組んでいくことを求めるものであります。

さらに、歳入面では、税収の確保、未収金の早期解消等に、歳出面では、一層の事務事業の見直しと効率的、計画的な執行に取り組み、併せて国に対して財政支援を継続的に働きかけるなど、財源確保に努めるよう求めるものであります。

第4 施策推進上改善または検討を要する事項等
審査の過程において各委員から出されました施策推進上改善または検討を要する事項等について申し上げます。

(共通)

- 1 多額の不用額が生じている事業については、本県の非常に厳しい財政状況等も踏まえ、極力、不用額を減らし、その分を新規事業に充当するなど予算を柔軟に活用できるよう、厳しめの需要予測のもと、より慎重かつ精緻な予算編成に努めること。(健康福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会)
- 2 不納欠損額については、各事業の原資が税金であることを十分認識し、歳入確保及び公平性の観点から、引き続き債権管理を適切に行うとともに、未収金対策にしっかり取り組むなど、不納欠損額の減額に努めること。(総務部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会)

3 業務委託に係る入札制度について、昨今の物価高騰に伴う労務単価の上昇等も踏まえ、適正な競争原理は残しつつ、官公需で受注側に赤字が生じないように、最低制限価格の導入など、適正価格による発注に努めること。(総務部)

(企画振興部)

4 銀座熊本館については、今後の老朽化に伴う維持管理費や大規模改修費の増大が見込まれることから、中長期的な施設の在り方について、現在の所有から賃貸への見直しも含め、経済性等を踏まえしっかり検討すること。

(観光文化部)

5 クルーズ船の誘致促進事業等により、富裕層の観光拡大に繋がっているが、寄港地をはじめとする地域への経済波及効果を実感できるよう、事業をブラッシュアップし、今後の事業展開を図ること。

(農林水産部)

6 鳥獣等の侵入防止柵の設置等に係る需要が多いことから、市町村としっかり連携し、全体的な需要を把握するとともに、必要な予算を確保するよう努めること。

また、鳥獣による被害額が高止まりしている現状を踏まえ、被害額の減少に向けて注力すること。

(土木部)

7 廃道敷等の県有財産については、その維持管理に多大な経費と労力を要することから、県としての所有の必要性等を十分に見極めた上で、必要とする者には適正な手続により有償譲渡するなど、県有財産の有効活用について検討を進めること。

(教育委員会)

8 現行の奨学金制度については、今後も一定のニーズが続くものと理解しているが、来年度からの高校授業料無償化に伴い、教育負担が軽減されることを踏まえ、今後の制度の在り方についてしっかり検討していくこと。

(企業局)

9 有明及び八代工業用水道事業については、長年、赤字収支が続いているが、有明工業用水道は、TSMCの子会社であるJASMをはじめとする半導体関連企業への給水、また、八代工業用水道は、今後整備予定の県営工業団地への給水など、未利用水の需要拡大に取り組み、引き続き、両事業の経営改善に努めること。

(病院局)

10 経営目標の全ての項目において、目標値を下回っている状況も踏まえ、入院及び外来患者数の増加による収益確保を図り、一般会計繰入金の減額に努めること。

第5 結論

本委員会は、慎重に審査を重ねた結果、本委員会に付託されました令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算、病院事業会計決算及び企業局3事業会計決算の認定等に係る議案のうち、議案第37号から第52号まで、第55号及び第57号については、全員賛成をもってそれぞれ原案のとおり認定することに決定し、議案第53号、第54号及び第56号については、全員賛成をもってそれぞれ原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。決算特別委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 以上で決算特別委員長の報

告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、9月定例会提出議案のうち、議案第38号から第52号まで、第55号及び第57号を一括して採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、各議案とも認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第38号外16件は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号、第54号及び第56号を一括して採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、各議案とも原案可決及び認定であります。決算特別委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第53号外2件は、決算特別委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

次に、議案第37号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認め

ます。よって、議案第37号は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

〔委員会審査報告書は付録に掲載〕

—————○—————

知事提出議案の上程(第78号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第78号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第78号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第78号を議題といたします。

—————

第78号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第9号)

—————

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本日追加提案しました議案について御説明申し上げます。

一般会計補正予算として、国の総合経済対策に呼応し、医療、介護、福祉分野における処遇の改善、物価高騰や中小・小規模事業者の賃上げなどに対応するための支援に加え、生活者、事業者へのLPガス料金等の負担軽減のための支援に要する経費など、総額137億円を提案しております。

これにより、一般会計は、冒頭提案分及び今年9日に御提案しました追加提案分を合わせた補正予算全体で315億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は9,491億円となります。

この議案について、よろしく御審議くださるよ

うお願い申し上げます。

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案第78号に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、ただいま議題といたしました議案第78号につきましては、さきに配付の令和7年11月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表(追号2)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

—————○—————

○議長(高野洋介君) この際、各常任委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

午前10時20分休憩

—————○—————

午後0時58分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第2 各常任委員長報告

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、去る9日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第61号まで及び請願について、本日会議において審査を付託いたしました議案第78号について、各常任委員長から審査結果の報告がおりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、12月9日に本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案及び条例等関係4議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の11月補正予算は、令和7年8月豪雨における応急仮設住宅入居者等の住まいの再建に要する経費に対する助成や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、3億8,900万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,606億200万円余であります。

あわせて、来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の追加等及び繰越明許費の追加であります。

病院局の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、4,300万円余の増額補正であり、補正後の収益的収支の予算総額は、17億700万円余であります。

あわせて、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、ヘリ救急医療搬送体制推進事業について、他県では、整備士の不足により、ドクターヘリが運休しているところもあると聞きますが、本県における運用状況はどうか、また、整備等の際の代替機は確保できているのかとの質疑があり、執行部から、基地病院である熊本赤十字病院からドクターヘリの運航を受託している西日本空輸は、整備士を十分確保するなど運航体制がし

っかりしているため、運休になることはない、また、故障等があった場合でも、代替機をすぐに確保できる仕組みになっているとの答弁がありました。

関連して、委員から、災害時には、他県とのドクターヘリの連携に係る協定の締結が必要ではないかと思うが、そのような協定はあるのかとの質疑があり、執行部から、現時点では、他県との協定締結はしていないが、連絡協議会の場で、災害時における九州各県のドクターヘリの連携について検討を進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について、ギャンブル等依存症が疑われる方々の医療、福祉機関への接続がうまくいっていないように思うが、今後具体的にどのように対応していくのかとの質疑があり、執行部から、専門的な医療機関の追加登録に積極的に取り組み、治療につなげていきたい、あわせて、専門的な相談機関につなげることも重要であるため、関係機関との連携を図り、包括的な支援体制を構築していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、最近では、違法オンラインカジノの問題もあり、若年者に対する普及啓発活動が非常に重要であると思うので、県も積極的に介入し、引き続き取組を進めてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本日当委員会に付託されました追号議案である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された健康福祉部の補正予算は、医療、介護、障害福祉施設等における賃上げ等に対

する支援や物価高騰の影響を受ける施設等への支援に要する経費等、89億2,200万円余の増額補正であり、11月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると総額93億1,100万円余の増額補正であります。

これによりまして、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,695億2,400万円余であります。

次に、議案の審査の過程において論議されましたものを要約して御報告申し上げます。

委員から、今回の経済対策については、今までのノウハウを生かし、対象施設等にできるだけ早く支援が届くよう努めるとともに、あらかじめ支給額や支給見込み時期等について周知を図ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、12月9日に本委員会に付託されました案件は、予算関係8議案、条例等関係4議案、請願1件及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

す。

今回提出された環境生活部の11月補正予算は、事業費確定に伴う国庫支出金返納金や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、7,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて162億7,500万円余であります。

あわせまして、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の追加及び繰越明許費の設定であります。

商工労働部の11月補正予算は、事業費確定に伴う国庫支出金返納金や令和7年8月豪雨による被災事業者の施設復旧等への補助に要する経費及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、43億2,300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて691億9,100万円余であります。

あわせまして、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の追加等及び繰越明許費の設定であります。

観光文化部の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、1,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、38億5,400万円余であります。

あわせまして、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の追加及び繰越明許費の設定であります。

企業局の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、1,900万円余の増額補正であり、補正後の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の支出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて80億9,300万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

労働委員会の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、1億2,600万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります。指定管理者の指定について外3議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、令和7年8月豪雨に伴う自治体連携型補助金について、過去の例では、国庫補助金の上限が5億円となっていたが、具体的にどのような見直しが行われたのかとの質疑があり、執行部から、被害の規模に応じて補助の上限額を最大40億円まで引き上げる形で見直しを行ったと聞いているとの答弁がありました。

次に、委員から、今回の管外視察で広島県のスポーツ施設を視察したが、本県の施設と比較してどのように感じ、今後の施策をどう展開していくのかとの質疑があり、執行部から、特に広島市は、市民球団としての歴史的背景もあり、市民が盛り上げてつくっているという印象が強い、今後、野球場やアリーナの建設においては、県民の御理解と御支援をいただきながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、指定管理者の指定について、1者のみの応募が非常に多く、現在受託している指定管理者が続けて指定されるなど、指定管理者制度の趣旨が生かされていないのではないかと質疑があり、執行部から、指定管理の期間が長くなるにつれて、新規参入がしにくい状況にあるが、次回の募集に向けて、他県の類似施設の状況等についても情報収集を行い、審査項目の追加や要件等の見直しなど、より魅力ある公募の仕方について検討していきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。

本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本日常委員会に付託されました追号議案である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された環境生活部の補正予算は、物価高騰の影響を受ける胎児性・小児性水俣病患者等を支援する事業所への支援に要する経費、45万円余の増額補正であり、11月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると総額7,200万円余の増額補正であります。

これらによりまして、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて162億7,600万円余であります。

商工労働部の補正予算は、賃上げ原資の確保をはじめ、経営課題の解決に取り組む小規模事業者への支援に要する経費や物価高騰の影響を受ける特別高圧電力及びLPガス利用事業者に対する支援に要する経費等、39億6,000万円余の増額補正であり、11月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると総額82億8,300万円余の増額補正であります。

これらによりまして、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて731億5,100万円余であります。

次に、議案の審査の過程において論議されましたものを要約して御報告申し上げます。

委員から、くまもと型小規模事業者持続化補助金は、新規事業となっているが、国の持続化補助金との違いは何かとの質疑があり、執行部から、国の持続化補助金は、申請様式が煩雑であり、採択率も半分程度であるが、県独自の補助金は、申請様式を簡素化し、小規模事業者が広く活用できるようにしているとの答弁がありました。

以上が論議されました内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援を求める意見書を別途御提案申し上げます。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係4議案及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の11月補正予算は、8月豪雨災害への対応や農地集積、集約化に向けた取組に要する経費等、21億1,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて937億7,500万円余であります。

あわせて、ゼロ国債を含む債務負担行為の追加等及び繰越明許費の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、令和7年8月豪雨に伴う営農再開支援事業について、県で迅速にトマト苗を手当てされたが、例年と比べて作付等の状況はいかかとの質疑があり、執行部から、トマトの作付状況については、苗の被災により定植時期は遅れたが、計画作付面積とほぼ変わらない定植ができている、9月の高温の影響もあり、11月上旬の出荷量は少なかったものの、現在は前年並みまで回復しているとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本地震で被災した大切畑ダムの災害復旧に係る補正予算について、国、県などの負担割合等はどうかとの質疑があり、執行部から、事業費の負担割合については、国庫補助率が99.685%で、残りは県負担である、また、貯水池の中の漏水対策に万全を期すため事業費が増加した、令和8年度の早期に試験湛水を行い、ダムの安定性を確認しながら事業を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、来年は熊本地震から丸10年になるので、地元農家の皆さんが安心できるよう、しっかりした完全なダムを造ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、令和7年8月豪雨に伴う緊急治山事業について、今後の工事発注時期はどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、発災直後から国との協議を順次進めている、緊急事業のため、遅くとも年度内に発注し、早期完成に努めたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、市町村が取り組む復旧事業に対しても、県の技術的支援をお願いしたいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

[西山宗孝君登壇]

○西山宗孝君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係7議案、条例等関係18議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の11月補正予算は、災害復旧関連事業に要する経費及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、45億7,400万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,721億2,300万円余であります。

あわせて、ゼロ県債を含む債務負担行為の追加及び繰越明許費の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について外17議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、繰越明許費の設定金額について、今年度の8月豪雨災害の発生により、昨年度と比べて増えている、今後も、国土強靱化等によりさらに予算が増えるため、事業執行に当たっては、受発注者の状況など様々な課題も出てくると思うが、いかがかとの質疑があり、執行部から、事業執行に当たっては、できるだけ平準化を図りながら、計画的かつ円滑に執行していきたいと考えている、建設業界との意見交換も重ねながら、様々な課題に対応していきたい、また、県の技術職員が若干不足しているところもあるが、土木部一丸となって事業執行に努めたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、職員の確保は市町村も含めて重要である、今後とも、関係各所と連携を図りながら、事業執行に尽力してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、八代港加賀島地区の国の港湾工事によって生じた土地を八代港臨海用地として県が取得することだが、今後のスケジュールはどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、今年度中に国からの譲渡を受け、その後、県有埋立地と合わせて造成を行い、できれば来年度中には分譲を進めたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後の計画が見えると企業誘致もしやすくなると思うので、しっかり頑張してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定の

とおりに御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

[竹崎和虎君登壇]

○竹崎和虎君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係8議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の11月補正予算は、令和7年8月豪雨により被災した県立学校の災害復旧に要する経費や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、38億9,400万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,394億9,200万円余であります。

あわせて、県立学校や県有施設の改修工事等に係る繰越明許費の追加及び来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の追加等であります。

警察本部の11月補正予算は、職員の時間外勤務手当の不足分や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、11億3,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、461億8,400万円余であります。

あわせて、警察棟空調設備改修工事等に係る繰越明許費の追加及び来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例の制定について外7議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、県立学校の工事に係る入札不調は、実態にそぐわない入札公告が要因ではないかと思うが、参加者を入れ替えて次の入札に付すのかとの質疑があり、執行部から、今年度における入札の不調、不落件数は6件で、例年と大きく変わらない状況であり、今後も適切な入札手続を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、空調設備等の改修工事については、PTA等が設置し、県へ移管したものを含め、整備等の更新時期が到来したため改修するものかとの質疑があり、執行部から、空調設備等については、長寿命化工事等や新たな大規模改修工事と合わせて整備を進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、国の経済対策に係る予算も活用しながら、しっかりと整備を進めてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

中村亮彦君。

[中村亮彦君登壇]

○中村亮彦君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並

びに結果を御報告申し上げます。

まず、12月9日に本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係6議案、請願3件及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和7年度11月補正予算は、令和7年8月豪雨からの復旧に要する経費のほか、8月豪雨で被災した中小企業等の事業再建に向けた支援や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、177億6,500万円余の増額補正であり、補正後の令和7年度の一般会計予算総額は、9,353億7,900万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加等及び繰越明許費の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、天草地域職員住宅集約化モニタリング業務について、具体的にどういったことに支出するののかとの質疑があり、執行部から、天草地域にある知事部局、教育委員会及び警察本部の職員住宅は、数も非常に多く、老朽化が進んでいる、本業務では、建て替えや改修に加え、余剰地活用など広範にわたる事業を対象としている、県としては、要求水準を満たす工事等が適正かつ確実に履行されるかを確認するため、専門事業者にモニタリング業務を委託するものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、県職員の時間外勤務の状況と縮減に向けた取組について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、時間外勤務については、令

和4年度以降は縮減傾向にあったが、今年度は、8月豪雨災害への対応等により、上半期末時点では前年度比で7%程度増加しており、今後も、国の経済対策など、さらなる業務の増加が見込まれる、引き続き、業務のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、職場における仕事を減らす意識を持って取り組んでいくとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本日当委員会に付託されました追号議案である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された補正予算は、国の経済対策への対応や、国の経済対策に合わせた独自の地域活性化策として実施する物価高騰の影響を受けた生活者、事業者の支援に必要な予算として、137億4,100万円余の増額補正であり、11月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると、一般会計で総額315億600万円余の増額補正であり、これらによりまして、補正後の令和7年度の一般会計の予算総額は、9,491億2,100万円余であります。

以上が付託議案の主な内容であります。執行部から説明を受け、審査を行った結果、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告があつておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は1人10分以内でありますので、さよう御承知願います。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 皆さん、こんにちは。熊本維新の会の星野愛斗です。

今回の第60号議案、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、知事及び我々議員を含む特別職の期末手当を引き上げるものであります。しかしながら、物価高騰が長期化をし、県民の生活が厳しさを増す中、この引上げには賛成ができません。

この引上げ、一般企業は、賃上げに追いついていないのではないかなと思います。

また、まず、誤解がなきように、この60号議案の前の59号議案で、一般職の給与等の引上げについては、この物価高騰の中で現場を支える県職員の処遇改善、人材の確保の観点から必要であると思ひ、私は賛成の立場です。

一方で、本第60号議案は、特別職の期末手当の引上げであり、これは、一般職の給与や期末手当とは性質が異なると思ひます。

私たち議員の報酬や期末手当は、県民の皆様からの負託を受けた公職に対する特別なものであるからこそ、より強い自制と説明責任が求められる

と考えます。

加えて、本議案は、公費で成り立つ私たちの処遇に関わる引上げでありますから、一般職以上に県民の理解が前提になると考えます。

本県の中期財政見通しの中で、来年度からの5年間で約685億円の財源不足が見込まれております。また、令和8年度の当初の試算でも119億円の財源不足が見込まれ、知事御自身も、足元の財政状況は非常に厳しいと明言をされました。

また、県の財政について、松田議員からの一般質問に対しても、知事は、限られた財源と人的資源を県民が真に必要とするものに集中投資をしたい、財源不足の解消に向けて、強い危機感を持って予算編成に挑む、このような御答弁で明確な方針を示されておりました。

私は、この知事の考え自体には大いに賛同をしております。だからこそ、この方針と矛盾をしない形で、特別職の期末手当についても、今回は引上げを見送る判断があつてしかるべきだと考えます。

なお、国政においても、国会議員の歳費引上げについては、世論の理解が得られないとして、今国会での対応を見送ったと報道されています。

また、国会において、12月16日、期末手当を現行の金額に据え置く改正歳費法が、与野党共に賛成をし、成立をいたしました。

国と制度は異なりますが、この増額の是非については、県民の理解が得られるかどうか、ここを重く見て判断すべきと考えます。

我が党の方針である2割カットとはいかずとも、本議案で期末手当を引き上げることなく、一旦現状維持とすべきと考えます。

まずは、私たち自身が踏みとどまり、限られた財源を県民が真に必要とする分野へ集中をすると、この姿勢を示すことが、知事の掲げる集中投

資やスクラップ・アンド・ビルドの特にスクラップの徹底を、県民に伝える最も分かりやすいメッセージになると考えます。

以上の理由で、本議案に反対をいたします。

議員各位におかれましては、御理解、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、私の反対討論を終わります。

○議長(高野洋介君) 岩田智子君。

[岩田智子君登壇]

○岩田智子君 こんにちは。立憲民主連合の岩田智子です。

請第29号、請第30号、請第31号の委員会不採択に対する反対討論を行います。

まず、請29号、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止等に関する国への意見書の提出を求める請願についてです。

インボイス制度は、2023年10月から実施をされ、制度開始から2年が経過しました。この間、この制度は、小規模事業者やフリーランスの営業と生活に深刻な影響をもたらしています。

帝国データバンクによると、2025年1月から11月の倒産件数は9,380件で、このペースで推移すると、12年ぶりに倒産件数が1万件を超える見込みとなります。

東京商工リサーチの調査によりますと、2025年1月から11月の税金滞納倒産は147件に達し、2024年に次ぐ2番目の高水準で推移をしています。半数以上が中小企業です。

調査では、インボイス制度が直接的であるとは言えないものの、様々な要因が複合的に絡み合い、中小零細企業の経営を圧迫していると分析をしています。

また、日本商工会議所の調査を見ると、インボイス事業者になったことで、消費税負担が利益を圧迫している、2割特例終了後は、さらに負担が

増加すると思う、免税事業者との取引継続か消費税分の価格転嫁かなど、判断を迫られるケースが多く、非常に繊細な対応が求められる、インボイスを含め、複雑化している消費税制度は、現場の負担が増えるばかりだなどの声が上がっています。

インボイス制度を考えるフリーランスの会が行った7,000人実態調査の結果では、約9割がインボイス制度にデメリットを感じ、制度の見直しや廃止を求めていることが分かりました。

登録事業者の6割超が消費税や事務負担の費用を価格に転嫁できない実態や、未登録事業者の約45%が値引き、発注量の減少、取引からの排除といった不利益を経験しているということが明らかになっています。

このような状況の中で、埼玉県議会で、2024年12月、自民党県議団提出のインボイス制度の廃止等を求める意見書が可決されました。制度そのものを廃止することが最良の策と言わざるを得ないと述べられました。

これまでに、全国青年税理士連盟、青年法律家協会、全国青年司法書士協議会など、多くの団体が反対の声を発表しています。

以上のように、インボイス制度での税負担で商売が潰されることがあってはなりません。

以上のことを指摘し、本請願の採択を強く求めます。

次に、請30号、陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備と弾薬庫新設に関する住民説明会(公聴会)開催の請願についてです。

まず、憲法92条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と明記されています。

地方自治の本旨というのは、国から独立した地域団体を設け、この団体が自己の事務を自己の機

関により、その団体の責任において処理すること、地域の住民が、地域的な行政需要を自己の意思に基づき、自己の責任において充足することです。

この条文があるからこそ、県は独自の条例をつくれるし、住民が直接選挙で首長や議員を選ぶことができるのです。そこで選ばれている議員としての仕事は何なのかと考えるべきです。

11日の地元紙が、長射程ミサイルについて、地元の自治会の思いを掲載しました。不安払拭のために説明会を開くべきだと声が上がっていますという声です。地元商店街の方々も、口々に、賛否は別にして、説明会はしてもらいたいと言われます。

駐屯地を中心とした地図を見せると、うわっ、うちは駐屯地からこれだけしか離れていない、ここにミサイル、近い、怖いとつぶやく方もおられます。

国は、本県からの働きかけで、Q&Aの掲載や相談窓口の設置など、県民の不安解消に取り組んでいると防衛大臣は答弁しておられます。

しかしながら、実際に九州防衛局相談窓口で電話をかけられた方からは、次のような報告をお聞きしました。なぜ地元の自治会に説明をしないのですかと聞くと、その件については改めてお答えしますとの返事。移動式の車両から発射するから駐屯地が標的にはならないのに、駐屯地を地下化するの危険だからではないのですかと聞くと、改めてお答えいたしますとの返事。専守防衛を超えていませんかと聞いても、改めてお答えしますとのことで、その電話の3日後、電話での回答が返ってきたそうです。しかし、ホームページでお答えしているので、説明会の予定はありません。日本への攻撃を思いとどまらせる抑止力のためですと、Q&Aのとおりのお返事で、防衛省は、防衛施

設と周辺地域との調和を図り、地域住民の理解と協力を得てと言っているのに、なぜ説明会を開かないのですかと尋ねると、それを言われると痛いのですが、と言われたそうです。

これで丁寧な説明と言えるのでしょうか。地域の住民が丁寧な説明会を開いてほしいと思っていて、要請や請願を行う。今回であれば、議会で、国に対し、住民説明会開催を要請する責務があるのではないのでしょうか。

他県では、自治体が窓口となり、防衛省による住民説明会が数回開催されています。熊本県でも同様の対応が求められます。

「地域とともに 未来をひらく」、健軍駐屯地の前には、この垂れ幕が掲げてあります。対面式の説明会開催への請願の採択を強く強く求めます。

次に、請31号、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願についてです。

毎年、生徒、保護者が署名を集め、県や県議会に届けておられます。その署名を基に、本議会にも提出をされました。その請願が今回も委員会不採択とされましたので、反対をいたします。

国による就学支援制度の拡充に伴い、多くの自治体が単独予算による学費補助制度を創設し、私学に通いやすい環境を整えている中、熊本県では補助はありません。単独予算による補助を行っていないのは全国で9自治体です。

熊本は、私学に通う生徒の数が全国でも多い県です。県内高校生38%が私立高校に通っています。都心と比べ、公立志向が高く、世帯年収は厳しい家庭が多く、物価高騰で家計への影響も大きく、学費滞納で除籍、退学となる生徒も出ていますとお聞きしています。全国の調査では、6か月以上学費滞納者が増加傾向です。

来年度からの高校授業料無償化の検討も、現在

まで具体的には決まっています。保護者も当事者である生徒たちも気が気ではないと思います。

この思いに応える必要が私たち県議会にはあるのではないのでしょうか。こちらの請願につきましても、不採択に対して反対をいただきますようお願い申し上げます。

以上、3点、討論といたします。

〔拍手する者あり〕

○議長(高野洋介君) 傍聴人の拍手は禁止しております。

岩中伸司君。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 新社会党の岩中伸司です。

請第32号、最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援に関する国への意見書の提出を求める請願の採択に、これに対して反対の立場で討論をいたします。

請願では、第1に「石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標について、経済情勢や中小企業・小規模事業者の経営状況、支払い能力を十分踏まえて見直しを検討すること。また、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、中小企業・小規模事業者が自発的かつ持続的に賃上げ可能な環境を整備すること。」、第2に「現行の最低賃金制度について、他県との競争となっている実態、県内一律の金額適用の適否、地方最低賃金審議会の合意形成の在り方など、様々な課題が生じていることを踏まえ、制度の見直しを検討すること。」、第3に「令和7年度の地方最低賃金の大幅な引上げに伴い、厳しい経営を強いられる中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、支援を拡充・強化すること。」と、大きく3項目に分けた国への請願になっています。

最低賃金制度は、労働者が健康で文化的な最低

限度の生活を営むための賃金を保障し、経済の安定にも貢献する大切な制度です。

日本の最低賃金は、1959年に制定された最低賃金法等の法令に基づく公的扶助制度です。その後、1968年に審議会方式に移行し、1978年には目安制度が導入され、地域別最低賃金の引上げ額について、中央最低賃金審議会が地方の審議会に対して目安を提示しました。

都道府県をA B C Dの4つのランクに分類し、それぞれについて引上げ額の目安を示すというものです。現在では、地域間格差是正のため、A B C 3区分に再編されています。

今回の意見書は、石破政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標を見直すことを求めて引き下げよという内容と理解しました。労働者の立場に立てば全く逆であり、石破前政権が2020年代に1,500円の目標としていること、さらに、1,500円を全国一律、それ以上上げていくことを実現することこそ最も重要です。

非正規労働者が4割を占める現状の中では、最低賃金を上げていくことは何より大切であり、消費の拡大につながり、経済をよりよく回転させていくことにもなります。

中小企業、小規模事業者に対する支援は必要であり、600兆を超える大企業の内部留保に課税し、それを財源として支援していく具体的な方針を打ち出すべきです。

世界の最低賃金と比べても、日本の最低賃金は最悪の現状であり、2025年度の日本の最低賃金は、全国加重平均で時給1,121円です。熊本県の場合はさらに低く、1,034円となります。イギリスでは2,471円、オーストラリアは2,446円、ドイツでは2,406円などと、これと比べても、日本は半額以下でしかありません。

したがって、この請願採択は反対であります。議員の皆さんもぜひ私と同じような賛同をよろしくお願いして、簡単ですけれども、反対の討論に代えさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長(高野洋介君) 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議案第1号から第36号まで、第38号から第59号まで、第61号及び第78号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外59件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第37号を採決いたします。

この際、議案第37号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく松田三郎君及び河津修司君の退場を求めます。

〔松田三郎君及び河津修司君退場〕

○議長(高野洋介君) ただいまの教育警察常任委員長の報告は、原案可決であります。教育警察常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり可決いたしました。

松田三郎君及び河津修司君の入場を求めます。

〔松田三郎君及び河津修司君入場〕

○議長(高野洋介君) 次に、議案第60号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告は、原案可決であります。総務常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第60号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、請願に対する各常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これよりまず、請第32号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第32号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第29号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第29号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第30号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めま

す。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第30号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第31号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第31号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

○
日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案(第62号から第77号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

去る9日の会議において提出されました知事提出議案第62号から第77号までを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第62号から第77号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第62号から第77号までを一括して議題といたします。

第62号	公害審査会委員の任命について
第63号	公害審査会委員の任命について
第64号	公害審査会委員の任命について
第65号	公害審査会委員の任命について
第66号	公害審査会委員の任命について
第67号	公害審査会委員の任命について
第68号	公害審査会委員の任命について
第69号	公害審査会委員の任命について
第70号	公害審査会委員の任命について
第71号	土地利用審査会委員の任命について
第72号	土地利用審査会委員の任命について
第73号	土地利用審査会委員の任命について
第74号	土地利用審査会委員の任命について
第75号	土地利用審査会委員の任命について
第76号	土地利用審査会委員の任命について
第77号	土地利用審査会委員の任命について

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第62号から第70号までを一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第62号外8件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第71号から第77号までを一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第71号外6件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○

議員提出議案の上程(第1号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

議員提出議案第1号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の法制化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月19日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆夫

吉永 和世

南部 隼平

熊本県議会議長 高野 洋介 様

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の法制化を求める意見書

上皇上皇后両陛下におかれては、平成28年熊本地震発災後の余震もまだ収まらない中、避難所を御訪問頂き、被災した県民に大きな励ましを賜った。また、天皇皇后両陛下におかれては、令和3年に前年7月の豪雨災害の被災自治体をオンラインで結んだ全国初のお見舞いを賜り、被災者や災害対応尽力者にお声掛けいただき、県民も勇気づけられ、心温まるお見舞いとなった。皇室の御存在は、熊本県のみならず、全国の国民にとってなくてはならない、非常に重要なものとなっている。

また、悠仁親王殿下におかれては、9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関連の諸儀式及び諸行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀に堪えないところである。

一方、現行制度のままでは、将来、悠仁親王殿下をお支えする男子皇族が不在となるおそれがあり、皇族数の減少は皇室の公務体制のみならず、男系による皇位継承の安定性にも影響を及ぼす重大な課題である。

このため政府は、令和4年1月、「天皇の退

位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する報告書を国会に提出し、同報告書において、①皇族数の早急な確保、②悠仁親王殿下までの皇位継承の流れの維持、③皇位継承制度の根幹については国民的議論を継続することが示されている。

国会では令和6年5月以降、各党・各会派による協議が行われており、①悠仁親王殿下までの皇位継承の流れを揺るがせないこと、②女性皇族の婚姻後の皇族身分保持（ただし配偶者・子は皇族としない）、③旧11宮家の男系子孫を皇族の養子とする制度の導入の各点について、多くの党派から賛同が示されている。

しかしながら、政府の検討要請から4年が経過しようとする中、必要な法整備はいまだ実現していない。皇族数の確保と男系による皇位継承の維持は、国家の連続性と安定に関わる極めて重要な課題であり、早急な対応が求められる。

よって、国におかれては、これらのことを踏まえ、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 皇族数の確保と皇位の安定的継承のため、有識者会議の報告書に基づき、国会としての総意を早急に取りまとめ、皇室典範の改正を含めた法制化を進めていくこと。
- 2 皇室の安定は日本国全体の課題であり国民的議論を継続するための情報発信に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高野 洋 介
衆議院議長 額 賀 福志郎 様

参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
内閣官房長官 木 原 稔 様

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

—————○—————

委員会提出議案の上程(第1号及び第2号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号及び第2号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号及び第2号を日程に

追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号及び第2号を一括して議題といたします。

委員会提出議案第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年12月19日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 高木健次

熊本県議会議長 高野洋介様

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議員活動と家庭生活の両立を可能とする環境を整備するため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

委員会提出議案第2号

最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年12月19日提出

提出者 経済環境常任委員会

委員長 高島和男

熊本県議会議長 高野洋介様

最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援を求める意見書

日本経済を安定的な成長軌道に乗せるためには、全国の企業数の99.7%（熊本県内は99.9%）、従業者数の69.7%（熊本県内は92.7%）を占め、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の業績改善と自発的・持続的な賃上げが不可欠である。深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない「防衛的賃上げ」の割合が高く、「賃上げ疲れ」との声も聞かれる。

このような中で、石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標については、熊本県内経済4団体が本年9月に会員の1,049事業者、200組合から回答を得た調査では約8割の事業者と組合が「対応は不可能又は困難」と回答している。

最低賃金制度は、労働者の生活を守るセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段とすることには疑問がある。

政府におかれては、GDPの半分以上を占める個人消費が長期減少傾向にあり、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できていない状況を踏まえ、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、企業が自発的かつ持続的に賃上げが可能な環境を整備するとともに、経済情勢や、事業者の経営状況、支払い能力を十分に踏まえた目標の見直しが必要と考える。

令和7年度の地方最低賃金は、熊本県を含む

39の道府県で中央最低賃金審議会が示す目安を上回る引上げがなされた。地方最低賃金審議会においては、最低賃金法に基づき、各地域の生計費、賃金、企業の支払い能力の三要素をもとに審議を行うこととなっているが、現実的には、人材流出の懸念等から隣県より1円でも高くといった過度な競争意識が働いている。このことは、セーフティネットという最低賃金の本来の趣旨に即しておらず、企業の支払い能力を踏まえない無理な引上げにつながっている。

また、同じ県の中においても地域によって経済状況や賃金等に格差がある。これを考慮せずに県内一律の大幅な引上げとなれば、人口減少や少子高齢化が進み経済が脆弱な地域においては、日常生活を支えるインフラともいべき商業・サービス業等の産業が成り立たず、地域の更なる疲弊につながりかねない。

さらに、熊本県を含む地方最低賃金審議会においては、近年、最終的な採決で、賃金を支払う当事者である使用者側委員全員が反対したまま、多数決にて決定されるケースが多く、合意形成の在り方に疑問があるなど、現行の最低賃金制度に様々な歪みが出ていると言わざるを得ない。

令和7年度熊本県最低賃金については、全国最大の82円の引上げとなり、1,034円となった。熊本県内経済4団体が実施した調査では、今回の引上げについて、全体の7割を超える事業者及び組合において経営を直撃する重大な問題であることが浮き彫りになった。また、その対応策については、約半数が、業務効率化や、商品・サービス価格の引上げを挙げる一方で、正職員の配置転換・削減、営業時間・労働時間の短縮、一時金（賞与等）の調整を検討する声も少なくなく、労働者にとっても厳しい経営環

境になりかねない状況である。

よって、国におかれては、下記事項について措置されるよう強く要望する。

記

1 石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標について、経済情勢や、中小企業・小規模事業者の経営状況、支払い能力を十分踏まえて見直しを検討すること。

また、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、中小企業・小規模事業者が自発的かつ持続的に賃上げが可能な環境を整備すること。

2 現行の最低賃金制度について、他県との競争となっている実態、県内一律の金額適用の適否、地方最低賃金審議会の合意形成の在り方など、様々な課題が生じていることを踏まえ、制度の見直しを検討すること。

3 令和7年度の地方最低賃金の大幅な引上げに伴い、厳しい経営を強いられる中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう支援を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高野 洋 介

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	高市 早苗 様
総務大臣	林 芳正 様
財務大臣	片山 さつき 様
厚生労働大臣	上野 賢一郎 様
経済産業大臣	赤澤 亮正 様
内閣官房長官	木原 稔 様
内閣府特命担当大臣	城内 実 様

(経済財政政策)

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、委員会提出議案第2号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、委員会提出議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

○
議員派遣の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和7年12月19日

次のとおり議員を派遣する。

- 1 令和7年度九州各県議会議員交流セミナー
 - (1) 派遣目的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、共に九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指す。
 - (2) 派遣場所 熊本市
 - (3) 派遣期間 令和8年2月5日(木)
 - (4) 派遣議員 全議員(47人)
- 2 海外行政視察調査(ドイツ)
 - (1) 派遣目的 スポーツ・文化を核としたまちづくり政策の先進地であるドイツ連邦共和国を訪問し、行政と市民が連携して地域社会を形成する仕組みや、スポーツ・文化、コミュニティを基盤とした地域振興の実践を学ぶことを目的として、視察調査を行う。
 - (2) 派遣場所 ドイツ連邦共和国
 - (3) 派遣期間 令和8年3月19日(木)から3月25日(水)まで
 - (4) 派遣議員 斎藤陽子、堤 泰之、

立山大二郎、杉畠ミカ、
星野愛斗

3 海外行政視察調査(インドネシア、中華民国(台湾))

- (1) 派遣目的 インドネシア共和国の人材の特徴や送り出し状況等について理解を深め、多くの優秀な人材に本県に来ていただくための方策を検討する上での参考とするため、現地政府や日本の関係機関、送出機関等を訪問し、現状について視察調査を行う。

また、中華民国(台湾)の半導体の歴史や研究開発の現状等について理解を深め、シリコンアイランド九州の実現に向けた検討を進める上での参考とするため、TSMCを生み出した世界有数の公的研究機関を訪問し、視察調査を行う。

- (2) 派遣場所 インドネシア共和国、
中華民国(台湾)
- (3) 派遣期間 令和8年3月30日(月)から
4月3日(金)まで
- (4) 派遣議員 瀧上陽一、前川 収、
吉永和世、坂田孝志、
楠本千秋、松村秀逸、
吉田孝平、池永幸生、
城戸 淳、荒川知章、
坂梨剛昭

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よ
って、議席に配付のとおり議員を派遣することに
決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今
後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一
任願いたいと思います。これに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よ
って、そのように取り計らうことに決定いたしま
した。

—————○—————

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程及び会期
日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和7年11月熊本県議会定例会を
閉会いたします。

午後2時5分閉会

—————○—————

○議長(高野洋介君) 閉会に当たりまして、一言
御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会も、全日程を滞りなく終える
ことができました。議員各位並びに木村知事をは
じめ執行部の皆様方の御尽力に、緒方副議長共
々、心より感謝申し上げます。

本年1年を振り返りますと、昨年12月に策定さ
れたくまもと新時代共創基本方針を踏まえ、県政
の新たな方向性が着実に具体化された1年です
た。

その間、米国の関税措置への対応をはじめ、国
際経済の変動に直面しながらも、県民生活と産業
の安定に向けて、多くの議論を重ねてまいりまし
た。

また、球磨川流域の創造的復興が進展し、運休
中のJR肥薩線八代一人吉間の復旧に関して、J

R九州との間で最終合意が得られるなど、地域再生に向けた大きな一歩が刻まれました。

一方で、水俣病問題については、依然として差別や偏見の解消、患者、被害者の方々の支援充実といった課題が残されており、県民の信頼に応えるため、議会としても真摯に向き合う必要性を改めて認識した1年でもありました。

熊本地震から9年、令和2年7月豪雨から5年が経過し、いまだ復旧、復興の途上にある中、8月には再び豪雨に見舞われ、県内各地で甚大な被害が発生いたしました。改めて、お亡くなりになられました方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

現在も、被災された方々の生活再建、事業者並びに生産者の方々の事業や営農再開、インフラ等の復旧、復興に向けて、総力を挙げての復旧作業が進められております。

これらの経験を踏まえ、頻発する災害への備えはもちろん、命と暮らしを守る防災・減災体制の充実が改めて重要であることや、線状降水帯による甚大な被害に対する新たな支援制度を早期に構築する必要性を認識し、国に対する緊急要望で、その必要性を訴えてまいりました。

このほか、将来を見据えた取組として、3月にくまもとサイエンスパーク推進ビジョンが策定され、半導体関連産業の集積と併せて、産学官連携拠点の早期具体化への期待が高まっております。

特に、J A S M第2工場の立地協定締結に代表される半導体産業における大型投資は、熊本の産業基盤をさらに強化し、地域経済の持続的発展を加速させていくものと思われまます。

また、熊本都市圏の交通渋滞への対応や空港アクセス、阿蘇くまもと空港の国際線ネットワークの強化など、生活基盤や交流基盤の整備について

も議論が深められました。

さらには、大型スポーツ施設整備に関する議論も進み、執行部から整備の方向性が示されたことで、国内外からの交流促進や地域のにぎわい創出に資する新たな拠点づくりへの期待がより高まっております。

来年は、これらの取組をさらに加速させ、その成果を県民の皆様実感していただけるようにする大変重要な1年となります。

今後とも、議会と執行部が建設的な議論を重ねつつ、県民の負託に応えるため、共に力を尽くしてまいりましょう。

最後に、県民の皆様はもとより、議員各位並びに木村知事をはじめ執行部の皆様方には、御健勝で新春を迎えられ、来る年が幸多い1年となりますことを心より祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

1年間大変お疲れ様でございました。

午後2時10分

付 録

令和7年11月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号)	12月19日 原案可決
〃 第2号	令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第3号	令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第4号	令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第5号	令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第6号	令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第7号	令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第8号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第9号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第10号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第11号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第12号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第13号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第14号	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第15号	熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃

知事提出議案	第 16 号	熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の 制定について	12月19日 原案可決
〃	第 17 号	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定に ついて	〃
〃	第 18 号	熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の 制定について	〃
〃	第 19 号	財産の取得について	〃
〃	第 20 号	令和7年度災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の経 費に対する町負担金(地方財政法関係)について	〃
〃	第 21 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 22 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 23 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 24 号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第 25 号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第 26 号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第 27 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 28 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 29 号	当せん金付証券の発売について	〃
〃	第 30 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 31 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 32 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 33 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 34 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 35 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 36 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 37 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 38 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 39 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 40 号	専決処分の報告及び承認について	12月19日 原案承認
〃	第 41 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 42 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 43 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 44 号	専決処分の報告及び承認について	〃

知事提出議案	第 45 号	専決処分の報告及び承認について	12月19日 原案承認
〃	第 46 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 47 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 48 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 49 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号)	12月19日 原案可決
〃	第 50 号	令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 (第3号)	〃
〃	第 51 号	令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃	第 52 号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計補正予算(第3号)	〃
〃	第 53 号	令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予 算(第2号)	〃
〃	第 54 号	令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第3号)	〃
〃	第 55 号	令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)	〃
〃	第 56 号	令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第 3号)	〃
〃	第 57 号	令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第 1号)	〃
〃	第 58 号	令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)	〃
〃	第 59 号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の制定について	〃
〃	第 60 号	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部 を改正する条例の制定について	〃
〃	第 61 号	熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関す る特別措置条例等の一部を改正する条例の制定につい て	〃
〃	第 62 号	公害審査会委員の任命について	12月19日 原案同意
〃	第 63 号	公害審査会委員の任命について	〃
〃	第 64 号	公害審査会委員の任命について	〃
〃	第 65 号	公害審査会委員の任命について	〃
〃	第 66 号	公害審査会委員の任命について	〃
〃	第 67 号	公害審査会委員の任命について	〃

知事提出議案	第 68 号	公害審査会委員の任命について	12月19日 原案同意
〃	第 69 号	公害審査会委員の任命について	〃
〃	第 70 号	公害審査会委員の任命について	〃
〃	第 71 号	土地利用審査会委員の任命について	〃
〃	第 72 号	土地利用審査会委員の任命について	〃
〃	第 73 号	土地利用審査会委員の任命について	〃
〃	第 74 号	土地利用審査会委員の任命について	〃
〃	第 75 号	土地利用審査会委員の任命について	〃
〃	第 76 号	土地利用審査会委員の任命について	〃
〃	第 77 号	土地利用審査会委員の任命について	〃
〃	第 78 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算(第9号)	12月19日 原案可決
9月定例会 知事提出議案	第 37 号	令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定につ いて	12月19日 認 定
〃	第 38 号	令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳 出決算の認定について	〃
〃	第 39 号	令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳 入歳出決算の認定について	〃
〃	第 40 号	令和6年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
〃	第 41 号	令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入 歳出決算の認定について	〃
〃	第 42 号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	〃
〃	第 43 号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳 入歳出決算の認定について	〃
〃	第 44 号	令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	〃
〃	第 45 号	令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出 決算の認定について	〃
〃	第 46 号	令和6年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決 算の認定について	〃
〃	第 47 号	令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳 出決算の認定について	〃
第 48 号		令和6年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計	〃

9月定例会 知事提出議案	第48号	令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	12月19日 認 定
〃	第49号	令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第50号	令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付け に係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定につい て	〃
〃	第51号	令和6年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
〃	第52号	令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	〃
〃	第53号	令和6年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算 の認定について	12月19日 可決・認定
〃	第54号	令和6年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算 の認定について	〃
〃	第55号	令和6年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定に ついて	12月19日 認 定
〃	第56号	令和6年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及 の決算の認定について	12月19日 可決・認定
〃	第57号	令和6年度熊本県下水道事業会計決算の認定につい て	12月19日 認 定
議員提出議案	第1号	皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の法制化を求め る意見書	12月19日 原案可決
委員会提出議案	第1号	熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定 について	〃
〃	第2号	最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援を求 める意見書	〃

令和7年11月定例会

議 長 諸 般 の 報 告

11月定例会における議長からの諸般の報告

第1 職員の給与等に関する報告及び勧告の報告について

第1 職員の給与等に関する報告及び勧告の報告について

去る10月10日、人事委員会委員長から、県職員の給与等について報告及び勧告がありましたので報告します。

※ 報告及び勧告の詳細については、人事委員会から先に配布のとおり

令和7年11月28日

熊本県議会議長 高野 洋介

令和7年11月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表

□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・
出納局・議会事務局)

○議案第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳入全部 ……(2) (事項別
明細書 2)

歳 出

1 総 務 費

1 総務管理費 ……(4)(" 13)

2 企 画 費 ……(4)(" 14)

3 徴 税 費 ……(4)(" 15)

8 教育費のうち

1 教育総務費のうち ……(5)(" 30)

9 災害復旧費のうち

3 教育災害復旧費のうち ……(5)(" 33)

10 諸 支 出 金 ……(6)(" 34)

第2表 繰越明許費補正のうち ……(7)

第3表 債務負担行為補正のうち ……(10)(" 37)

第4表 地方債補正 ……(19)

○議案第 8 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する

条例の一部を改正する条例の制定について ……(条 1)

○議案第 9 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定につ

いて ……(条 3)

○議案第 10 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利

用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について ……(条 5)

○議案第 29 号

当せん金付証票の発売について ……(条 31)

○報告第 1 号

専決処分報告について ……(条 51)

□厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)

○議案第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

2 民生費

- 1 社会福祉費……………(4) (事項別明細書 16)
- 2 児童福祉費……………(4) (" 17)
- 3 災害救助費……………(4) (" 18)

3 衛生費のうち

- 1 公衆衛生費……………(4) (" 19)

第2表 繰越明許費補正のうち……………(7)

第3表 債務負担行為補正のうち……………(10) (" 37)

○議案第 7 号

令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号) ……(30) (" 47)

○議案第 11 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する
条例等の一部を改正する条例の制定について……………(条 6)

○議案第 12 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する
条例等の一部を改正する条例の制定について……………(条 8)

○議案第 13 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する
条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について…(条 10)

○議案第 14 号

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
等の一部を改正する条例の制定について……………(条 12)

□経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光文化部・企業局)

○議案第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

3 衛生費のうち

2 環境衛生費のうち……………(4) (事項別
明細書 20)

5 商 工 費

1 商 業 費……………(5)(" 24)

第2表 繰越明許費補正のうち……………(7)

第3表 債務負担行為補正のうち……………(10)(" 37)

○議案第 5 号

令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号) ……(28)(" 45)

○議案第 6 号

令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第
2号) ……(29)(" 46)

○議案第 30 号

指定管理者の指定について……………(条 32)

○議案第 31 号

指定管理者の指定について……………(条 33)

○議案第 32 号

指定管理者の指定について……………(条 34)

○議案第 33 号

指定管理者の指定について……………(条 35)

○報告第 2 号

専決処分の報告について……………(条 52)

□農林水産委員会関係 (農林水産部)

○議案第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

4 農林水産業費

- 1 農 業 費 ……(4) (事項別明細書 21)
- 2 農 地 費 ……(4) (" 22)
- 3 林 業 費 ……(5) (" 23)

9 災害復旧費のうち

- 1 農林水産業災害復旧費 ……(5) (" 31)

第2表 繰越明許費補正のうち ……(7)

第3表 債務負担行為補正のうち ……(10) (" 37)

○議案第 15 号

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について ……(条 13)

○議案第 21 号

工事請負契約の変更について ……(条 23)

○議案第 22 号

工事請負契約の変更について ……(条 24)

○議案第 23 号

工事請負契約の変更について ……(条 25)

○報告第 3 号

専決処分の報告について ……(条 53)

○報告第 4 号

専決処分の報告について ……(条 54)

□建設委員会関係 (土木部)

○議案第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

3 衛生費のうち

2 環境衛生費のうち……………(4) (事項別
明細書) 20)

6 土 木 費

1 道路橋りょう費……………(5) (" 25)

2 河川海岸費……………(5) (" 26)

9 災害復旧費のうち

2 土木災害復旧費……………(5) (" 32)

第2表 繰越明許費補正のうち……………(7)

第3表 債務負担行為補正のうち……………(10) (" 37)

○議案第 2 号

令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号) ……(21) (" 44)

○議案第 3 号

令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号) ……(24)

○議案第 4 号

令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号) ……(26)

○議案第 16 号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 15)

○議案第 17 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 16)

○議案第 18 号

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 20)

○議案第 19 号

財産の取得について……………(条 21)

○議案第 20 号

令和7年度災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する町負担金(地方財政法関係)について……………(条 22)

○議案第 24 号

工事請負契約の締結について……………(条 26)

○議案第 25 号

工事請負契約の締結について……………(条 27)

○議案第 26 号

工事請負契約の締結について……………(条 28)

○議案第 27 号

工事請負契約の変更について……………(条 29)

○議案第 28 号

工事請負契約の変更について……………(条 30)

○議案第 40 号

専決処分の報告及び承認について……………(条 42)

- 議案第 41 号
専決処分の報告及び承認について……………(条 43)
- 議案第 42 号
専決処分の報告及び承認について……………(条 44)
- 議案第 43 号
専決処分の報告及び承認について……………(条 45)
- 議案第 44 号
専決処分の報告及び承認について……………(条 46)
- 議案第 45 号
専決処分の報告及び承認について……………(条 47)
- 議案第 46 号
専決処分の報告及び承認について……………(条 48)
- 議案第 47 号
専決処分の報告及び承認について……………(条 49)
- 報告第 5 号
専決処分の報告について……………(条 55)

□教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)

○議案第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

8 警 察 費

1 警察管理費……………(5) (事項別
明細書 28)

2 警察活動費……………(5) (" 29)

9 教育費のうち

1 教育総務費のうち……………(5) (" 30)

9 災害復旧費のうち

3 教育災害復旧費のうち……………(5) (" 33)

第2表 繰越明許費補正のうち……………(7)

第3表 債務負担行為補正のうち……………(10) (" 37)

○議案第 34 号

指定管理者の指定について……………(条 36)

○議案第 35 号

指定管理者の指定について……………(条 37)

○議案第 36 号

指定管理者の指定について……………(条 38)

○議案第 37 号

指定管理者の指定について……………(条 39)

○議案第 38 号

指定管理者の指定について……………(条 40)

○議案第 39 号

指定管理者の指定について……………(条 41)

○議案第 48 号

専決処分の報告及び承認について……………(条 50)

○報告第 6 号

専決処分の報告について……………(条 56)

令和7年11月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表
(追号)

□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・出納局・議会議務局・選挙管理委員会・人事委員会事務局・監査委員事務局)

○議案第 49 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳入全部 ……(2) (事項別明細書 2)

歳 出

1 議会費

1 議会費 ……(3)(" 9)

2 総務費のうち

1 総務管理費のうち ……(3)(" 10)

2 企画費のうち ……(3)(" 15)

3 徴税費 ……(3)(" 16)

4 市町村振興費 ……(3)(" 17)

5 選挙費 ……(3)(" 18)

6 防災費 ……(3)(" 19)

7 統計調査費 ……(3)(" 21)

8 人事委員会費 ……(3)(" 22)

9 監査委員費 ……(3)(" 23)

7 商工費のうち

1 商業費のうち ……(5)(" 69)

2 工鉱業費のうち ……(5)(" 71)

10 教育費のうち

1 教育総務費のうち ……(6)(" 84)

○議案第 59 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について ……(条 1)

○議案第 60 号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について ……(条 35)

□厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)

○議案第 49 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

3 民生費のうち

1 社会福祉費のうち……………	(3)	事項別 明細書	24)
2 児童福祉費のうち……………	(4)	(")	29)
3 生活保護費……………	(4)	(")	32)
4 災害救助費……………	(4)	(")	33)

4 衛生費のうち

1 公衆衛生費……………	(4)	(")	34)
2 環境衛生費のうち……………	(4)	(")	36)
3 保健所費……………	(4)	(")	40)
4 医薬費……………	(4)	(")	41)

10 教育費のうち

1 教育総務費のうち……………	(6)	(")	84)
12 諸支出金……………	(6)	(")	97)

○議案第 53 号

令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) ……(17) (") 112)

○議案第 58 号

令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号) ……(24) (") 148)

□経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光文化部・企業局、
労働委員会事務局)

○議案第 49 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

2 総務費のうち

1 総務管理費のうち……………(3) (事項別
明細書 10)

2 企画費のうち……………(3) (" 15)

3 民生費のうち

1 社会福祉費のうち……………(3) (" 24)

2 児童福祉費のうち……………(4) (" 29)

4 衛生費のうち

2 環境衛生費のうち……………(4) (" 36)

5 労働費

1 労政費……………(4) (" 44)

2 職業訓練費……………(4) (" 45)

3 失業対策費……………(4) (" 47)

4 労働委員会費……………(4) (" 48)

6 農林水産業費のうち

1 農業費のうち……………(4) (" 49)

4 林業費のうち……………(5) (" 59)

7 商工費のうち

1 商業費のうち……………(5) (" 69)

2 工鉱業費のうち……………(5) (" 71)

3 観光費……………(5) (" 74)

11 災害復旧費のうち

2 商工災害復旧費……………(6) (" 96)

○議案第 52 号

令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等

特別会計補正予算(第3号) ……(14) (" 109)

○議案第 55 号

令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号) ……(21) (" 124)

○議案第 56 号

令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第

3号) ……(22) (" 132)

○議案第 57 号

令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第

1号) ……(23) (" 142)

□農林水産委員会関係 (農林水産部)

○議案第 49 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

6 農林水産業費のうち

1 農業費のうち……………	(4)	(事項別 明細書	49)
2 畜産業費……………	(5)	(")	54)
3 農地費……………	(5)	(")	57)
4 林業費のうち……………	(5)	(")	59)
5 水産業費……………	(5)	(")	64)

11 災害復旧費のうち

1 農林水産業災害復旧費……………	(6)	(")	95)
-------------------	-------	-------	-----

□建設委員会関係 (土木部)

○議案第 49 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

8 土 木 費

1	土木管理費	(5)	(事項別 明細書	75)
2	道路橋りょう費	(5)	(")	77)
3	河川海岸費	(5)	(")	78)
4	港 湾 費	(5)	(")	79)
5	都市計画費	(5)	(")	80)
6	住 宅 費	(5)	(")	81)

○議案第 50 号

令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算

(第3号) ……(8) (" 102)

○議案第 54 号

令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第3号)

……………(20) (" 115)

□教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)

○議案第 49 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

9 警 察 費

1 警察管理費 ……(6) (事項別
明細書 83)

10 教育費のうち

1 教育総務費のうち ……(6)(" 84)

2 小学校費 ……(6)(" 87)

3 中学校費 ……(6)(" 88)

4 高等学校費 ……(6)(" 89)

5 特別支援学校費 ……(6)(" 91)

6 社会教育費 ……(6)(" 92)

7 保健体育費 ……(6)(" 94)

○議案第 51 号

令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算

(第1号) ……(11)(" 106)

○議案第 61 号

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する

特別措置条例等の一部を改正する条例の制定につ

いて ……(条 37)

令和7年11月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表
(追号2)

□総務委員会関係 (総務部)

○議案第 78 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第9号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳入全部 ……(2) (事項別
明細書 2)

歳 出

3 商工費のうち

2 工鉱業費のうち ……(3) (" 12)

□厚生委員会関係 (健康福祉部)

○議案第 78 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第9号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

1 民生費

1 社会福祉費	……………(3)	事項別 明細書	4)
2 児童福祉費	……………(3)	(")	6)
3 生活保護費	……………(3)	(")	7)

2 衛生費のうち

1 公衆衛生費	……………(3)	(")	8)
2 環境衛生費のうち	……………(3)	(")	9)
3 医薬費	……………(3)	(")	10)

□経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部)

○議案第 78 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第9号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

2 衛生費のうち

2 環境衛生費のうち……………(3)(事項別
明細書 9)

3 商工費のうち

1 商 業 費……………(3)(" 11)

2 工鉦業費のうち……………(3)(" 12)

令和7年11月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内 訳	
委 員 会 名	件 数
総 務	3
厚 生	
経 済 環 境	1
農 林 水 産	
建 設	
教 育 警 察	
議 会 運 営	
計	4

		総務常任委員会	
令和7年12月1日受理		請 第 29 号	
件 名	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等に関する国への意見書の提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
西 聖 一 岩 田 智 子 幸 村 香代子			
<p>(要 旨)</p> <p>政府及び国会に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止もしくは見直しを求める意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>2023年10月、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が始まり、制度開始から2年が経過した。2024年12月、埼玉県議会では、自民党県議団が提出した「インボイス制度の廃止等を求める意見書」が可決された。意見書では、インボイス制度を起因とした減収や税負担増による経営の悪化、経理事務の過大な負担を訴える事業者の声を紹介し、エネルギー価格や原材料費等の高騰により厳しさを増す経営環境について指摘し、制度そのものを廃止することが最良の策と言わざるを得ないと述べている。</p> <p>また、自民党国会議員の約2割強が加入する「責任ある積極財政を推進する議員連盟」が、2023年10月、インボイスが原因で小規模事業者が減収・廃業することがないように、抜本的支援策の実施を提言している。さらに、自民党地方議員が共同代表を務める「積極財政を推進する地方議員連盟」でも、共通政策提言の中でインボイス制度の廃止を掲げ、多くの自治体で制度の中止・見直し等を求める意見書の請願・陳情が採択されている。</p> <p>この制度下では、取引先から適格請求書等（インボイス）をもらう必要があり、年間売上1,000万円以下の消費税の免税事業者が課税事業者になる必要があり、発行できなければ不当に値引きされたり、取引から排除されたりしている。</p> <p>インボイス制度を考える「フリーランスの会」が実施したインボイス制度におけるフリーランス等10,000人実態調査では、未登録事業者の45%が、制度開始後、重要な発注元・売上先からの値引きや取引排除などがあったと回答、インボイス登録事業者の6割が、負担軽減措置のある間に対応できるが、その後は仕事が続けられるか心配と回答している。また、登録事業者の6割超が、消費税や事務負担費用の補填方法として、貯蓄から捻出と回答、さらに、7.4%が消費税の納税のために借金をして補填したと回答している。</p> <p>今回施行されたインボイス制度は、世界に類を見ない複雑な税制であり、事務処理で発生する人件費が大幅に増加している。</p> <p>日本商工会議所は、制度施行に慎重な姿勢を崩しておらず、全国青年税理士連盟、青年法律家協会、全国青年司法書士協議会も制度反対の声明を発表している。</p> <p>経済低迷期を抜け出せない状況下で始まったインボイス制度は、多くの事業者の事業存続を危うくし、地域経済や地域社会に負の影響を与えかねないとの指摘が現実のものとなっていることから、地方自治法第99条の規定により、インボイス制度の廃止もしくは見直しを政府及び国会に対して求める意見書を提出されるよう請願する。</p>			

		総務常任委員会	
令和7年12月2日受理		請 第 30 号	
件 名	陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備と弾薬庫新設に関する住民説明会（公聴会）開催の請願		
紹 介 議 員	提 出 者	住 所	氏 名
岩 中 伸 司 西 聖 一 岩 田 智 子 幸 村 香代子			
<p>(要 旨)</p> <p>1 陸上自衛隊健軍駐屯地への12式地对艦誘導弾能力向上型長射程ミサイル配備及び覆土式弾薬庫2棟新設について、九州防衛局に対し、住民を対象とした対面式の説明会（公聴会）の開催を要請すること。</p> <p>2 令和7年10月7日に熊本県議会において不採択となった「長射程ミサイルに関する意見書」を再検討すること。</p> <p>(理 由)</p> <p>健軍駐屯地への長射程ミサイル配備計画は、地域住民の安全・生活環境に重大な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、住民が直接説明を受け、意見を述べる機会が設けられていない。他県では、防衛省・防衛局が対面式説明会を実施しており、熊本県においても、住民が参加できる説明の場を設けるよう国へ求めることは、地方自治体の責務である。</p> <p>また、令和7年10月7日に不採択となった意見書には、多くの住民の要望が反映されており、県議会として改めて検討し、住民意思の反映に努める必要がある。</p>			

		総務常任委員会	
令和7年12月2日受理		請 第 31 号	
件 名	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める 請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
岩中伸司 西 聖一 幸村香代子	城下広作 岩田智子 星野愛斗		
<p>(要 旨)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 熊本県単独予算による学費補助制度を拡充すること。 2 年収590万円未満世帯まで入学金を補助すること。 3 所得制限の撤廃や私立高校への加算額引上げを含めた「高校授業料の無償化」を国に強く要請すること。 4 私学経営を安定させ専任教員を増員するため、国に経常費助成の拡充を要請すること。 <p>教育改革に積極的な役割を果たしている私立学校においては、教育条件の維持向上を図るための経常費助成の拡充や、家庭を直接支援する制度の充実が必要となるため、上記の事項について請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>2010年度に「高校無償化・就学支援金制度」が始まり、全国的に私立高校への進学率が向上し、熊本県内の私立高校生の割合は、全日制高校全体の38.0%（24年度）に上っている。これは、全国で5番目に高い割合であり、これまで各校で取り組まれてきた教育実践と、生徒一人一人への手厚い対応が世間に評価され、就学支援金制度の創設と結びついた結果だと考えている。</p> <p>国による就学支援金制度の拡充に伴い、多くの自治体が単独予算を使い、私学にしやすい環境を整えている中、本県ではそのような補助が行われておらず、経済的理由による中退者の増加が懸念されるため、県単独予算による学費補助の拡充を強く望む。</p> <p>国の就学支援金制度の対象は、授業料のみであり、入学金や施設設備費等は、各家庭への負担として残っている。現在、本県の入学金補助は、生活保護世帯に限られているが、就学支援金の加算支給対象の年収590万円未満世帯まで補助対象を拡げていただきたい。</p> <p>2025年2月、自民党、公明党、日本維新の会の合意では、所得制限を撤廃し、全世帯への就学支援金の支給及び授業料支援額引上げが盛り込まれたが、文部科学省は、25年度の制度拡充を今年度限りの予算措置としており、26年度については、高校授業料の無償化は別途検討中としている。本県においては、自治体間格差是正の観点からも、必要な財源を確保し、少なくとも合意された内容を着実に実施するよう、国への要請をお願いする。</p> <p>現在、学校現場の教員不足が深刻であり、熊本県内私学の非正規率は、44.9%（全国40.9%）に上っている。さらに、非正規教員は、身分の不安定さから教育の質を保つことも難しく、私学が安定的運営を行うためには、国による経常費助成の拡充が強く求められる。</p> <p>については、教育基本法第8条の私立学校教育の振興や、私立学校振興助成法第4条の私立学校への補助を名実ともに確立するため、私学助成に係る上記事項について、特段の御高配を賜るよう請願する。</p>			

		経済環境常任委員会	
令和7年12月4日受理		請 第 32 号	
件 名	最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援に関する国への意見書の提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
前 川 收 藤 川 隆 夫 松 田 三 郎			
<p>(要 旨)</p> <p>国に対し、次のとおり最低賃金に関する意見書を提出されるよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標について、経済情勢や中小企業・小規模事業者の経営状況、支払い能力を十分踏まえて見直しを検討すること。また、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、中小企業・小規模事業者が自発的かつ持続的に賃上げ可能な環境を整備すること。 2 現行の最低賃金制度について、他県との競争となっている実態、県内一律の金額適用の適否、地方最低賃金審議会の合意形成の在り方など、様々な課題が生じていることを踏まえ、制度の見直しを検討すること。 3 令和7年度の地方最低賃金の大幅な引上げに伴い、厳しい経営を強いられる中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、支援を拡充・強化すること。 <p>熊本県においても、全国最大の引上げ額となった令和7年度熊本県最低賃金の適用に伴い、厳しい経営を強いられる県内中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充・強化されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>令和7年度熊本県最低賃金については、令和6年度の952円から82円の引上げとなり、1,034円となった。国の中央最低賃金審議会の答申では、熊本県を含むCランクの引上げ額の目安は64円（前年比6.7%増）とされたが、熊本地方最低賃金審議会は、その目安64円からさらに18円増の82円（前年比8.6%）という全国最大の引上げ額を答申した。</p> <p>最低賃金制度は、労働者の生活を守るセーフティネットとして、赤字企業も含め、強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。</p> <p>また、地方最低賃金審議会では、人材流出の懸念等から、隣県より1円でも高くといった過度な競争意識が働いており、加えて、同じ県の中においても、地域によって、経済状況や賃金等に格差がある。</p> <p>さらに、熊本県を含む地方最低賃金審議会では、使用者側委員全員が反対したまま、公益委員と労働者側委員の賛成による多数決にて決定されるケースが多い。</p> <p>経済4団体が実施した調査では、今回の引上げについて、全体の7割を超える事業者及び組合において経営を直撃する重大な問題であることが浮き彫りになった。また、その対応策については、約半数が、業務効率化や商品・サービス価格の引上げを挙げる一方で、正職員の配置転換・削減、営業時間・労働時間の短縮、一時金（賞与等）の調整を検討する声も少なくなく、労働者にとっても厳しい経営環境になりかねない状況である。</p>			

令和7年11月28日

議長 高野 洋介 様

決算特別委員長 高木健次

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
9月定例会 議案第37号	令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第38号	令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第39号	令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第40号	令和6年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第41号	令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第42号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第43号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第44号	令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第45号	令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第46号	令和6年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

議案番号	議案名	議決結果
9月定例会 議案第47号	令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第48号	令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第49号	令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第50号	令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第51号	令和6年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第52号	令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第53号	令和6年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び 認定
9月定例会 議案第54号	令和6年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び 認定
9月定例会 議案第55号	令和5年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第56号	令和6年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び 認定
9月定例会 議案第57号	令和6年度熊本県下水道事業会計決算の認定について	認 定

令和7年12月12日

議長 高野 洋介 様

総務常任委員長 中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	原案可決
第 8 号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 9 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 10 号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 29 号	当せん金付証票の発売について	原案可決
第 49 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第8号）	原案可決
第 59 号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 60 号	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和7年12月12日

議長 高野 洋介 様

厚生常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	原案可決
第 7 号	令和7年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 1 1 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 1 2 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 1 3 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 1 4 号	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 4 9 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第8号）	原案可決
第 5 3 号	令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 5 8 号	令和7年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決

令和7年12月12日

議長 高野 洋介 様

教育警察常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	原案可決
第 34号	指定管理者の指定について	原案可決
第 35号	指定管理者の指定について	原案可決
第 36号	指定管理者の指定について	原案可決
第 37号	指定管理者の指定について	原案可決
第 38号	指定管理者の指定について	原案可決
第 39号	指定管理者の指定について	原案可決
第 48号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 49号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第8号）	原案可決
第 51号	令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 61号	熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和7年12月15日

議長 高野 洋介 様

経済環境常任委員長 高島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号)	原案可決
第 5 号	令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第 6 号	令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第 30号	指定管理者の指定について	原案可決
第 31号	指定管理者の指定について	原案可決
第 32号	指定管理者の指定について	原案可決
第 33号	指定管理者の指定について	原案可決
第 49号	令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号)	原案可決
第 52号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第3号)	原案可決
第 55号	令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 56号	令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第 57号	令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）	原案可決

令和7年12月15日

議長 高野 洋介 様

農林水産常任委員長 河津修司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	原案可決
第 15号	熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 21号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 22号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 23号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 49号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第8号）	原案可決

令和7年12月15日

議長 高野 洋介 様

建設常任委員長 西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	原案可決
第 2 号	令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 3 号	令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 4 号	令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 16号	熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 17号	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 18号	熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 19号	財産の取得について	原案可決
第 20号	令和7年度災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する町負担金（地方財政法関係）について	原案可決
第 24号	工事請負契約の締結について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 25号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 26号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 27号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 28号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 40号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 41号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 42号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 43号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 44号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 45号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 46号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 47号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 49号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第8号）	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 50号	令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第 54号	令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決

令和7年12月19日

議長 高野 洋介 様

総務常任委員長 中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 78号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第9号）	原案可決

令和7年12月19日

議長 高野 洋介 様

厚生常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 78号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第9号）	原案可決

令和7年12月19日

議長 高野 洋介 様

経済環境常任委員長 高島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 78号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第9号）	原案可決

令和7年11月定例会提出

閉会中の継続審査申出一覧表

総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 国際交流に関する件
- 5 企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 6 球磨川流域復興に関する件

厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、文化、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 公営企業の経営に関する件

農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

地域活力創生特別委員会

- 1 新たな地方創生に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

令和7年11月定例会提出

請願委員会審査報告一覧表

閉会中の継続審査申出一覧表

内 訳					
委員会名	採 択	不 採 択	撤回許可	継続審査	計
総 務		3			3
厚 生					
経 済 環 境	1				1
農 林 水 産					
建 設					
教 育 警 察					
議 会 運 営					
高速交通ネットワーク 整備推進					
海の再生及び環境対策					
地 域 活 力 創 生					
計	1	3			4

総務常任委員会						
受理年月日 番号	件名	紹介議員	提出者 住所 氏名	結果		継続 審査
				採択	不採択	
7・12・1 請第29号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等に関する国への意見書の提出を求める請願	西 聖 一 岩 田 智 子 幸 村 香 代 子			○	
7・12・2 請第30号	陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備と弾薬庫新設に関する住民説明会（公聴会）開催の請願	岩 中 伸 司 西 田 聖 一 岩 田 智 子 幸 村 香 代 子			○	
7・12・2 請第31号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願	岩 中 伸 司 城 下 広 作 西 田 聖 一 岩 田 智 子 幸 村 香 代 子 星 野 愛 斗			○	

経済環境常任委員会						
受理年月日 番号	件名	紹介議員	提出者 住所 氏名	結果		継続 審査
				採択	不採択	
7・12・4 請第32号	最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援に関する国への意見書の提出を求める請願	前 川 收 藤 川 隆 夫 松 田 三 郎		○		